

## 疫病時下の都市住民の制度受容に関する一考察

トローネ裁判記録の証言にみる 1630 年ボローニャの事例から

宮 崎 理 枝

はじめに .....	5
1 本研究の目的と構成 .....	5
2 本研究の着眼点について .....	8
2-1 制度の受容者への視点 .....	8
2-2 史料と語られるものへの視点 .....	10
2-3 ボローニャという都市への視点 .....	16
<b>序章</b> .....	<b>23</b>
1 ボローニャにおける 1630 年のペスト .....	23
2 1630 年ボローニャにおけるペスト対策諸法規 .....	27
2-1 関連史料の所在とその概要 .....	27
2-2 1630 年ペスト流行時における諸法規—メルラーニ法令集 .....	30
3 1630 年ボローニャにおけるペスト対策諸法規の受容をめぐって .....	31
3-1 「トローネ」裁判所の創設と名称の由来 .....	31
3-2 「トローネ」裁判所の裁判機構と組織 .....	34
3-3 トローネ裁判記録の概要と問題点 .....	40
<b>第一章 ペスト流行とペスト対策諸法規</b> .....	<b>45</b>
1 ボローニャにおけるペスト流行以前の対策諸法規 .....	45
1-1 予防的措置としての都市封鎖—「ペスト対策法令集」から .....	45
1-2 ペスト予防施策としての清掃命令と「汚物」除去—メルラーニ 法令集から .....	57
2 ペスト流行以後の対策諸法規 .....	65
2-1 「ペスト対策法令集」の概要 .....	65
2-2 清掃命令と「汚物」除去—ペストの病因説をめぐって .....	71
2-3 清掃命令と「汚物」除去—トローネ裁判記録から .....	76

第二章 近世イタリアにおけるペスト流行時の隔離病棟をめぐる裁判とその実態 —ふ	
たつの歴史記述から—.....	81
はじめに.....	81
1 ボローニャの隔離病棟.....	85
2 隔離病棟の実態.....	89
3 服役者の脱走事件.....	94
4 隔離病棟での医師の脱走事件.....	108
むすび.....	114
第三章 ペスト流行時の「女性と子どもに対する外出禁止令」をめぐる一考察 —	
1630年ボローニャの事例から—.....	117
はじめに.....	117
1 「女性と子ども」への社会観念と外出禁止令の意義.....	118
2 外出禁止令とその違反事例—「トローネ」裁判記録から.....	127
3 外出禁止令をめぐる犯罪意識と処罰の実態.....	140
4 「女性の弱さ」とトローネ裁判記録にみる女性像.....	143
むすび.....	154
第四章 17世紀初頭のボローニャにおける女性と絹産業.....	156
—「女性と子どもの外出禁止令」を読み解く鍵として—.....	156
はじめに.....	156
1 近世ボローニャにおける絹産業史の概観.....	160
1-1 ボローニャと「長期の16世紀」.....	160
1-2 絹産業の誕生、繁栄、衰退.....	163
1-3 絹産業をめぐる政策的決断の錯綜と失敗.....	166
2 「煮繭と座繰の作業（CALDIRANE）、もしくはこの作業のために働きに出る女性	
に対する公示」と女性の労働.....	170

3	職種、職業的階層ならびに労働形態.....	174
3-1	ボローニャ絹産業における職種とその従事者.....	174
3-2	明確な性別分業とその根拠.....	177
4	絹産業における女性労働者とセイフティーネット.....	183
4-1	女性労働者をめぐる貧困・犯罪.....	183
4-2	慈善施設と強制労働—社会的救済と労働.....	188
5	同業組合(アルテ)と絹産業.....	190
5-1	同業組合における女性.....	190
5-2	絹産業と同業組合.....	191
5-3	同業組合の役割.....	193
	むすび.....	197
<b>第五章 近世イタリアの「ペスト塗り」.....</b>		<b>202</b>
—ボローニャとミラノの1630年の事例を中心に—.....		<b>202</b>
	はじめに.....	202
1	研究史と問題点の所在.....	207
2	ミラノのペスト塗りの事例.....	213
2-1	ペスト塗り対策と政治背景.....	213
2-2	ペスト塗り裁判と裁判記録.....	219
3	ボローニャのペスト塗りの事例.....	231
3-1	ペスト塗り対策と政治背景.....	231
3-2	ペスト塗り裁判と裁判記録.....	235
	むすび.....	243
	参考資料1：ボローニャのペスト塗りに関する公示.....	248
	参考資料2：ボローニャ衛生局の粉末や油状の物質に関する送付物.....	252
<b>補論 17世紀ボローニャの異端審問—「ペスト塗り」を読み解く鍵として—.....</b>		<b>253</b>
	はじめに.....	253

1	ボローニャにおける異端裁判 .....	255
2-1	「宗教改革思想」としての異端 .....	257
2-2	ボローニャの「思想的」異端のふたつの特徴 .....	267
3-1	「反社会的」行為としての異端 .....	270
3-2	「反社会的」行為としての異端と「ペスト塗り」 .....	274
	考察 .....	279
	おわりに .....	283
	史料と参考文献 .....	295
	史料 .....	295
	《マニュスクリプト》 .....	295
	《印刷物》 .....	295
	—法令および通達類— .....	295
	参考文献 .....	296
	《欧文文献》 .....	296
	《邦文文献》 .....	303
	図版 .....	310

## はじめに

### 1 本研究の目的と構成

本論で明らかにしたいのは、ある社会においてその構成員の多数が身体的自立を奪われるようなリスクに見舞われたさいの、制度的対応と受容の様態である。とりわけ、都市住民の制度受容の様態にある。ここでのリスクとは、強力な感染力を持つペストであり、その病原菌がわずか数ヶ月のうちに数万から数十万に及ぶ人口の数割を消滅させるという尋常ならざる事態をさす。多くの者が身体的自立を失い、ケアを必要とする。あるいは、膨大な病死者の遺体の適切な処置が必要とされる。そうした危機的な状況下で、誰が、いかなる方法で、これを行い、またその対象となったのか。また、そうした事態に対応すべく構築される救済システムが、対象となる都市住民に対していかに作用したか。そして都市住民は、このシステムをどう捉えいかに用いたのか。これらを、1630年の下半期を中心としたペスト大流行時のボローニャについて、明らかにしたいと考えた。

ペスト流行時に限らず、リスク時の社会的な救済制度に関する研究の蓄積は少なからずある。それは1630年のボローニャのペスト流行に関しても同様である。当時のペスト流行およびペスト対策を明らかにするという目的においては、まず、同時代のピエトロ・モラッティの回顧録とペスト対策関連の法令集の二著を挙げるができる。さらに、1930年に出版されたL・ダ・ガッテオの『1630年のボローニャにおけるペスト』<sup>1</sup>では、先の二著に加えて同時代の出版物やペスト流行時の書簡、通達などの公文書を吟味し、当時のボローニャのペスト対

---

<sup>1</sup> Luigi da Gatteo, *La peste a Bologna nel 1630*, Forlì, 1930.

策に関わる諸領域を網羅した観があった。さらに1968年にはA・ブリゲッティの『ボローニャと1630年のペスト』<sup>2</sup>において、当時のペスト流行から3世紀以上の時を隔てて、意外にもヴァチカンの機密文書館（Archivio Segreto Vaticano）から貴重な史料が発掘された<sup>3</sup>。ボローニャの国立公文書館においては、1630年のペスト流行時に関する衛生局（Assunteria di Sanità）所轄の文書がほとんど欠落しているといつてよい状態であったこともあり、ブリゲッティの史料発掘の意義は非常に大きかったといえる。無論、いまだ未解明の領域も残されているが、ここに挙げた一連の著書や先行研究によって、1630年のボローニャのペスト対策行政の実態はおおむね明らかにされたといつてよいだろう。これを踏まえて、本論文では当時の都市住民がこのペスト対策行政を、すなわちこの救済システムをいかに捉えたか。また、彼らはこの救済システムのもとでいかに生きたのか。これらの点に焦点を当てることにした。

従って、ペスト流行という事態を扱う本論文の対象は、大規模なペストの被害や、病理学的な見地、あるいはペスト対策や社会的援助の制度それ自体にはない。むしろ狙っているのは、17世紀初頭のイタリア一都市における都市住民の日常世界に接近することである。貴安朗氏の言葉を借りれば、流行病がもたらす「異常時が明らかにしてくれた日常態について」であり、異常事態の記録のなかに顕在化してくる「民衆の日常生活の基本的な特徴と、都市の病理がい

---

<sup>2</sup> Antonio Brighetti, *Bologna e la peste del 1630*, Bologna, 1968, p.12.

<sup>3</sup> ブリゲッティの著書によって、1630年のペスト流行時の、教皇特使スパルダ卿や、隔離病棟総責任者のオリンベッリ神父に関わる各種書簡集をはじめ、当時のペスト対策に関わる豊かな書簡や報告書類の存在が明らかになり、ローマの中央機構との緊密な交信のなかで進められたボローニャのペスト対策業務の内実が新たに明らかにされたのである。

かなる関連性を持っていたか」という点にあるとしたい<sup>4</sup>。

以下の本論の構成は次のとおりである。まず、考察を進めるにあたって念頭に置くべき三点について述べる。その上で序章では、1630年のボローニャのペストの概要と本論文で考察に用いる史料について説明する。第一章では、当時のペスト流行の前後に出されたペスト対策関連の諸法規をたどる。第二章では、隔離病棟で生じた脱走事件に関するふたつの史料の叙述を比較する。第三章では、ペスト対策法のひとつであり、裁判記録に多くの違反事例が認められた「女性と子どもに対する外出禁止令」について考察する。第四章では、「女性と子どもに対する外出禁止令」の背景として、当時の絹織物業と女性の労働をとりあげる。第五章では、「ペスト塗り」に関する裁判の事例についてミラノとボローニャを比較する。補論では、ボローニャの「ペスト塗り」の事例の背景として、当時の異端審問全般の動向を概観する。

---

<sup>4</sup> これについては、このボローニャのペスト流行から200年後、パリのコレラ流行時の都市研究を行った喜安朗氏の、次の一節ほどの確な形容はないと思われる。「1832年のパリにおけるコレラの流行に目を向けようとするのは、そこに発生した数々の異常事態への興味本位の関心からではない。注目していきたいことは、この異常時が明らかにしてくれた日常態についてである。つまりそこに出現した異常な事態の中には、とくにこの時代の民衆の日常の生活の特徴を我々に指示してくれるような諸事象が顕在化しているのであり、その諸事象の解説を手がかりとして、19世紀前半のパリの、とくに民衆の日常生活の基本的な特徴と、それに対して都市パリの病理が、どのような関連を持っているのかという点を探っていくこと。これがここでのもっぱらの関心事なのである」。

喜安朗「コレラの恐怖・医療・そしてパリ民衆 一八三二年パリのコレラ流行をめぐって」『思想』691号（1982.01）、2頁。



## 2 本研究の着眼点について

上に挙げた本論の各章は、1630年のペスト流行時のボローニャを対象に、次の3つの共通する視点から考察を行った。第一には、社会的援助をめぐる制度の受容者という視点。第二には、史料と「語られるもの」への視点。そして第三には、ボローニャという都市への視点である。

### 2-1 制度の受容者への視点

冒頭でも触れたが、第一の視点は社会的援助をめぐる制度の受容者という立場、またその立場からみた制度的な社会的援助の在りように向けられている。こうした視点は概して、従来のイタリア疫病史研究における盲点となってきた。それどころか、ひろくヨーロッパの中近世以来の制度史ならびに社会史研究においても、十分な考察の対象にされてきたとはいえない。社会的リスクに対する制度的対応に関しては膨大な研究蓄積があるが、それと比較すれば、その制度の受容者に対する視点は著しく欠落する傾向があった。これは疫病史についても同様である。ヨーロッパ全域を襲った1348年のペスト流行については少なからぬ研究蓄積がある。しかし、その多くは当時の「黒死病」の原因の諸説や、おびただしい死者と患者の外観の描写、そして社会的混乱とそれがもたらす人々の狂気的な行動といったペストの直接的な影響に焦点が当てられ、疫病対策と都市住民との関係に焦点があてられた考察はほとんど行われてこなかったといえる<sup>5</sup>。そのことは、本論で対象とした1630年のイタリア中北部一

---

<sup>5</sup> 邦文文献の一例としては、次のような著書がある。モニク・リュスネ（宮崎揚弘・工藤則光訳）『ペストのフランス史』同文館 1998；クラウス・ベルクドルト（宮原啓子・渡邊芳子訳）『ヨーロッパの黒死病—大ペストと中世ヨーロッパの終焉』国文社 1997；蔵持不三也『ペストの文化誌—ヨーロッパの民衆文化と疫病』朝日選書、1995年；ジャック・リュフィエ、ジャン＝シャルル・スールニア著、仲澤紀雄訳『ペストからエイズまで』国文社、1996年。

帯におけるペスト大流行についてもみられた。当時の制度受容者に焦点を当てた研究は、フィレンツェの事例を扱った G・カルヴィ<sup>6</sup>と C・M・チポツラ<sup>7</sup>、そしてボローニャの事例に関する A・パストーレ<sup>8</sup>の諸研究に限定されたといつてよい。彼らの考察はそれぞれ、ペストの表象性と都市住民の生活(カルヴィ)、ペスト対策を行う衛生局と住民、宗教勢力との対立や拮抗(チポツラ)、ペスト流行時に関連した犯罪(パストーレ)に焦点を当てており、いずれも、緻密な史料分析を通じて従来の疫病史研究には表出し得なかった疫病流行下の一般市民の動きを描きだし、この研究領域のパラダイムを覆すという点で大きな意義があったといえよう。しかしながら、これらはかならずしも制度の受容者から

---

<sup>6</sup> ジュリア・カルヴィによる 1630 年のフィレンツェのペストに関連する考察は、次の通りである。Giulia Calvi, “L’oro, il fuoco, le forche : la peste napoletano del 1656” in *Archivio Storico Italiano* IV(1981), pp.406-458; “Una metafora degli scambi sociali : la peste fiorentina del 1630” in *Quaderni Storici*, n.55. (1984), pp.35-64; “Matrimoni del tempo di peste. Torino nel 1630.” in *Quaderni Storici* n.55. (1984), pp.65-106; *Histories of a Plague Year*, Berkley, 1989.

<sup>7</sup> カルロ・M・チポツラの研究は日本でも邦文文献があり知られている。関連の文献は、カルロ・M・チポツラ著、日野秀逸訳『ペストと都市国家』、平凡社、1988年 (*Fighting the plague in seventeenth century Italy*, Wisconsin, 1976.) ; 柴野均訳『シラミとトスカナ公』、白水社、1990年。

<sup>8</sup> A・パストーレは、他地域との比較史的な視点を主として、1630年を中心とした近世ボローニャの事例を取りあげている。裁判記録を人類学的、医学史的に考察する傾向がみられる。Alessandro Pastore, *Crimine e giustizia in tempo di peste nell’europa moderna*, Roma, 1991; “Testamenti in tempo di Peste : La pratica notarile a Bologna nel 1630”, in *Società e Storia* n.16.(1982), pp.262-297; *Il medico in tribunale –La perizia medica nella procedura penale d’antico regime (secoli XVI-XVIII)*, Edizioni Casagrande, Bellinzona, 1998.

みた制度や、ペスト対策と都市住民との間に生じた作用と反作用の関係、さらにその社会的背景に目を向けるものではなかったといえるのである。20世紀後半の「社会史」の研究テーマとしてもなお、制度受容者の視線が意識されてこなかったのか、その背景にも留意したい。

## 2-2 史料と語られるものへの視点

第二には、上記の第一の点に大いに絡むナラティブな性質をもつ史料とそこで語られるもの、そして史実の問題があろう。「言語論的転回」や構築主義の「認識論的」革命は、歴史学の領域においてもまた、「主観主義的な歴史解釈に道を開くこととなり」、「歴史学とフィクションとの区別を曖昧化させることによって、歴史におけるナラティブの力の再発見を促すことになった」といわれる。さらには、「ミクロストーリーと呼ばれる歴史の細部に宿る物語の再構成などはその一つの事例であり、近年では、この「物語論」そのものが著しい展開を遂げている」とされた<sup>9</sup>。果たしてそうなのだろうか。ギンズブルクが教鞭をとった地でもあるボローニャにおける「ボローニャ学派」の諸研究をみるかぎり、「ミクロストーリーと呼ばれる歴史の細部に宿る物語の再構成」<sup>10</sup>という言及は必ずしも妥当ではないように見受けられる。ここでは「言語論的転回」をめぐる膨大な議論を考察することはできないが、少なくともミクロストーリーと物語論は同一ではない。また、このような混同や一部での「ナラティブ」なものへの関心が高まるにつれ、皮肉なことにはそれを「物語論」のうちにみ、「フィクション」と同一視する傾向がかえって強まっていくように見受けられる。これを極言すれば、かつてのヘイドン・ホワイトのいうような「歴史学とは〈フ

---

<sup>9</sup> 長谷川貴彦「修正主義と構築主義の間で—イギリス社会史研究の現在」『社会経済史学会』第70巻、2号、2004年、87頁。

<sup>10</sup> 同上。

イクシオン作成作業〉であって、それ以外ではあり得ない」<sup>11</sup>というような見解に至るのであろうか。

ボローニャ学派をはじめとして、ギンズブルクの歴史研究の意図がここでの「物語論」とは対極にあることは今さらいうまでもなく、このようなことはすでに今から 20 年近く前の 1985 年に行われたインタビューで、彼自身によって次のように語られている。「5 年前に私は〈ミクロストリエ〉叢書を始めました。この叢書の目的は（中略）一見重要性のないと思える主題から、いかにして分析を深化させ、新しい物の見方を示すことができるかを証明することなのです。

（中略）私はこうした立場の正当化を示そうとして戦ったのですが、現在問題は別のところにあります。（中略）真の敵はもっと身近にいます。その敵は友人の姿をしていますが、実際にはそうではありません。彼らは一見我々と同じ主題を選び、研究を進めます。しかし問題は主題の見せかけの類似ではなく、分析の深さです……」<sup>12</sup>。このかなり攻撃的な言及において、誰が「敵」であるのかは想像に難くない。そもそも、「ミクロストーリー」とは何を指すのか。今日この言葉が用いられるとき、それが指し示しうるものは、あまりに抽象的であるように思われる。とりわけ 1990 年代中葉以降、いったい誰が「ミクロスト

---

<sup>11</sup> ロジェ・シャルチエ「今日の歴史学—疑問・挑戦・提案」（藤田門久訳）『思想』843号、岩波書店、1996年、16頁。

<sup>12</sup> 1985年9月17日、ローマのナターリア・ギンズブルグ家で行われた、竹山博英によるカルロ・ギンズブルグへのインタビュー（カルロ・ギンズブルグ著、竹山博英訳『ベナンダンティ』せりか書房、1986年、385頁）。

リチ(微視的歴史家)」なのかすらいまひとつ明確ではない<sup>13</sup>。そうしたなかで、実体のない「ミクロストーリー」が独り歩きしているようにすらみえるのである。

近年のそのような風潮のなかでは、「史料」と「史料」で「語られるもの」の差異を比較するというごく単純な作業が看過されがちであったといえるのではないだろうか。それはまさに、「異種資料間の矛盾から問題点を浮き上がらせる」というのは実証科学ではありふれた手法であり、ことさら言語論的転回というほどのことではない<sup>14</sup>にもかかわらずである。誤解を恐れずにいえば、「史実」の一語に囚われて、「言語論的転回」や「認識論的転回」を挟まずしては、「語られるもの」を受け入れられない状況は、不遇というよりほかはない。それ

---

<sup>13</sup> たとえば、叢書『ミクロストリエ』に収録された研究としては、次のようなものが挙げられる。その発足にあたっては、ギンズブルグの『ピエロのに関する調査—先例、アレツォの連画、ウルビーノの「鞭打ち」』、エドワード・P・トムソンの『貴族社会、平民文化』、ラウル・メルツァーノの『束縛の村—16—18世紀のコモ司教区における結婚戦略』が同時に刊行された。また1980年代から90年代初頭にかけては、次のような研究がある。ジョヴァンニ・レーヴィの『無形の遺産—17世紀のピエモンテにおけるある祓魔師の生涯』(1985年)、ピエトロ・レドンディの『異端者ガリレオ』(1983年)、フランコ・ラメツラの『土地と機織—19世紀のピエツラ地方における親族体系とマニファクチュアー』(1984年)、オズワルド・ラッジョの『復讐と血縁—フォンタナブオーナからみたジェノバ国家』(1990年)、シモーナ・チェルッティの『職業と特権—18、19世紀トリノにおける職業組合の誕生』(1992年)。この他外国人研究者にはナタリー・Z・デイヴィスの『マルタンゲールの帰還』やアナトン・ブロックの『シチリアのある村のマフィア』、グレゴリー・ベイトソンの『ナヴェン』などがある(上村忠男著『歴史家と母たち—カルロ・ギンズブルグ論』未来社、1994年、116—117頁)。

<sup>14</sup> 大黒俊二「逆なで、ほころび、テキストとしての社会」森明子編『歴史叙述の現在：歴史学と人類学の対話』人文書院、2002年、291頁。

はまさに大黒俊二氏が次のように指摘するとおりである。「歴史学と言語論的転回のような出会いは、率直に言って不幸な出会いであったとわたしは思う。出会いの場が極度に政治化し、論争のなかで言語論的転回を意識するという状況が生まれたからである。このように過熱化した状況では冷静な観察に必要な距離をとりにくい」<sup>15</sup>。確かに二宮宏之氏のいうように、「近代の学問のタコツボ型の専門化が批判され、相互の乗り入れが常態となろうとしているときに(中略)歴史家はそれに背を向け」<sup>16</sup>のような姿勢がみられ、「歴史学の認識論的根拠を理論的に追究するといった問題観は希薄」<sup>17</sup>になるという、「こうした事態は、はなはだ残念なこと」<sup>18</sup>である。また、我が国におけるこうした状況は、21世紀に入って徐々に新たな段階を迎えつつあるといえるかもしれない。ただ、歴史家自身がそこに身を投じることを躊躇しかねないような、議論の極度の「過熱化」や「政治化」が生み出した状況をふりかえるとき、先のギンズブルグの言葉、そこにみられる過剰ともとれるような警戒心は示唆に富むものであるかもしれない。

ところで筆者の扱う題材は、上記のような議論と少なからずコミットする部分があったといえる。これまでの研究の経緯で、制度受容に関する考察と歴史資料の取り扱いをめぐって次のふたつの問題を抱えていたからである。第一に、そうした考察に資する史料自体の有無、そして史料のなかの言及の有無をいかに捉えるのかという点であり、第二に、制度の非一受容をみる尺度として裁判記録はいかなる存在でありうるのか、さらに記録のなかの言説には何をみいだすことができるのかという点である。

---

<sup>15</sup> 同上、287-88頁。

<sup>16</sup> 二宮宏之「歴史の作法」、上村忠男・大貫隆・月本明男・二宮宏之・山本ひろ子編『歴史を問う-4 歴史はいかに書かれるか』岩波書店、2004年、8頁。

<sup>17</sup> 同上。

<sup>18</sup> 同上。

第一の問題は、二次資料のみを用いた卒業論文『1630年イタリア中北部のペストと衛生局』と、当時の刑事裁判記録という一次資料に触れた修士論文『1630年ボローニャのペスト流行時にみる法令・裁判・民衆行動』において、表出したものとの間にはっきりとした乖離がみられた点である。両論文では前者がフィレンツェ、後者がボローニャと、考察対象の中心となった都市こそ異なり、具体的にみれば衛生行政の施行体制も異なったが、両都市は100キロを隔ておらず、ペスト流行の経緯や規模、そして対策行政の内容には著しい差異はみられなかったといえる<sup>19</sup>。フィレンツェの衛生局員であれ、ボローニャの枢機卿であれ、彼らの書簡や覚書には当時の都市の惨状が嘆かれている。この嘆きは、いわゆる知識人によるペスト流行時の都市の惨状を記録した回顧録(ricordo)にあっても、同様のものではあった。また、いずれの都市においても、住民によつ

---

<sup>19</sup>もちろん、具体的にみていけば、ペスト流行当時のボローニャとフィレンツェの政治、宗教、社会の諸領域の実状には、諸相違点がある。まず、統治形態が大きく異なった。ペストが流行した17世紀当時にボローニャが教皇領であったという点にある。同地には、常時ローマから教皇特使(Legato)が派遣され、上院議会(Senato)との慢性的な覇権争奪あるいは共存の試行が繰り返されてきたという政治-宗教的歴史背景があった。これに対して、同市から約100キロ南方のフィレンツェはトスカナ大公国の首都であった。次に、実務的なペスト対策を行う部局が、ボローニャでは、教区で行われており、また隔離病棟の運営は諸修道会派によって行われていた。ボローニャ国立文書館の衛生部門のシリーズ("II-23, Assunteria di Sanità")は全14項目に分けられ、法令、一般公示と特殊公示、書簡、通達、各種証明書、18世紀の隔離病棟の指導要録、雑記類などに分類されており、その多くは未分類の衛生業務関連の公示や通達、書簡、雑録等で占められ、衛生局は都市外部との情報交信が中心で、実務的な業務を行っていなかったと考えられる。これに対してフィレンツェでは、ペスト対策関連の多くの実務的業務が衛生局の名の下に行われた。たとえば、ペスト流行時には市内の監視活動等の任務の急増に際して、多くの専門的な知識を全くもたない者たちが臨時に雇用された。

てペスト対策法が遵守されていなかったことは確認された。しかしながら、両都市間の都市住民の制度受容に関連する言説には深い断層があった。

この断層の要因は、依拠した資料の性質によるものであったといえるだろう。このうちフィレンツェの事例については、ペスト対策行政を掌った衛生局の一次史料に関するチポツラの考察を主として用いた。これに対してボローニヤの事例については、当時の刑事裁判記録をとりあげた。裁判記録を直接分析に用いたのは、単純に、先行研究及びボローニヤ国立公文書館の目録に、ボローニヤの衛生局所轄の裁判所の存在が浮かび上がらなかったことによる。しかしながら、このボローニヤの裁判記録はフィレンツェの衛生局の記録とは大きく異なっていた。それはフィレンツェの事例のように「ペスト時らしい」逸脱行為や対立にあふれるものではなく、むしろ、ペスト流行そのものに関連する事例は、常時の犯罪らしき事例の影に埋もれていたといっても過言ではなかった。問題はこのことをどう捉えることができるのかという点であった。フィレンツェの史料がペスト対策に関連する事例のみが記録されているのに対して、ボローニヤの史料は、刑事裁判全般が記録されるものであった。そういう意味では一見当然の帰結のようである。しかしそれにしても、両都市の状況の共通性の高さを考慮すれば、ペスト対策をめぐる混乱があまりにも見えにくいように思えた。それは、実際ボローニヤではまさにそういう状況にあったのか、あるいは発掘されるべき史料が眠ったままになっているのか。いずれの可能性も否定できない状況にあった。

このボローニヤの一次史料、すなわち本論文においても続けて考察の対象となった、ペスト流行時のトローネ裁判記録にみられる「日常性」の高さをどう解釈するかが第二の問題であった。無論、この刑事裁判記録にもペスト対策公示への違反事例が見出された。しかしそれは、前述のようにペストの大流行という事態に伴なって我々が予見するような頻度や規模のものではなかった。では、このことをもってボローニヤのペスト対策は住民によって問題なく受容されたといえるのだろうか。逆に、仮にもそれがペストの公示違反で大半を占め



られていたとしたら、そのことは対策行政が受容されなかったことを示しているといえるのだろうか。後者の場合、前者と比較すれば蓋然性として幾分高いといえようが、いずれも否であろう。そもそも、ペスト流行当時のボローニャの裁判記録が、我々に示唆するものは何であるのか。この疑問を念頭におきつつ、それと平行して裁判記録の内容を吟味したいと考えた。これらのことは、史料に対する問いかけの問題であった。また起点に戻れば、裁判記録のどこに「史実」を見出すのか、あるいはもう一步踏み込めば、その記録のなかの「語り」のどこに、いかにして「史実」なるものを見出すことができるのかという問題であるように思う。これらを念頭に置きつつ考察を進めたいと考えた。

### 2-3 ボローニャという都市への視点

そして第三には、本論文で考察の対象とするボローニャという都市の特性に対する視点がある。それは17世紀初頭、すなわち1630年のペスト流行時における、ボローニャ人として社会的・文化的に形成されたアイデンティティ、あるいはメンタリティなるものへの注意であり、あるいはさらに発展的にみれば、今日の「ボローニャ人」なるものがあるとすれば、その形成過程についての着目である。

17世紀のボローニャは、地理的にみると教皇領内の一都市であった。それは、1506年11月の教皇ユリウス2世のボローニャ征服にはじまり、1789年のフランスのナポレオン軍侵攻まで続いた。このように300年近く存続し、長期の安定期であると同時にまた停滞期とされたのが「混合政府 (governo misto)」の時代である。「混合(misto)」というのは、都市勢力の側と教皇勢力の側とが共存して政務を執ったことに由来する。すなわち、この間ボローニャは、教会国家の完全な支配下にあったわけではなかった。形式的にはその支配下に置かれながらも、ローマに次ぐ唯一の二等都市 (unica città di seconda classe) と

して、自治権が残されるという幾分特殊な統治形態を伴っていた<sup>20</sup>。「混合政府」においては、都市側の勢力と教皇側の勢力に武力や流血を伴うような対立は生じなかったが、「混合」とはいえ両者が平和的あるいは協調的に市政を執ったわけではなく、権力の集中する職務ポストや権限をめぐる両者の駆け引きが続けられていたのである。

ここで、「混合政府」に至るまでの経緯を概観しよう。ユリウス 2 世の征服ののちにも、ボローニャの都市勢力が執政に関与できた要因として挙げられるのは、絹や麻の織物産業に支えられた経済、またヨーロッパ最古のボローニャ大学に支えられた文化的繁栄に加え、人口の規模でイタリア半島のみならずヨーロッパ全土においても有数であったというボローニャの都市としての重要性がある。また、産業の発達、技術革新や労働の分業化、組織化を高度に進めただけでなく、職業組合(アルテ)を基盤とする相互扶助的活動や政治的コミットメントをも高度に発達させていた点をも挙げられよう。そもそも、教皇側のボローニャ征服の目的は、都市として高度に発達し、完結していたボローニャの制圧ではなく、むしろ、14 世紀からボローニャの政体に多大な影響力を及ぼ

---

<sup>20</sup> Giancarlo Angelozzi , “Nobili, mercati, dottori, cavalieri, artigiani – Stratificazione sociale e ideologia a Bologna nei secoli XVI e XVIII” in Walter Tega eds., *Storia illustrata di Bologna*, Bologna, Nuova editoriale AIEP, 1989, p.43.

すようになっていたベンティヴォリオ家<sup>21</sup>の独裁的な領主制への介入にあり、さらに 15 世紀後半から著しい縮小傾向にあった教皇側の勢力の権限の奪回にあったといえるだろう。そもそも、ボローニャへの教皇勢力の介入は、1506 年に始まったことではなかった。すでに、13 世紀後半から、断続的に教皇庁の支配下に置かれていたのである。しかし、ベンティヴォリオ家が 15 世紀全般にわたって市政に台頭したことから、その間のボローニャと教皇勢力との関係は不安定なものとなった<sup>22</sup>。さらには、近隣諸国による侵略の危険もつきまと

---

<sup>21</sup> ベンティヴォリオ家は 15 世紀にボローニャの政治界に不動の地位を築いた。同家は 13 世紀末までは、食肉業を営み、その同業者団体に所属する家であった。その政治的地位の上昇の過程は、この 13 世紀末にその一員が公証人となり、都市政府において重要な役職に就くところから始まった。1294 年からは、同家は常に公証人組合のメンバーとして登録されるようになり、さらに 1360 年からは、ボローニャの都市政府のなかでももっとも重要な統治機構である元老院委員会 (Consiglio degli Anziani) のメンバーとして頻繁に登場するようになった。以後、公証人組合と元老委員会双方のメンバーとなったアントニオーニの代で、市政における同家の政治的優勢は決定的になった。その後 15 世紀に入り、都市政府における最高権威である行政官 (signore) に就いたジョヴァンニ 1 世を経て、アンニバーレ 1 世の時代に内外の政敵を排除し、事実上ボローニャの政治的頂点を極めた。とはいえ、ボローニャに対する外部勢力からの侵略や支配は恒常的に生じており、そうしたなかで、同家のメンバーの多くは、戦死や暗殺という最期を迎えていた。(Cfr., Angela De Benedictis, "Dalla signoria Bentivolesca al sovrano pontefice" in Walter Tega eds., *Storia illustrata di Bologna*, Bologna, Nuova editoriale AIEP, 1989, pp.1-5.)

<sup>22</sup> 教皇庁の直接支配下に置かれた 15 世紀初頭には、同家に対してユダヤ人と他の金貸し業者からの税収の管理を委任され、ボローニャ市内外に自らの金融機関 (banchi) を所有することが許可された。しかし 1436 年には、同家のアントンガレアッツォが教皇庁側から殺害されている。

ったのである。

そうした緊張した政情が続くなかで、1446 年末の穏健派サンテ・カシェーゼ（以下サンテ）の領主就任が大きな転換点となる。サンテの領主就任の翌年 1447 年には、のちの「混合政府」の前提となった「ニコラウス 5 世のカピートリ（CAPITOLI）」が締結された。これは、サンテを代表とする都市側と、教皇ニコラウス 5 世（在位 1447-55）の教皇庁側との間で交わされ、都市側は、教皇側の優位を承認し、教会国家に忠誠を誓った。そして同時に、教皇庁と都市政府の相互的な関係を原則とし、従来の都市政体の最有力集団である、「16 人の改革者（*Sedici Riformatori*）」、「正義の旗手（*Gonfaloniere di giustizia*）」、「元老委員会（*Anziani consoli*）」に広範な自治的権限を与えることを教皇側に承認させた。ボローニャに関わる政治的決断には、教皇から指名された枢機卿のレガート、教皇庁側の代表者、そして都市政府側の三者の承諾を不可欠とし、ボローニャの憲法の有効性が大部分で認められ、とりわけ、「16 人の改革者」に対しては、歳入、軍隊、外交面での自治的権限が大きく認められた<sup>23</sup>。先のユリウス 2 世のボローニャ征服の目的のひとつには、この「ニコラウス 5 世のカピートリ」における都市側の強い権限の解消があったが、結局教皇派の市民の強い反対とフランスの介入の危険によってこの目的は達成されず、それから 3 世紀近くを経たナポレオン軍の侵攻まで、「混合政府」体制維持の根拠となったのである。さらに 1454 年にサンテは、ボローニャへの教皇の介入に対する同盟関係をスフォルツァ家、メディチ家、ヴェネツィアのセナートとの間で個別に結ぶことに成功した<sup>24</sup>。さらに、サンテの死去に伴って 1462 年にそ

---

<sup>23</sup> Giancarlo Angelozzi, “Nobili, mercati, dottori, cavalieri, artigiani – Stratificazione sociale e ideologia a Bologna nei secoli XVI e XVIII” in Walter Tega eds., *Storia illustrata di Bologna*, Bologna, Nuova editoriale AIEP, 1989. pp.41-42.

<sup>24</sup> これには、その 2 年前の、ペーサロのスフォルツァ家アレッサンドロの娘ジネブラとの結婚の影響が大きかった。

の後継者となったジョヴァンニ 2 世は、寡婦となったジネブラと結婚して外交的安定を維持した。

この（ベンティヴォリオ家の）ジョヴァンニ 2 世の統治は、1506 年の教皇ユリウス 2 世のボローニャ侵攻まで続いた。彼は外交的手腕に優れ、ミラノ、ヴェネツィア、フィレンツェ、教会国家、ナポリの間でイタリア同盟を結び、ボローニャの独立と同盟内での中立を維持した<sup>25</sup>。1466 年、当時の教皇パウルス 2 世は、（ベンティヴォリオ家の）アンニバーレ 1 世時代からの「16 人の改革者」を 21 人に拡大し、ベンティヴォリオ家のみを終身メンバーとした。ジョヴァンニ 2 世のこうした外国的功績と自らの権限の大幅な拡大によって、教皇庁側の権限は著しく制限され、もはや 1467 年には事実上、ローマからの教皇特使はボローニャに常駐しなくなっていた<sup>26</sup>。しかし彼の手腕で近隣諸国と和解したことによって、教皇の介入が近隣諸国を刺激する可能性や、複雑な対抗の構図を生じさせる危険性が小さくなった。そのことが結果的に、形式的ではあれ教皇の侵攻を招き、ベンティヴォリオ家を倒させる結果となったのは皮肉なことであったといえよう。以上をふりかえると、結果としてボローニャにおいては、15 世紀中葉から 18 世紀全般を通じて実に 3 世紀半にわたり都市が戦乱に巻き込まれたり、巨大な外国勢力の侵攻に晒されたりすることがなかったことがわかる。そのことは、「平和」の維持を目的としてとられてきた外交的選択も含めて、近世ボローニャを形成したひとつの大きな特徴といえるだろう。

---

<sup>25</sup> Angela De Benedictis, “Dalla signoria Bentivolesca al sovrano pontefice” *op.cit.*, p.11.

<sup>26</sup> Ingrid Germani, “I compressi equilibri di una repubblica orgarchica nello stato pontificio” in Isabella Zanni Rosiello eds., *L’Archivio di Stato di Bologna*” Fiesore, 1995, pp.126; Angela De Benedictis, “Gli organi del governo cittadino, gli apparati statali e la vita cittadina dal XVI al XVIII secolo” in Walter Tega eds., *Storia illustrata di Bologna*, Bologna, Nuova editoriale AIEP, 1989, pp.221.

以上のような外交的、政治的選択と、ある意味で共通点がみられるのが中世から近世全般に通じてみられるボローニャの社会的援助や慈善活動であった。こうした社会的な活動は、16世紀中葉に施設の数や活動の多様性の側面でも頂点に達した。同時に、宗教的かつ道徳的側面を保ちながらも、「公共的」性格をいっそう強めていたといわれる。ここでの「公共的」性格とは、治安や政治—社会的平穩の維持を目的としたシステムの採用や活動を優先するという意味合いが強い点には注意しなければならない。混合政府期に平行して進んだ社会階層の閉鎖性と、その頂点への富の集中は、都市政体をして、貧困者への新たな対策の必要を自覚させていた。とりわけ16～17世紀にかけての数十年間は、飢饉や、戦乱の危機の時代として、土地を捨てざるを得ない郊外農村地帯の住民が都市内部にも押し寄せた<sup>27</sup>。貧民が暴徒化する懸念は「公共的」であることに対するリスクファクターとして捉えられたのである。外交的活動にせよ、慈善的活動にせよ、目的とされた「平和」や「公共性」には、大いに含みがみられる点は興味深いといえるだろう。

そうしたなかで1630年、ボローニャでペストが発生する。ほぼ半年間にわたるペスト流行時においては、教皇特使スパダ卿のもとに、一切の情報が集結し、行政官、衛生局員、医師、隔離病棟の職員らは彼に従属した<sup>28</sup>。ボローニャの衛生局は、ペスト対策業務におけるもっとも下部的な役割を教区の役員が担ったと考えられ、ペスト対策の政策形成における決定権や実際の業務の遂行のさいの指示系統においては、教皇特使がその頂点に立ち、これに対して衛生局は単独で決定権をもたなかったと考えられる点を特徴とした。

一連の同時代の史料を初めとして、当時のボローニャのペスト流行と対策をまとめた史料や先行研究から明らかにされるのは、教皇特使が主導権を握り、衛生局をはじめとした関連する都市行政の各部局あるいは勢力の承諾と協力を

---

<sup>27</sup> Giancarlo Angelozzi, *op. cit.*, p.146.

<sup>28</sup> Antonio Brighetti, *Bologna e la peste*, Aulo Gaggi Editore, Bologna, 1968, p.17.

得るという形でこれが行われたという点である。このことは、当時出されたペスト対策の諸法規の全ては教皇特使スパダ卿の名で出され、なかでも大々的な業務を伴う諸法規に関しては、必ずその領域に応じて、元老院議員、行政官、正義の旗手（Gonfaloniero di Giustizia）、衛生局、美化局等の「同意をもって」という文言が加えられていた点からもたどることができる。そもそも、スパダ卿の任期中に出された諸法規の類は、政治、行政、宗教の各分野にわたっており、ペスト対策のみならず、政治的、宗教的な権限も彼のもとに集中したといえる。これに対して、当時のフィレンツェやミラノでは、ペスト流行時の対策行政に関する権限が衛生局に集中していた。またその結果として、ペスト対策行政の遂行にあたっては、衛生局と大公、宗教勢力、他の政治勢力、住民との間との衝突が絶えなかった。

17世紀初頭のボローニャにおいて、平常ならびにペスト流行時の衛生局が業務をいかに施行したか。とりわけ、いかなる規模と構成員によって活動が行われていたのか、といった点については今日においてもなお、十分に解明されていない。そうした問題点は残るものの、ペスト流行時の対策行政のあり方や市民による受容、ペストがもたらしうる社会的混乱をみていくさいに、ボローニャには他の諸都市とは異なる特徴や傾向は存在するのか、もし存在するとすれば、上にみたようなボローニャの都市史との間に、何らかの相関性が見出しうるものなのか。これらの点も念頭に起きたい。

## 序章

### 1 ボローニャにおける 1630 年のペスト

、1630 年を中心にイタリア中北部で大流行したペストは、ピエモンテ、ロンバルディア、ヴェネト、エミリア、トスカナの主要都市だけでも 100 万人以上の死者を出した<sup>1</sup>。教皇領の一都市ボローニャでも全人口約 6 万数千人のうち 1 万数千人が感染死した。当時のボローニャ市の詳細な人口と感染死亡者数に関しては、G・サルビオーニ、A・ベレッティーニ、A・コラッディらの諸説がある<sup>2</sup>。これ以前には、ヨーロッパ全土に蔓延した 14 世紀中葉（1348 年）の大流行がよく知られるところであろう。この「他の世紀と比較しても無二の不幸な出来事」<sup>3</sup> は、「イタリアにおいて 3 年間続き、全人口の 10 分の 1

---

<sup>1</sup> Alfonso Corradi, *Biblioteca di storia della medicina- annali delle epidemie occorse in Italia dalle prime memorie fino al 1850 compilati con varie note e dichiarazione*, vol.II., Bologna, 1973, pp.63-65.

<sup>2</sup> たとえば死亡者数に関しては、13392 人(Moratti)、13398 人 (Corradi) 、ボローニャ史の専門家ではないが C.チポッラの約 15000 人などがある。  
Athos Bellettini, *La popolazione di Bologna dal secolo XV all'unificazione italiana*, Bologna, 1961, p.29; Alfonso Corradi, *Biblioteca di storia della medicina- annali delle epidemie occorse in Italia dalle prime memorie fino al 1850 compilati con varie note e dichiarazione*, vol.II., Bologna, 1973, p.64; Pietro Moratti, *Racconto degli ordine provisioni fatte ne lazzeretti in Bologna e suo contado in tempo del contagio dell'anno 1630*, Bologna, 1631, p.120; Carlo M. Cipolla, *Fighting the plague in seventeenth century Italy*, Wisconsin, 1976, p.100.

<sup>3</sup> Philip Ziegler, *The Black Death*, Gloucestershire, 1993, p.21.



すら残らず、ボローニャでは全市民の4分の3を死に追いや<sup>4</sup>り、その前後数年間で「ヨーロッパ全土の総人口およそ1億人のうち3千万人が死亡した」<sup>5</sup>といわれる。こうした言説の信憑性に問題が残らないわけではない。ただ、イタリア半島における1348年と1630年の大流行を比較する限り、少なくとも明らかであるのは両者の人口<sup>6</sup>と人口規模別にみた都市数の推移<sup>7</sup>、これらに大きな変動がなかったという点である。こうした観点からみれば、1348年のペスト流行による人的被害は、1630年のそれより大規模なものであったと推測することも可能であろう。これに対して、17世紀全般を通してみた疫病流行の規模という観点では、少なくとも紀元後の疫病史上「病種や流行経緯を考慮する上で、最大規模であった」という言及もある<sup>8</sup>。

ボローニャでペスト流行が始まる時期については、1630年5月というのが一般的な見解である。コラッディの疫病史研究とデル・パンタの人口動態史研究の双方にあっても、ボローニャにおけるペスト流行の開始は5月だといわれる

---

<sup>4</sup> Luigi da Gatteo, *La peste a Bologna nel 1630*, Forlì, 1930, p.19.

<sup>5</sup> Carlo M. Cipolla, *Storia economia dell'Europa pre-industriale*, Bologna, 1974, p.208, p.257.

<sup>6</sup> Lorenzo Del Pantà, *Le epidemie nella storia demografica italiana*, Torino, 1986, p.135.

<sup>7</sup> イタリア全土における5000人以上の都市は14世紀-199都市、17世紀-223都市、また10000人以上の都市は、14世紀-79都市、17世紀-82都市存在した。Paolo Malanima, *La fine del primato- Crisi e riconversione nell'Italia del Seicento*, Milano, 1998, p.14.を参照。データの正確性についてはともかくとしても、この図表作成の年代と都市規模の設定基準やその方法に関しては、疑問が残るところである。

<sup>8</sup> Alfonso Corradi, *Biblioteca di storia della medicina- annali delle epidemie occorse in Italia dalle prime memorie fino al 1850 compilati con varie note e dichiarazioni*, vol.II., Bologna, 1973.

9。また、モラッティはこれについて次のように言及している。「ボローニャでは、ペスト（流行）は5月から始まったが、当初、ほとんどの人々はこの事実を知らず、通常の、あるいは悪性の熱病だと考えられていた。しかし一部の専門医らによれば、患者の身体に広がる一連の斑点はペストによるものと確認されていた」<sup>10</sup>。さらに限定していくと、A・ブリゲッティ、L・ダ・ガッテオの両者による、同年5月6日という日付けが挙げられる。これは、『ボローニャ編年史』における1630年分の雑録集、あるいは1666年に刊行されたA・P・マシーニの『踏みにじられたボローニャ』<sup>11</sup>のなかの、「5月のはじめ、具体的には同月の6日は、（中略）ボローニャ市にとって忘れがたい日である。なぜなら、（ボローニャの）腺ペストの流行はこの日から始まり、翌年の1月13日まで続いたからである」という一節に基づいている。しかし日付けの特定は、この両著で叙述されるにとどまっている。そもそもマシーニ自身がこの日時に対する根拠を示していないことから、A・ブリゲッティ、L・ダ・ガッテオの両者は、これに懐疑的な姿勢をもみせている。

いずれにせよ、ボローニャのペスト感染に関する当局側からの公式発表は存在しない。この5月6日には新たな公示が出されたが、これは「ボローニャの都市部とその管轄下の村落、地区、その他の地域における、道路、家屋の清掃と衛生環境維持」に関するものであった。その冒頭には、「ペスト流行疑惑が存在するこの時勢に」という表現が用いられるものの、ボローニャにおけるペスト

---

<sup>9</sup> Alfonso Corradi, *op. cit.*, p.64; Lorenzo Del Panta, *Le epidemie nella storia demografica italiana*, Torino, 1986, p.160.

<sup>10</sup> Pietro Moratti, *op. cit.*, p.2.

<sup>11</sup> Antonio di Paolo Masini, *Bologna perlustrata*, Bologna 1666, I, p.307.

流行の事例は依然、公式に確認されていなかったことがわかる<sup>12</sup>。また、モラッティは、ペスト流行の事実をいち早く指摘していた医師らの存在を明らかにしていたが、彼によれば「5月全般と6月15日までの期間はペスト対策が行われていなかった」という指摘もある。実際、隔離病棟や都市における感染死者数を集計したデータは、同年6月から残されている。ただ、この6月時には二大隔離病棟ですでに合計935人、その他、ボローニャ市で785人という多数の感染死者が確認されていることから、<sup>13</sup>前月にまったく感染者が存在しないと推測するのは困難であろう。さらに、先のA・P・マシーニの言述から、当時のペストが腺ペストであったと仮定しても、死亡率が感染時から4~7日で70~80パーセントに達するという症状の特徴から、6月の1ヶ月間に感染が拡大して前述の1,700人あまりの死亡者が出ていたことを考慮すると、やはり、少なくとも5月中旬までに、市内に感染者が存在したと考えるのは妥当であろう。

その後の、月別にみたペスト感染死者の動向は、モラッティによると下の表の次のとおりである<sup>14</sup>。

	アンジェリ 隔離病棟	アンヌンツ ィアータ隔 離病棟	都市	全体
6月	351	584	785	1726
7月	890	1049	2715	4654

<sup>12</sup> Giroramo Donini, *Raccolta di tutti li bandi, ordini e provisioni Fatte per la Città di Bologna in tempo di Contagio Imminente, e presente, Li anni 1628, 1629, 1630, et 1631. Dedicata all'Emin.mo e Rever.mo Sig. Cardinale Spada Nel sudetto Tempo meritissimo Legato di Bologna*, Bologna, 1631, p.58.

<sup>13</sup> *Ibid.*, p.120.

<sup>14</sup> Pietro Moratti, *op. cit.*, p.120.

8月	735	926	2928	4592
9月	248	257	695	1200
10月	117	168	340	625
11月	55	61	215	333
12月	29	43	196	262
全体	2431	3091	7876	13392

ペスト以外の死因による死亡者 1181

郊外農村地帯における死亡者 16300

全体の死亡者 30879

このように、5月に感染が確認されてから、6月を経て、7月と8月には、突如として犠牲者の急激な増加がみられた。その後、9月には再び大きく減少して、12月には、全体でも262人に留まった。これは7、8月のピーク時の6%にも満たない。実際、12月末には、ペスト流行の終息を祝う宗教行事が行われている。ちなみに、上記の表では各月の総数や全体の数において整合性がみられない部分が少なからずあるが、原因は不明である。

## 2 1630年ボローニャにおけるペスト対策諸法規

ここでは、当時のボローニャにおいて、ペスト対策として、あるいはペスト流行時の住民に周知された公示や通達の類にいかなるものがあったかをみていこう。

### 2-1 関連史料の所在とその概要

1630年のボローニャにおけるペスト流行に関する対策諸法規と行政的対応をめぐり、公的に出された史料は次の3点において確認される。最も主要なのは、流行の翌年1631年、ジロラモ・ドニーニの編纂でボローニャ議会の印

刷所から刊行された活版本の『1628、29、30、31年、疫病流行時およびその直前に公布された公示、法令、予防策全集 (*Raccolta di tutti li bandi, ordini e provisioni Fatte per la Città di Bologna in tempo di Contagio Imminente, e presente, Li anni 1628, 1629, 1630, et 1631.*)』である (これ以下「ペスト対策法令集」と略す)。出版年と出版書から考慮してもこの活版本が、文字とおり当時のすべてのペスト対策の諸法規をまとめたものとして最も代表的なものであり、現在ボローニャ市では、市立アルキジナジオ図書館、ボローニャ大学図書館 (Biblioteca Comunale dell'Archiginnasio)、そしてボローニャ国立公文書館にそれぞれ所蔵されている。

これ以外には、市立アルキジナジオ図書館所蔵のメルラーニ法令集 (*La Raccolta dei bandi Merlani*)<sup>15</sup>がある。この法令集は、1560年から1869年にかけてボローニャにおいて、都市政府、教皇特使、教皇庁の地方代表者らの名で出された75,000以上に上る公示 (*bandi*)、法律 (*leggi*)、公的な命令 (*decreti pubblici*) が集められたものであり、これらの収集は19世紀にベナッチ議会印刷所を継承したメルラーニ兄弟によって行われた。このうち、1630年に出されたものとしては114の諸法規 (*R.M.XIII/2 250 ~ R.M.XIII/2 435*) がある。それらの内容は公定価格の公表から殺人事件の犯人の捜査に関するものまで多岐にわたるが、ペスト対策そのものに該当するものはほとんど含まれていないといえる。

また、ペスト対策関連の史料としては、ボローニャ国立公文書館に所蔵されている衛生部局 (*Assuteria di Sanità*) に関する公文書を挙げることができよう。公示類から書簡、証明書 (*attestati*)、送付物 (*recapiti*) 雑記 (*miscelanea*) 等、全14種類に分類されている。しかしその内容は公示や証明書の紙片が比較的雑然とファイルされているに留まり、いずれも極めて断片的なものであ

---

<sup>15</sup> メルラーニ法令集は、アルキジナジオ図書館で閲覧可能なほか、近年では同図書館のホームページからも一部が閲覧可能となっている。

た<sup>16</sup>。1630年に関する史料もごく限定されたものにとどまる。またこの衛生局のシリーズに「ペストに関するボローニャの公示」として所蔵されていたのは上記の『ペスト対策法令集』の活版本であった。

この活版本にも収録されているペスト流行時とその前後における都市美化の公示の数篇は、「美化局 (Assunteria di Ornato)」の分類にも保存されている。これは、「美化局」が道路や建造物、下水道、公共の所有地に関する承認等の領域を担っていたことによるものである<sup>17</sup>。しかし、メルラーニ法令集における都市美化の公示と比較すれば、そこに保存されているのはごく断片的なものである。また、この美化局のシリーズに所蔵されていた1630年の4月の都市美化の公示は、ボローニャ国立公文書館の「レガート部局」のシリーズにも同一のものが収められていたが、この部局においても1630年に関連して所蔵されているものはこれを除いてほとんどなく、いずれの部局においても、当時のペスト流行に関連する諸法規や書簡、雑記の史料は非常に断片的で、考察の

---

<sup>16</sup> 衛生局以下の項目分類で、分類の状態が良好でないのは、書簡や証明書等の紙片はファイルに挟まれているだけの状態で、閲覧者が移動させてしまうことが可能な状態にあることにも起因すると考えられる。

<sup>17</sup> Archivio di Stato di Bologna, p.590.

対象に値する状態にはない<sup>18</sup>。

## 2-2 1630年ペスト流行時における諸法規—メルラーニ法令集

先に述べたように、メルラーニ法令集には基本的にペスト対策の諸法規は含まれていない。しかしわずかな例外として「ペスト対策法令集」にも含まれていた、疫病予防を目的とした衛生環境の改善に関連する公示がある。1点目が1629年11月8日付けで都市内部における道路等の清掃を要請するものであり<sup>19</sup>、2点目は同様の内容で1630年4月6日付けのもの<sup>20</sup>、また3点目が同月22日付けでサン・アントニオの牧草地と呼ばれる公共の場所 (luogo pubblico) における不法投棄に関する警告<sup>21</sup>、そして4点目が5月30日付けのボローニャ

---

<sup>18</sup> ボローニャ国立公文書館における混合政府期(1512-1796)の公文書の項目はほぼ行政機関別に以下のようになっている。Legato, Senato, Ambasciata bolognese a Roma, Assunteria di abbondanza Assunteria d'archivio, Assunteria d'arti, Assunteria di camera, Assunteria di cancelleria, Assunteria di confini, acque e fiumi, Assunteria di governo, Ufficio acque e strade, Ufficio del contado, Ufficio del notaio di governo, Anziani consoli, Gabella grossa po Congregazione di gabella grossa, Difensori dell'avere, Monti di pubbliche prestanze, Ufficio delle bollette, Ufficio delle riformazioni, Tribunale delle plebe, Commissione d'acqua, Tribunale del Torrone, Tribunale di Rota, Podesteria e pretura di Imola, またいわゆる行政部局 Assunteria (独立の司法機関を擁するものが多い)としては、Assunteria di istituto 以下次のとおりである。liti e paci, magistrati, milizia, munizione, ornato, pavaglione, revisione dei conti, rota, sanità, sede vacante, Studio, Torrone, zecca がある。

<sup>19</sup> Biblioteca comunale dell'Archiginnasio (BA), La raccolta dei Bandi Merlani (RM), XIII 236.

<sup>20</sup> BA, RM, XIII/2 291.

<sup>21</sup> BA, RM, XIII/2 297.

郊外にあるブドゥリオ城への不法投棄に関する警告である<sup>22</sup>。

また、この法令集には 1630 年分として 114 の諸法規や公示が収められている。そのなかで、ペスト感染が始まったとされる 5 月以降に出された数は次のとおりである。5 月に 11、6 月に 5、7 月に 6、8 月に 11、9 月に 3、10 月に 5、11 月に 6、12 月に 5 で全 52 である。また、これらに加えて具体的な日付けの記載がないが、1630 年分と推測されるものが 11 ある。これらはいくつかの領域に分類することが可能であるが、そのうち最も出される頻度が高い領域は、穀物やパン、食肉等の管理に関する食料関連で 19 に及んだ。これに次ぐのは、絹産業関連の 11、さらに単発の殺人事件等に関する犯罪関連の 8 であった。この他複数回出されている領域として、絹産業、売春婦、清掃、価格公定表などがあった。

### 3 1630 年ボローニャにおけるペスト対策諸法規の受容をめぐって

上でみた諸公示に対する違反事例にとどまらず、記録された証言から当時の人々の言動が生き生きと伝わってくるのが、トローネ裁判所の裁判記録である。以下では、この裁判所の歴史や裁判機構、また記録の問題点について述べる。

#### 3-1 「トローネ」裁判所の創設と名称の由来

「トローネ」裁判所と呼ばれる教皇直属のボローニャの刑事裁判の法廷は、16 世紀前半に設立された。その設立をめぐりより詳細な時期については、ジュゼッペ・グイディチーニの『ボローニャ郷土歴史資料集』(Giuseppe Guidicini, *La Miscellanea storico-patria Bolognese*, Bologna, 1872)の 1525 年についての一項に「およそ、このころに教皇は、すでに以前から行政長官によって派遣されていた刑事裁判官と、陪席判事のための事務局を設立した」とある。また

---

<sup>22</sup> BA, RM, XIII/2 313.



同じ著者による別の編著『ボローニャ市重要諸事』(Giuseppe Guidicini, *Le cose notabili di Bologna*, Bologna, 1868-73.)では「トローネ」の裁判機能は1535年から実施されているとされた。それは同年、聖庁控訴院の法廷(Tribunale di Rota)に関する職員任命のさいに、ボローニャの刑事裁判所の陪席判事(Auditore)の任命も行われたことによる。<sup>23</sup>

しかし、上の編年史書にみる「トローネ」裁判所創設期の推定に対して、ボローニャ国立文書館が所蔵する古文書資料によると「トローネ」裁判記録(Tribunale del Torrione)のシリーズは1536年から開始されている。他方、それ以前の行政長官が施行者となって行われた刑事裁判は、1532年まで続いていた。F・クアドゥリーニは、これらの事実を総合して、「トローネ」裁判所設立期を以下のように二とおりに推定した。第一に、グイディチーニの叙述による裁判所機能の開始年とボローニャ国立文書館所蔵の「トローネ」裁判記録の記録開始年から推定される1535-36年頃という時期設定。第二に、1512年からのボローニャの行政長官によって施行される裁判機能と、教皇によって指名された「トローネ」の陪席判事によるそれとの共存期間を認める時期設定である。この1512年にはボローニャの教皇領への従属が始まり、それにとまなう教皇特使の実権強化と中世都市国家の繁栄以来のポデスタ制の失墜が顕著になった。後者の時期設定は、教皇直属の「トローネ」裁判所の設立は、この変革の一環としての刑事事件に対する教皇側の全権掌握に起源があるとする考え方によるものである。この1512年から1535年の期間に、事実上の「トローネ」裁判所の基盤は確立されていたと考えられる<sup>24</sup>。

また、これに対して、T・ディ・ツイオは、ボローニャ国立古文書館所蔵の「トローネ」裁判記録は1530年頃から始まっているとした。これは、数種に分

---

<sup>23</sup> Fravia Quadrini, *Primi sondaggi sulla criminalità a Bologna nel 1500*, tesi di laurea discussa nell'Università di Bologna, relatore C.Ginzburg, a.a.1975-76, p.1.

<sup>24</sup> *Ibid.*, pp.1-13.

かれる裁判記録のうち、一般公表されていない種類のものが、1531年から所蔵されているという点を根拠にしている<sup>25</sup>。さらに、1535年の刑事—民事裁判の分離については、当時、ローマから派遣された教皇特使に対しては刑事裁判の陪席判事職とその職務を支える数人の「悪事 (il male)」(犯罪)についての公証人に対する任命権が「委任」されるに留まっているということを指摘する。<sup>26</sup>これは、かならずしも1535年に「トローネ」裁判所が独立したと断定できないことを示唆している。いずれにせよ、元来ボローニャの行政長官とその一族の実権の下にあった司法権全般は、1512年の教皇領ボローニャの誕生から変容していく。そして、こうしたボローニャの都市勢力の権限から離脱し、教皇側の配下におかれた「トローネ」の刑事裁判所の発足はなかでも初期に教皇側の勢力に取り込まれた一領域であり、実際に独立して機能し始めたのは16世紀初頭からだといえるだろう。

ところで、この「トローネ(Torrone)」という名称は、1352年に監獄のための塔(torre)が設置され、1404年には市庁舎の東塔と呼ばれて、大々的に監獄として使用されるようになったという経緯によるものである<sup>27</sup>。ボローニャの刑事裁判所が一般的に「トローネ」と呼ばれるようになったのは、それが市庁舎の東北の角の塔に設置されていたからである<sup>28</sup>。この通称について、L・ブレヴ

---

<sup>25</sup> 一般に公開され、目録化されているボローニャ国立文書館所蔵の裁判記録の綴本についてはやはり1536年から始まっている。

<sup>26</sup> Cfr. Tiziana Di Zio, II-36a “Tribunale del Torrone” Registri di atti processuali (1531-1559), (T・ディ・ツィオによる、ボローニャ国立文書館所蔵の「トローネ裁判記録」シリーズ目録の1531年—1559年のa巻冒頭文から)。

<sup>27</sup> その後、19世紀の初頭にピウス8世(在位1829~30)の即位に伴って市庁舎の塔に設置されていた監獄は撤去され、新たな監獄の場所となったサン・ジョヴァンニ・イン・モンテに移転した。

<sup>28</sup> 現在のウーゴ・バッシ通りとヴェツィアーニ通りの交差点付近。

エンターニは、「市庁舎の東北の角にある塔のことを人々は以前から市庁舎のオルト(東)の塔と呼んでいて、監獄の塔のことを指す世俗的な名称であった。この塔は、裁判や監獄のための場所として使われていた」と述べている<sup>29</sup>。この「トローネ」は、15世紀全般と16世紀初頭に至るまでは、専ら監獄のみを指していたが、その後、教皇特使の管轄となり民事裁判所と分離した刑事裁判所の司法局も同地に設置されると、「トローネ」は監獄と同時にこの司法局も含めた名称となった。

### 3-2 「トローネ」裁判所の裁判機構と組織

「トローネ」裁判所の起源は先に述べたように16世紀初頭にある。それから、1797年のナポレオンの占領によって教会支配下にあったボローニャの政治体制が崩壊するまで、この裁判所は300年以上存続した。ちょうどこの期間と重複する「混合政府(il Governo Misto)」期には、ローマから派遣された教皇特使とボローニャの行政長官による両勢力の対立や競合があった。T・ディ・ツイオは、コムーネ体制に起源を有する行政長官の配下にあった旧体制の法曹界が、教皇特使の最高責任者の配下におかれるまでの司法関連の実権の移行に、ボローニャでの行政一般の行政長官と教皇特使との競合と権限争奪の過程が顕著に現れていると指摘する。

1530年に従来ボローニャ市の有していた重要な権限の一つであった刑事裁判の判決権が教皇特使に譲渡されたことに始まる「トローネ」裁判所の事実上の設立によって、その後のおよそ半世紀にわたって刑事裁判領域での教皇側の実権掌握は確立されていった。1544年には、刑事事件を扱う公証人の職務活動

---

<sup>29</sup> Luigi Breventani, *Supplemento delle cose notabili di Bologna e alla miscellanea storico-patria di Giuseppe guidicini*, Bologna, 1908, p.297, cf., Fravia Quadrini, *op.cit.*

に関する法令が出され、1548年ごろには、ミラノ出身の枢機卿ジョヴァンニ・モローニによって「トローネ」裁判所の業務全般にわたる法規が制定された。そこでは、陪席判事の任務や告訴内容による賃金や税金の規定、さらに、各市町村部局や行政部局の違法行為を扱う部局や警察署に関する規定がもりこまれていた。その後、1556年「スカベッリ(scabelli)」と呼ばれる刑事事件専門の文書館が、ボローニャの統治者の手を一端離れ、1563年には教皇側が強い権限を有するボローニャの抵当銀行モンテ・ディ・ピエタに買収されて、職員の給与や裁判記録関連の支出をとりまとめるようになった<sup>30</sup>。

この1563年には、従来モンテ・ディ・ピエタの最高責任者が有していた裁判職務への多くの任命権が失われ、また教皇パウルス4世（在位1555-59）が裁判所の直接の管理者となる。こうした経緯から、モンテ・ディ・ピエタに入金された刑事裁判所の収入は、裁判業務の各部局に再分配されたのだが、刑事裁判所の財政部門についての総長への権限の委託はその実際の職務を教皇庁の承認によって選出された1人の公証人長と8人の一般公証人が担当するという条件付きで行われた<sup>31</sup>。さらに1587年には教皇の詔勅書による「トローネ」の陪席判事の任命権や被告放免の権限の確立が確認されている<sup>32</sup>。また、16世紀中葉からは「トローネ」裁判所の陪席判事は教皇特使の一族や教皇の詔勅書によって指示されたもの以外に独自の権限を有するようになっていた。たとえ

---

<sup>30</sup> Tiziana Di Zio, *Il tribunale del Torrione* in *Atti e Memorie*- Deputazione di storia patria per le Province di Romagna, vol.XLIII (anno academico 1992), Bologna, 1993, pp.336-340.

<sup>31</sup> Mario Maragi, *I cinquecento anni del Monte di Bologna*, Bologna, 1973, p.85. *Cfr.*, Rita Mariani, *Criminalità e controllo sociale nella crevalcore del seicento*, tesi di laurea discussa presso all'Università di Bologna, relatore Ottavia Nicoli, a.a.1990-91.

<sup>32</sup> Andrea Gardi, "Il Cardinale Legato come rettore provinciale Enrico Caetani a Bologna(1586-87)" in *società e storia*, n.27.(1985), pp.1-36.

ば、シルヴェストロ・アルドブランディーニやモンテ・ヴァレンティといった「トローネ」の陪席判事はボローニャの統治者となり、同地に永住したのである。この16世紀に全般にわたるひとつの傾向として、法規の組織的かつ頻繁な起案が挙げられる。さらに同世紀初頭には、発生地区の部局に依託されていたボローニャ郊外地域での刑事事件が、軽犯罪に至るまですべて、「トローネ」裁判所に持ち込まれるようになっていった<sup>33</sup>。

ところで、17世紀前半の「トローネ」裁判所の機能は、1566年に教皇特使カルロ・ボッロメオ卿<sup>34</sup>によって起草され、その後教皇によって承認された法規が規範にされた<sup>35</sup>。裁判法規は教会法に基づき、教皇国内の各地に示された市民法やコムーネの法規によって規制されていた。ボローニャの裁判関連法規は、教皇特使が新たに着任するさいに公布される一般法のなかで、現行の刑法の収集されたものの収録が慣例となっていた。17世紀に入ってから、1610年にベネデット・ジュスティニアニ卿<sup>36</sup>のもとでその一般法が公布されている<sup>37</sup>。

---

<sup>33</sup> Tiziana Di Zio, *Il tribunale del Torrone* in Atti e Memorie- Deputazione di storia patria per le Province di Romagna, vol.XLIII (anno academico 1992), Bologna, 1993, pp.336-339.

<sup>34</sup> 教皇特使には1560年に着任。ミラノ出身 (cf.*Miscellanea Storico-Patria Bolognese tratta dai manoscritti di Giuseppe Guidicini*, Bologna, 1872, p.76.)。

<sup>35</sup> *Recentionres Turrone Bononiae Constitutiones*, Bononiae, 1566.

<sup>36</sup> 教皇特使には1606年に着任。ジェノヴァ出身 (cf.*Miscellanea Storico-Patria Bolognese tratta dai manoscritti di Giuseppe Guidicini*, Bologna,1872, p.76.)。

<sup>37</sup> *Bando generale dell'Illustrissimo e reverendissimo Sig. Benedetto Card. Giustiniano Legato di Bologna, Pubblicato alli 23 di giugno, e reiterato alli 24. di luglio 1610, in Bologna, per Vittorio Benacci, Stampator camerale.* cit.Rita Mariani, *op.cit.*

そうした一般法によると、告訴は、まずボローニャの領地内での各市町村や教区に設置された管轄部局によってとりまとめられ、それが「トローネ」の裁判所に送付された。この告訴の記録は、公証人か、あるいはこれが不在の場合には管轄区の代表者によって作成され、それが判事補(Uditore)と裁判官に提出されて、彼らはその告訴内容から起訴の必要性があるかを吟味した。また刑事事件の訴訟は、被害者側の告訴、もしくは管轄市町村の部局とボローニャの行政部局の報告と訴訟申請があった場合にのみ裁判の開廷が可能となった<sup>38</sup>。庶民の間の口喧嘩や親族、夫婦、未成年間の反目といったものは軽犯罪とされ、裁判開廷が許可されなかった。

これに対して重い犯罪の場合には、「適正な証拠や実況の検分が行われ、公証人の帳簿に慎重に記載される以前に、判事が裁判を開廷することは厳重に禁じられた」<sup>39</sup>。この重度の犯罪に該当するものとしては、「反逆罪、暗殺、殺人罪、放火、毒殺、偽金製造、婦女暴行、都市、郊外、国外在住のいかなる身分地位の女性、婦人に対して行われた暴力行為、冒涇、法令違反、公共器物損壊」が挙げられている。さらに、殺人および傷害事件に関しては、記録担当の公証人は判事の同意の下で必要に応じて割り当てられた1名ないし2名の外科医を事件発生の現場に立ち合わせなければならなかった<sup>40</sup>。

---

<sup>38</sup> *Recentiores Turroni Bononiae Constitutiones Bononiae typis Alexandri Benaij 1566, Rubrica II, 4, cfr., Rita Mariani, op.cit.*

<sup>39</sup> *Recentiores Turroni Bononiae Constitutiones Bononiae typis Alexandri Benaij 1566, Rubrica II, p.6, cf. Fravia Quadrini, op.cit.*

<sup>40</sup> *Decreta et ordinatione pro bono regime officii Turroni eminentissimi et reverendissimi D. Cardinalis Augustini Cusani Bononie, eiusque districtus, de Latere Legati, Anno MDCCXVI, op.cf. p.21, cf. Fravia Quadrini, Primi sondaggi sulla criminalità a Bologna nel 1500, tesi di laurea discussa nell'Università di Bologna, relatore C.Ginzburg, a.a.1975-76.*

提訴によって裁判が開廷する場合には、原告はボローニャの市民法に従うことを宣誓しなければならなかった。また、原告側に何らかの虚偽が発覚した場合には、裁判費用の全額負担を命じる法規があった<sup>41</sup>。これに対して被告人は、召喚命令に自主的に従えば公衆の面前にさらされることなく非公開で尋問を受け、判決を受けることができた。また、被告人が召喚に従わなかった場合には「公衆の罵声とトランペットの合奏の前に引き出された」<sup>42</sup>。さらに、裁判によって被告人が釈放されると、原告と被告人双方の氏名と証言内容が残された。裁判が開廷した場合には、被告人の最初の召喚から2ヶ月以内に終廷しなければならないという規則があった<sup>43</sup>。

また、判決は教皇特使、一般判事、教皇特使院の判事(Uditore di Camera del Legato) 副特使の判事らによって開かれる会議で検討され、最終判決は判事自身がその署名入りのものを音読することが要求された<sup>44</sup>。財産刑(罰金)の場合には、その支払までに被告人には1ヶ月の猶予が、その保証人には2ヶ月の猶予が与えられた<sup>45</sup>。この罰金刑の他の主要な刑罰には、打刑、舌、四肢の切断、顔面への烙印、火刑、監獄での服役、死刑が存在した。また実際には、刑事事件の判事の裁量には納まりきらず、裁判記録業務を担当する公証人がその

---

<sup>41</sup> *Recentiores Turrone Bononiae Constitutiones Bononiae typis Alexandri Benaij 1566, Rubrica II, 8, 27-28, cfr. Rita Mariani, op.cit., p.28.*

<sup>42</sup> *Statuta criminalia civitatis Bononiae, Tomo primo, Rubrica XIV, pp. 436-437, cfr. Fravia Quadrini, op.cit., p.16.*

<sup>43</sup> *Statuta criminalia civitatis Bononiae, Tomo primo, Rubrica II. p.5, cf. Fravia Quadrini, op.cit., p.16.*

<sup>44</sup> *Recentiores Turrone Bononiae Constitutiones Bononiae typis Alexandri Benaij 1566, Rubrica II, 8, 27-28, cfr. Rita Mariani, op.cit., p.27.*

<sup>45</sup> *Statuta criminalia civitatis Bononiae, Tomo primo, Rubrica XXVII. pp.457, cfr. Fravia Quadrini, op.cit.*

役目を代行しなければならないという事態も発生していた。これには次の2つの要因が考えられる。第一に、16世紀後半からすでに問題とされていたという陪席判事や公証人の怠慢による職務の不履行<sup>46</sup>、第二に挙げられるのは「トローネ」裁判所の出向制度である。この制度は公証人や副判事らが、事件現場まで出向してその検証を行うというものである。事件が発生するとその都度、トローネ裁判所から事件現場に赴かなくてはならないというこの制度の不合理性に加え、出向に要した費用は被疑者が負担することになっていた。しかし、被疑者の経済状況が費用負担に値しないと判断されたり、被疑者が裁判に欠席すれば、場合によっては管轄の自治体はその費用を負担することとなった。こうした費用への支出は、当時少なからぬ問題を抱えていた自治体の財政状況を一層深刻化させる一因となった<sup>47</sup>。当時、公証人による裁判所の公定料金を無視した費用請求が頻発しており、公証人らの事務所には、彼らの違法行為を監視する職員が駐在し、<sup>48</sup>ボローニャの抵当銀行モンテ・ディ・ピエタが雇用する監査人は法廷職員の違法行為を監視した。このような監視体制の存在は、出向制度の非合理性、当時の自治体の経済状態、さらに徐々に強化される「トローネ」裁判所への権限と職務の集中化が相乗して、実際の業務遂行の難しさを露呈させていたといえる。

---

<sup>46</sup> *II-36a Tribunale del Torrone, Registri di atti procesuali (1531-1559)* ボローニャ国立古文書館「トローネ」裁判記録シリーズ目録冒頭文（執筆者はT・ディ・ツィオ）。

<sup>47</sup> Tiziana Di Zio, *Il tribunale del Torrone* in *Atti e Memorie- Deputazione di storia patria per le Province di Romagna*, vol.XLIII (anno accademico 1992), Bologna, 1993, p.340.

<sup>48</sup> Assunteria di Torrone, *Bandi editti notificazioni diversi (sec.XVI-XVII)*, Capitoli da osservarsi dal notaio assistente e revisore all'ufficio civile del Torrone approvati dall'Illustriss Reggimento sotto li 14. dicembre 1629. Bologna, 1629. *cf.* Rita Mariani, *op.cit.*, p.27.



### 3-3 トローネ裁判記録の概要と問題点

現在、トローネ裁判所に関する公文書は記録書と綴じ本を合わせて総数約10,400巻にのぼる。しかし、1530年頃から所蔵され、1796年まで存続したこの記録は、1826年から1833年までの期間を除き、整理された状態にはない。

まず、トローネ裁判所創設当時の16世紀全般を通じて出された各種の法律によれば、裁判活動は数種の記録書に分類され収録されていたことがわかる。このうち、日常的に記録された被告人や追放者の氏名目録は、革表紙の記帳簿 *vacchette* に、また、訴訟事件に関する各種の関連資料と被告人の所有財産、殺人事件関連の資料の収集はフィルツェ *filze*、あるいはコルデュラス *cordulas* に、そして記録書 *atti* には、告訴の登録、審問の質疑応答の内容、判決、その他裁判に関連する資料が収録された。この記録書 *atti* は他の記録と比較して、より完全な状態で残されている。また、法令、判決、告訴については羊皮紙に記録され、市町村の議会に3ヶ月ごとに提出されていたはずだが、この記録については未だその所在が確認されていない<sup>49</sup>。

同裁判所の創設当時の登録件数は、上に挙げたような状況のなかで比較的少数に留まっている。しかしそれ以後は、裁判の期間の長期化と件数の増加がみられるようになる。それと同時に公証人や陪席判事の職務怠慢の問題が表面化してくる<sup>50</sup>。

---

<sup>49</sup> *II-36b Tribunale del Torrone, Registri di atti procesuali (1560-1602)* ボローニャ国立古文書館トローネ裁判記録シリーズ目録冒頭文（執筆者はティツィアーナ・ディ・ツィオ）。

<sup>50</sup> *II-36a Tribunale del Torrone, Registri di atti procesuali (1531-1559)* , ボローニャ国立古文書館トローネ裁判記録シリーズ目録冒頭文（執筆者はティツィアーナ・ディ・ツィオ）。

ところで、裁判での口述記録とその写本の保存は、公証人長と刑事事件担当の公証人の事務局、あるいはスカベッリ *scabelli* と呼ばれる刑事事件専門の文書館が保存する任務があった。公証人たちは、公正な職務遂行のために、ポローニャ出身者以外であることが義務づけられ、その職務遂行にさいしては、ポローニャ市民もしくはポローニャ在住者といかなる関係を持つことも許されなかった。裁判関連のこれらの帳簿では担当の公証人および書記官がトローネの最高責任者宛てに送られてきたポローニャ市およびその郊外の全ての告訴、尋問、検察、通達、判決について、被告人、原告、取り調べ人それぞれの氏名記載を含めて、裁判開廷に至った事件の内容を記録した<sup>51</sup>。

このほかにも、公証人を対象とした裁判記録に関する規定には詳細かつ厳格な指示が盛り込まれているが、実際には裁判手続きあるいはその記録に関連した公証人や陪席判事の職務不履行や不正は跡を絶たなかった。たとえば、同裁判記録からは、裁判の中断、あるいは被告人の召喚から裁判開廷までの数ヶ月から数年にわたる長期の空白期間の存在、必要条件を満たさないような軽犯罪への裁判開廷、公証人による不法な高額の賃金請求が発生していた事実が確認される。トローネ裁判記録では記録の中断は頻発するが、これは実際の裁判の中断以外に、記録者である公証人の職務不履行を一因と見なすことも可能だろう<sup>52</sup>。これらは、制定された法規のみならず、ポローニャのモンテ・ディ・ピエタやスカベッリ内に設置された裁判行為に関する違法行為への監視機関体制すら機能していなかった現状をも浮かび上がらせている。

---

<sup>51</sup>Rita Mariani, *op.cit.*, p.28. さらに公証人は、すべての裁判記録に対して、「法を犯すことなく」、「本人自身によって記載された」という文言を加えた署名をいれた。また、所定の書式に基づいて再編集された記録は公文書館に保存され、3ヶ月に1度公開された。

<sup>52</sup> Rita Mariani, *op.cit.*, p.35.

この裁判記録にみられるの不完全性には、多種にわたる登録制度によって開廷するという裁判の制度上問題が絡む一方で、A・パストーレによれば、膨大な告訴件数と訴訟手続き申請数に裁判開廷が追いつかず、事実上裁判業務は破綻をきたし、判決にまで至る裁判は比較的少数だった、という当時の実態もひとつの要因として指摘されている<sup>53</sup>。加えて、これらの諸問題と並んで、先に述べたようなT・ディ・ツィオの、「すでに16世紀半ばから、陪席判事や裁判記録を担当する公証人らの職務怠慢が嘆かれていた」という言及も無視できないだろう。

ただ、中断している裁判記録を、欠損部分を有した不完全なものと断定するには、なお疑問の余地がある。というのも、ひとつの事件に関わる各証人、容疑者らの証言は、必ずしも連続して一カ所に記録が残されているわけではなく、この場合、都市部もしくは郊外地域という事件発生地域の区分から、もしくは、一つの事件は単独の公証人と陪席判事によって執り行われるであろうと仮定して、記録冊子の目録に記載された公証人や判事の氏名から、関連する記録冊子すべてを対象に後続部分を検索するという方法以外に手がかりはないからである<sup>54</sup>。記録が中断している場合に、後続する証言記録が存在するのか、あるいは裁判自体が中断したのかといった判断も困難であり、裁判が続けられていても、公証人の職務怠慢などの事情によって記録が残されていないという可能性も考えられる。

---

<sup>53</sup> Alessandro Pastore, *Crimine e giustizia in tempo di peste nell'europa moderna*, Roma, 1991, p.75.

<sup>54</sup> こうした裁判記録の拡散性と、一連の事件に関する記録の探索方法、さらに一般未公開の各裁判の内容や判決等が要約されている綴本の存在に関しては、ポローニャ国立文書館のイングリット・ジェルマーニ氏の教示を受けた。

トローネの裁判記録冊子は、1630年関連の記録冊子だけでも104冊を数え、これらの大部分は1冊が700~1,200ページを有していた<sup>55</sup>。これらの記録冊子では、公証人、陪席判事、都市-郊外に分割された管轄地区、記録に残された日付けの各項目は不順である。さらには稀に同記録冊子の冒頭に掲載されている被告人氏名のアルファベット順の名簿には記録冊子に収録された事件の被告人名が欠落していることもあった。

裁判記録の検索上でこうした複合的な困難を伴うのに加え、トローネの裁判記録冊子では記録担当者の筆跡や冊子の紙面やインクの状態によって、判読の難易度が大きく左右されるという事情もあった。たとえば、A・パストーレの『近代ヨーロッパにおけるペスト時の犯罪と裁判』（A.Pastore, *Crimine e giustizia in tempo di peste nell'Europa moderna*, Roma, 1991.）では、ボローニャ市内（第4章）、ボローニャ郊外（第6章）、隔離病棟内（第5章）で発生した違法行為関連の裁判記録にそれぞれ一章ずつ割り当て、トローネ裁判記録の分析がおこなわれている。この隔離病棟に関する一章でほぼ単独で用いられたトローネ裁判記録の5747-2番という一冊子は、当時隔離病棟には専属の判事がいたことから、そこで発生した事件を独占的に収録するものである。またこれは全200ページほどで、他と比較すると極端にページ数が少ない。しかもこれをその他の1630年関連の裁判記録冊子の総ページ数に相対すれば、0.3パーセントにも満たないだろう。従って、ボローニャ市内と郊外に関連する裁判記録のページ総数からみれば、それらが対等に扱われることに対する不自然さは否めない。しかし、これを可能にする一因が、このトローネ裁判記録5747-2番の記録冊子の特殊性にはある。というのは、当時、隔離病棟における違法行為に関しては、トローネ裁判所の配下におかれながらも、独自の判事と公証人によって裁判が行われていたという経緯から、この冊子だけが、他の冊子

---

<sup>55</sup> ページ番号は紙面の片側のみに打たれている。また、記録中にしばしば数ページの空白ページが含まれることもすくなくない。

と比較すると傑出して判読容易な文字による記録と混乱のない内容構成を有しているという点である。

「隔離病棟」という項目はペスト時にあって、無視できない重要事項であることには違いない。なにより、従来の当時のペスト流行に関する史料としては、当時の対策行政担当者が作成した公文書や、モラッティの著述のような当時の聖職者や行政担当者らへの賛美の姿勢が非常に強い回顧録の類しかなかった。このことを考慮すれば、実際に病棟内の犯罪に関与した者、あるいは目撃者とされた者の証言によって、当時の隔離病棟における状況が再構成されるという点において貴重であるに留まらず、その内容の豊かさと緻密な描写は、他に比肩するものを持たないのである。これに対して、この冊子全体からみれば、前述のように、犯罪の件数や種類について数量的に何らかの傾向を見出すことはほとんど不可能な性質を有している。加えて、何より大きな困難をもたらしているのは、他の冊子においては、この隔離病棟のそれのように多様な逸脱行為とその背景が具体的に確認できる部分は、極めて限定的であるという点である。

そのため、これまでにこの裁判記録の内容に関するその研究は、A・パストレー以外には、わずかにO・ニッコリ、ボローニャ大学の学生の卒業論文のテーマとして採り上げられるに留まってきた。しかし、トローネ裁判記録の3世紀半にわたる存続と、それがもたらす量的な豊かさ、さらに、被疑者や証人として召喚された人物らの証言が記録されたこの資料は、とくにペスト時のような特殊な時期の違法行為と民衆の反応や行動様式を捉える上で非常に貴重な記録であるばかりでなく、「16世紀から18世紀にかけてのボローニャの生活の様子を探るに実に豊かな史料」<sup>56</sup>であることにはちがいない。

---

<sup>56</sup> Zanni Rosiello, I., eds., *L'archivio di stato di Bologna*, Nardini Editore, Fiesole, 1995, p.197.

## 第一章 ペスト流行とペスト対策諸法規

### 1 ボローニャにおけるペスト流行以前の対策諸法規

#### 1-1 予防的措置としての都市封鎖—「ペスト対策法令集」から

本論の冒頭で挙げた、ジロラモ・ドニーニの編纂による『1628、29、30、31年、疫病流行時およびその直前時に公布された公示、法令、予防策全集（ペスト対策法令集）』（1631年）<sup>1</sup>における最初の公示は、1627年12月19日付けのものである。以下はその全文である。

ペストに関する公示

ボローニャ 1627年12月19日

疫病が下記の地域で死亡率を上昇させているという通達を受けている。それゆえ、ボローニャの高名な教皇特使スパーダ卿殿は、司法行政長官殿、衛生に関する部局の役員殿らの参加と承認をもって、感染疑惑のある都市のすべての区域と領地として挙げられた地域に対して本ボローニャ市を封鎖し、またこれと同時に、すべての人間、動物、物資、貨幣、書簡、その他のあらゆるものが、対象となった地から到来したり、輸送されたり、通過したり、多少なりとも接触があった場合には、それらに対してもボローニャ市は封鎖される。この命令に違反した場合に

---

<sup>1</sup> Giroramo Donini, *Raccolta di tutti li bandi, ordini e provisioni Fatte per la Città di Bologna in tempo di Contagio Imminente, e presente, Li anni 1628, 1629, 1630, et 1631. Dedicata all'Emin.mo e Rever.mo Sig. Cardinale Spada Nel sudetto Tempo meritissimo Legato di Bologna*, Bologna, 1631.

は、従来の衛生法の有無にかかわらず、死刑あるいは財産刑が宣告される。さらにこの刑は、上記の感染地域から到来した、あるいはそこを通過したといかなる人間、動物、物資を輸送し、あるいは宿泊させた、運送業者、御者、船頭、ロバひき、宿主に対しても同様に執行される。徴収された罰金については、その3分の1が（違反者の）通告者に、3分の1が慈善事業に、残りの3分の1は衛生局に納められる。なお希望によりこの通告者の秘密は守られる。違反者には厳しい措置が下されるがゆえに、各自は違反行為に対し注意すること。

#### ペスト感染疑惑のかかっている地域

北フランスではパリ、ブロワ、トゥール、ニヴェルネ地方、ロレーヌ地方では、ナンシーの都市に近いサン・ニコラ地区、バイエルン地方では、レーゲンスブルク、ストウランピング、ディンゲルシン、アウグスブルク、ニュルンベルクとその他のドイツのいくつかの都市である。

教皇特使スパダ卿

この公示は、その後の都市封鎖の公示とほぼ同文であり、ボローニャの都市封鎖令の雛型になったといえる。このように連続して出された公示の文言には、外出禁止や都市環境美化等の公示についても同様に、定型となる文面がみられた。ドニーニの『ペスト対策法令集』の冒頭に登場したのが、この1627年12月19日の公示である。その背景には、当時のアルプス以北の地域のペスト流行が南下して、1630年のボローニャの流行に至ったと捉えられ、この数年間を一つのペスト流行の推移として認識されていた点がある。この公示でペスト感染疑惑のある地域として挙げられたパリなどは、ボローニャから900キロ近くを隔てていた。アルプスを隔て、ヨーロッパの中北部に位置する主要都市や地域に関する情報収集と、それによる交易禁止や都市封鎖は、ペストの回避を目的とした当時の措置が、いかに慎重であったかを示唆するものであろう。

同法令集で2番目の公示は1628年1月12日に出された。そこでは、ペスト流行がスイスのチュールとルツェルンの両市で確認されたという情報、そして先の公示の文言のモデル、「いかなる人間、動物、…」も両市から封鎖するという命令が追加された<sup>2</sup>。このルツェルンはボローニャの北方約400キロに位置する都市で、ほぼ1ヶ月前の初回の公示と比較すると、感染領域は確実に南下し、ボローニャに接近していることがわかる。それから2日後、「衛生法に関する通達」（1630年1月12日）では、「ペストはすでに様々な都市において発生しているといわれる。近隣ならびに遠隔の諸都市は、このペストの災害への警戒から、人間や物資その他のものに対する衛生法を採択した。これをうけて（中略）ボローニャ市もまた同様の対策や法令を執り行うことが望まれる。その結果、「衛生局の署名の入った許可証を持たない者のボローニャ市への立ち入りを禁止」され、衛生局の許可証の提示義務という新たな方策が加えられることとなった。

その後、1628年には、都市封鎖の公示は、2月、3月、7月、8月、9月、10月、11月にそれぞれ各1回、合計8回出されているが、その内容は従来と同様で、専ら諸外国の主要都市でのペスト流行の状況とボローニャ市の封鎖に留まっている。これらの公示によれば、その間約10ヶ月に、ペスト流行がアルプスを越えて南下する兆候はなかった。しかしながら、公示の内容はより具体的になっていった。とくに同年10月14日の「ペストに関する公示」では、列挙された感染都市、地域、地帯は93カ所にのぼった<sup>3</sup>。

翌1629年1月16日付けで、「各城門で、衛生局員は、たとえ衛生局の許可証を持っていても、浮浪者や顔色が不健康な者に対しては、市内への立ち入りを阻止するよう」との通達が出される。これによって、衛生局による許可証携帯の有無よりもむしろ、「不健康」な兆候が、市内への立ち入りを左右すること

---

<sup>2</sup> *Raccolta di tutti li bandi*, Bando del 12. gennaio 1629, p.2.

<sup>3</sup> *Raccolta di tutti li bandi*, pp.12-13.



になった。また、各地を放浪する浮浪者は、無条件に市内への立ち入りが制限されることとなった。この通達は、衛生局の通行許可証<sup>4</sup>に対する懐疑的見解をあらわしている。つまり、ボローニャ内外の担当部局において、許可証の発行や管理の実施体制に問題があったことを伺わせている。

1629年2月4日、ペスト流行の拡大に伴い、都市封鎖令の再確認と再公布が行われ、その後の7月30日の公示も従来の封鎖令の内容とほぼ一致するものであった。ところが9月28日の公示では、これまで個別の都市や地域を対象としてきた封鎖令において、「スイスの全州」が対象となった。さらに同年10月31日の封鎖令の対象地は、「ミラノ公国のマドゥレナ溪谷のレッコ、リサノ、キウソ」とされた。これで、いよいよ感染地域は、アルプスを越え、イタリア半島に及ぶことになった。

そこでは、いかなる善良な市民も「祖国と個々の家族を守るための万全の努力を払う義務」を負うこととなった。「全ボローニャ市民の保護」、そして「神の祝福を受けたボローニャ市とそのすべての領地の人々の健康状態」の維持を目的に、封鎖令の強化が謳われたのである。またそれに伴い、「ボローニャ市とその郊外地域におけるジプシー、不具者、負傷者、浮浪者、物乞い、その他のこうした人々の立ち入り」が禁止され、「違反した場合にはむち打ち刑、あるいは牢獄送り」となった。さらに、同市を包囲する城壁の城門<sup>5</sup>への警備員配置と、この警備員の指示に背くような、あらゆる侮辱行為の禁止、同市への立ち入り可能な5つの主要な城門の設定等が通告されている。こうして同市への進入はいっそう厳重に監視されることになった<sup>6</sup>。

---

<sup>4</sup> 浮浪者に対する都市への無条件の立入禁止は、当時、その外貌や、臭気が、病原の一つの要素と考えられていたからである。この措置は、近世の病や伝染病に対する見識からは、単純に偏見や差別として捉えられない部分もある。

<sup>5</sup> 当初、ボローニャ市の城壁の主要な14の城門がすべて開かれていたと考えられる。

<sup>6</sup> *Raccolta di tutti li bandi*, Bando del 4. novembre 1629, p.25.

11月4日付けの公示は、それまでの封鎖令とは、趣を異にしたといえよう。そこでは、ペストおよびその危険性をはらむ外部の人や物に対して、祖国ボローニャと、それを構成する個々の市民や家族を「守ること」がはじめて強調された。従来の封鎖令は、感染地域の情報と対象地域からの封鎖が主たる公示内容であり、比較的単調であったが、この公示は、ペストに対するボローニャ市民の団結や連帯を鼓舞するような文言が繰り返し含まれた。このあとも都市封鎖令は連続して出されていく。

11月13日付けの封鎖令では、ボローニャ市内で消毒が必要とされる工房等の調査と摘発が、巡査（*sbirri*）に命じられた。さらに封鎖令の違反者に対する刑罰も具体的に示された。これによると、男性には吊し（責めの）刑<sup>7</sup>3回、監獄への拘置、25スクーディの罰金、子ども<sup>8</sup>と女性には50回の鞭打ち刑が科せられた。

さらに、12月6日には「物資の証明に関する」法令が出された。そこでは、「このペスト感染疑惑が高まるなか、公共の利益を考慮せず、自己の利害のみを追求し、神に対する畏敬の念に欠く者たち」が、先に出された通行許可証を悪

---

<sup>7</sup> 吊し（責めの）刑は、受刑者の両腕を背中に回して大縄で縛り、これを滑車でつるし上げて一定時間放置するという刑である(cit.Luigi da Gatteo, *La peste a Bologna nel 1630*, Forlì, 1930, p.35.)。

また、D.マンチーニによれば、近世ボローニャではこの刑が見せしめとして同市最中心部のマッジョーレ広場で行われていたという記録もある。(Donata Mancini, *Giustizia in piazza - appunti sulle esecuzioni capitali in Piazza Maggiore a Bologna durante l'età moderna*, in *IL CARROBBIO*, 1985.)

<sup>8</sup> “putti” と称される「子ども」の年齢等の概念規定はこの公示には記されていない。この後、諸公示、法令においては、この“putti”という用語は、「女性と子ども」という組み合わせて頻出する。ちなみ、女性と子どもを対象にした外出禁止令においては子どもは13歳以下と明記される。

用して、物資を不法に他の地域に輸送していると指摘された。このような違法行為が横行する憂慮すべき事態に伴い、「正真正銘の」物資のみへの許可証の発行、そして、各種の取引に関わる業者、すなわち商人、流通業者、御者、ロバ引き、船頭、(商品の)発注者、とその受注者(中略)等への警告が改めて行われている。同時に、警告が出された。検疫期間を終了していない外来物資のボローニャ領地内への持ち込み、そして「ボローニャの領地の住民、外国人、聖職者、俗人」等すべての者の身分の偽称を禁じた<sup>9</sup>。

こうして、ペスト流行の危険性が高まるなか、通行許可証の提示義務や、通行可能な城門の指定(とその他の城門の閉鎖)、そして感染可能性のある工場の捜査命令と、城壁に包囲されたボローニャ市内外を対象とした疫病予防の対策は具体化されていた。また、公示に示された刑罰は、自由裁量による財産没収や死刑といった威嚇的な意味合いが強く、不明瞭なものから、具体的な体刑や罰金刑へと変化していることがわかる。

1629年当年秋期までは、都市、あるいは領地への立入禁止は、感染を媒介する危険性が高いという見地から、ジプシーや浮浪者、不具者、「不健康そうな者」等を対象とした。しかしこれ以後は人間だけではなく、物資に対しても警戒が強められ、それに対する検疫検査の実施などに、広範かつ詳細な措置が明記されるようになっていく<sup>10</sup>。

1630年に入り、最初の公示は1月12日に出される。これは前回の1629年12月16日の都市封鎖の公示と酷似し、封鎖対象地域もほぼ重複した。また、封鎖期間については、その後の公示を待つよう指示するに留まり、新たな対策や措置は講じられなかった。一見すると、ペスト流行の接近に対する緊張が緩

---

<sup>9</sup> *Raccolta di tutti li bandi*, Bando del 16. dicembre 1629, p.40.

<sup>10</sup> 1627年暮れから公布されてきた公示や法令の内容を比較すると、そこで言及される対策内容と実際の管理体制の不備との間に生じていた落差からも、初期の法令内容が、いかに非現実的なものであったかが判明する。

和されたかにもみえる<sup>11</sup>。実際、その後2ヶ月以上にわたって、公示や条例等の公布がなかった。

1630年3月21日、「諸地域に関する交易中止令と公示ーペストによる、アッダ川に隣接するカッサーノの村落に対する交易禁止令の解除」が出された<sup>12</sup>。こののち2ヶ月足らずでペスト流行が確認されることを考慮すると、それによって予測される当時のボローニャ市の極度の緊張はここにきて覆される。なぜなら、ボローニャのあるエミリア地方が隣接するイタリア北部のロンバルディア地方にあるカッサーノに対して同市の封鎖令が解禁されたからである。こうした当局の決断には、交易を含めたすべての交流の遮断によってもたらされる経済的損失への配慮があったとみられる。繰り返し公布される同様の都市封鎖令からもわかるように、特定の地域からの物的、人的流通を完全に遮断するのは困難であり、少なくとも市内でいまだペストが発生していない状況では、封鎖令の効果よりもむしろ、経済的損失の方が大きな打撃となっていた。

これよりほぼ2週間後の4月5日付けの公示では「ミラノ公国では各地に悪疫が広まっているだけでなく、ミラノ市自体にも流行は拡大している」ことが明らかにされた。このミラノ市は、前回の封鎖令が解除されたカッサーノから僅か20キロ程度を隔てるにすぎない。封鎖期間は、ミラノに対して「来月5月1日まで」、他方、クレモナ、パルマ、ローディ、ヴェローナの各都市に対しては同月4月末日までと限定された<sup>13</sup>。ここで封鎖対象となったイタリア北部のこれらの4都市のうち、パルマなどは、ボローニャから北西にわずか100キロ程度を隔てるにすぎなかった。

さて、1630年4月15日の公示では、ボローニャの北およそ120キロにあるマントヴァがペストによって深刻な状況に陥っていることを伝えた。そして、

---

<sup>11</sup> *Raccolta di tutti li bandi*, Bando del 12. gennaio 1630, pp.40-43.

<sup>12</sup> *Ibid.*, Bando del 3. marzo 1630, pp.44-45.

<sup>13</sup> *Ibid.*, Bando del 5. aprile 1630, pp.45-46.

イタリア北部全域に拡大しているペスト流行をボローニャの領地において回避するために、「対策強化」の必要が唱えられた。この同日には、全7章から成る公示も出されていた。これは、それまで（1627年12月以降）に出されたペスト対策関連の公示や法令とはその規模、形式ともに大きく異なり、ペスト対策の分野や対象者、対策業務を行なう職員など、分野別に分けて構成され、具体的な言及が行なわれた。それは次の序文をもって始まる。

ロンバルディア地方の多くの地域においては、ペスト感染の疑惑が続いており、それは日ごとに高まり続けている。こうしたなか、ボローニャ市とその領地においては、これまで享受してきた神の御加護を通じて、すべての人々の健康を維持するために注意を強化することが、いっそうふさわしく、かつ必要である。それゆえ、高名なる誉れ高きスパルダ卿殿は、行政長官殿と衛生部局長の参加と承認を得て、各部局に赴き、それぞれの指導者に対して、今日のペスト感染の嫌疑に際して、今日まで公布されてきたあらゆる公示、法令、通達の改新を命じることを決断された。

まず、第1、2章では、ボローニャの領地の境界地における出入の要件が言及された。それによれば、携行している家畜や物資の有無に関わらず、立ち入りには正式な証明書（fede）が必要であり、条件に適合しない人物もしくは物資、家畜が発見された場合には、感染の有無を確認するために隔離病棟に連行され、検疫のため隔離される。さらに如何なる者も、ボローニャの領地を通行する場合には、国境警備の当局が発行した健康状態に関する許可証の提示が義務づけられた。また、馬車や馬を利用している場合は、それらの具体的な外観についても通行許可証への記載が求められた。この許可証には、出発地、日付け、許可証の携帯者がその地の住人であるか否か（40日以内の滞在か）が明記され、発行地と公印は同一地のものでなくてはならず、「同一の筆跡、インクで作成され、判読不能な訂正、削除の跡のないこと」が求められた。このほか、農民や

宗教関係者らの許可証についても必要とされる記載内容や作成条件は個別に規定された。また、浮浪者やジプシー<sup>14</sup>はその場で送還が命じられる。

第3章は「通行管理の職員」にあてられ、ボローニャ市城門での人々の立ち入り時の対応の仕方について、感染予防の見地から言及されている。それによれば職員は、立ち入りを申請する者に対して念のため一定の距離を置き、提示された許可証は「長い竿を使って受け取り、炎の上にとおして十分に殺菌して」から点検するという安全対策がとられることとなった。また、市内への立ち入りに関しては、城門等の境界地点で職務に当たる職員に対し、大使館員や外国の使者といった要人に対してとるべき対応が説明された。そこでは、たとえ彼らを本国へ送還したり、隔離病棟へ連行したりしなくてはならない場合でも、「最大限の慎重さ」をもって対応するよう、注意を促している。

第4章では、都市郊外にある宿主に、必要な正規の許可証類をすべて携帯している者のみを宿泊させるよう命じた。第5章は、人間と動物、物資の都市への出入を城門等で管理する各種職員全般にあてられ、第6章では、第4章の郊外地域の宿主への指示とほぼ同内容のものが、ボローニャ市内の宿主にあてられた。そして、最終章となる第7章では、一連の指示、命令に対する違反行為への処罰事項全般が規定され、違法行為にはその「質 (qualità)」に見合った厳重な処罰が科せられることと記された<sup>15</sup>。さらに、許可証作成の具体的な形式や記載事項も新たに詳細な言及が行なわれた。他方、都市への立ち入りが不適格とされた者への措置は、身元や素性によって分類された。その際ジプシーや浮浪者といった人々は、一般の人々とは明確に区別され、異なる措置が講じられることとなった。こうした人々に対する対処の違いは、いわゆる差別や社会的排除、感染知識の欠如に由来する偏見以上に、彼らが無差別に援助する

---

<sup>14</sup>具体的には、「ジプシー、不具者、負傷者、浮浪者、物乞い、その他のこうした類の人々」である。

<sup>15</sup> *Raccolta di tutti li bandi*, Bando del 15. aprile 1630, pp.48-56.

ことによってもたらされる都市経済への悪影響という、実質的な利害が絡んでいると考えられる<sup>16</sup>。

このようにみていくと、この公示の特徴は、曖昧さを残してはいるもののペストに対する「予防」という観念にあるように思われる。さらにこの「予防」という観念が、行政的対応として具体的に示された点を挙げることができよう。そこには、都市行政の一環としてペスト対策が講じられ、その際には感染予防として衛生や医療に関わる行為が伴なうという新たな傾向がみられる。そもそも都市の封鎖自体が最たる予防的措置ではある。しかしこの公示では新たに、ペストを媒体すると想定される対象を差別化し、さらに証明書や許可証の発行によって、その差別化に適法性や適法性（*legittimità*）を持たせ、これに応じて、講じられる対応をも正当化し、効率化を図ろうとしたとみられる。

たとえば、書簡や証明書に対して行なうことが義務付けられた、火気を用いた殺菌方法は、当時一般的なものであったと考えられる。このように、ペスト感染の可能性のある物質を炎の上にかざして熱を加えることで、その危険性を減少させることができると考えられていたことがわかる。イタリアでは 16 世紀中葉から、一般人も対象にした病気、医療法、健康維持に関する手引き書が出版され始める。その中の一冊に、1576 年にボローニャで刊行された、M・バルトロメオ・トラフィケッティによる、『ペスト流行時の健康維持の方法に関する全書』があるが、そこでは、ペストとは何か、という一章に始まり、その予知、兆候、さらにペスト流行時に有益な食物、飲料、住宅環境、運動、睡眠な

---

<sup>16</sup> たとえば、ジブシーや浮浪者といった人々に対し、市内への立ち入りを無制限に許可すれば、メンディカンティ療院（乞食施療院）等で行われていた「貧民(*poveri*)」救済対策の一環の食事の無料配布などへの支出が増大することが予想された。

ど各領域について言及されている<sup>17</sup>。また、1630年のペスト流行時のボローニャでも、ラヴェンナ出身の医師トマス・トマイによる『ペストから身を守る正しい方法の話 (Tomaso Thomai, *Discorso del vero modo di preservare gli Huomini dalla Peste*)』が出版されている。そうした予防策の数々からは、実際には「悪疫(il male)」と称されたペストが、回避し得ない絶対的な「神の怒り」としてのみ把握されていないことが伺える。いうまでもなく、この時点までのペスト流行前のあらゆる公示や法令は、これを回避しようとする予防的措置であるといえよう。この「予防」という概念が、衛生状態の向上や健康維持のためのより具体的な方策を持って一般的に受け入れられたという意味で、17世紀のペスト流行は14世紀半ばのそれとは異質なものだといえるだろう。

また、管轄地域の境界地点で人間や物資の出入りの監視にあたる職員に対して出された注意事項は、主としてイタリア半島内の近隣諸国との微妙な関係を示唆している。C・M・チポッラは近世イタリア半島における疫病対策の先進性の一例として、当時、同半島はいくつもの領地によって分割されていたにもかかわらず、それぞれの都市や国家間での交信や疫病流行に関する情報交換が迅速かつ頻繁に行われていたという点を挙げた。被害を最小限に抑える目的から、感染情報の提供と収集が行なわれたのである。しかし、疫病流行での人的被害のみならず、その予防対策の一環として行われた都市や道路の封鎖によって生じる経済的損失の問題もあり、諸国家、都市、地域は、自らの利益を念頭に置き、歪曲された虚偽の感染情報を流していたという事例もあった<sup>18</sup>。都市

---

<sup>17</sup> Bartolomeo M. Traffichetti, *Somma del modo di conservare la sanita in tempo pestilente, Bologna- Tolta dal trattato della Peste di M. Bartolomeo Traffichetti per ordine dell'Illustre Sig. Giulio Cesare Sgni Bolognese Governatore di Rimino, a beneficio del Popolo di detta Città, et di ciascunaltre*, Bologna, 1576.

<sup>18</sup> 感染が確認された地域には封鎖令が敷かれ、交易や物資の流通網が遮断されたからである。C.M.チポッラ著、柴野均訳『シラミとトスカナ公』平凡社、1988年、73頁。



によっては、その人口の4割を失うようなペストの渦中であって<sup>19</sup>、その流行を目前にした各都市は、存亡をかけて予防と対策に取り組まざるをえなかった。こうした過酷な状況のなかで、それぞれの利益を最優先しようとする姿勢が他地域への感染拡大を招き、諸都市、地域、国家間で相互に猜疑的な関係を生じさせ、他地域の実態を探ろうと密偵を送り込むこともあった。このように、周辺各国、各都市との提携によって予防を目的に行われたペスト対策は、新たな摩擦や緊張を生じさせたということになる。「大使館や外国の使者」への対応に「最大限の慎重さ」をともなった特別な配慮が必要とされたのは、こうした事情のなかで混乱を回避するためのひとつの方策だったともいえるのである。

ところで上の1630年4月15日の公示の後、同月27日に「家畜に関する規則」が公布され、「多くの（家畜）の所有者（ひき手）は、自らの利益や収益への貪欲さにひかれて」感染疑惑のある地域から（感染の危険性がある）家畜を連れてボローニャ市内を訪れ、生計を立てているという実態が指摘された。そして、このような違法行為に対しては、その程度に応じてしかるべき厳重な処罰が下されると警告した<sup>20</sup>。

さらにこの3日後の同4月30日、グアスタッラとボンポネスコとの交易停止令が、翌月5月の1ヶ月間を限定期間として出された。それ以外にはとくに留意すべき内容を持たないこの公示が、事実上、ボローニャのペスト流行以前の最後のものとなる。<sup>21</sup>

---

<sup>19</sup> ミラノでは全都市人口13万人中約6万人がペストにより死亡した。(cf. Alfonso Corradi, *Biblioteca di storia della medicina - annali delle epidemie occorse in Italia dalle prime memorie fino al 1850 compilati con varie note e dichiarazione*, vol.II., Bologna, 1973, p.63.)

<sup>20</sup> *Raccolta di tutti li bandi, ordini*, Bando del 27. aprile 1630, pp.56-57.

<sup>21</sup> *Ibid.*, Bando del 30. aprile 1630, p.58.

## 1-2 ペスト予防施策としての清掃命令と「汚物」除去 — メルラーニ法令集から

ペスト対策関連以外の諸法規や触書は、メルラーニ法令集において確認することができる。このうち、当時のペスト対策にも関連し、ドニーニの『ペスト対策法令集』にも含まれていたのが、「汚物」とその投棄の禁止や清掃をめぐる公示や触書である。なぜこうした種類のものだけが、『メルラーニ法令集』と『ペスト対策法令集』の双方に重複して収録されていたかといえ、当時、病気の原因は「瘴気(miasma)」にあるという説<sup>22</sup>があり、瘴気と悪臭、さらにこれを発する汚物との関係が着目されていたからである。

1630年に出された都市美化の公示内容の雛型がいつ起案されたのかは定かではない。しかし近世ボローニャには、都市美化に関する行政部局(Assunteria d'Ornato)が設置されており、この種の都市条令は16世紀以来公布されてきたと考えられる。また、1630年のペスト流行前から、「汚物」の投棄に関連する触書や公示が出されていたことは、メルラーニ法令集から確認される。

前節でみてきたように、1630年のペスト流行をめぐる行政的対応においては、衛生学や医学的な見地からの「予防」の観念が重要性を増しつつあった。従って以下では、汚物や汚損行為と病気の発生を筆頭に都市への損害や悪影響との関係について、ボローニャの要人の公式見解の指標として、「汚物(immondizie)」に関する諸法規をみていきたい。具体的には、ペスト流行時前後に関してはメルラーニ法令集の1600年からペスト流行の1630年までとそれ以降のもの、ペスト流行時に関しては、ドニーニ編纂の「ペスト対策法令集」を中心とする。

1601年からボローニャの混合政府がフランス、ナポレオン軍の侵攻によって倒れる1796年までの195年間に、汚物(immondizie)に言及した公示は133

---

<sup>22</sup> Cfr., C.M. Cipolla, *Miasmas and Disease, Essex*, 1992.

あった。このうち、1601年からボローニャで最初のペスト感染が確認されたという1630年5月以前の29年と5ヶ月間には30の公示が出されている。17世紀に入り最初の汚物に関する触書は、1601年8月17日付けのものである。冒頭に標題が記載されていないごく簡潔なものである。全文は以下のとおりである。

誉れ高き「正義の旗手（Gonfaloniero di Giustizia）」殿と美化局の命によって、いかなる階級、身分、あるいは境遇の者も、この公布以降、いかなる量の”Predizzo”, “Terrizzo”<sup>23</sup>、木切れ<sup>24</sup>、あるいは家畜の糞尿等をも、尊きコルプスドミニ修道女たちの修道院の閉鎖された壁の周りに持ち込むことは許されず、金貨 25 スクーディの罰金刑を免れない。なお、この罰金の3分の2はこの修道院に、のこりの3分の1は告発者に納められる<sup>25</sup>。

次の触書が出されたのは、1608年11月であった。ここでは、「いかなる身分、境遇の者も、なかでもとりわけ、御者、ロバ引き、馬付きあるいは馬なしの二輪荷車の御者に対しては」、市街中心から放射状に延びる主要道路のひとつであるカスティリオーネ通りが街の城壁と交差する門の外に、いかなる「木切れ、がらくた、土、あるいはその他の汚物」を投棄すること、またモリーノの水路への量の多少を問わずいかなる汚物の投棄も、すなわち、モリーノ水路の覆いにいかなる石ころ、つぶて、あるいは”zoni”<sup>26</sup>を投棄すること」も禁じられ、違反者に対しては罰金 25 スクーディが科せられた<sup>27</sup>。その後1612年の4

---

<sup>23</sup> *Predizzo, Terrizzo*, これらが何を指しているのか不明。方言と考えられる。

<sup>24</sup> *Rusco* であり、地方によってこれに該当する木の種類は異なるが、とげのある木の枝を指す。

<sup>25</sup> Biblioteca comunale dell’Archiginnasio (以下 BA), *La raccolta dei Bandi Merlani* (以下 RM), IV/2 177.

<sup>26</sup> *Predizzo, Terrizzo* と同様、廃棄が禁じられた物質の一つであるが、不明。

<sup>27</sup> BA, RM, VII 257.

月、6月、9月に3回の触書が出されている。4月には、ルイニ殿の宮殿と家屋の裏に「がらくた、汚物、木切れ、家畜の糞尿、灰汁、あるいはその他の同様の物質」を廃棄することを禁じ、違反者には「2 スクーディの罰金、これが支払えない女性と子ども (Donne, e Putti) には公衆の面前での 25 回の鞭打ち」が科せられた<sup>28</sup>。そして6月8日に、再び個人の邸宅の壁への投棄の禁止が出され<sup>29</sup>、9月26日付けの公示では、公道とメルカート(市場)の広場への汚物の投棄を禁じた<sup>30</sup>。翌1613年には6月と8月に2回、1614年6月には1回、さらに1615年12月に1回と、いずれも個人宅への投棄の禁止が出されている<sup>31</sup>。また1615年の11月には、ナヴィリオ水路に土、“predizzo”、その他の汚物の投棄を禁止する公示が出された<sup>32</sup>。水路への投棄禁止の理由として挙げられたのは、水質汚染や環境悪化ではなく、多くのものが投棄されることによって水路の水が流れ込む市内において生じかねない水流の滞りや、水路の破損にあった<sup>33</sup>。さらに1616年にはサン・ジャコモの兄弟会 (confraternità) 堀への投棄の禁止が出されている<sup>34</sup>。

1601年からここまでの約15年間に出された、汚物の投棄に関する触書や公示は、いずれも街を囲む城壁や修道会、名望家や宗教指導者らの邸宅の堀などを対象としており、それらはおおむね市街地の比較的外郭部、及び周辺部にあった。こうした要人や宗教団体の住居や敷地への投棄禁止はこのあとも度々出され、1601年から1630年までに13回に及んだ。これは、一連の汚物に対す

---

<sup>28</sup> BA, RM, VIII 85.

<sup>29</sup> BA, RM, VIII 105.

<sup>30</sup> BA, RM, VIII 139.

<sup>31</sup> BA, RM, VIII 211,217,309.

<sup>32</sup> BA, RM, IX 120.

<sup>33</sup> BA, RM, IX 117

<sup>34</sup> BA, RM, IX/2 6.

る触書のおおむね半数近く(43 パーセント)を占めている。なかでも 1615 年以前まででみると、8つの触書のすべてがこの種類のものであった。これに対して 1616 年以降ペスト流行直前までについては、全体の 3 割強 (36 パーセント)に留まった。具体的に、1616 年以降に出された触書では、市街地の周辺部よりも中心部が、また個人や宗教団体の所有地よりも公的な空間が、投棄禁止の対象となる傾向がみられた。これと同時に、公的な空間における汚損行為全般が処罰の対象となった。象徴的であったのが、翌 1617 年 2 月の「サン・ペトロニオ教会の周りで排尿、遊戯、汚物の持込をしてはならないという公示」である。ここでは、ボローニャの中心に位置するドゥオモのサン・ペトロニオ教会とその周辺の空間を対象に、「神の建築物に対して抱くべき敬意と尊敬の念に、全く反するところの、多くの者の不道德な背信行為」がとりあげられた。その上で、「教会の正面とその周辺、階段部分」における「不道德な背信行為」としての汚損行為を厳しく非難し、このほか、その皮をはぐために、「子羊や子ヤギ、その他の動物を教会につなぐ行為」を禁じた<sup>35</sup>。この後、1618 年 10 月には要人の「家畜小屋の塀」への投棄が禁じられる触書が出されたが<sup>36</sup>、1619、20 年には中断する。そして、1623 年 8 月になって、先の公示とほぼ同様のものが、「サン・ペトロニオ教会とその周辺において、汚損、汚物の持ち込み、遊戯を行ってはならない」と題された公示として出された。その冒頭部分では、前回の公示にはなかった鞭打ちの体刑に関して具体的な言及が行われた<sup>37</sup>。このふたつの公示においては、ドゥオモとその周辺部における投棄や汚損行為は、神あるいはボローニャの守護聖人である聖ペトロニオへの敬虔さや敬意の欠落として非難された。そこでは、汚損行為による悪影響や、衛生上の問題は指摘されなかった。

---

<sup>35</sup> BA, RM, IX/2 27.

<sup>36</sup> BA, RM, IX/2 151.

<sup>37</sup> BA, RM, XII 21.

ここまで、1601年から1614年までの触書は、私的な領域の汚損を警告するものが大半を占めた。またそこでは、汚物の投棄や汚損を禁じる理由として、都市の衛生状態の悪化に言及は全くなかった。また1615年のナヴィジオの水路への投棄が禁じられたものの、その理由は投棄物が水流に悪影響を及ぼす点にあった<sup>38</sup>。しかしながら1621年4月に出された公示では、不当な投棄物が「疾病」と「空気の汚染」を引き起こす危険性があるとはじめて指摘されたのである。その本文は以下のとおりである。

#### 通りの汚泥とその他の汚物を除去し清掃することに関する公示

1621年4月30日 発行地ポローニャ

ポローニャのいくつかの通りは、非常に汚されており、そのことは美観を損ねるほかにも、疾病と空気の汚染を引き起こしうるものと理解されるものである。それゆえ、この街の高名かつ誉れ高き、側席の教皇特使であるサヴェッロ枢機卿ジュリオ様は、正義の旗手の長官殿と美化局の承諾を得て、いかなる者、またいかなる身分であってもこの公示の公布後8日間以内に、自らの家の前の通りを清掃し、質と量を問わず汚泥と汚物を収集し、それらを市外に除去しなければならない。空気が暖かくなるにつれて、何らかの悪しき結果を引き起こすような悪臭が生じないように、このことは行われ、(これを行わない場合には)クアトリーニ銅貨で10リラの罰金がつき、(徴収された)この罰金は、誉れ高き閣下の自由裁量で教会に充てられる。こうした措置は、8日間の期限が過ぎた後、適正な配慮をもって、上記の命に従わない者に対し、躊躇なく実行され、罰金の取立てが行なわれる。

---

<sup>38</sup>水車によって絹撚糸の機械が動いており、ポローニャの当時の代表的な産業であった絹撚糸の生産に与える影響が懸念されたとみられる。

都市全体を対象地域として、住民に対して清掃命令が出され、しかもその根拠が「疾病と空気の汚染」とされたのは、少なくとも17世紀に入って以降これがはじめてであった。しかしこれ以降、ボローニャでペスト流行が確認されるまでの期間に、汚物と「空気の汚染」、「疾病の発生」の因果関係が一層明確化され、またそれに関連する清掃命令が頻繁に出されるようになったかといえ、そうではなかった。あるいは逆に、汚物と悪臭、疾病の関係が否定されることもなかった。この公示の次に、市内全域に対する清掃義務とその根拠として空気汚染と疾病発生の懸念に言及されたのは、それからほぼ8年近くを経た1629年1月であった。この公示の内容は、教皇特使の名前と違反者への刑罰の一部に変更が見られたほかは8年前の公示と全くの同文であった<sup>40</sup>。

その間に出されたものの多くは、内容的にそれまでの各種の触書と比較してほとんど変化がみられない。要人あるいは宗教施設の家屋等の敷地の塀への投棄を禁じる触書は、1622年に1回、1623年に1回<sup>41</sup>、1628年に1回<sup>42</sup>、1629年に2回<sup>43</sup>、と出されたほか、レーノ水路への投棄の禁止に関する公示が1622年と1628年にそれぞれ1回ずつ<sup>44</sup>、ボローニャ郊外の公地における投棄の禁止が1629年に1回、1630年に2回<sup>45</sup>、これに前述の1623年の市街中心にあ

---

<sup>39</sup> BA, RM, IX/2 6.

<sup>40</sup> BA, RM, XIII 138.

<sup>41</sup> BA, RM, XI 167.

<sup>42</sup> BA, RM, XIII 102.

<sup>43</sup> BA, RM, XIII 125, XIII/2 421.後者の触書はサント・プラデッロ、アレッシオ修道院が対象であった。

<sup>44</sup> BA, RM, XI 93, XIII 104.

<sup>45</sup> BA, RM, XIII 218, XIII/2 297, XIII/2 313.

るドゥオモでの汚損行為の禁止を加えることができる。この他には、1627年の、街の城壁の裏にある教会の回廊における「どんちゃん騒ぎ (far i bagordi)」とそこへの不要物の投棄を禁じた公告<sup>46</sup>があるに留まった。

結局、1601年から1630年5月までの期間に、汚物が「空気の汚染」と「疾病の発生」を招くという理由で、都市全般に対して清掃命令が出されたのは、前述の1621年4月、1629年1月に加え、これ以降では1629年11月と1630年4月に限られた。しかも、この4回の公示の内容はほぼ同一であり、なかでもこの1629年11月と1630年の4月のふたつの文面は、日付けを除き同一であった。ボローニャで最初にペストが確認されるわずか一ヶ月前の後者の公示は次のとおりである。

#### 公示

労苦を招く道路の汚泥やその他の汚物を清掃すること

1630年4月6日、ボローニャ

ボローニャの各道路には不潔なものや汚物が多々あり、汚泥があるところでは人々は不愉快な思いをする。現在のように疫病流行の嫌疑の掛かる時期においてはことに、これらが疫病の原因となり、また空気の汚染を招きかねないと考えられる。それゆえ、本市の教皇特使である高名かつ誉れ高きベルナルド・スパダ卿殿は、行政長官殿と都市美化の部局の役員殿らの同意を得て、いかなる身分もしくは出身の者であっても、本令の公布日から4日以内に、各自の家屋の前のあらゆる量と質の汚泥や汚物を収集、撤去し都市の外に運び出すことを命じる。なお、汚物を放置したり、住居の窓から地面もしくは道路に汚水や不潔なものを投棄して、悪しき結果を引き起こすようなことをしてはならない。これに違

---

<sup>46</sup> BA, RM, XII/2 364.



反した場合は、罰金刑 10 リラが科せられ、これは慈善施設に充てられることになる。なおこの目的の達成のためにはすべての者が正しい判断を下すよう通告する。また、通告に従わなかった者には同上の罰金とは別に、必要経費の全額の支払いが命じられる。

1630 年 4 月 6 日<sup>47</sup>

こののち、1630 年にメルラーニ法令集において確認される汚物に関する触書は、4 月 22 日付けのプラート・ディ・サン・アントニオへの汚物の投棄の禁止<sup>48</sup>、5 月 31 日のブドゥリオ城への汚物の投棄の禁止<sup>49</sup>、これらふたつに留まった。このようにメルラーニ法令集においては、ペスト時における清掃命令は、ほとんど見られないということがわかる。この 1630 年の 4 月と 5 月のふたつの公示の対象地については、いずれも先に触書および公示が出されていた。しかしながら、このふたつが、先に出されたものとは異なっていたのは、前者では、「(ペスト流行の)疑いが最大にあるような時期において、街を健やかに保つために」また後者においても、「疫病の疑いが最大にあるような時期において、感染の危険性を回避するために」という文言が加えられていたという点にある。

さらにペスト流行後においても、都市全体に対する「家の前や通り」に対する清掃命令は、引き続き断続的に出された。たとえば、1631 年 4 月<sup>50</sup>と 1632 年 4 月<sup>51</sup>の公示は、日付け以外はほぼ同文であり、ペスト流行直前に加えられていた「ある種の疑惑がある時期においてはとりわけ、疾病と空気の汚染を引き起こしうるものである」という文言をここでもまた見出すことができる。それ

---

<sup>47</sup> BA, RM, XIII/2 293.

<sup>48</sup> BA, RM, XIII/2 297.

<sup>49</sup> BA, RM, XIII/2 313.

<sup>50</sup> BA, RM, XIII/2 378.

<sup>51</sup> BA, RM, XIV 108.

については、次の2点の解釈が可能であろう。まず、ボローニャでペスト流行がほぼ終息したのち2年以上を経過してもなお、再流行に対する警戒が行われていたことを示唆している点。そして、このペスト流行の終息後もなお、汚物による環境汚染と空気の汚染、疾病の因果関係が、公示に明記されているという点には、ペスト流行時の対策法との間に矛盾がみられるという点である。この後者における矛盾については、あとに述べよう。

## 2 ペスト流行以後の対策諸法規

### 2-1 「ペスト対策法令集」の概要

1630年前後にボローニャに着任していた教皇特使バルベリーニ卿は、ペスト感染を恐れ、同年6月にボローニャを去り、ベルティノーロに避難した。この事実上の職務放棄に伴って、その後任者となり、ペスト流行時もボローニャに留まり続け、ペスト対策業務を名実共に進めたのが、教皇特使のスパルダ卿であった。彼は、1594年にブリスゲッラに生まれ、若くして大司教やローマ教皇大使を歴任し、1661年にローマで死去した。ウルバーノ8世によってボローニャの教皇特使に任命された31ヶ月間に、44の公示、20の対策令、13の通達、5の措置法、4の勅令、2の訓令、1の訓戒を公布した<sup>52</sup>。そのなかで、ボローニャにおけるペスト流行以後（1630年5月以後）に出された主要なペスト対策関連の公示、法令は以下のとおりである。

1630年

5月6日 — 都市美化と各業種の労働者(漁師や革なめし工など)に対する職業上の清掃義務に関する公示

5月24日 — 都市封鎖の公示

---

<sup>52</sup> Antonio Brighetti, *Bologna e la peste del 1630*, Bologna, 1968, p.21.

- 6月6日 — ペスト対策に関する役員選出と教区専属医師の任命に関する公示
- 6月8日 — 市民に対する都市封鎖令の厳守に関する勧告
- 6月12日 — 教区事務部局に対する感染者数の報告に関する勧告
- 6月14日 — 感染疑惑状況への必要措置に関する通達と措置法に関する公示
- ・感染者の通告義務と交友（他人との接触）の禁止
  - ・ペスト感染者の報告に関する命令
  - ・全市民に対する外出時の許可証携帯義務
  - ・市民の武器携帯の禁止
  - ・緊急事態に備えての家長に対する家庭での待機義務
  - ・都市での家畜販売の禁止、その携行の際の許可証の提示義務
- 6月19日 — 封鎖された道路、各家屋に関する告示と疫病感染疑惑に対するその他の  
必要措置の公示
- 各教区の感染者の扱いに関する通達
- 6月25日 — ボローニャ管轄区における通行許可証携帯義務
- 7月12日 — (感染者運搬の)御者に対する公示（不当な運搬賃金請求の禁止）
- 7月13日 — 各教区間での家財道具の搬送や人の往来を禁止する公示
- 7月20日 — 道路の清掃に関する通達
- 7月22日 — ペスト感染者と感染疑惑のある者への自宅軟禁令と各家族家長への再  
公示
- 7月25日 — 女性と子どもに対する15日間の外出禁止令
- 7月27日 — 絹織物労働者に対する公示
- 7月30日 — ペスト時の一般措置の公示（感染死者の一般墓地への埋葬禁止、貧民に  
対するメンディカンティ療院での食事配給の許可）
- 8月4日 — ペスト対策業務への莫大な支出に伴う献金勧告令
- 8月10日 — 女性と子どもに対する外出禁止令の延期
- ペスト感染者と感染疑惑のある者への自宅軟禁令の再公示

- 8月11日 — ボローニャ在住家族の全家長の4人に1人が選抜され、在留する義務に関する公示
- 8月12日 — 新たな隔離病棟建設（「カーゼ・マッテ」）に際したすべての大工と木工師への業務従事命令
- 8月20日 — 女性と子どもに対する乗り合い馬車の利用と、自宅軟禁令の第二次の延期
- 8月24日 — ボローニャ郊外地域の農民やその他の者に対する衛生業務に関する措置と公示
- 献金勧告令の再公令
- 8月26日 — 6月14日の公示のうちの数項目に対する措置の延期
- 献金勧告令の再公令
- 9月2日 — 女性と子どもに対する乗り合い馬車の利用と、自宅軟禁令の第三次の延期
- 9月10日 — 家屋の戸や差し錠、その他の場所への「ペスト塗り」もしくは何らかのペストを引き起こす行為に対する公示
- 9月12日 — 献金勧告令の再公布
- 9月15日 — 女性と子どもに対する自宅軟禁令の延期
- 9月16日 — 各教区局への勧告
- 10月8日 — 献金勧告令の再発令（保健業務への寄付金収集に関する最新の通告、非納金者に対する罰則を含む。）
- 6月14日の公示のうちの数項目に対する措置の延期
- 11月14日 — 疫病時の城門での援護業務に関する公示
- 11月20日 — 遺体埋葬人に対する公示（埋葬のさいの感染者と非感染者との区別）
- 12月8日 — 女性と子どもの乗り合い馬車による移動に関する公示
- 12月23日 — 女性と子どもに対する、クリスマス・イブ、クリスマス当日、主顕節（1月6日）の祭典の参加者に限り外出を許可するという公示

12月24日 — 12月27日のサン・ピエトロ礼拝堂からサンタ・ルチア教会までの祈願の行脚に関する公示（事実上のペスト流行終息の感謝祭）

1631年

1月15日 — 女性と子どもに対する週に数日間の外出禁止令解除の公示

1月29日 — 女性と子どもに対する2月15日までの外出禁止令の全面解除

2月15日 — 女性と子どもに対する謝肉祭までの外出禁止令全面解除の期間延長

2月25日 — クアレージマ(復活祭までの40日間)のための教会での礼拝用長椅子の再設置許可

3月29日 — トスカナ、ロンバルディア地方からの交易の全面的な再開とその際の具体的な措置に関する公示

6月14日 — 従来の都市封鎖対象となった地域との交渉の全面復帰と女性と子どもに対する外出禁止令の全面解除

1630年のペスト流行当時、ボローニャ市で繰り返し出された公示や法令としては、1) 都市環境の美化に関する公示、2) 女性、子どもに対する外出禁止令、3) 献金勧告例、4) 各教区に対する各種対策業務に関する通達<sup>53</sup>、が挙げられる。このなかで、1) と2) の度重なる再公布は、それらに対する違反行為の頻発が原因で、その内容に大きな変化は見られない。ペスト流行前に繰り返された都市封鎖、都市環境の美化、外出禁止、そして献金の催促といった一連のペスト対策は、イタリア中北部の主要都市には、ほぼ共通してとられた

---

<sup>53</sup> 「教区への短信」(Cedola à Parocchi) と称される各教区宛の短い通達は頻繁に出されているため、上記の一覧表では割愛した。

施策であった<sup>54</sup>。従って、他地域と比較してボローニャのペスト対策諸法規に、特筆すべき著しい特徴は見受けられない。ただ、教皇特使の枢機卿 C・スパーダがペスト対策の指揮をとったにもかかわらず、その宗教色は薄いといえる。上記の法令においても、ペスト流行終結を祝った、12月のサン・ピエトロ礼拝堂からサンタ・ルチア教会までの行脚を除き、宗教的な要素を含む活動は一切含まれていない。また、モラッティによっても、ボローニャにおける、ペストをめぐる宗教的儀式や活動はとくに言及されていない。

当時、こうした傾向が必ずしも一般的であったわけではない。「神の怒り」としてのペストの発生は、メタファーとしても、また実際に生じうる感染源としても、最も一般的に浸透していた表現であったといつてよい。また後の章で述べるように、ペストの感染源を悪魔と結託したような人間によるものと考えられる人為的ペスト説も存在した。すなわち、ペストを鎮めるためあるいはこれに抗する手段として、宗教活動は少なからぬ重要性を持っていたのである。

たとえば、ボローニャから 70 キロ足らずに位置するレッジョ・エミリアでは、同地でペスト流行が過酷になる前の 1630 年 4 月に、行政当局と司教との間で合意が結ばれ、「宗教的対策 (provvisoni spirituale)」として聖人の像とその聖遺物を伴う行脚が市内で行われた<sup>55</sup>。またトスカナでは、行列詠唱こ

---

<sup>54</sup> 一例として、ローマの事例に関しては次を参照。Fausto Garofalo, “La difesa di Roma e dello stato pontificio contro la peste – dal 1629-1632” in *Humana Studia – Bollettino bimestrale dell’Istituto di Storia della medicina dell’Università di Roma*, 1949, 1-61 ; モデナの事例は、Giovanni Serra, *La peste dell’anno 1630 nel ducato di Modena*, Societa’ tipografica editrice modenese, Modena, 1959. コモの事例は、Carlo Poggi, *La peste del 1630 in Como*, Tip. Romeo Longhetti nello Stab. Dell’Orfanotrofio maschile, 1886.

<sup>55</sup> Cleria Fano, *La peste bubbonica a Reggio Emilia negli anni 1630-1631*, Nicola Zanichelli, Bologna, 1908, p.35.

そが「かみをなだめ、疫病を鎮める唯一の手段」と信じ、これを行おうとする聖職者側と、多くの市民が集まり接触をもつこうした宗教行事の後には、必ず感染者や死亡者が急増する点を懸念し、「宗教的集会」を規制しようとした衛生局側との激しい対立が生じていた。この対立は、全衛生局員に対する教皇の破門宣告、逆に衛生局による聖職者の逮捕と処罰という処罰の応酬すら生じさせた。このように、ペストに立ち向かうという目的は一致していても、その具体的手段は、衛生局と教会の間で、著しい乖離を見せていた。また、ペストに対する「宗教的対策」の効果は疑わしかったが、これを主張する教会勢力の力は強力であった<sup>56</sup>。

こうした他地域における「宗教的対策」の位置づけとは、幾分異なっていたのが、ボローニャのそれである。無論、ボローニャにおいてもまた、「ペストの有効な治療法は、神に祈りを捧げること」であったのには変わらない<sup>57</sup>。しかし、聖職者である枢機卿がペスト対策の指揮をとったにもかかわらず、そこには「宗教的対策」の痕跡が見受けられなかった。むしろそれゆえに、「宗教的対策」が衛生局による合理的、科学的なペスト対策と明確に区別されなかったという解釈もできる。そういう意味では、当時のペスト対策諸公示のほぼ全てが枢機卿スパダ卿の名で出されている点、また衛生局はスパダ卿の決定に対する承諾（*consenso*）というかたちでのみ対策諸公示の文面にはコミットしていないという点、これらは、衛生局と教会の激しい対立の構図が浮かび上がらないボローニャの事例を説明するさいの重要な鍵と考えられる。

---

<sup>56</sup> C・M・チポツラ著、著日野秀逸訳『ペストと都市国家』平凡社、1988年、59-61頁。

1630年のペスト流行時のフィレンツェを中心とした、衛生局側と教会側の対立の詳細に関しては、この他 C.M.チポツラ著、柴野均訳『シラミとトスカナ公』白水社、1990年に詳しい。

<sup>57</sup> *Raccolta di tutti li bandi*, Bando del 25. luglio. 1629, pp.100-103.

## 2-2 清掃命令と「汚物」除去— ペストの病因説をめぐって

1) の都市環境美化に関する公示は、ボローニャでペスト流行が始まったとされた 1630 年 5 月 6 日に出された。他と比較してもこの公示は、非常に具体的であり、『ペスト対策法令集』では 4 ページに及んだ。これと比較すると、その後繰り返し出される同種の公示はかなり簡略化されている。この 5 月 6 日付けの公示の次に出された「汚物」と清掃命令に関する公示は、7 月 20 日付けのものである。その本文は以下のとおりである。

### 公示

#### 道路の衛生保持に関して

すでに過去に、汚泥やほこり、土、その他の汚物に関する清掃や美化保全の各種の公示や禁止令が、とりわけ今日のような特殊な時期に、公的な必要性 (*occorrenze pubbliche*) が求められるなかで公布されてきた。それにもかかわらず、実際には周知のとおり、多くの者がこれらの法規定に違反し、都市全体に重大な損害を与えている。すべての者はその身分や出身を問わず、公布された法令に違反せず、各人の住居や店舗、仕事場、その他の建築物の前にあるほこりや汚泥、その他の汚物を早急に清掃、収集し、街の外に搬出しなくてはならない。また、道路に放置された猫や犬の死体も早急に市外に運び出さねばならない。さらに、清掃に関しては、今後も従来と同様に、各自は自宅の前を週一度は清掃し、収集した汚物は市外に搬出しなくてはならない。なお、公布された法令および禁止令には、違反者に対する厳重な罰則が含まれている。

1630 年 7 月 20 日<sup>58</sup>

---

<sup>58</sup> Raccolta di tutti li bandi, Bando del 20. luglio 1630, pp.94-95.

<sup>58</sup>ボローニャ市と隔離病棟でのペスト感染死者数。



前節で引用したペスト流行直前の 1630 年 4 月 6 日付けの公示では、いまだ「感染疑惑」への警戒が促されるにとどまっていた。これに対して上の公布が出された 1630 年 7 月は、翌 8 月とともに、ボローニャでの感染死亡者数が頂点に達していたもっとも過酷な時期である。この 4 月と 7 月の公示文には、次のような留意すべき相違点がある。まず、双方とも冒頭では、ボローニャ市の都市環境の憂慮すべき現状を指摘する。前者（1630 年 4 月公布の公示）は「ボローニャの各道路には不潔なものや汚物が多々あり…」というように、その市内の衛生状態について言及した。これに対し、後者（1630 年 7 月公布の公示）では、過去に再三にわたって公布されてきた衛生状態の向上を謳う公示や法令に「多くの者が…違反し」ている現状に触れた。つまり前者よりも後者では、その劣悪な都市環境自体よりは、それを規制する法令等に対して「多くの者の命令違反」が生じている点に焦点が当てられた。

次に、前者では、汚損された状況への懸念がみられるが、後者では、汚損の行為者への非難と取締りが主たる内容となっている点がある。ペスト流行時以前も含めてそれまでにも、汚損の状態が懸念される言及はあったが、汚損を行う行為者に対する批判的言及はなかった。実際前者では、都市の衛生環境の悪化は、「疫病」や「空気の汚染」といった、環境悪化を招きかねないと警告されるに留まったが、これに対して後者では、その悪化がもたらすであろう「都市全体」への「重大な損害」がとりわけ問題とされた。さらに双方では、全市民に対する各人の私有地とその前の道路の清掃が命じられているが、後者の公示では初めて、「少なくとも週一度」という定期的な清掃が義務づけられた。それまでは、断続的に出された清掃命令に伴い、その都度一度の清掃が命じられるに留まっていた。

また、前者の 4 月の公示本文では、都市環境の劣悪な状態とそれによって誘発されうる「悪影響」として、空気の汚染や疫病の存在が指摘されている。「汚物や汚水」が「空気汚染」発生の原因となり、さらにこの「空気汚染」が疫病

を誘発するという、「汚物」、「空気汚染」、「疫病」の相関関係は、当時の病理学的見地に基づくものであった。また、ペスト流行直前の4月の公示では、これらの自然現象がもたらしうる「損害」が「悪影響」という範疇にとどめられていたが、流行以後の7月公示では、それまでの「汚物」に関する公示や触書にはなかった、「都市全体」の存在とその利害が意識された。そこでは、ペスト流行自体よりもむしろ、それによって生じるであろう人的、物的損失を憂慮する姿勢が明確に表れている。ペスト流行による被害が頂点に達するなかで、おそらくこのことが、当局を悩ませた最大の要因であったからに他ならない。これは、ちょうどペスト流行の被害が最大となった7月に「女性と子どもに対する外出禁止令」が出され、直後に事実上の女性の絹産業従事者に対する例外的外出許可が出されたことにも反映されている。また、ペスト流行に際しては、都市を包囲する城壁の各城門における通行の管理や、城門の封鎖が行われたが、実際にはこの施策がペストの侵入を止めないばかりか、都市に必要とされる物流に大きな支障をきたした。このことは、具体的な月日は不明であるが、ボローニャの公文書館の1630年の衛生局関連の「衛生局への送付物（Recapiti di sanità）」にもごく僅かながら垣間見ることができる。街の北西にあるラーメ通りの市民と職人が、ラーメ門の閉鎖が市内外の物流を滞らせているとして、この門を開放するよう懇願し、それが「この街全体の大きいなる利益（gran giovamento di tutta la Città）」となると訴えている<sup>59</sup>。

ペストの大流行は、当時の病理学やそれに基づく諸対策の施行と現実の動向との食い違いを、当局が経験的に認識せざるを得ない機会をもたらした。後者の公示で都市環境の悪化や「空気汚染」と疫病の発生について言及されなかったのは、その相関関係を否定する見解を当局側が採るようになっていたからでもある。この公示の5日後の7月25日、「女性と子どもに対する15日間の外出禁止令」が出されたが、冒頭は次の一節で始まっている。「ボローニャ市はわ

---

<sup>59</sup> ASB, Recapiti di Sanità, anno 1630, N.8.

ずかの間には悪疫の蔓延に煩わされてしまっているが、これは空気汚染に起因するものではなく、単純に感染によるものである...」<sup>60</sup>。

この当局によるペスト発生の一因としての「空気汚染説」の否定と公示においてそれが明記されたことは、経験的知見によって得られた見解だったといえる。そこでの「ペストは感染によるもの」という言説は、空気汚染による感染と比較して、一見何を意味しているのか不可解でもある。そこにはペストに対する病理学的理解についての当局の困惑や混乱も伺えよう。さらに、ペストの原因となる生活環境や自然現象について実に多様な議論が展開されるなかで<sup>61</sup>、この「空気汚染説」が全面的に否定されたこと、さらにはそれが、上述のような汚物と清掃命令に関する公示内容の微妙な変化のなかで行われたことは、ペスト感染の媒体者としての人とその行為がより重視されることになったと捉えることができるだろう。その際に、ペスト予防あるいは感染拡大の予防としての「対策法の遵守」への比重もまた、大きく傾いたように見える。これは当局側の対応のひとつの転換であったともいえよう。ペスト流行が頂点に達し、これに伴ない市民の日常的な生活様式を無視するかのような厳しい諸封鎖令や外出禁止令が連続して出されるのに平行して、違法行為も増加していたからである。

この7月の公示内容が違反行為と処罰に対する言及に具体性を欠き、しかも当局の自由裁量権を誇示するかのように厳重な処罰を謳うところには、ペストに対する科学的認識が混乱する反面、そこで一層の権威の強化を狙いたいとする当局側の姿勢を反映しているようにみえる。実際、ペスト流行前の警戒態勢のなかでは、法令や通達の内容が徐々に具体化されていったが、これとは対照

---

<sup>60</sup> *Raccolta di tutti li bandi*, Bando del 25. luglio. 1630, p.99.

<sup>61</sup> *Cfr.*, Bartolomeo M. Traffichetti, *op. cit.*

的に、その流行がもっとも過酷な時期に、処罰以外の言及はかえって簡略化される傾向がみられたのである<sup>62</sup>。

ここで、メルラーニ法令集におけるペスト流行以後の公示に戻ってみたい。1631年4月3日付けの「通りの汚泥とその他の汚物を除去し清掃するという公示」<sup>63</sup>は、先の1629年11月および1630年4月の環境美化の公示と同文であった。すなわち、すでに、この前年の7月の外出禁止令において、ペストが「空気汚染に起因するものではなく、単純に感染によるものである」とした後にふたたび、汚物や汚泥の放置が「疫病の原因となり、また空気の汚染を招きかねない」とされたのである。また、この1631年の公示は、ほぼ1年後の1632年4月26日の公示<sup>64</sup>の本文とも一致した。すなわち、ペスト流行が最も過酷になった時期の「空気汚染説」の否定は、再び翻されていたのである。

1630年以降、ボローニャでは大規模なペスト流行は発生しなかった<sup>65</sup>。従って、その後の汚物、空気汚染とペスト感染との関係に関する公式の見解の推移をたどることは出来ない。ただ、ここまでの公示内容の推移をみる限り、1630年7月のペスト感染に関する「空気汚染説」の否定は、当時のボローニャにおける経験的医学の結果であるとは言い難いということになる。ではなぜこの一回に限って「空気汚染説」が否定されたのか。

この7月と翌8月はペスト犠牲者が最多を記録した月であった。また、7月28日(あるいは25日)には、数ヶ月の審問の末、ミラノで「ペスト塗り」疑惑をかけられたふたりの被告人に死刑判決が下されていた。この処刑については、ボローニャにもすぐに伝わったと考えられる。結果として1630年の7、8月は、

---

<sup>62</sup> ペスト最流行時の法令の簡略化は、同種の法令が頻繁に再公布されたことによるその内容の省略という意味もあった。

<sup>63</sup> BA, RM, XIII/2 378.

<sup>64</sup> BA, RM, XIV 108.

<sup>65</sup> Alfonso Corradi, *op. cit.* pp.589-607.

ペスト流行によってボローニャの社会的混乱が最も高まりかねない時期であった。そうした時期にペストが空気感染するとなれば、それは当局側の対策に留まらず、感染の回避自体がまったく不可能であることを意味する。こうしてみると、都市が封鎖され、感染者が続出する状況のなかで、「空気汚染説」が否定されたということは、当局の経験的な「医学的」判断というよりはむしろ、都市住民の混乱や恐怖を抑制するという「社会的」判断があったと考えられよう。

### 2-3 清掃命令と「汚物」除去 — トローネ裁判記録から

では、先の1630年7月20日付けの都市美化の公示に対して、実際にはいかなる違反事例が報告されたのであろうか。この公示のわずか5日後の7月25日には、女性の屋外での往来がペスト感染の危険を招くとして懸念され、ボローニャで初めての「女性と子どもに対する外出禁止令」が出された。また、ペストによる死亡者数が突如として、前月の2.7倍に跳ね上がった月でもあった。

1630年8月22日、「トローネ」の刑事裁判記録には、この都市美化の公示に違反したとしてフランチェスコ・フィオラヴァンティなる人物が告発された一件がある。

告発したのはラファエッレ・パブリーニで<sup>66</sup>、次のような証言を残している。

(116r.) 他の諸公示があるのと同様に、各人は道路を清潔に保たなければならない(という公示がある)のですが、フランチェスコ・フィオラヴァンティは、いかなる者もわたしの家の前の(通りの名称一語判読困

---

<sup>66</sup> 証言が始まる冒頭部分や判事の尋問部分はラテン語で記載されるが、そこではラファエルと記される。その後、フランチェスコ・フラヴォランティの証言においては、ラファエッレと呼ばれる。イタリア人名としては後者が一般的。

難) 67通りにごみを捨ててはならないのに、これに反してごみを捨てました。このフランチェスコという男は一塊の家畜の糞やごみをわたしの家の前に投棄し、それからこのろくでなしのフランチェスコという奴は大量に積んだ馬車のごみを投下し、あたりに撒き散らしたので、これを集めようと私が家の外に出ました。

彼の息子のフィオラヴァンティと、

彼のような類の人間が泊まる質の悪い娼館 (ostello) から来たピレグリーノ・ミシオーリ

は、わたしに向かって腰抜け野郎といい、石を投げ始め、それからフランチェスコも家の外に出てきて、私のことをずる賢い奴だと言いました。このフランチェスコは悪態をつきました。それから、彼はわたしに(一語不明)するように命じ、彼はわたしの後ろにまわって唾を吐こうとしましたが、(116v.)私が逃げたのでそれはわたしに届かず、そこにはドメニコ・(苗字一語判読不能)とその妻アンジェラ、そして(一語判読不能)のジョアンナがいましたが、わたしは彼らに対して告訴を行い、彼らが裁判を通じて罰せられるだろうと言いました。以上が判事殿に申し上げることのできることです<sup>68</sup>。

---

<sup>67</sup> 筆者は「プイオーラモツァ」と判読したが、イタリア語の通りの名称としてはかなり不自然である。

<sup>68</sup> 「聞いていただかなくてはならないのは...」。証言の冒頭に述べられる“Deve(Dovete) sapere...”は直訳するとほぼこのような意味になるが、判事らに対して向けられた、すべての証言の冒頭に必ず唱えられる成句である。(ボローニャ国立古文書館員イングリッド・ジェルマーニ女史にご教示を受けた)ただ、ここでは訳出上の不自然さから最後においた。)

ここで、ラファエッレの証言が終わる。つぎに彼に告訴されたフランチェスコ・フィオラヴァンティ<sup>69</sup>が召喚され、尋問を受ける。日付けは翌年 1631 年 4 月 2 日となっており、ラファエッレが召喚されてから、実に 8 ヶ月が経過している。

フランチェスコは判事に連行されたときの状況を訊かれ答える。

わたしは、今晚 8 時頃に、息子のマルキオーニと自宅にいたところを連行されました、容疑はわかりません。

告訴人であるラファエッレ・パブリーニについて訊かれ答える。

わたしは彼によって通告されたということしか、このラファエッレについては知りません。

この後も再度の質問に対して、彼はこうした言動を繰り返すばかりであった。当日の最後の尋問には、「わたしに対して読み上げられたこと(訴状)を聞きましたが、わたしはこのラファエッレは存じませんし、彼が訴えで言うことは事実ではありません。」と答え、さらに最後に「もしそれが本当だというのなら、わたしは彼に(それは事実ではないと)このように言ってやります。なぜなら(彼のいうことは)事実ではないからです」という発言を残している。<sup>70</sup>

この事件では、当初、ラファエッレ・パブリーニが、都市美化の公示に反して汚物を投棄したことを理由に、フランチェスコ・フラヴォランティを告訴した。しかしその後、彼の証言ではフランチェスコとの反目が中心的な論題とな

---

<sup>69</sup> 被告人フランチェスコの名字は、ラファエッレの証言のさいは「フィオラヴァンティ」と記載され、フランチェスコ自身の証言においては「フロラヴァンティ」である。また、この裁判記録帳簿の冒頭に掲載されるアルファベット順に分類された被告人氏名の目次においては「フィオラヴァンティ」と記される。

<sup>70</sup> ボローニャ国立文書館 (“Archivio Stato di Bologna”, 以下 ASB) 所蔵、「トローネ」裁判記録 (以下 Torrone ) , 冊子番号 (以下略) 5747-1, 116r.-119r.

っている。ラファエッレ当人によれば、彼は家の前に汚物を不法投棄されたあげくに、罵声を浴びせられ、投石を受け、さらには唾を吐きかけられそうになった。これに対してその8か月後に「自宅にいるところを連行された」フランチェスコは、ラファエッレのことも、彼の主張する自分の容疑もまったく身に覚えがない、と主張し続ける。

このように完全にくいちがをみせる双方の証言から、もはや何が事実であるかを察することは不可能である。しかしながら、ここから明らかになるのは、この事件が都市美化の公示への違反行為よりもむしろ、個人的な誹謗や反目などに深く関わっているという点である。

ラファエッレが召喚された3日後の1630年8月25日、前件と同様、都市美化の法令に違反したとしてジャコモ・フォルナロ<sup>71</sup>なる人物が告訴されている。そこには裁判官と被告人の尋問 - 応答の記録はなく、このジャコモを告訴したトマソなる人物の報告のみが残されている<sup>72</sup>。

トマソによると、「トローネの陪席判事殿の修道院の近くや教区内においてごみを捨ててはならないという公示に基づいて、いかなる者も、ごみを捨てたり、捨てさせたりできないようにと見張っていたところ...」、彼は「(一語訳出不能)の塀の裏のルーパの通り」の聖体節の日のために多くの人々が集まっているところにきて、持参したごみを捨てようとしていたジャコモを発見した。そのさい彼らが交わしたやりとりは、次のようだったという。「(彼に) その通りごみを持ってくるという良くないことをしでかしたな、とわたしがいうと彼はわたしに、それをどこに持っていったいいのかわからなかった、と答えまし

---

<sup>71</sup> 当時の裁判記録の中には、ときに(かなりまれではあるが)名字の欠如する者や明らかに出身地名や職業名と関係のある名字を持つ者が登場してくる。(fornaro→fornaio (パン職人) これはパン職人のジャコモと捉えることが可能だろうか... )

<sup>72</sup> ASB, Torrone, 5747-1, 184 r.-v.



た。」それからトマソは、「その公示に背いた罰、つまり罰金のうちの半分の金を請求した」のである。

この記録からは、ごみを不法に捨てようとしたジャコモを発見したトマソは、巡査や衛生局員といった職員ではないことがわかる。さらに、この最後の記述からは、彼がごみの不法投棄者の発見者に譲渡される罰金の一部が目的で、ジャコモを法廷に告訴したのではないかと推測される。

都市美化の公示違反に関連するこれらの2件は、その告訴人が双方とも一般人である。召喚されると、その証言の冒頭でまず都市美化の公示の存在とそれに対する違反者として被告人を訴える。しかし彼らの告訴の裏には公示違反という名目以外に、前者は、傷害や名誉毀損に対する公的制裁、後者は公示違反に対する罰金の一部（この件では半分）の受領要求という個人的な事情が含まれているのである。

この「トローネ」の刑事裁判記録の分析からは、そのような違法行為に対する裁判は、業務上の問題からも概して簡略化される傾向にあったことがわかる。<sup>73</sup> 実際、被告人の召喚のないままに、現行犯で被告人を連行した人物の証言のみが残されているケースは多々存在する。これに対して前者の事件では、告訴人の証言から8ヶ月という期間を経て被告人が逮捕され、召喚された。これはペスト時の公示違反の事例としては特殊なもので、そこには、中傷と暴力の危険にさらされたと訴える告訴人の個人的な執着と働き掛けがあったのではないかと考えられる。

---

<sup>73</sup> 裁判の簡略化は軽犯罪全般に対してみられる傾向であろうが、外出禁止や都市美化に関する公示違反は、厳戒体制が敷かれていたペスト流行時特有の犯罪として、特殊な位置にあるといえよう。ペスト対策法違反に科せられた罰金額は当時のペスト対策業務に関する公務員である巡査の月俸の13倍から130倍程度に当たりその対象となった犯罪を「軽犯罪」と呼ぶには疑問がある。

## 第二章 近世イタリアにおけるペスト流行時の隔離病棟をめぐ る裁判とその実態 —ふたつの歴史記述から—

### はじめに

従来のヨーロッパのペスト史研究の多くは一様に、膨大な死亡者数やそれによる都市機能の麻痺、法—実務的ペスト対策の内実や医療、民間信仰—療法等を主要なテーマとしてきた。確かにこれらはペストから生み出された代表的な産物であるといえ、先行研究の蓄積も膨大である。しかしいうまでもなく、ペスト流行に関する記録は、こうした研究が依拠しているようなペストを対象とした歴史著述や人口や医療・衛生行政に関する史料にとどまらない。一見、ペストとは直接関連を持たない当時の公記録のなかにも、稀であれ、当時の状況を考察するのに有益な情報が埋もれていることがある。ボローニャの「トローネ裁判所 Tribunale del Torrone」や「美化局 Assunteria d'Ornato」の記録は

その例である<sup>1</sup>。公文書として、そこからペスト流行に直接関係する情報を引き出すことは非常に困難を伴う反面、長期にわたり欠損や脱落の少ない状態で今日まで所蔵されてきたこれらの史料の性質上、常時との比較の上でペスト流行時の都市の様相を多角的に把握しようという点で貴重であり、より有効であるともいえる。

本章では、1630年のペスト流行時のボローニャの隔離病棟とそこで発生したいくつかの犯罪の例を中心にとりあげる。そのさい、二つの異なる史料を用い、双方の記述の相違点に着目しつつ、当時の状況を再構成することを目的とする。こうした考察の目的と方法は、具体的に C・ギンズブルクの『神話・レトリッ

---

<sup>1</sup> トローネ裁判記録に関してはこのあとで具体的に吟味していく。美化局 Assunteria

d'Ornato の記録は、トローネ記録と同様に、ボローニャ国立文書館に所蔵されているものである。同局は、都市環境に関する独立した部局で、ボローニャ市内に張り巡らされている回廊（ポルティチ）の管理を行っていた。この回廊は、道路わきに建ち並ぶ家屋の軒先にあたり、屋根つきの歩道となっており、また「公-私」の厳密な判別が難しい独特の空間となっている。それは、13世紀から地理的な配置にはほとんど変化がみられない。ペスト流行時に都市美化政策が強化された事実を考慮すると、当時の同局の活動記録は注目に値する。現在のところ、この回廊に関する先行研究は、いまだ郷土史的なものにとどまっている。Giancarlo Roversi, *Le mura perdute - Storia e immagini dell'ultima cerchia fortificata di Bologna*, Bologna, 1985, p.12; Athos Vianelli, *Le strade e i portici di Bologna*, Bologna, 1982, pp.370-372; Giuseppe Coccolini, "I portici in legno a Bologna sono ancora abusivi?" in *Strenna Storica Bolognese*, p.171.を参照。

ク・立証』第3章「他者の声」に示唆を得た<sup>2</sup>。この章でギンズブルクは、1700年にパリで刊行されたフランス人イエズス会士シャルル・ル・ゴビアンの著書における一節を取りあげた。それは、征服者としてのキリスト教徒に対する原住民の反乱を促したとされる、「陰謀」の指導者となったある貴人の演説とされるものであった。ギンズブルクは、書かれた「演説」は歴史史料として有効でありえるかという点に始まり、その「演説」を論じるものたちの多様な立場と、それが投影された「演説」の言説の新たな思惑の深層に立ち入っていく。また、こうした研究の方法と目的の基本的な根拠に関しては、本論文の冒頭で触れたのでここでは割愛する。

本章では、「異種資料間の矛盾から問題点を浮き上がらせるという実証科学ではありふれた手法」<sup>3</sup>を、ある意味で「ナラティヴ」なふたつの史料について用いたい。それによって、「歴史の細部に宿る物語の再構成」としての「語られたもの」を比較する。考察の主要な対象とするのは、ボローニャ国立公文書館所蔵の「トローネ裁判所 (Tribunale del Torrone)」のシリーズにおける冊子

---

<sup>2</sup> C・ギンズブルク著、上村忠男訳『神話・レトリック・立証』みすず書房、2001年。また、当該書の第3章「他者の声」と類似する考察のアプローチには、斎藤晃「歴史・テキスト・プリコラージュ—17、18世紀のイエズス会宣教師の記録を読む—」森明子編『歴史叙述の現在：歴史学と人類学の対話』人文書院、2002年がある。

<sup>3</sup> 大黒俊二「逆なで、ほころび、テキストとしての社会」森明子編『歴史叙述の現在：歴史学と人類学の対話』人文書院、2002年、291頁。

番号 5747-2 番の記録である。この冊子は、隔離病棟専属の陪席判事<sup>4</sup>による証人や容疑者への尋問を、公証人が記録したものである<sup>5</sup>。本論で吟味される歴史資料のうち中心的なものであり、その概要、性質、問題点は序章で考察したとおりである。

これと比較するもうひとつの「語り」が、このペスト流行の翌年に同地で出版された、ピエトロ・モラッティの『1630年、疫病時におけるボローニャ市とその郊外の隔離病棟での命令や措置に関する記録』<sup>6</sup>である。これはタイトルとおり、ペスト流行当時の状況を回顧するものであり、そこでは隔離病棟に関わる事件について、幾つかの逸話として言及されている。ここでモラッティが、都市とその周辺地域の混乱した状況や、そこに挑んだ教皇特使スパダ卿と各宗教関係者の自己犠牲的な活動ぶりに焦点を当て、とくにその篤い信仰心に基づく献身的態度といった側面を強調していることは先に述べた。

---

<sup>4</sup> 隔離病棟で発生した民事事件と刑事事件の両方に対する裁判は、隔離病棟専属の陪席判事が行った。この隔離病棟専属の判事は、あくまでトローネの陪席判事の配下であり、パニャカバリオ出身のジョヴァンニ・パオロ・ソルポリ殿が民事、刑事双方の裁判の陪席判事に、その書記官としては、ボローニャ出身のパオロ・フォルティ氏が、また、隔離病棟長、備品係、配給係、物資調達係、会計係などの隔離病棟の各業種の総取締役としてイエズス修道会の修道僧らが任務に当たったボローニャ市の場合、通常は民事裁判と刑事裁判は、それらを管轄する政治勢力の問題も絡んで、比較的明確に二分されるものだが、この隔離病棟の件に関しては、民事—刑事両方を一人の判事がとりもつという点が特徴的である。

<sup>5</sup> ちなみにこの記録の形式は、当シリーズの他の記録においてもほぼ一貫している。

<sup>6</sup> Pietoro Moratti, *Racconto degli ordine provisioni fatte ne lazzeretti in Bologna e suo contado in tempo del contagio dell'anno 1630*, Bologna, 1631. ボローニャ国立公文書館、ボローニャ市立アルキジナジオ図書館所蔵。

本章の構成は以下のとおりである。まず、1 節と 2 節ではそれぞれ、ペスト流行時のボローニャの隔離病棟の概要、その実態について言及する。そのうえで 3 節では服役者の脱走事件、4 節では隔離病棟での医師の脱走事件について論じる。

## 1 ボローニャの隔離病棟

1630 年のボローニャでのペスト流行時に設置された二大隔離病棟は双方ともボローニャ市の北部サン・マモロの城門付近にあった。ひとつはフランチェスコ修道会修道院(Frati Minore Osservanti)内のサンティッシマ・アンヌンツィアータ(SS.ma Annunziata)隔離病棟<sup>7</sup>(以下アンヌンツィアータ隔離病棟)、もう一つは、前フランチェスコ会修道院のサンタ・マリア・デッリ・アンジェリ(Santa Maria degli Angeli)隔離病棟<sup>8</sup>(以下アンジェリ隔離病棟)である。前者は女性専用、後者は男性専用と区別され、双方は数百名の患者を収容した<sup>9</sup>。その他の小規模な隔離病棟としては、感染者か否かの検査を行うメカニャーノ所在の病棟、サント・ステファノ城門の外に位置するベルポッジョの病棟、またサラゴツァの城門の外にある聖母マリア下僕会(Serviti)の修道院(現在カプチン修道会修道院)などがあった。

この二大隔離病棟のうち、サンタ・マリア・アンジェリ隔離病棟の所在地については、諸説がある。同名の修道院内に設置されたといわれる一方で、その修道院はすでに 16 世紀には消滅していたという指摘もある。これらをふまえた

---

<sup>7</sup> サン・マモロの城門の外のサンティッシマ・アンヌンツィアータ修道院内に所在。

<sup>8</sup> サン・マモロの城門付近である。正確な所在地が確認されない。

<sup>9</sup> Pietro Moratti, *op.cit.*, Bologna, 1631, p.13.

上で、A・ブリゲッティは、サン・マモロの城門内にあったとしている<sup>10</sup>。とはいえモラッティは、その所在地を「サン・マモロの城門の外」としており<sup>11</sup>、ペスト流行当時のトローネ裁判記録にも同様の言及がみられる。このように、1630年の8月のペスト流行がもっとも過酷なものとなった時期には、400人以上の患者を収容することもあった<sup>12</sup>アンジェリ隔離病棟だが、先行研究からはその所在地は確定されない。

また所在地に関してのみならず、この二大隔離病棟の運営や医療業務の内容に関する独立した史料もいまだ発見されておらず<sup>13</sup>、その開設時期についても現時点では具体的に断定することはできない。あえて推定するならば、次の4点から1630年の6月上旬ごろと考えられる。1) ボローニャでのペスト感染者の最初の発見が5月であったこと、2) モラッティの著書にある同二大隔離病棟とボローニャ市での感染死者数のデータが6月から、3) またブリゲッティが参照したボローニャ市の「出納（貸借）帳簿」（Libro Dare et Avere）と「ヴァチカン機密古文書館（Archivio Segreto Vaticano）」に収録されたアンジェリ、アンヌンツィアータ両隔離病棟での入退院者と死亡者数のデータが6月最後半から記録が始まるということ、4) モラッティの著書の一説、「6月17日の月曜の朝、民事裁判総判事長のヴィルジリオ・ヴェスピニャーノは、隔離

---

<sup>10</sup> Antonio Brighetti, *Bologna e la peste del 1630*, Bologna, 1968, p.77.

<sup>11</sup> Pietro Moratti, *op.cit.*, p.100.

<sup>12</sup> *Ibid.*, p.181.

<sup>13</sup> ボローニャ国立古文書館の衛生部門のシリーズに収められている隔離病棟関連の資料は18世紀のものに限定されている。そうした意味ではA.ブリゲッティが、ヴァチカンの機密文書 Archivio Segreto Vaticano を発掘したことで、教皇特使スパダ卿や、隔離病棟総責任者のオリンベッリ神父に関わる各種書簡集から、ローマの中央機構との関わりのなかで進められたペスト対策業務の新たな内実が明らかにされたのは事実である。

病棟の判事ソルボリ殿と共に、サン・マモロの城門の外にある館や修道院を板で作られた塀や鉄格子、柵柱などで包囲、封鎖するよう申し入れるために隔離病棟に赴いた」という点である。

前章でもみたように、ボローニャでペスト流行がはじまる 1630 年の 5 月初頭から遡る 1 年半の期間には、いまだその近隣地域において、流行の兆候がみられることはほとんどなかった。それにもかかわらず、当局は外部の感染疑惑のあるものに対する検疫と街への立ち入り禁止を中心とした、厳重な予防対策の公示を継続的に出していた。ところが、1630 年に入ってから、イタリア本土への本格的な流行の激化に逆行して、奇妙にも一連の警戒態勢が一旦緩和された<sup>14</sup>。そこには、当局が厳重な交易禁止や、都市、交通網の封鎖による経済—政治的弊害を懸念していたという可能性が考えられよう。同年 5 月にボローニャで初めてペスト感染例が認められ、6 月に流行が本格化し、7、8 月には流行の絶頂期を迎えるというように、感染状況は数ヶ月間のうちに激変したからである。そうしたなかでは対策制度と実務双方の対応が遅れ、とくに隔離病棟での混乱は著しいものとなった。急激なペスト流行に直面した当局側は、隔離病棟としての使用を理由に、各修道会に対して修道院施設の明け渡しと修道士らの病棟業務への従事を要求することになる。史料から隔離病棟開設の正式な日時が明らかにされないこと自体が、流行拡大の速度に隔離病棟としての整備が追いつかないまま、逐次、暫定的に進められていた病棟の実態を象徴しているといえる。

---

<sup>14</sup> 1630 年に入り、ペスト対策関連の公示が出されるのが 1 月 12 日。これは前回の 1629 年 12 月 16 日の公示と酷似する都市封鎖令であった。次の公示は同年 3 月 21 日、「諸地域に関する交易中止令と公示—ペストによるアッダ川に隣接するカッサーノの村落に対する交易禁止令の解除」であった。前回の公示からは 2 ヶ月以上を経た上、その 50 日後にはボローニャでのペスト流行が確認されるという時期であった。



こうした対策業務の予備的対応の遅れにも見出されるペスト流行経緯把握の難しさは、同市の新たな隔離病棟建設計画の一件からも明らかとなる。1630年夏季、ボローニャでのペスト感染による死亡者数が頂点に達するなか、当局は、その流行がさらに持続するものという観測の下に、新たな隔離病棟建設を決定した。8月12日、教皇特使スパルダ卿の名の下に、「カーゼ・マッテ」と呼ばれる新たな隔離病棟の建設のために、領内のすべての大工と木工師は専らその建設にあたるよう命じる公示が出された。この病棟は、ボローニャ市街地中心から放射状に伸びる2つの幹線道路にはさまれ、同市を囲む城門のすぐ外にあった<sup>15</sup>。フロリアーノ・デル・ブオノが作成したその設計図（図6、7）によれば、木造の長屋が中心から放射状に50列並び、この一列ごとに15戸が並ぶという、合計600戸の壮大な病棟の設計計画であった。その「中心には4本の支柱に支えられた非常に美しい礼拝堂があり、これを病棟に収容された全ての患者が自分の病棟を離れることなく望める設計」<sup>16</sup>となっていた<sup>17</sup>。ところが、スパルダ卿自身の用地視察に始まり、綿密な計画が存在していたかのよ

---

<sup>15</sup> サン・ヴィターレ城門の外の、サン・ヴィターレ通りとマッジョーレ通りの間。

<sup>16</sup> Pietro Moratti, *op.cit.*, p.99.

<sup>17</sup> フロリアーノ・デル・ブオノの設計図にみる「カーゼ・マッテ」隔離病棟は、中心の礼拝堂を囲んで4つの井戸があり、これを中心部として病棟が放射状に広がっていた。一見、ベンサム「パノプティコン」を連想させるが、上にも記したとおり、600に上る小病棟の中の人間と中心に据えられる礼拝堂との「まなざし」の関係はベンサムのそれとは逆である。とはいえ、「監視－保護」する人間の欠如、あるいはその省力化は双方に見られる共通点でもある。ペスト流行がもっとも過酷なものとなるなか、人的な治療や介護よりも、むしろ神の救済に依拠するかなのようなこの隔離病棟の設計は、それが、病棟というよりは、むしろ収容所(施設)としての機能をより濃く含んでいるといえるかもしれない。

うであった新たな病棟建設の記録は、上の8月12日以後途絶える。それはちょうど同市でのペスト流行による人的被害が最も高まった時期でもあった。混乱した都市状況や経済状態を考慮すると、実際の工事着工は、迅速には行われず、その後流行が小康状態に入ると、もはや新たな大規模な病棟の必要性自体が問われ、中断を余儀なくされたと考えられる<sup>18</sup>。

## 2 隔離病棟の実態

1630年8月15日に行われた衛生局の会議での、医師の隔離病棟での業務に関する取り決めでは、冒頭で「医師たちが隔離病棟での業務に赴くのは、確実に死に行くようなものだということは、これまでの経験が語っている」、と述べられている<sup>19</sup>。アンジェリ、アンヌンツィアータの両病棟では、モラッティによって氏名が挙げられた全44人の医師のうち<sup>20</sup>、結果的に「22人の氏名に十字の印が付けられていた」、すなわち死亡していた<sup>21</sup>。

---

<sup>18</sup> Antonio Brighetti, *op.cit.*, pp.95-96. 後世に至っては、この病棟が他の各種の疾患患者のための病院として機能するようになったのも事実で、当時の病棟建設予定地とほぼ完全に重複する敷地に、現在はサント・オルソラ総合病院があり、建設計画のあった隔離病棟はその前身となった。

<sup>19</sup> *Ibid.*, p.252.

<sup>20</sup> Girolamo Donini, *Raccolta di tutti li bandi, ordini e provisioni fatte per la città di Bologna in tempo di contagio imminente e presente li anni 1628, 1629, 1630 et 1631*, Bologna, 1631, pp.74-75.

<sup>21</sup> これらのなかにはボローニャ出身ではない医師もいた。また、1630年付けのボローニャ医師会の資料によれば、医師が42人、薬剤師が44人、理髪師－外科医が155人の登録が確認される。

実際、先の二大隔離病棟の最高責任者であった A・オリンベッリ神父の同年 7 月 18 日の書簡は、「もはやアンヌンツィアータ隔離病棟に医師はいない」という一文に始まっている<sup>22</sup>。そこでは、病棟での業務に従事している各修道会の修道僧らの健康状態の著しい悪化、同病棟での少なくとも 3 人の医師の必要性、食料不足、医療業務にあたったルビニ正医師の容態が危険であること、さらに、病棟内で不法行為や逸脱行為が発生している可能性について伝えている<sup>23</sup>。

1630 年 7 月当時、アンヌンツィアータ隔離病棟には、常時ほぼ 300 人程度の患者が入院していた。たとえば、書簡の日付けにある 7 月 18 日には、71 人が死亡、41 人が新規に入院、38 人が退院しており、総計 427 人の患者が収容されていた<sup>24</sup>。また、具体的な時期は不明であるが、同隔離病棟では、1 人の専属医師ともう 1 人のアンジェリ病棟と兼任の医師の他に、医師の助手 1 人、外科医 2 人とその小間使い 1 人、薬剤師 1 人と薬剤調合を担当する常駐の小間使い 1 人が職務に当たっていたという記録がある<sup>25</sup>。当時のペストの治療法や

---

<sup>22</sup> こうした医療関係者を全て合わせても 241 人に留まり、当時のボローニャ市人口およそ 60000 人に対して、およそ 250 人に 1 人という割合になる。これが、医師だけに関してみれば、およそ 1430 人に 1 人という割合になる。こうした医療関係者と都市の全人口比の割合は、当時のイタリアの他都市と比較しても決して低いものではなかった。たとえば、G.ポマータによれば、C.チポッラの研究から割り出される 1630 年のフィレンツェでの大学教育を受けた外科医と都市人口との比率は、ボローニャのそれと比較して 3 分の 1 であるという。Gianna Pomata, *Promessa di guarigione - malati e curatori in antico regime*, Roma, 1994, pp.130-184.

<sup>23</sup> Archivio Segreto Vaticano, Bologna, 282, f.246. cf. Antonio Brighetti, *Ibid.*, p.284.

<sup>24</sup> Antonio Brighetti, *Bologna e la peste del 1630*, Bologna, 1968, p.179.

<sup>25</sup> *Ibid.*, p.274.

予防法<sup>26</sup>と称されるものは、今日の医学的見地からみると効果を期待されるものは極めて少なかったとはいえ、こうした医療従事者の数からみても、隔離病棟は、基本的に感染拡大を抑制するための収容施設としての意味合いが強かったことが伺える。

教皇特使スパルダ卿は隔離病棟の現状を把握するためにアンヌンツィアータ隔離病棟に内密に使者を送った。その報告は、「隔離病棟は恐ろしく混乱し、無秩序で、病棟では泣く者、わめく者、感染を発見する者、死ぬ者、皮膚が黒ずみ、醜く変形する者、錯乱状態に陥る者と、ともかくもおぞましい環境で、死体を跨がずして、病棟内を歩き回ることにはできない状態です。」と記された。またそうした混乱状態が、感染疑惑のある者に対する無秩序な収容によって引き起こされていたことから、各病棟の入口で入棟者の病状を点検し、その結果によって収容先を分別するよう、あらたに要請した<sup>27</sup>。

---

<sup>26</sup> 一般向けの医学書にも依然、ペスト発生の原因として、「神の怒り」や「天体説」等が挙げられている。また、全体としては多様な方法を提示するにもかかわらずそれぞれの事項に関して「個人の症状による」というような曖昧な断りが入れている。

M. Bartolomeo Traffichetti, *Somma del modo di conservare la sanita in tempo pestilente, Bologna- Tolta dal trattato della Peste di M. Bartolomeo Traffichetti per ordine dell'Illustre Sig. Giulio Cesare Sgni Bolognese Governatore di Rimino, a beneficio del Popolo di detta Città, et di ciascun'altre*. Bologna, 1576. を参照。

<sup>27</sup> Antonio Brighetti, *op.cit.*, pp.274-281. 実際アンヌンツィアータ隔離病棟には 30 人以上の非感染者が確認されたという報告があったため（年月日記載なし）、同年 8 月 13 日付けでスパルダ教皇特使は、アンジェリ、アンヌンツィアータ隔離病棟に感染者と非感染者のいっそう厳密な分別を行うために新たに医師らの派遣を要請した。

この「恐ろしく混乱した」隔離病棟の状況とは、いかなるものであったか。これについて、まずトローネ裁判記録<sup>28</sup> から数例を挙げてみよう。1630年7月9日木曜 12時の日付けで、ジョヴァンニ・ザナッリというアンヌンツィアータ隔離病棟の調理人が訴えられるが、それは「多くの病人たちが体力維持のために肉汁のスープをいくらか必要としているにもかかわらず、肉を火にかけようとしませんでした。このように規律が守られなければ、医師も患者たちに処方しようがなく、患者たちは飢えで死んでしまうでしょう」という状況によるものであった<sup>29</sup>。

この20日後、7月29日土曜日付けでは「神への畏敬の念の薄い、アンヌンツィアータ隔離病棟のある男が、肉体的な関心を抱いて女性患者のベットに赴いた」という記録が残された<sup>30</sup>。また8月2日金曜日付けの一件では、ルクレツィアと呼ばれる世俗の女性とその下女が15日間の隔離病棟奉仕に就いたさい、このルクレツィアが晩に部屋を抜け出して<sup>31</sup>、恋仲となったある看守と礼拝堂のところで騒いだことが告訴の原因となり、彼女たちは病棟から強制的に退去させられている。

また、7月1日月曜日付けで始まった裁判は、サン・ジョセッフォ隔離病棟でワインを欲しがり暴れたあげく、他の者を巻き込んで流血の騒動を起こした

---

<sup>28</sup> 1630年のペスト流行に伴う隔離病棟設置とそこでの犯罪については、トローネの裁判記録の5747-1番の記録の綴本に集中的に記録が残されている。ただしこの綴本は、192ページ（実際はページの片面にのみ番号が打ってあるので96番までである。）の一般的な記録の綴本と比較すると3分の1から4分の1程度の分量しかない。

<sup>29</sup> ボローニャ国立文書館（"Archivio Stato di Bologna", 以下ASBと略）所蔵、トローネ裁判記録（Tribunale del Torrione 以下Torrione）冊子番号5747-2, 16r.

<sup>30</sup> ASB, Torrione, 5747-2, 16v.

<sup>31</sup> ASB, Torrione, 5747-2, 34r.

回復期のペスト患者ジャコモ・ジェッソロッロの件についてであった。幾人かの証人の発言から再構成される彼の人物像は、単純で凶暴な酒乱の男といった風であるが、そうした証言やそこに描写される彼の「怒鳴り」のなかには、隔離病棟の実態を示すものも含まれている。たとえば、彼が怒鳴り散らした「隔離病棟職員に対する悪口」は、「あいつらは人殺しだ。腹を空かせた人々を死に追いやってるんだ」、「あいつらは詐欺師で泥棒の一味なんだ、あいつらは人殺しか盗みしかしないんだ、それから神父らは、ならず者の腰抜け野郎だ、あいつらは人々をひもじさのうちに死なせることしかしないんだ」といったもので占められている。

実際にこの裁判記録には、彼の暴言が示唆するような、職員らによる病棟の食料の浪費や横領の例が収録されている。7月7日の一証言には、「人々（職員ら）はここ（女性専用のアンヌンツィアータ隔離病棟）で放蕩のままに生活し、暴飲暴食にふけり、女性らとの情欲の虜となり、不正を働き、御上からその熱意と慈善心をもって送られてくる、豊かで、（一語不明）な物資は、この職員の欲深い下男、下女らによって消費されています。それはあまりに不憫で、目に涙を浮かべずして語ることは出来ません」<sup>32</sup>と訴える者もいた。そうした証言内容を考慮すると、ジャコモのこうした「怒鳴り」には根拠がないわけではない。ドメニコと名乗るある証言者は、周りが止めるのも聞かずにジャコモが強引に口にしようとしたワインは、「聖職者と隔離病棟職員それから料金を支払

---

<sup>32</sup> ...diciamo che in questo luogo si vive con tanta dissolutezza, che niente, più qui non l'attende se non à -pulare, alla lussuria con queste Donne serventi et à fare mille dishonestà; La robba di questo luogo, che con tanta carità, e zelo e mandata da signori superali: in tanta abbondanza, e ---, e consumata da questi serventi Mercendis che certo è una compassione, ma ci conviene dirlo con la lacrima in l'occhio... (ASB, Torrone, 5747-2, 49v.-50r.)

っている者のワイン」(下線は筆者)であったことを明らかにした。この発言から、それが公認されていたか否かは別としても、ワインに関しては、金銭の支払いによっては「職員－聖職者レベル」の特別な待遇を受けえたことを示している<sup>33</sup>。さらにこのような病棟での金銭譲渡と特別待遇の享受に関しては、7月18日木曜日付けで、「アンジェリ隔離病棟の副巡査は、哀れな患者に対して取引をすることに、何の恥じらいも感じていないのです」と訴えがあった。それによると、これは、ある病棟職員に対して、「ひとりの患者が椀1杯の水を持ってきてもらうために職員に3リラ支払ったが、この職員は水の代わりにワインを持ってきたので、この患者の熱は上がって死亡した」(下線は筆者)という事件であった。さらにここでは、「患者に15ポロニーニを支払わせ、良いベッドにありつけると約束したあと、床の上にほったらかしにした」例も挙げられている<sup>34</sup>。

これに対してモラッティによると、隔離病棟内の犯罪は、病棟職員が「淫蕩な」看護婦らと肉体関係を結ぶこと、患者たちによる窃盗や病棟の備品の持ち出しの2点に集約されるに留まっている<sup>35</sup>。

### 3 服役者の脱走事件

ところで、モラッティの著書には、ペスト流行当時に発生した2件の隔離病棟からの脱走事件についての短い記述がある。そのうちのひとつは、隔離病棟での強制労働に就いていた受刑者による脱走事件であった。ちょうどこの事

---

<sup>33</sup> ASB, Torrione, 5747-2, 20r.-23r. この件については、(23r)で証言は終了しているが、この時点では、事実上一度中断した状態である。

<sup>34</sup> ASB, Torrione, 5747-2, 66r.

<sup>35</sup> Pietro Moratti, *op.cit.*, p.30.

件の発生した 1630 年の 7、8 月には、ボローニャのペスト感染による死亡者数は頂点に達し<sup>36</sup>、感染者の移送や運搬作業、感染死した患者の死体埋葬などの作業に対する労働力不足が深刻化していた。そこで当局は、トローネの監獄に服役中であった受刑者あるいは拘留者を隔離病棟に移送し、重労働に当たらせ、それをもって科せられた刑罰を免除するという措置を考案した。

この措置によってトローネの監獄で服役中だった 9 人の受刑者らが、アンジェリ隔離病棟に送られた。ある晩、このうちの数人が病棟から逃亡する。のちにある者は発見現場で射殺、ある者は逃走中に発見され逮捕となり、その後尋問を経て処刑されたという事件である。

モラッティの記述では、この脱走事件は以下のように叙述される。

教皇特使であられる枢機卿殿は、監獄に服役していた多くの受刑者を隔離病棟での労務にあたらせ、そのなかに、サン・ピエトロ出身のベルナルド・カステラーニとモンツァーノ出身のチント・チンティがいた。彼らは、全員、足に奴隷のような鎖を付けられ、その多くは終身刑囚であったが、教皇特使殿は、彼らの受けた処罰と引き換えにこの隔離病棟での労務に当たらせたのであった。このベルナルドとチンティは、足につけられた鎖を壊して逃亡し、それに気づいた隔離病棟の職員らが警鐘を鳴らして彼らを追跡した。ベルナルドは彼の過ちの同犯者である友人らの助けをかりて逃亡しつづけたが、それにもかかわらず、ボローニャ管轄区内のフィレンツ

---

<sup>36</sup> ボローニャ都市部における総感染死亡者数は 6 月—1726 人、7 月—4654 人、8 月—4592 人、9 月—1200 人となっており、感染死者数は 7 月、8 月に極端に急増していることがわかる。Pietro Moratti, *op.cit.*, p.120.



ェに向かう山道上で殺害された<sup>37</sup>。 他方、チンティは道に迷い、(追手に対して)抵抗するために石や棒で武装し、3日間、森の中をさまよいつづけた挙げ句、モンツァーノの集落で発見された。このとき、彼の顔は真っ黒に汚れ、食事もまともにとっておらずに、体には蛆がわき、耐え難い悪臭を放っていた。裁判制度に基づいた人物確認と自白が行われ、二日後、絞首刑に処せられた。

この時に起こったことは記すに値するものであろうが、この死刑判決の執行人がいなかったので、チンティと同様にモンツァーノ出身で、各種窃盗容疑で告訴されていた若者がその役目を負うことになった。しかしこの若者は、この受刑者を絞首台のはしごから放すという任務をうまくこなせず、その手を離してしまった。こうした事態に直面にしたにもかかわらずチンティは、神の御意志に従って、死を迎える覚悟でいて、その前夜にはフェラーラ出身のガブリエレ神父と出身地不明のマルロ神父につきそわれ、もはや、逃亡しようとも、また弁護を頼もうともせず、それどころか(再度の)刑執行のさいは、自ら絞首台にたてかけられたはしごに上り、その手で縄を自分の首にかけ、一生を終えたのであった<sup>38</sup>。

---

<sup>37</sup> 隔離病棟からの逃亡、またはポローニャ市からの許可証なしの逃亡者は、現行犯として、発見者によってその場で当局への許可を問うことなく殺害することを容認する法令が公布されていた。こうした閉鎖が指定された家屋や通りなどの場所から外出、脱走を禁じる法令は、1630年6月14日、同月19日、同年7月13日、同月22日に再度、ほぼ同様の内容の法令が公布されている。これについては、Girolamo Donini, *op. cit.*, を参照。

<sup>38</sup> この逸話は、隔離病棟の混乱した状態、放蕩にはしる病棟職員の様子、疫病流行による多数の各業種の病棟職員の死亡例が語られたあとに続く。

他方、トローネの裁判記録に残されたこの逃亡事件に関する記録<sup>39</sup>をみていきたい。モラッティの著述では、脱走囚のベルナルド・カステラーニとチント・チンティがふたりで脱走したかのように記されていた。ところが、トローネ裁判記録によれば、このふたりは別の隔離病棟から一日違いで個々に脱走していたことがわかる。そこにこのふたつの記録の接点はうかがえない。

6月29日土曜日(以下年代の記載なしはすべて1630年である)付けで裁判が開廷し、まず、サンティッシマ・アンヌンツィアータ隔離病棟で強制労働にしていたベルナルドの脱走に関して、5人の証人が証言した。彼らはいずれも、同病棟の職員であった。はじめは管理人のフランчесコ・ヴェルニーチェの証言である(以下、裁判記録における判事の審問は略)。

昨年午前3時に私の任務である、病棟内の各部屋の点検作業に当たっていたところ、ベルナルド・カステラーニという、足に鎖をつけられ、数日前に監獄から(この病棟での)労働のために送られてきた者たちのうちのひとりがいなくなっていて、その部屋のドアが開いたままになっているのが気がつきました。そこから壁をよじ登って外にでることもできるのですが、ともかくも、私はベルナルドがそのドアから出ていったのかどうかを確認させ、自分の職務の遂行と過失のないことを検証していただくために(トローネの判事)閣下を呼びにやらせた<sup>40</sup>のです<sup>41</sup>。

---

<sup>39</sup> ASB, Torrone, 5747-2, cc.17r.

<sup>40</sup> 判事の出向制度によるものである。

<sup>41</sup> *Ibid.*, c.17r.

2人目の証人は、「病棟<sup>42</sup>の従者ドメニコ・サバティーニ」であった。7月2日火曜日、まず判事からベルナルドと面識があるかどうかを尋ねられ、「はい、判事閣下、私は足に鎖をつけられ、監獄から連れてこられた犯罪人らのうちのひとりの、ベルナルドを知っています。」と答える。次に、いつからベルナルドがみあたらなくなったかという審問に対して、ドメニコは「判事閣下、わたしは土曜日の晩から今日に至るまで、彼を見ておりませんが、(土曜の晩の) 23時頃でしたが、私は彼が用を足しているところを見ました。そのあと、彼が逃げた時の音でしょうが、この病棟で物音がするのを聞き、看守が他の者たちにあらゆる場所を探させましたが、彼はどこにも見あたらず、その後も新たに見つかることはありませんでした。その晩は、彼の逃亡という事件のために警鐘が鳴らされるのを聞きました。それから彼が捕まったのかどうかは私は知りません。」<sup>43</sup>と答えた。

同日には、さらに、同隔離病棟職員のカミッロ・ペレグリーニと感染者運搬人ジョヴァンニ・カステラーニの召喚があった。彼らの証言は、脱走者ベルナルドが「鎖につながれた受刑者」として「隔離病棟での労役にあたり」、「夜中午前3時頃に逃亡が発見」されたという点で先のふたりのそれとほぼ一致する。そして新たに、彼が「大柄の若者」であるとロ々に述べた。以上の発言に加えて、カミッロは、「事件の晩に逃亡事件に対して警鐘が鳴らされ」、「ここにいる

---

<sup>42</sup>ASB, Torrone, 5747-2, 17v. 裁判記録には、「アンジェリ」の隔離病棟と書かれて、その下に傍点が振られており、その上には小さく「サンティッシマ・アヌンツィアータ」と書き加えられている。おそらく、この事件の状況から判断して、これは記録担当の公証人の誤りであり、この従者が、ベルナルドの失踪の現場となった「サンティッシマ・アヌンツィアータ」隔離病棟に勤務していたと考える方が妥当だろう。

<sup>43</sup> *Ibid.*, c.17v.

我々全員は気が動転して」いたと述べた<sup>44</sup>。またジョヴァンニは冒頭で、「(受刑者の逃亡時に) 隔離病棟で、何か物音がしたのに気づいたか？」と判事に問われ、これを否定した。また、受刑者らは「ここで遺体を埋葬するために連れてこられたということでした。彼らはアンジェリの隔離病棟に送られましたが、その中の一部は、我々のアンヌンツィアータ隔離病棟に残りました。」と述べた<sup>45</sup>。

翌日の7月3日、水曜日には同じく同隔離病棟の患者運搬人ドメニコ・パウリへの審問が行なわれた。日付けが変わったためか、先の前回の証言からは20ページほど進んだところから彼の証言が始まる。判事による審問の理由が分かるか、逃亡者らの氏名と、彼らがいつどうやって逃亡したのか、という尋問に対して、ドメニコの返答は以下のとおりである。

いいえ裁判閣下、私はなぜ自分がここに呼ばれたかはわかりません。しかし、今となっては、閣下がわれわれを取り調べようとする理由がよく想像できます。というのは、土曜日の晩にあの犯罪者が家から逃げ出し、法令に違反したという件についてでしょう。わたしは判事閣下がたが、この件の一部始終に関して我々を取り調べるというのを耳にしました。

逃亡したのは、他の多数の者と共にトローネの監獄から、死体埋葬の仕事に従事するために来た服役者のうちのひとりで、ベルナルド・カステラッロといい、土曜日の晩、夕刻時には家の中にいるのを見かけましたが、その後、夜中の3時頃、我々の看守が、彼の馬車が使われているのに気付き、そしてベルナルドがいなくなっていることがわかり、(一語“praso”訳出不能)の扉が開けっ放しになっていたのもので、彼がとっくに逃げ出してしまう

---

<sup>44</sup> *Ibid.*, cc.17v-18r.

<sup>45</sup> ASB, Torrone, 5747-2, cc.18r.-v.

たと考えました。というのも塀<sup>46</sup>は実に低く、目にも付かないほどだったからです。それから、あとで(29r)警鐘が鳴らされるのが聞こえましたが、もはやベルナルドはどこにも見あたらなかった、というのが私の知っているすべてのことです<sup>47</sup>。

以上のベルナルド・カステラーニの逃亡事件に継続して同ページから、「1630年6月30日、日曜日、10時頃」という冒頭の記載のもとに、アンジェリ隔離病棟で発生したアレッサンドロ・ジュスティとチント（チンティオ）・ディ・チンティの脱走事件に関する記録が始まる。ここでは、6人の証人と脱走したチント・チンティ自身の証言が記録されている。はじめに召喚されたのは、同隔

---

<sup>46</sup> アンヌンツィアータ隔離病棟の敷地全体を囲う塀のことであろう。

<sup>47</sup> Rt. sig. no, ch'io non sò la causa per la quale V.S. m. habbi fatto chiamare, et hora mi voglia esaminare m'imagino bene, che sia per la causa di quel contrabbandiere che Sabato notte fuggi perche qui in Casa hò udito dire che V.S. ci examina tutti per questa causa.

Rt: quello che fuggi qui era un giovanotto venuto dal Torrione con molti altri condannati alla catena à servire qui al Lazzaretto per cavare le borse de morti, et si chiamava Bernardo Castellaro, et sabato sera prossimo passato poco dopo l'Avemaria lo vidi qui in Casa, (一語不明) circa le tre hore di notte il nostro Guardiano si accorse usando le sue diligenze per Casa, et facendo le cerchi ch'egli era fuggito anzi che si trovò aperta la porta del prato che si crede sia andato via per di li sebene si può andar via per tutto, che le muraglie sono bassissime; ne più si è veduto; fui poi data all'hora (29-v.) alla stremita, che la sentis sonare; ma però detto Bernardo non si è più visto in luogo alcuno , et questo è questo sò, et li posso dire per verità. (ASB, Torrione, 5747-2,29r.-v.)

離病棟の副看守ジョヴァンニ・バッティスタ・ゴツアルディーニである。彼は、事件の晩の状況について次のように語る。

昨晩は、すべての服役者はそろって、夕刻の夕食時にもひとり残らずいたのですが、その後、今朝になってふたりの男達がいなくなっているのに気が付きました。それは、チンティオ・デ・チンティとアレッサンドロ・ディ・ジュスティのふたりです。判事殿もその二つの鎖が残されているのをご覧になることができますが、彼らは足に付けられていた鎖を外して... (以下判読困難) あの鎖でつながれた抑留者らは、この場所が、解放されていることを知ったので、各自は勝手に外にでて、地面の上で寝ています。すべての者は彼らが閉じこめられるべき場所にはいません。(30r) 夜には、彼らをすべてひとつの部屋に閉じこめ、外から錠をかける方がいくらいなのです<sup>48</sup>。

3日後の7月2日火曜日、アンジェリ隔離病棟の調理人ジョヴァンニ・ディ・マルシッリが召喚される。判事は、同隔離病棟には鎖につながれた者たちが労働に従事していること、逃亡時のふたりの状況について尋ねた。

はい判事閣下、何日か前から、我々のアンジェリの隔離病棟では、足に鎖を付けられた多くの服役者が、墓穴を掘るためにトローネから連行され

---

<sup>48</sup> Rt: Deve sapere V.S. come hierisera vidi tutti li forzati che l'altro giorno mi furno assegnati qui nell'hospitale, e feci la rassegna di tutti à hora di darli da cena, et li trovai tutti à uno, à uno, ma poi questa mattina ho veduto mancarne dui cioè Cinthio de Cinti et un' può Alessandro di Giusti li quali sono fuggiti via havendo causata la bieta della maniglia della Catena come V.S. può vedere exhi beus duas catenas ferreas... (ASB, Torrone, 5747-2, 29v.-30r.)

てきていましたが、彼らの名前については、先日逃亡したふたりを除いて存じ上げません。

逃亡したふたりのうち、ひとりにはチンティオ・チンティといい、髭がなく、たくましい若い山岳地帯の出身者で、もうひとりには、アレッサンドロ・ジュスティで、彼もまた山岳地帯の出身者でした。土曜の晩、夜中の12時頃に、夕食を配給したときにはまだいましたが、それから今朝になって、我々のところの看守と我々は、彼らが逃亡したのに気が付きました、というのも、彼らは城門の留め金を壊して門を開けて逃げ出したからで、(彼らが足に付けていた)鎖は、外の牧草地に残されていました<sup>49</sup>。

同日には3人目の証人、アンジェリ病棟の配給人フランチェスコ・マロリの証言があった。1) 病棟での就労期間と、2) アンジェリ隔離病棟で強制的な労役に就かされている者がいるか、3) その労働内容、4) 就労者の人数、5) 逃亡者の名前、6) その所在、7) 逃亡に至った経緯、について問われた。事件に直接関係する2)、3)、5)、6)の審問に対する返答は、先の証言者のそれとほぼ一致する。また4) 就労者の人数と7) 逃亡に至った経緯については次のように答えた。「この隔離病棟で就労させられていた受刑者は、私に間違いがなければ、おそらく9人だったと思います...私が知っていることを申しますと、あの土曜の晩の夕食の時間に、この病棟の看守がすべての受刑者の所在を点検し、食堂では全員がそろっていました。夕食のあとはいつものように各自の場所に戻らせ、そのときも全員がそろっていました。日曜の朝になってチンティとアレッサンドロが鎖を残して逃亡していることがわかりました。これは、おそらくほかの者らが用を足しに行っている間に石か何かで、鉄製の留め金を壊し、逃亡

---

<sup>49</sup> ASB,Torrone, 5747-2, cc.30r.-v.

したのでしょう。というのも、このアンジェリ（の隔離病棟）は（塀などで敷地の周囲を囲われていず）開放されており、また病室はペスト患者によってすべて埋まっているので、職務を遂行し、綿密な点検を怠らない以外には、（囚人らを病棟内に）監禁しておくことができないのです。その晩はいつものように、ふたり一組になって用を足しに行った者たちが、まさにあの逃亡し、失踪してしまったふたりであったというのが、わたしの申し上げることのできるすべてであります。」<sup>50</sup>

翌日7月3日、水曜日付けでは、同隔離病棟のふたりの調理人アントニオ・トンニとアントニオ・パッシの証言が残されている。前者は、受刑者のチンティオ・デ・チンティとアレッサンドロ・デ・ジュスティとの面識、また彼らの逃亡について問われた。その短い証言のなかで新たに語られたのは、「彼（チンティオ）はほかの者の上に立って隔離病棟で看守をしたいと言っていました。また、アレッサンドロ・ジュスティについては彼らが逃走した夜、彼が私に夕食を求めたということを覚えています。…土曜の晩の夕食時に、チンティオとアレッサンドロが私のところにやってきて夕食を乞うたので、それを与え、それから彼らは床に就きましたが、朝になって彼らがいなくなっていました…」という点だった。また二人の居場所については「もはやどこに行ってしまったのかは神のみが知っていることでしょう」と述べて終わる<sup>51</sup>。

他方、二人目の調理人アントニオ・パッシは、判事から「病棟で働いている鎖を付けられた者たち」との面識、逃亡した者の名前、愛称、逃亡の時間や状況について問われ、新たな証言が加えられた。「私は、背が高く体

---

<sup>50</sup> ASB, Torrione, 5747-2, cc.30v.- 31v.

<sup>51</sup> ASB, Torrione, 5747-2, 35r.



格のいい、アレッサンドロ・ジュスティという若者を見たことがあります。もうひとりの若者は山国育ちで、チンティオという名前だということでした。(36r.) このふたりは夜中の 12 時頃に夕食がほしいとやってきて、私は調理人ですから彼らにそれを与えたのです。このとき、彼らがそれぞれひとりにつき二人分のミネストローネを出すよう言ったことを覚えています。それからふたりは床に就き、朝になって看守は、彼らが足に付けられていた鉄の留め金を取り外し、鎖を外して逃げ出しているのを発見しました。看守はその鎖を全員に見せ、彼らを発見するよう命じましたが、私もほかの者も、もはやどこにも彼らを見つけることはなかった、というのが私の知っていることです。」<sup>52</sup>

以上でこの件に関する隔離病棟職員らの証言が終わり、1630 年 7 月 16 日火曜日付けで、チンティの発見者、ジャコモ・テリ... (名字後半部判読不可能) とマッテオ・ステファネリの証言が記録される。

高名なる猊下の法令の遂行に関して、我々は数日前に隔離病棟を脱走したモンツァーノ出身のチンティオ・チンティが我々の管轄地域の山を徘徊しているとの通報を受けました。このため、我々は彼を追跡し、彼を銃殺する命令がありましたが、誰もそうすることを望まなかったので、彼に触れることなく身柄を捕らえ、5 日間続けて監視し、最後には触れることなく<sup>53</sup>彼を監獄に連行しました。(以下 8 行訳出不能)<sup>54</sup> (下線は筆者)

---

<sup>52</sup> ASB, Torrione, 5747-2, 35r.-36r.

<sup>53</sup>再度繰り返される下線部の「触れることなく」というのは、感染回避によるものと考えられる。たとえば、このあとのファヴォリ医師の脱走事件に関する通達にもまた、この医師を発見したさいに「一定の距離を取って、触れることのないよう」注意が出されていた。

そして同日、最後に脱走囚チンティオ自身への尋問が始まった。まず氏名、職業、出身を訊かれて答える。

返答：わたしはチンティオ・デ・チンティといい、モンツァーノ出身で、  
職業は農業です。

病棟での強制労働に至るまでの経緯を訊かれ答える。

返答：わたしはトローネの監獄からこの隔離病棟に労役に服するために、  
足に鎖を付けられ、送られてきました。それからアレッサンドロ・ジュスティという男もまた、労役を命じられて、隔離病棟に足に(39r.)  
鎖を付けられて、連れてこられたのです。彼は逃亡するさいにわたし  
を従わせましたが、わたしは逃亡しなくなかったのです。そして、何  
日間だったかはわかりませんが、この何日もの間わたしは逃亡してい  
ました。ある晩われわれはふたりとも、ほかのもうひとりの男の助け  
を借りて、鎖を外し、一緒に、ルミーチェ山のところまで行きました。  
しかし、それから、アレッサンドロはどこかへ行ってしまったのです。  
どこへ行ったのかわたしは知りません。そしてわたしは失望してあち  
らこちらをさまよいました。というのもわたしは、隔離病棟から...  
(二単語訳出不能)に関して絞首刑の命令があるのを知っていたからで  
す。

判事：食堂や宿屋には滞在したか？

返答：いいえ、判事閣下。わたしはずっと森のなかにいました。

判事：傷の原因は何か？

---

<sup>54</sup> ASB,Torrone, 5747-2, 36r.-v.

返答：わたしの顔の血と病気は、自らで負ったもので、誰かがわたしに不愉快な思いをさせたわけではありません<sup>55</sup>。

チンティ自身の証言はここで終わる。それから翌日の日付けで、トローネの陪席判事によるチンティへの絞首刑の判決が記されているようで、さらに次の日、1630年7月18日、彼は絞首刑によって処刑される。以上がベルナルド・カステラッリ、アレッサンドロ・ジュスティ、チンティオ・チンティの3人が、受刑者の身で、強制就労の現場であった隔離病棟から脱走した事件に関するトローネの裁判記録である。

モラッティは、彼らが隔離病棟を脱走した時点から叙述を始め、追跡、逮捕、死刑執行の過程を描いている。そこで強調されるのは、当局側の恩赦的措置を代償とした重犯罪者の隔離病棟での強制労働、逃亡後のベルナルド・カステラーニの悲惨な結末、逮捕時のチント・チンティの惨状、死刑執行の失敗（によって倍増、延長された死への恐怖の暗示）、チンティの悔悟の念を象徴するかのように見える刑再執行前夜と執行時における彼の冷静な態度である。

他方、トローネの裁判記録は、逮捕に至るまでの経緯を主たる対象とするが、なかでも、チンティらの脱走直前直後の病棟内の状況についての証言がその大半を占めた。それは上の証人の5人全員の証言からも明らかである。そこに見出される、事件の核心に迫ることがなく、平板で保身的な傾向のみられる証言内容、また全員の証言内容が極度に一致している点は、この事件に限らずトローネの裁判記録では一般的にみられ、とりわけ複数の人物が関わる現行犯逮捕の事件や、傷害などを含む被害—加害関係が成立する事件においては顕著な傾向にある。そこでの証言のある種の不自然さには、証人として事件に関わることや処罰に対する恐怖や緊張を押し量ることもできよう。

---

<sup>55</sup> ASB, Torrone, 5747-2, 36r.,39r.

ところで、チンティらは3人とも6月の最末日に脱走した。ベルナルドは、アンヌンツィアータ隔離病棟から、アレッサンドロとチンティオはアンジェリの隔離病棟からである。彼らは、隔離病棟に連行されてきた時点ですでに重罪人であり<sup>56</sup>、その上に脱走を決行したことで二重の犯罪を犯していることになる。こうした事件の複雑性や犯罪の重さ、また彼らが脱走後ほとんど別の行動をとっていたことから考えれば、審問と応答に割かれた裁判記録冊子の14ページは他の事件のそれと比較しても決して大きいものではない。というのも、そこには彼らの逃亡中の状況に関する言及が含まれておらず、実際、ベルナルドについては、アンヌンツィアータ隔離病棟の職員5人が彼の逃亡決行の当夜の状況を証言したのちに中断し、突如チンティに関する証人喚問が開始されているからである。またアレッサンドロについてもこの時点では、逃亡の途中まではチンティと行動を共にしていたことがチンティの証言から明らかにされたが、のちにはぐれたという状況しか説明されない。

チンティが、服役者の身であえて隔離病棟を脱走したその動機や、脱走中の状況は何も語られなかった。結局、先に見てきたような隔離病棟での混乱と過酷な生存の維持の実態、またいくつかの証言からもわかるように、チンティが逃亡したアンジェリ隔離病棟の警備や管理の不十分さは、脱走という解決策をいっそう容易に見せたのだろう。重罪を背負ったあげくに、強制労働のために隔離病棟に至ったものの、依然生命の危険にさらされ続けるなかで、チンティは脱走を決意した。そしてこれを実行し、あっけなく捕まり、審問では本当は自分には行きたくなかったのだと弁解するものの、死刑宣告を受けて処刑された。証言者らは一様に、彼の脱走時の病棟内の物々しさに触れている。そのなかで、

---

<sup>56</sup> モラッティによれば、「連行された受刑者の多くは終身刑囚であった」とはいえ、たとえば、チンティの逮捕のきっかけは、他人の畑のさくらんぼを盗んで食べたということであった。

調理人の男だけが、「チンティは他の者の上に立って官吏をしたいと言っていました」、逃走の晩の夕食に「野菜スープを1人につき二人分欲しがった」といった、チンティと直接交流があったことを示す証言を残した。そこにわずかにチンティの行動的な性格と脱走への決意をみることができるかもしれない。しかし、これ以外にはチンティと直接結びつく証言はない。

モラッティは、この「隔離病棟で労役に服していた囚人の脱走事件」をいわゆる勸善懲惡の逸話として構成した。それは、チンティ逮捕の一場面と、処刑時の一場面のそれぞれのエピソードによってのみ構成された。モラッティが裁判記録を参照したという形跡は、少なくともその叙述内容にはみられない。他方、トローネ裁判記録における判事の審問は全く異なる角度から行われた。その内容は、この事件を再構成する要件としての人物確認と脱走の事実のみ集中していることがわかる。その審問に対して証人達は、チンティらの出身地や身体的特徴、「足につけられた鎖」に象徴される囚人としての身分、脱走時の病棟内の物々しい様子を同様に述べた。モラッティの叙述と「トローネ」の裁判記録によって再構成される双方の「チンティの脱走事件」は、時間的な接点すら持たない。事件はそれを再構成する者（ここではモラッティと判事）の思惑が注ぎ込まれ、その意図が直接反映されることで、異なる二つの側面から展開されていった。

#### 4 隔離病棟での医師の脱走事件

ところで、裁判記録とモラッティの叙述の双方から確認しうる第二の事件としては、隔離病棟に勤務していた医師の脱走事件がある。1630年6月20日、「ジョヴァンニ・ファヴォリに対する公示」が出された。それは、「サン・マモロの隔離病棟から脱走した50歳くらい、中背で白髪交じりの黒い小さな口髭を生

やした医師が他の者とともに逃亡した。(中略) 彼らの発見には全力を尽くさなければならぬ。彼らが死刑宣告を免れるには、翌日までに職務に戻るという救済措置をもうけているが、この期日が守られなかった場合には、何者も彼らを殺害することができ、その殺害については 100 リラの懸賞金が出される」<sup>57</sup>というものであった。モラッティによれば次のように叙述される。

ジョヴァンニ・ファヴァリ医師<sup>58</sup>は、隔離病棟に自ら赴き、自発的にその任務に就いていたが、ある晩、病棟の東門の埋葬場から逃亡した。いったい、いかなる意図 (*spirito*) によって彼が逃亡したのかは知る由もないが、いないことが知れ渡ると、彼に対しては極刑が宣告され、この通達を受けた者たちが、護衛兵を伴って捜索に向かった。そして、モンツァーノの集落のフィレンツェに向かう山道でその土地の山国育ちの者らに発見され逮捕された。逮捕した者たちは、疫病に対する恐怖と、またこの医師に対して出されていた(死刑宣告の)通達を実行することへの恐怖から、彼を(殺さずに)捕まえて拘留した。それからファヴォリ医師は、ロバに乗せられて連行された。というのも、(逃亡の)道中身に負った労苦や空腹のために、両足で立っていることすらやつの状態だったからである。そのままその歩くには険しい山岳地帯を、通常とは異なり人目に触れぬように連れられ、ボローニャの境界区域に近付いたあたりで馬車の御者に引き渡され、翌日の晩に隔離病棟に到着し、数日間の逃亡の旅は終わった。彼の逃亡は猯下の厚意により、たとえ自らの意志によってではなかったにせよ、2日間で戻ってきたということで、公示によって特赦となった。それにもかかわら

---

<sup>57</sup> *Raccolta di tutti li bandi*, Bando del 20. giugno 1630, p.82.

<sup>58</sup> この医師の名字は、記録中、ファヴォリ、ファヴォレなど表記の違いがみられる。

ず、ボローニャに到着した翌日には、隔離病棟でその生涯を閉じたのである<sup>59</sup>。

これに対して、トローネの刑事裁判記録では、5人の証言から事件は再構成された。最初の4人はファヴォリ医師が勤務していたアンジェリ病棟の職員であり、最後は、逃亡中のその医師を発見し連行した小作人らしき人物である。この裁判記録の最初のページの日付けの上には十字の印が付けられている。これはファヴォリ医師が死亡していることを示すものである。1630年6月20日木曜日、ファヴォリ医師脱走事件に関する最初の証人が召喚された。最初の証言者は、サンタ・マリア・アンジェリ隔離病棟の看守である。

今晚（昨晚）われわれの隔離病棟の正規の医師であるジョヴァンニ・ファヴォリ氏とあるひとりの若者が逃亡しました。この若者は（名前は）知りませんが、年齢が26歳くらいの、中背、黒いくちひげがある仕立て屋で、カスティリオーネ通りの塔に住んでいる者です。彼らはふたりで共謀して、他の者が気づかないように、死者を安置しておく穴に隠れてから逃亡しました。昨晚はふたりとも(病棟内の)家にいたのですが、今はもはやどこを探しても見つかりません。彼らが見当たらないということは、疑いなく逃亡したということです。ファヴォリ医師のところにあるはずの馬車が、使われていることが分かりました。この医師は、前に述べた若者の助けを借りて逃亡してしまい、今は、この病棟には医師はおらず、病人らは必要な治療が得られずに死に至るのは避けがたく、私は新たな医師の補充と、今回の件に関して裁判が行われるよう、申請を行いました<sup>60</sup>。

---

<sup>59</sup> Pietro Moratti, *op.cit.*, pp.24-25.

<sup>60</sup> ASB,Torrone, 5747-2, 2r.

以下、同隔離病棟の患者運搬人であったジャコモ・バッティスタ・ディ・アマリ、とジャコモ・デ・ファブリ、ジロラモ・マリア・ノヴァラの3人の証言があるが、先の看守の証言とほぼ一致している。新たな情報としては、3人全員がファヴォリ医師らが脱走当日の午前2時までは確かに病棟内にいたことを同様に証言している。そして最後に、1630年7月21日、金曜日付けでの、ファヴォリ医師発見者であるバルトロメオ・デ・ニグロの証言である。

われわれの畑の地主であるペトロニオ・プラゴーニの命令によって、昨日、フルラーノと呼ばれる Mir<sup>la</sup>: (地名の略記であるが、訳出不能)出身のドメニコとともに、アンジェリの病棟の医師で逃亡したといわれるファヴォーレ医師という人物を探しに行き、このサッビオーネから少し離れたピアノーロのあたりを通っていたときに、マエストラの道で、名前を何というのかは知りませんが例の医師がロイアーノに向かっているのを発見しました。彼はピアノーロ出身のひとりの男を連れていました。私は彼らに止まるように言い、こうして、ふたりとも難なく捕らえ、ここに告訴のために連行してきたのです。われわれが彼らを見つけた時刻はおよそ19時ごろでした。<sup>61</sup>

---

<sup>61</sup> Inessequitione dell'ordine dato mi da Petronio Pragoni nostro Locot.<sup>re</sup> di Compagnai andai hieri con Domenico dalla Mir<sup>la</sup> detto Furlano à cercare la persona del signore Favari Medico delli Angeli che dicevano ch'era fuggito et quando passato Piarono poco di qua da sabbione trovassimo detto Dottere, che non sò il suo nome, per la via Maestra, che vâ a Liano il quale era in Compagna di uno da Pianoro, che gli dicono il Fornaro et cosi gli facesimo tutti dui Prigioni senza pero accostarseli, et gli habbiamo condotti qui per fare quanto ci sarà comandato, et quando gli trovassimo era dicinove hore in circa. (ASB,Torrone, 5747-2, 3v.)



この最後の証人が召喚された翌日、1630年7月22日土曜日には判決が下され、ファヴォリ医師についてはふたたび隔離病棟の職に復帰することで、その脱走への処罰は放免になった。トローネ裁判記録冊子では、この事件について4ページが割かれた。その中の1ページは、判決文など証言以外の記述に充てられている。この証人召喚のさいの判事による質疑の異常な少なさや、証人の人数自体の少なさ、またこの脱走事件の当本人ファヴォリ医師が逮捕されているにもかかわらず、彼自身に対する召喚が行われていない（これについては、ボローニャに連れ戻された翌日に彼が死亡したというモラッティの言及がその理由となる可能性は高いが）。

1630年6月19日に公布された法令には、「隔離病棟の封鎖を破る如何なる者に対しても、無際限の処罰が与えられる」、という一節があるが、結局、ファヴォリ医師の脱走事件には、例外的措置がとられた。ボローニャ境界域の山道で発見され、連行されるとき、「通常とは異なり、人目に触れぬように連行され」た状況といい、裁判における証人喚問といい、当局側が事件に対する措置を隠蔽するような印象を与えることは否めない。トローネの裁判記録からは、彼の脱走の翌日に4人の証人が召喚され、翌々日には彼の発見、逮捕、連行を行ったふたりの人物のうちのひとりのみの召喚があり、結局、最初の証人の召喚から2日後には特赦、放免の判決が下されたことが確認される。また、この事件に関するモラッティの短い叙述は、ファヴォリ医師の脱走時と逮捕時の様子を描いてはいるものの、そこからこの医師自身の人物像が浮かび上がることはない。それどころか、むしろ、スパダ卿の「厚意による恩赦」という結末にすべてが帰せられてしまうかのようである。

一度は死刑宣告令が出されたファヴォリ医師の隔離病棟脱走であったが、教皇特使スパダ卿は特赦命令を下した。どのような理由でこうした変更が行われたのか。このスパダ卿の判断には二つの要因が絡んでいると想定できよう。

第一に、彼は、感染死という生命の危険があるのを承知で、自ら隔離病棟に赴き、その任務に就いた「博士（ドットーレ）」の称号を持つ「正医師（*medico ordinario*）」であるという点である<sup>62</sup>。「正医師」が構成員となっていたボローニャの医師会<sup>63</sup>は、16世紀後半からすでに上院議会との間でたびたび衝突を起こすほどの勢力を有するようになっていた<sup>64</sup>。その政治的影響力の大きさや、医師という社会的地位の高さに配慮し、自主的に病棟での診察を行ったこの医師への処刑によって、ボローニャ医師会をはじめとしたボローニャ市の有力団体との軋轢を生むことへの懸念も伺える。あるいは生命の危険を冒して多くの

---

<sup>62</sup> 「われわれの正医師であるジョヴァンニ・ドットーレ・ファヴォリは…」と最初の証人である隔離病棟の看守は語っている。 ASB, Torrione, 5747-2, 2r.

<sup>63</sup> ボローニャにおける医師の職業団体としてはすでに14世紀からボローニャ医師会の存在が記録上認められている。それから、1533年に、ローマ医師会が、ボローニャ医師会をその管轄から外したことによって、ボローニャ医師会は医師会独自の裁判権を有するようになり、医療業務に関する民事、刑事両方の事件について、この専属の裁判所が、審理や刑罰を含めた判決を行う権限をえており、単なる職業団体から、都市における上部階層との文化的社会的関係の構築、さらに、都市の上院議会との対立までが表面化するような政治的影響力をも有する集団へと変化していった。また、各種医療業務に対して、各業種に対する階層分化や、それらに対する監視を行った。Edoardo Rosa, *Medicina e salute pubblica a Bologna nel sei e settecento* in «Quaderni Culturali Bolognesi», VIII (1978), p.10; Gianna Pomata, *Promessa di guarigione - malati e curatori in antico regime*, Roma, 1994. pp.3-5; Edoardo Rosa, *L'Assunteria di Sanità nella difesa della salute pubblica a Bologna durante il XVIII secolo in Famiglie senatorie e istituzioni cittadine a Bologna nel settecento*, Bologna, 1980, p.182.

<sup>64</sup> Gianna Pomata, *op. cit.*, p.25.

感染者に直接接している医療、疫病対策業務に携わる職員ら、さらには社会的な反発が生じる事態を危惧したとも考えられる<sup>65</sup>。

第二に、いっそう現実的な理由として、医師の不足があった。病棟における医療、介護業務の多くはファヴォリ医師のように、自主的に隔離病棟の危険な業務を志願する人々や各修道院会の修道僧らによって支えられていた。ボローニャ市では、深刻な医師不足に対応するために、その管轄区に在住するすべての医師に対して 15 日間の隔離病棟での診察業務を義務づけた<sup>66</sup>。つまりペスト流行を根拠とした制度上の対策を強力な当局の権限をもって施行したのである。それにもかかわらず医師不足が問題となっていたのは、隔離病棟で多くの医師が感染死していたという現実によるものだった。

## むすび

1630 年のボローニャにおけるペスト流行時の二大隔離病棟のひとつ、アンジェリ病棟の厳密な所在地や開設の時期は、決定的な資料に欠き、諸説があるためにいまだ断定されていない。これに対して、その収容人数の動態に関しては、前日の晩と当日の日中それぞれの死亡者、入退所者の明記を含めた実に詳細な日毎の収容人数が確認できる。この記録はヴァチカンの機密文書館に所蔵されていたために発見が遅れ、1968 年の A・ブリゲッティの著書によって初

---

<sup>65</sup> *Ibid.*, p.18.とはいえ、この脱走したファヴォリ医師が、ボローニャ医師会の会員であったか否かに関して、それを証明する資料はない。1630 年当時、ボローニャ医師会会員はボローニャ市で全 42 名の医師のなかで 13 名、非会員は 29 名、割合にして前者が 31 パーセント、後者が 69 パーセントであった。

<sup>66</sup> Pietro Moratti, *op.cit.*, pp.22-23. またこの隔離病棟での業務従事義務が免除されるためには 200 スクーディの支払が必要だった。

めて明らかにされた。それと同時に、モラッティの著書にある都市全体や隔離病棟での死亡者数値との間の較差の問題が新たに生じることとなった。また後の章で考察する当時の「ペスト塗り」に関する新たな史料の発掘は、1991年の論文で初めて明らかにされた。

まったく自明のことではあるが、「史料は存在しない」と断言するのは不可能である。また、ある種の史料が現存する事実だけに、その重要性や必然性をみようとするのも極めて困難である。さらに新たな史料の発見は、従来の「史実」を期待とおりに豊かにする以上に混乱させる場合がある。こうしたことは隔離病棟の資料に関連するブリゲッティの一例にみるだけでも明らかである。叙述者（語り手）である以上、そこには必ず語りの意図がある。モラッティであれば、ペスト時の大混乱のなかで、教皇特使スパダ卿を初めとする聖職者や医師らが、各種の対策行政に対して自己犠牲的な尽力をどれほど惜しまなかったか、を記録に残すことであろう。またトローネ裁判所の判事であれば、証人に語らせる側として、犯罪事実の認定のために必要な証拠を彼らから引き出すことであろう。さらに、証人たちは可能な限り判事の意に沿う発言をし、事件への関与を極力回避することであろう。当然、モラッティによって隔離病棟内の患者の発言「神父らは腰抜け野郎だ、あいつらは人々をひもじさのうちに死なせることしかしないんだ」（トローネ裁判記録）が引用されたり、証人たちが脱走囚チンティオとの接触を積極的に証言することはない。

新たにこうした叙述を参照する者の意識的、あるいは無意識の意図が加えられるという作業の連続によってストリア（物語・歴史）が形成されていくのだとすれば、そこで巧妙に欠落していくものの積み重ねによって、ペストがより「ペストらしく」、犯罪がより「犯罪らしく」なってゆく過程を否定することはできないだろう。

「史実」とは史料そのものの存在よりも、後世の読み手とその意図によって決定付けられてきた。本章で比較した裁判記録とモラッティの著書のうち、従来

の「1630年ボローニャペスト史」の主要部分を形成していたのは、モラッティの言説である。では、書き手の性質上、どちらがより史実を忠実に再構成しているといえるのか。この問いに容易に答えを出すことはできない。いずれの言説においても、その構成要素、そして構成自体に、トローネ裁判所の判事、あるいは証言者の、そしてモラッティ、これら各人の作為がこめられているであろう点は否定できないからである。しかしながら、隔離病棟での脱走事件に対してより一貫した「物語性」を求め、そこに書き手の意図がより強く反映されるのは、モラッティの言説の方であることは言うまでもない。本章で明らかにできるのはそこまでである。

### 第三章 ペスト流行時の「女性と子どもに対する外出禁止令」をめぐる一考察 —1630 年ボローニャの事例から—

#### はじめに

第1章でみてきたように、ボローニャ市における一連のペスト流行に対する警戒態勢は、すでに1627年の12月から断続的にとられていた。それにもかかわらず、同市もまたイタリア半島中北部の諸都市と同様にペスト流行を免れず、加えて、対策行政が潤滑に機能しなかったこともあり、多くの感染死者を出した。

当時ボローニャでは、ペスト感染の拡大防止を目的に、都市住民の日常生活の諸分野に制限を加える諸法規が出された。しかしこのことは同時に、管理体制の未整備から生じた違反行為の頻発という事態を招くこととなった。同市の「トローネ裁判所」とよばれた刑事裁判所の1630年の裁判記録の膨大な事例のなかには、ペスト対策諸法規への違反行為が数多く残されている。たとえばそこには、自宅から外出しているところを、警戒中の巡査らに発見され、突如逮捕され、判事の前に引き出された都市住民の当惑する様相が映し出されている。ペスト流行時の被害の大きさとそれに伴う財政危機によって、通行や交易の制限（都市封鎖）、清掃義務、外出禁止などの対策諸法規については十分な監視体制が整備されなかったとみられる。そのため各種の対策は、明確な効果もないまま民衆の生活を混乱させ、違反行為を頻発させた。それにもかかわらず、当時のボローニャでは、いっそう厳しい各種のペスト対策諸法規が出され続けたのである。

本章では、1630年のペスト流行下のボローニャ市で連続して出された「女性と子どもに対する外出禁止令」について、次の3点に着目して吟味したい。そ

れは、1) 当時の「女性と子ども」への社会的通念とそこからみた同禁止令の意義、2) 当時の裁判記録からの違反事例の再構成、3) 違反行為を犯した都市住民の反応と処罰の実態、である。同時に、当時の都市住民にこの外出禁止令がいかに受容されたかについても併せて具体的に探っていきたい。

## 1 「女性と子ども」への社会観念と外出禁止令の意義

当時の都市における民衆の生活の実態がもっとも豊かに見出されたのは、ペスト対策諸法規のなかの「女性と子どもに対する外出禁止令」に関連する裁判記録においてであったといえる。換言すれば、この公示はそれだけ多くの違反行為を生じさせ、また人々の困惑を招いたと考えられる<sup>1</sup>。この点については、第1章においても触れたとおりである。

この外出禁止令は、1630年7月25日付けで最初に出されたものを筆頭に、8月の10日と20日、9月の2日と15日に、最初に出された外出禁止令軒間延期を示す4回のほぼ同内容の公示が、さらに12月8日と23日には一連の外出禁止令の一部解除が出されている。その後数回の解除延期を経て、1631年6月14日ようやく全面解除の公示が出された。それまでは、女性と子どもに外出制限は、断続的に公布されるこれらの公示によって続けられた。これらのなかで1630年7月25日付けの最初の公示は、最も具体的な内容を示していた。以下はその主要部分である。

### 公示

女性と子どもは15日間自宅から外出してはならない

---

<sup>1</sup> ペスト感染を回避することを目的とした女性に対する外出禁止令は、1630年のモデナでも出されていた。ここでは、家に男兄弟、夫、成人男性のいない家長の女性は、一定の鐘が打ち鳴らされたときにのみ、必要な食料や水の調達のみを理由として外出することを許可された (Giovanni Serra, *La peste dell'anno 1630 nel ducato di Modena*, Società tipografica editrice modenese, Modena, 1959, p.63.)。

1630年7月25日 ボローニャ

本ボローニャ市が悪疫の蔓延に煩わされることとなつて日が浅い。この悪疫の発生は、空気の汚染に起因するのではなく、単純に感染によるものである。これを根絶する主要な治療(*cura principale*)としては、天の救済を祈願すること、これに次いで交易や人との交流を謹慎す必要がある。なかでも(交流の際の)人に関しては、連日目の当たりにされていることであるが、身体、年齢、性質、またその他の点に関して、男性と比較すると女性と子どもは危険に陥りやすく、病気に罹る人数も圧倒的に多い(I)。こうした憂慮すべき事態を鑑み、ボローニャの教皇特使である高名かつ誉れ高きスパルダ猯下は、女性と子どもの路上の頻繁な往来は大した必要性がないが、これに対してその家族には非常に危険な行為であるがゆえに(II)、高名かつ誉れ高きアンツィアーニ顧問殿、行政長官殿、衛生局員殿らの承認をえて、全教区とボローニャ市内のすべての家屋を対象に、交易と人々の間の交流と訪問を一定期間停止することを取り決めた。

猯下が明確に指示し、命じた本公示にもとづき、ボローニャ市のいかなる身分、階層、地位、年齢の女性、また同様に13歳以下のいかなる子どもも、今月のきたる27日から15日間続けて、昼夜ともに各自の自宅の戸口内に待機すること。この期間は自宅からの外出、私道やその敷地内の別邸に行くことも許されない。これに反した場合、子どもに対しては25回の鞭打ち刑、乞食施療院への即座の移送、もしくはその身分や猯下の自由裁量により、その他の処罰が科せられる。女性の場合は、50スクーディの罰金刑、その支払い手段のない場合は隔離病棟での労役、これも不可能な場合には鞭打ち刑、2ヶ月間の入獄、もしくは乞食



施療院への移送、さらには上記と同様、狹下の自由裁量による各種刑罰(III)が科せられる<sup>2</sup>。(下線は筆者)

なお、この主要部分以外には、「寡婦、夫が不在の女性、その他何らかの事情で男性がいない家庭、あるいは病人を抱える家庭は、当該の事務局に申請し(ただし家から外出することなくして)、必要に応じて援助を乞うこと」あるいは、「卵、鶏、野菜、その他を市街から持ち込む農婦や女性の野菜売りが行き来すること」といった、例外的措置の申請に必要な条件が列挙されていた。

ところでこの公示文では、ペスト感染拡大の回避を目的として、女性と 13 歳以下の子どもが外出禁止令の対象とされる理由を、以下の 2 箇所で言及している。

- (i) 「連日目の当たりにされていることであるが、身体、年齢、性質、またその他の点に関して、男性と比較すると、女性と子どもは危険に陥りやすく、病気に罹る人数も圧倒的に多い。」
- (ii) 「女性と子どもの路上の頻繁な往来は、大した必要性がないが、これに対してその家族には非常に危険な行為である...」(下線は筆者)

上のような言及がある一方で、(i)の下線部で指摘されたような、女性と子どものペスト感染率の明らかな高さを当時の資料から確認することは、次の 2 点から困難である。

第一に、感染死亡率という観点からみると、当時の男女別の感染者数を厳密に証明出来るような史料がいまだ発掘されていない。そうした問題はあるものの、次のような推計は可能である。A・ベレッティーニの「1581 年から 1849

---

<sup>2</sup> Girolamo Donini, *Raccolta di tutti li bandi, ordini e provisioni Fatte per la Città di Bologna in tempo di Contagio Imminente, e presente, Li anni 1628, 1629, 1630, et 1631. Dedicata all'Emin.mo e Rever.mo Sig. Cardinale Spada Nel sudetto Tempo meritissimo Legato di Bologna*, Bologna 1631, pp.94-95.

年までのボローニャ市の男女別人口」の表によると、1624年に男性 29,249 人、女性 32,442 人であるのに対して、ペスト流行後の 1631年には男性 21,796 人、女性 24,951 人であった<sup>3</sup>。この間には男性が 7,453 人、女性が 7,491 人、総計 14,944 人の減少がみられる。無論、新生児数や感染者以外の死亡者数、また流入による変動があることは看過できないが、この人口の減少数は、1630年のボローニャ市のペスト流行時の感染死者数としてモラッティが挙げた、16,300 人という数値と比較しても大差はない<sup>4</sup>。さらにモラッティによれば、ペスト以外の死因による死者数は 1,181 人とされ、当時のペスト感染以外の死因による死亡者数の割合は総死亡者数の 1 割程度に留まり、さほど高くない点も明らかになる。以上を鑑みれば、若干強引な算定にならざるを得ないにせよ、男性と比較したさいの女性（と子ども）の「圧倒的」に大きい人口減少は、このペスト流行前後の両データからは見出せなくなる。

第二に、女性と子どもの「圧倒的」に多い疾病者数は、人口データの構成要素の区分概念の相違に起因する可能性が考えられよう。当時の人口データは教区によるもので、男性、女性といった一般的な分類のあとに、男児、女児、下男、下女、司祭、修道士、修道女、神学生...が並置されている<sup>5</sup>。それゆえた

<sup>3</sup> Athos Bellettini, *La popolazione di Bologna dal secolo XV all'unificazione italiana*, Bologna 1961, p.61.

<sup>4</sup> ここでの数値の差は、1624年からペスト流行直前までの期間の人口変動と、新生児による人口増加等が考えられる。また、1624～31年における男女の人口減少の要因としては、ペスト感染による死亡者以外に、モラッティのデータから換算して、ほぼ 10%にあたるペスト感染以外の死亡者数も含まれていると推測される。

<sup>5</sup> ボローニャ市の人口 - Alidosi による 1624年のデータと Carrati による 1631年のデータでは以下の通りである。

	1624 年	1631 年
男性	17,420	13,197
女性	19,082	13,942

たとえば、単純に「男性」に対して、「女性と子ども」として、女性、女兒、男児の項目を比較すれば、後者の絶対数は前者をはるかに上回り、「病気に罹る人数も圧倒的に多い」というのはごく自然な経緯となる。

以上の、2点の観点を総合すると、前者のベレッティーニのペスト流行前後の人口データからは、男性と女性の人口減少の割合はそれぞれ 25.5%、23.1% となり、むしろ男性の方が減少率は高い。これに対して、アリドシとカラッティのデータを比較すると、男性と女性の項目の人口の減少の割合は、それぞれ 24.2%と 27.0%となり、女性の方が高くなる。さらに「女性と子ども」についてみれば、女性、男児、女兒をあわせるとその割合は 28.7% に上昇する。ただし、男児と女兒を個別にみると、男児は 33.3%、女兒は 28.1%の人口が減少しており、最も高い減少率は男児にみられることになる。また、その他の職業および社会的な属性に関する人口の増減は、ペス

男児	8,316	5,546
女兒	6,427	4,618
下男	2,544	2,204
下女	3,568	3,074
司祭	114	101
神学生	24	17
修道士	831	731
修道女	2,600	2,624
コレージ	120	76
教会関係者	600	617
総計	61,696	46,747

1624 年－「男性」17,420 人、「女性」と「男・女兒」の合計 33,825 人

1631 年－「男性」13,197 人、「女性」と「男・女兒」の合計 24,106 人

ト流行後の減少は必ずしも死亡とは関係しない可能性が高い<sup>6</sup>。このように、ペスト流行前後の人口減少率からみれば、「男性と比較すると、女性と子どもは危険に陥りやすい」というのは、必ずしも妥当とはいえない。実際、今日の病理学的見地からすれば、ペスト感染には好発年齢や性差の別はとくにないとされる。敢えて罹患率と属性の関係に注目すれば、ここまでの算定から明らかになるのは、性差よりもむしろ年齢層の別にあるという点であろう。

ただ、ここでブリゲッティの用いたデータを取り上げたい。1630年7月から翌年1月までの期間で、ボローニャ市の二大隔離病棟であったアンジェリ、アンヌンツィアータ両病棟における毎日の死亡者、入退院者数と収容人数を集計したそのデータによると、女性専用とされたアンヌンツィアータ隔離病棟の収容人数は、男性専用のアンジェリ隔離病棟のそれと比較すると、常時2割程度多いことがわかる<sup>7</sup>。それが純粋に女性だけの人数によるものなのか、あるいは、その他の事情も含まれているのかは明らかではない<sup>8</sup>。ここまでのデータを総合すると、男性と比較して女性と子どもの方が疾患率が高く、感染死亡率に関しては双方にさほど差がみられないと言えよう。

ではこれらの別に関して他地域ではいかなる状況にあったか。ボローニャの北100キロにあるヴェローナでは、53,533人の都市人口のうち、死亡者は32,895人に上った。これに対して生存者は20,686人でその内訳は男性7,681人、女性9,443人、子ども3,562人で、女性の生存者が男性を大きく上回った。

---

<sup>6</sup> 一例として修道女については、ペスト流行後のほうが人口が増加している。そのため女性修道院におけるペストによる死亡者数は明らかにならない。ペスト流行後に修道女の人数が増加した要因には、ペストによる家庭の経済状況の悪化や、保護者がその犠牲になったことで修道院に送られた子女が増加したことを示唆している。

<sup>7</sup> Antonio Brighetti, *Bologna e la peste del 1630*, Bologna 1968, pp.176-196.

<sup>8</sup> たとえば、女性専用の隔離病棟には、女性の介護が必要な幼児等も収容されていた可能性がある。

実際、大掴みではあるが、全 44 地区のうち生存者の男女比で女性が多かった地区は、同数とされた 11 地区を除き、残りの地区の 73%を占めた<sup>9</sup>。すなわち、ペスト流行以前の人口の男女比において女性が極端に多いということや「子ども」の男女比が極端でない限り、ヴェローナではむしろ女性の方が生存率は高いといえるだろう。また、M・ピエトラサンタの 1630-31 年当時のペスト流行と人口の変動に関する考察では、北部ピエモンテ州にあるカステルヌオヴォトリヴァルタ・ボルミダというふたつの村落における死亡者数を性別および年齢層別に分類した。その結果、子どもと若者にとくに犠牲者が多い点を特徴としてあげている<sup>10</sup>。また男女別には、とくに顕著な特徴はみられない。このように数例をとってみても好発対象の傾向は一様ではないことがわかる。また、他地域の事例を参考にしても、「女性と子ども」のみを対象とした外出禁止令をめぐるボローニャの当局側の狙いは明瞭にならない。

ここでふたたび、先の禁止令の二つの言及に立ち戻ってみたい。(II)の言及は基本的に (I) に基づくもので、そこでの「家族に対して」というのは、女性の役割としての家庭の維持を指すことになろう。両者に共通するのは、「危険」ないしは「危機的状況」という概念であり、「女性や子ども」と「危険」な状況との関連づけや近さの強調であった。しかしながらここまでみてきたように、ペスト流行をめぐる人口の減少率や罹患率という観点では、「女性と子ども」のみが、独自の外出禁止令がとられなければならないほどの顕著な「危険」を伴っていたようにはみえない。とすれば、外出禁止令をもってこれを保

---

<sup>9</sup> Gian Paolo Marchi eds., *Il gran contagio di Verona nel Milleseicento e trenta descritto da Francesco Pona - Edizione fotostatica*, Centro per la formazione professionale grafica, Verona, 1972, pp.60-61.

<sup>10</sup> Maria Pietrasanta, “La peste del 1630-31 a Castelnuovo e Rivalta Bormida” in *Rivista di Storia arte archeologia per le province di Alessandria e Asti*, Annata LXXV(anno 1966), pp.89-90.

護の対象とする根拠は、これとは別の、たとえば当時の民衆の「心性（マンタリテ）」に関わる観点にあるとも考えられる。

この容易に「危険に陥りやすい女性と子ども」と、その危険の回避を目的とした「外出禁止令」による「閉じ込め」に関連する問題については、L・フェランテが次のような興味深い言及を残している。彼女は、16-17世紀のボローニャにおける、配偶者との不和や家庭問題を抱えた、「マルマリターテ」（悪い結婚をした女性たちという意）<sup>11</sup>への救援活動と制裁に関するその研究で、J・ピット・リヴァーズの言説をひいて、近代の一社会と、古代の社会との間には、女性-家庭-聖域の三者の結合とそのイメージの同一視という点で、類似する諸要素があることを指摘した。さらにこのことが、女性の振る舞いへの監視とその「神聖」な領域との関係の安定化志向について、一つの解釈を与える可能性を明らかにした<sup>12</sup>。

「マルマリターテ」と称される女性たちに対するボローニャ市の保護と救護活動は、元来修道院で行われていた。ところが、17世紀初頭<sup>13</sup>になると、その活動は修道院の敷地内に独立した施設を設けて行われるようになった。受け入れや保護制度の面では、イタリアの他の地域と比較しても、より整備され、

---

<sup>11</sup> 「マルマリタータ」（malmaritata）という語は、不遇な（悪い—mal）結婚をして、そのため、事実上の結婚生活に破綻をきたしているが、その原因は本人にはなく、独り身であるか、あるいは苦渋に満ちた結婚生活を送っている者、とされる。男性に対して使われることはほとんどない。すでに13世紀からヨーロッパ北部、フランスなどで、同様の言葉が使われていた。Lucia Ferrante, “<Malmaritate> tra assistenza e punizione (Bologna secc.XVI-XVII)”, *Forme e Sogetti dell'intervento assistenziale in una città di antico regime*, Bologna, 1986, pp.65-110.

<sup>12</sup> *Ibid.*, pp.99-100.

<sup>13</sup> *Ibid.*, p.70. 1595年、病院と慈善事業の施設名一覧に、「サン・パオロ救済施設」とあるのが初出で、その後「マルマリタータのための施設」が機能するようになったのが、少なくとも1607年からであった。

許容度は高く、活発なものだったといわれる。また、「マルマリターテ」の存在が、修道院という聖域と外界とのつながりを可能にしていたともいわれる。しかし、施設の独立は、より整備された援護の享受と同時に、彼女たちが、世俗の世界とは切り離された聖域を修道女らとは共有できなくなったということをも意味していた。しかも、この施設が修道院の機能とは区別されると同時に、その敷地内に留まるということは、彼女たちの社会からの隔離とその生活空間の「閉じ込め」でもあった。

16-17世紀のイタリアにおいては、名誉あるいは尊厳、貞操、高貴さについて頻繁に議論され、家庭での尊厳に関わる男女の規範の違いが明確化された。女性に対しては貞節さや従順さを、男性に対してはそうした女性の振る舞いへの監視が要求された。既婚女性の存在は「家族の尊厳」の象徴となるべきものであった。

家族が崩壊した「マルマリターテ」への保護-援助活動は、実質的にその保護-監視者となる配偶者の喪失による女性の社会的、もしくは経済的困窮に対してのみならず、家庭における象徴性の喪失という「尊厳の失墜」と、存在自体の危機に対しても向けられていた。この制度や施設の維持や運営が、俗界とキリスト教世界双方のイデオロギーが交錯するなかで行われ、社会的に制度化されることによって、女性には貞節や従順、男性には女性の振る舞いの監視、という男女別の規範の制度化が促されることにもなった。それは、「監視-保護されるべき」女性の、象徴的な弱さや危うさが、その一般的性質として社会的に認識される過程でもあったともいえるだろう。

このようにみていくと、先の「外出禁止令」本文の言説における (i) での女性（と子ども）と「危険（あやうさ）」の関係、(ii) の女性と危険、家族と危険の双方の関連性が、より明確になってくるのではないだろうか。

ペスト流行時における女性に対する自宅への「閉じ込め」は、あくまで感染予防のためであり、社会全体に対して行われた「マルマリターテ」に対する施設へのそれと、必ずしも同一視はできない。しかし、当時、女性やその象徴性

への「保護－監視」の怠りは、男性側の尊厳と名誉失墜の問題として解釈された点を考慮すれば、ペスト時の外出禁止令と「マルマリターテ」の救済制度との間には一つの共通点が浮かび上がってくる。それは、女性の何らかの危機的状況が、男性の尊厳という観点によって「保護－監視」されていたという点である。

17世紀初頭のイタリア中北部では、度重なる疫病流行や飢饉などの自然災害と慢性的な経済不況によって不安定な社会情勢にあった。そうしたなかで、尊厳や名誉への人々の執着と関心が強まり、同時に家族や夫婦関係における女性の位置付けや役割に関する言及や介入も活発になっていった。なかでもカトリック教会は、民衆の生活への介入とその活動の制度化に取り組む姿勢を強めた。「女性と子どもに対する外出禁止令」には、まさにそうした傾向が見出される。

当時の名誉観念を尊重する社会的な風潮の高まりは、弱きもの、保護、監視すべきものとして、女性や子どもを対象とした。とすれば、弱さや保護の必要性は、あくまで象徴的なものであり、そこには必ずしも科学的根拠が必要とされていたとはいえないのではないか。実際に、「保護－監視」すべき女性の弱さや危うさが、当時の社会的通念として一般民衆に浸透していたかといえ、大いに疑問が残される。なぜなら、裁判記録から浮かび上がってくる女性像や、その女性たちによる「外出禁止令」に対する違反事例からは、その弱さをみいだすのは容易ではないからだ。

## 2 外出禁止令とその違反事例―「トローネ」裁判記録から

1630年のペスト流行時のボローニャでは、この「女性と子どもに対する外出禁止令」への違反行為が頻発していた。これについては、その翌年に出版された著書でのモラッティの言及をはじめ、20世紀の研究者であるL・ダ・ガッテオ、A・ブリゲッティ、A・パストーレらによっても指摘されている。と



ころが数少ない先行研究では、ペスト流行時の裁判記録にみられる外出という犯罪行為の類型パターンに関心が払われることはほとんどなく、現時点ではA・パストーレの研究のみが、この「トローネ」の記録を分析対象としている<sup>14</sup>。

モラッティのように、当時のペスト流行の同時代者である場合を除き、現存するペスト対策関連の史料から、それへの都市住民の受容の実態を解明することは事実上困難である。なぜなら第一に、そうした史料からはペスト対策の策定や実行にかかわる人々の行動や言動は読み取れても、これを受容する側の人々のそれは読み取れないからである。そして第二に、そうした史料においては、書き手とその対象となる対策の策定や実行者が、しばしば社会的、文化的、政治的に非常に近い関係にあったり、同一の立場、あるいは人物であったりする。そのことは、書き手がその対象と同一化しやすく、また対象は書き手の意のままに作為的に美化される可能性が高いことを示唆している。逆に、対策の受容者となる一般的な都市住民については看過されたり、必ずしも実態に則さない言及が行われがちである。

これに対してボローニャの「トローネ」刑事裁判所の裁判記録は、市民の証言をたどることによって、当時のボローニャ市内の様相をかいまみることの可能な貴重な公文書である。膨大な諸事例の記録中には中断、分断が頻発し、犯罪史研究の資料としては各種の問題点を含むものかもしれない<sup>15</sup>。また、記録のほとんどは住民どうしの殴りあいや罵り合い、家畜等の所有物をめぐる諍い

---

<sup>14</sup> ただ、一般女性たちのこの外出禁止令への違反行為に関する言及に割かれたのは、実質2ページほどに限られている。Alessandro Pastore, *Crimine e giustizia in tempo di peste nell'europa moderna*, Roma, 1991, pp.88.-91.

<sup>15</sup> 「トローネ」裁判記録においては、未公開の資料も含め、それぞれの事例は、対象となる内容別に数種類の綴本が存在する。また、同裁判記録の概要に関する研究はすすめられておらず、それに関する情報としては、これを所蔵するボローニャ国立古文書館の資料目録の冒頭の短い説明及び、イングリット・ジェルマーニ氏、ティツィアーナ・ディ・ツィオ氏の同古文書館員の説明にのみ負うところがある。

といった軽度の悶着で占められていた。また、そうしたトラブルを生み出して  
いたごく一般的な下層の住民の証言を作為的に歪めることの利点は殆どなか  
ったと考えられる。それは、異端審問のように記録の書き手の側の実績や利益  
につながるがゆえに、審問者の意向や狙いが裁判の進行や証言に強く反映され  
るといようなケースとは対照的であった。そしてまさに書き手側の職業意欲  
を掻き立てる性質を持たないがゆえに、トローネ裁判所の審問の多くが中断し  
たり、判決をみずして終結する事態が頻繁に生じていたともいえるのである。

ところでパストーレによれば、当時、女性と子どもの外出禁止令に対する違  
反行為の件数は 200 件を越え、告発件数は 188 件にのぼり、250 人の女性たち  
がその対象となった。さらに、ボローニャ市郊外のサン・ピエトロ地区で逮捕  
されたドメニカ・アルベルティという一女性の次の証言から、違反行為が告訴  
件数をはるかに上回って発生していたと推測している。「サン・ピエトロに住  
む女たちはみんな、通りに出ている捕まりませんが、わたしはこれまで一度  
も外に出たことがないのに、(今回初めて通りに出たところを) 捕まってい  
ました」<sup>16</sup>。

こうした発言がなくとも、当時のボローニャ市の都市空間に、この外出禁止  
令がもたらした不利益や不便さと、それによる違反行為の頻発は容易に想像が  
つく。また、たとえ女性たちが他人との交渉を避けたにせよ、各家庭の男性た  
ちの外出と交渉を介して家庭内でペストに感染する可能性は否定できない。実  
際にこの法令が、女性の感染率をどれだけ低下させたかは疑問が残る。加えて、  
前述の 1630 年 7 月 25 日の外出禁止令のわずか 2 日後に「煮繭と座繰の作業  
(Caldirane)、もしくはこの作業のために働きに出る女性に対する公示」<sup>17</sup>が  
出された。この公示は一転して、絹産業における女性労働者の外出を特別措置  
として認めるものであった。しかも、当時の絹産業はボローニャの主幹産業で  
あり、16 世紀末の絹産業従事者に関するデータからは、女性人口のほぼ 3 割

---

<sup>16</sup> *Ibid.*, p.89.

<sup>17</sup> *Raccolta di tutti li bandi*, Bando del 27. luglio 1630, pp.105-107.

以上がこれに従事していたという計算になる。絹産業については、次章で述べるが、こうした状況のなかで「女性と子どもに対する禁止令」にどれだけの意義があったのか疑わしい。

加えて、この法令はペスト流行がもっとも重大な被害をもたらし、都市全体が混乱と恐怖の渦中にあった、1630年夏に初めて公布された。その時期にボローニャ市とその郊外のすべての女性と子どもを監視し、取り締まる制度的、経済的な基盤の整備はとても不可能だった。それゆえ、積極的に遵守されることもなく、感染の拡大を効果的に防止できたわけでもなかった。それどころか、結果的には緊密な生活共同体を形成する都市独特の住民のヴァナキュラーな価値観ばかりか、現実として生存のための日常的な行為をも突如否定することになった。違反者として監獄に連行され、判事の前に引き出された多くの女性たちの証言には、逮捕への当惑と処罰を逃れるための単純ながらも必死の弁明が伺える。

ところで、当時の裁判記録に残された違反者の証言内容を分類すると、まず、「戸口の外に出る」という外出行為を犯したか否か、すなわち罪状の承認か否認に二分される。さらに、逮捕時の状況説明と彼女たちの行動の動機や理由付けに関してみていくと、罪状内容との一致や関連性が見られる、一致や関連性が見られない、その全面否定、と三分することができる。ちなみに、ほとんどのすべての証言において、自白や罪状の完全な承認が行われることはなかった。

ここで、1630年8月7日に逮捕されたチェルキア・コッペ...(以下苗字判読不能)の事例を見てみよう。それはまず、逮捕した巡査の次のような証言で始まる。

「少し前にフラ...(以下とおりの名称判読不能)通りにおいて、わたしは、回廊の下にひとりの女性がいるのを見ましたので、捕まえるために彼女の方に向かいました。彼女は私の方に振り向いて、私に拳で一撃を加えようとしていました。そのため私は公示に背いたという理由で、彼女

を捕まえ監獄に連行しました。彼女の名前はチェルキア・コッペ...(以下苗字判読不能)といい、絹の(一語不明)の束を取りに行っていたと言っていました。そして、このあと私とともにもうひとりの巡査カヴィキオ(カヴァッキオ)がいました」。

これに対してチェルキアの方は、自分はいくまで自宅の戸口のところでいて外には出ておらず、そこで巡査らに捕まえられたのだと訴え続けた。女性の証言と巡査らの証言は6ページにわたったが、両者の証言は平行線をたどったままであった。なかでも彼女の「家の外には出ていない」という主旨の証言は11回にわたって繰り返された。これに対して、巡査らの証言は女性が屋外にいたという主旨で一貫していたが、その最初の証言における、「女性が彼を殴ろうとして向かってきた」という証言は、次には「巡査を見たとたんに戸口に向かって逃げた」と大きく変化した。またそのなかで、チェルキアが述べたとされる「絹の...束を取りに行っていた」という証言は、外出禁止令の例外的措置である、絹産業の女性労働者に対する公示の存在を想定しているようにもみうけられる。いずれにせよ、巡査らとチェルキアの間には問答が繰り返されたものの、結末ははっきりせずに終わった<sup>18</sup>。

また、同年8月23日に召喚されたカテリーナ・ガラノッティは、サン・フェリーチェ通り<sup>19</sup>で、ジャンニ・サモッジャとロレンツォ・ミッシーニという巡回中の二人の巡査に逮捕された。その巡査たちによれば、同日の正午頃にカテリーナは自宅から出て回廊の下にいたのを発見したので、外出禁止令への違反行為とみなして逮捕し、監獄に連行したという。これに対して彼女は、「自分は近所の誰だか(名前)は知らない女性と自宅の戸口のなかにおいて、雑談中に捕えられたのであり、(中略)巡査らの言うことはまったく事実と反している」、と繰り返した<sup>20</sup>。カテリーナが召喚されたこの日には、ほかにも数件の同種の

---

<sup>18</sup> ASB, Torrone, 5730, 215r., 252r.-v., 256r.-v., 257r.

<sup>19</sup> ボローニャ市街地中心からほぼ真東にのびる幹線道路。

<sup>20</sup> ASB, Torrone, 5747-1, 150r.-151r.

違反行為に関する記録が残されている。それらはすべてボローニャ市街地の東部地区に集中していることから、同日や前日に集中的に摘発が行われたのではないかと考えられる。

次に、同年 10 月 9 日付けでは、ミラソリ通り<sup>21</sup>で逮捕されたドメニカ・グラッピーニと称する女性への審問記録が残されていた。彼女は、「罹った重いペストの浄め（治療）のために隔離病棟に入院し、退院して 5～6 日が経過していたところ」だった。本来なら、検疫検査<sup>22</sup>に関する法令によって、「検査後、隔離病棟を出てから 12 日間は自宅から外出してはならないという規則があるのにこれを犯し」、さらに、「(女性は) 通りに出てはならないという教皇特使猊下の公示」にも違反していたという理由で監獄に連行され、獄中で一夜を明かし、その翌日に審問を受けた。

彼女は判事の 7 回の尋問に返答した。そこで彼女自身によって説明される身辺状況と、連行した人物の証言の双方はおおむね一致した。しかしながら、彼女が隔離病棟にいたことを確認した判事の尋問への返答を除いて、その他 6 回の返答では終始、罪状否認を繰り返した。すなわち、自分は外には出ていないと訴え続けたのである。最初に行われた逮捕容疑の確認に対し、彼女は次のように返答した。

「わたしは昨日から監獄にいます。ミラソーレ通りにある自宅の戸口の内側にいるところを捕まりました。(このとき) わたしは、ちょっとしたものを買

---

<sup>21</sup>ボローニャ市街南部城壁付近。

<sup>22</sup> 原語では“Quarantena”（クアランテーナ）という。ペスト感染者か否かを判断するために、発病までの一定期間施設に収容し、その判別をすること。本来、その期間が 40（クアランタ）日間だったとされるため、このように名付けられた。ボローニャでは、サン・ジョセッフェ隔離病棟でこの検疫が行われた。

うために、片足を戸口の（敷居の）上に載せ、もう片足をその外に出してしました」<sup>23</sup>。

それから判事は、自宅からの外出によって彼女の犯すこととなった二重の法令違反について、自覚があったか否かを二度の審問から確認した。これに対し彼女は、この二つの違法行為に対する法令の存在を知っていたことは認めたが、「自分は外には出ていなかった」と言い続け、最後に「(中略) 公示の罰則がわたしに適用されるかどうかはわかりませんが、わたしは家の外に出たのではなく、たんに片足だけを戸口の外に出して、ちょっとした物を買おうとしていただけです。(戸口の敷居の外に出ていた) 片足を除けば、わたしは外になどいなかったのです。」とふたたび罪状を否定し、この尋問は終わった<sup>24</sup>。

これより2ヶ月前の8月22日付けの記録には、前日の午後11時頃、プラデッロ通り<sup>25</sup>で逮捕されたベルナルディーナ・ボッサという女性の召喚と尋問の様子が残されている。彼女はプラデッロ通りに出て、(家の) 入口の掃き掃除をしていた。そこを警戒中の巡査が、「公示の適用によって彼女を逮捕し監獄に連行」し、その途中で、偶然に回廊の下にいた「男児を捕まえ、彼の家へ連れて行き、その父親も息子を放っておいたという理由で連行」した。結局、告訴は「ベルナルディーナ・ボッサと男性1名<sup>26</sup>、ベルナルディーノ・マンフレーディ<sup>27</sup>」の3人に対して行われた。

---

<sup>23</sup> Io mi ritrovo prigone da hieri in circa che fù preso sul uscito di casa ma in mirasole di sopra che ero nel uscio di detta Casa che havevo un piedi nel uscio et l'altro fuori che volevo comprare una briciola... (ASB, Torrione, 5763, 154v.)

<sup>24</sup> ASB, Torrione, 5763, 154r.-155v.

<sup>25</sup> 「プラデッロ」とは現在のプラテッロ通りだと推測される。ポローニャ市外地中心部から東北東に延びる道路。

<sup>26</sup> 幼児ベルナルディーノ・マンフレーディの父親である。

<sup>27</sup> 「トローネ」裁判記録 5747-1 番の冒頭の被告人名の一覧では、「ベルナルド」と記載された。

ベルナルディーナ・ボッサに対する尋問は同日に2回に分けて行われ、まず彼女への尋問があり、次に彼らを連行した巡査らの一人が証言し、また彼女への尋問が再開された。彼女は一貫して罪状を否定したが、その発言の過程にはいくつかの交錯も生じていた。はじめに容疑を聞かれ、「わたしは戸口で顔を出していただけで、外に出るつもりはありませんでしたし、実際に、戸口の外には出てなかったのです」と答え、「彼女が自宅の外に出て通りのごみの掃き掃除をしていた」という逮捕時の巡査らの証言に対しても「まったく事実と反する」と主張した。その後、「自分が妊娠6ヶ月」であること、また「夫は現在自宅にはおらず、サラゴツァ<sup>28</sup>の（城門の）外のサン・ジョセッフォの修道士たちとともにいる」と語った。前者の発言からは、彼女の身辺状況の一部を知ることができ、また後者からは、彼女の夫は、感染者や感染容疑者への検疫検査を行う隔離病棟となっていたサン・ジョセッフェの修道院に、患者として収容されていたであろうことが明らかにされる<sup>29</sup>。

しかし、ベルナルディーナのこうした発言の意味するものは、別にもある。実はこのふたつの事実は双方とも、「女性と子どもへの外出禁止令」で、例外措置を申請できる資格者の要件に該当しているという点である<sup>30</sup>。その発言は、自らの外出の事実を全面否定し続けるなかで唯一、趣向を異にするもので、

---

<sup>28</sup> サラゴツァ地区はポローニャ市を包囲する城壁の外部で西南部の地区。

<sup>29</sup> ブリゲッティによる隔離病棟の職種別職員リストのなかには、このサン・ジョセッフォ隔離病棟のものは見あたらない。(cf. Antonio Brighetti, *op.cit.*, pp.273.-280.) またダ・ガッテオのデータによれば、このサン・ジョセッフォ修道会修道士の感染死者と生存者数はそれぞれ16人、19人であった (cf. Luigi da Gatteo, *La peste a Bologna nel 1630*, Forlì 1930, p.149. )。この感染率の高さからも全員がその修道院で行われていた検疫検査の業務に当たっていたと考えられる。加えて、隔離病棟での労務は刑罰の一種として挙げられている点、また記録にとくに記載されていないことから、彼女の夫は同病棟の患者であったことが推測される。

<sup>30</sup> *Raccolta di tutti li bandi*, Bando del 25. luglio 1629, pp.100-103.

あたかも自分の犯した違法行為に対して例外的、かつ温情的措置を乞うかのようであった。とはいえその後、別の巡査が繰り返し彼女の外出行為を証言したが、尋問が再開されてもなお、彼女は自らの外出の容疑を認めなかった<sup>31</sup>。

この件では、巡査らの証言とベルナルディーナの証言とに、まったく接点が見られないのが特徴的である。またともに逮捕された幼い男児や、その父親への尋問記録は残されていない<sup>32</sup>。

ところで、女性と子どもを対象としたこの禁止令に、男性が関与してくる例は少なくない。前述の事例と同日には、ほかに2組の父娘が関わった事件の審問が行われている。はじめに彼らを逮捕した巡査の証言があるが、実際にはむしろ報告に近く、裁判の冒頭に行われ、裁判官の質疑は簡略化されていた<sup>33</sup>。

その巡査によれば、彼はこの召喚の前夜に「昨晚<sup>34</sup>、夜中の2時頃に同僚らとともに見回りに出ていたところ、通りを歩行中に … (一語判読不能) その脇の回廊の下に数人がいるのを発見した」。そのなかの女性たちは、巡査らの姿を見ると家に向かって逃げたのだが、彼らは彼女たちを追跡して逮捕した。父親のトマツソ・ロヴェルサとその娘ドロテア、同様に父親のジロラモ・ディ・ジョルジとその娘カテリーナという二組の親子が逮捕され、4人全員が法令違反で監獄に送られた<sup>35</sup>。彼らの召喚と尋問は同日に行われた。

---

<sup>31</sup> ASB, Torrone, 5747-1, 127r.-129v.

<sup>32</sup> これは、この男児が証言を行うにはあまりに幼く、しかも彼の父親はこの「犯行」自体とは無関係であることがその事由であろう。

<sup>33</sup> これは、通常裁判記録の冒頭で必ず記載される証言者の宣誓や、裁判開始を示す一定の書式が省略されているという事実からも裏付けられる。

<sup>34</sup> 午前12時以後は、「今日」の範疇にあるので「今夜」が用いられる。つまり、ここで「昨夜午前2時頃」といわれているということは、この事件が召喚の前日、当年8月21日の深夜「午前2時ごろ」に発生したことを示す。

<sup>35</sup> ASB, Torrone, 5747-1, 111r.



最初に召喚されたのは、ジロラモの娘カテリーナ・ディ・ジョルジであった。彼女は前日の夜中の1時頃に自分と父親のジャコモが戸口の内側におり、ドロテア・ロヴェルサはその自宅の外にいたところを巡査らに発見された、と述べた。さらに「ドロテアは、わたしたちが祈りを捧げていた戸口のところから、そう遠くない聖母マリアの像<sup>36</sup>のもとに灯されていたろうそくの火を消すために戸口の外に出たのです。そして巡査らはこのためにわれわれ4人すべてを逮捕したのです」と証言した<sup>37</sup>。

右のカテリーナの証言と、そこで「戸口の外」に出ていたとされるトマソの娘ドロテア・ロヴェルサの証言は、彼らが連行された時刻や通りの名称に関しては一致していた。ところが、逮捕時の4人の状況に関しては、「この時わたしは自宅の戸口のなかにおいて、聖母マリアの像に祈りを捧げているところでした。この聖母マリアの像はわたしの家の戸口近くの内壁にあり、わたしの父親とジャコモは戸口の外にいました。でもわたしは、たとえ聖母マリアの像のろうそくを消したといっても、戸口のなかにはいたのです。なぜならこの聖母マリアの像はさきほども言ったとおり、わたしの家の戸口に掲げられているからです」<sup>38</sup>と述べた。このカテリーナとドロテアの二つの証言は、逮捕時間と場所の概要を除き、共通点がみられないばかりか、対照的でした。

そこで3番目に召喚され、証言したのはドロテアの父親トマッソ・ロヴェルサであった。彼は当然のごとく娘ドロテアを擁護し、彼女が逮捕当時に祈りを捧げていた聖母マリア像は、自宅に隣接する壁面にとりつけられており、したがって彼女が祈祷していた場所は自宅の敷地内であるので、屋外に出ていることにはならない、と主張した。その一方で、「ジャコモの娘カテリーナも家の

---

<sup>36</sup> 聖母の聖画像で、家屋の壁や通りの壁面等にはめ込まれた小さな聖母の画像や肖像、レリーフ。近隣住民によって管理され、祈祷、供物が捧げられる。

<sup>37</sup> *Ibid.*, 111v.

<sup>38</sup> ASB, Torrione, 5747-1, 112v.

中にいたかといえは決してそうではなく、わたしの隣の住人<sup>39</sup>もまた同様に、家の中にはいませんでした」と述べた<sup>40</sup>。

彼らの証言の対立は、ディ・ジョルジ家とロヴェルシ家の単純な感情的反目にすぎず、自らの保身を目的とした相互の感情的な罪の転嫁が、各人の証言の著しい不一致を生んでいるようにみうけられる。そうしたなか、最後にカテリーナの父親ジャコモ・ディ・ジョルジが審問されるが、彼もまた、自分の娘カテリーナが屋外にいたという事実を単純に否定するにとどまった<sup>41</sup>。

このように、外出禁止令の対象外の成人男性である2人の父親が、同時に逮捕されて審問された。このことから彼女たちは、女性としてではなく子どもとして逮捕され、一定の年齢には達していないことが推測される<sup>42</sup>。これは、双方の娘たちの証言の拙さにもあらわれていた。

その一方、この2組の父娘の事例と対照的なのが、女性4人が逮捕された事件である。前述の事件の翌日、8月22日付けの、ジュリアーノ・バルネッリと称する巡査の報告では、深夜12時半頃、彼が同僚のルドヴィコ・ディ・バスティアーニとともに市街に出て通りを巡回中に、4人の女性がいるのを発見した。2人は、彼女たちが外出禁止の公示に違反しているとみなし、ルドヴィコがそのなかの幼い男児を連れた女性1人を、ジュリアーノは、(家に)逃げたそのほかの女性たち全員を追跡して逮捕した。この4人の氏名は、ウルシーナ・サルシ、ジョバンナ・アマデシ、ルチア・バルトリーニ、ルチア・(ディ)・ガッリである。

連行された彼女たちは、おそらく召喚前に口裏を合わせたのだろう。4人全員の証言の趣旨に差違はなく、一様に、本人どころかそのほかの3人について

---

<sup>39</sup>文脈からカテリーナの父親ジャコモである。

<sup>40</sup>ASB, Torrione, 5747-1, 112r.

<sup>41</sup> ASB, Torrione, 5747-1, 112r-113v.

<sup>42</sup> この公示には未成年者の違法行為とその保護者の責任に関しては言及されていない。

(*Raccolta di tutti li bandi*, Bando del 25. luglio. 1629, pp.100-103.)

も屋外に出ていた事実はなかったと述べ、巡査らがなぜ全員を逮捕するのか理解できないと主張した。しかも、ジョバンナ・アマデシの「わたしはもう 60 日間以上も自宅から外出していない」、ルチア・バルトリーニの「巡査が押し掛ける 15 分前に自宅で床に就いていた」といった証言は<sup>43</sup>、自分以外の 3 人の女性たちの外出疑惑を否定した先の証言と合わせて考慮しても、事実上、実行はほとんど不可能で、極めて偽証性の高いものであった。

ところで、2 組の父娘の件と 4 人の女性の件の逮捕事例を比較すると、前者ではまず被告人同士で対立し、さらに巡査の報告する罪状を否認する彼らと、それを重視する判事との間にも対立が生じるという、多角的な構図がみられた。それに対して後者では、判事側と被告人側の単純な二項対立となっていた。双方の事例では異なる対立関係の構図がみられたが、法令違反への悔悟の意識どころか、故意にでもそれを表現することで自己弁護を図ろうとする様子すらみられない点では一致していた。具体的に父娘の例では、感情的な一辺倒の否認や攻撃的発言が繰り返されるばかりであり、これに対して後者の女性 4 人の事例では、全員が一様に罪状を否認し、処罰を回避するための対抗策を講じるという結末がみられた。

以上みてきた、外出禁止令の違反者たちの証言に一様にみられる傾向は、必ずしもボローニャの刑事裁判の事例に一貫してみられるものではない。それは、ペスト対策諸法規の違反者たち、すなわち、日常的な行為を犯罪とするペスト対策通常、犯罪とはまったく無縁の一般民衆に固有の傾向のように見受けられた。たとえば、当時の拷問制度についてみてみても、その行使は数段階の厳重な手続きの問題や、不当な適用や濫用を防ぐ規則が定められてはいたもの

---

<sup>43</sup> ASB, Torrone, 5747-1, 135r.-138v.

の<sup>44</sup>、同時に判事や統治者による自由裁量権が広範に認められ、過酷な刑罰の執行が存在していた。加えて、裁判官や公証人の職務怠慢や職権濫用の事実<sup>45</sup>から察せられるように、拷問に関する職権乱用防止の法律が遵守されていたかには大きな疑問が残された。さらに、取り調べの過程での一手段として拷問が容認され、各種の刑罰が公衆の面前で日常的に執行されていた事実<sup>46</sup>を考慮するだけでも、逮捕、処罰や監禁への全権限を有する判事の前に立つこと自体が、重大な身の危険を暗示していたことがわかる。とすれば、こうした司法制度の下で被告人となった多くの一般民衆は、なぜ感情的かつ無謀なまでの訴状内容の覆しや否定を繰り返し行ったのか。

---

<sup>44</sup> ボローニャの「トローネ」刑事裁判所における拷問の執行に関する法規については、Fravia Quadrini, *Primi sondaggi sulla criminalità a Bologna nel 1500*, tesi di laurea discussa nell'Università di Bologna, relatore C.Ginzburg, a.a.1975-76. を参照（このクウアドリーニ女史の著作は、ボローニャ大学文学部に1975年度卒業論文として提出され、今日までの「トローネ」法廷史、とくにその創設に関する研究としては16世紀のボローニャ史の各種領域にわたる編年書誌に厳密に当たった、貴重な研究論文である。論文指導教官はカルロ・ギンズブルク）。

<sup>45</sup> Rita Mariani, *Criminalità e controllo sociale nella crevalcore del seicento*, tesi di laurea discussa presso all'Università di Bologna, relatore Ottavia Nicoli, a.a.1990-91, p.34.

<sup>46</sup> ボローニャでは近代全般において、公開刑の実施は、着実に減少傾向をたどったものの、市街最中心部のマッジョーレ広場で、吊し責めの刑や、絞首刑をうけた遺体が公衆の面前に晒された。Donata Mancini, '*Giustizia in piazza - appunti sulle esecuzioni capitali in Piazza Maggiore a Bologna durante l'età moderna*'. Il Carrobbio, Bologna, 1985. を参照。

### 3 外出禁止令をめぐる犯罪意識と処罰の実態

外出禁止令に違反したとして逮捕された女性（と一部の男性）たちの言動には、法令への逸脱行為と、処罰という単純な構図からはどうも裏付けられない一種の特質がある。家の外に出ていたことを理由に審問された女性は、一様に自らの罪状を否定した。ほぼ全ての女性たちは、自分は家の中に、あるいは戸口のところに居たと繰り返した。このことはいかに捉えられるのだろうか。

まず第一に、それが彼女たちの言うとおりであり、彼女たちが屋外に出ていたという事実はないとする理解があろう。しかし、そのように証言した女性が、実際に屋内に居たと考えるのは困難である。いくつかの事例では、屋外に出ていた女性らを捕まえた、あるいは捕まえようとした巡査らの暴力的な行動が女性によって訴えられているが、ごみの投棄や「ペスト塗り」（これについては第5章で論じる）の公示とは異なり、そうした逸脱行為を行なったものを発見し、密告したものに対する報奨金が約束されていたわけではない。ましてや、「外出禁止令」への違反は巡査が行なっており、一般の住人が訴えるというパターンはみあたらなかった。巡査の側には、彼女たちの訴えるように、戸口、あるいは家の中に居る女性を逮捕する行為のメリットはないことになる。

それでは一体、巡査らに捕えられた女性たちが一様に、自らの外出の事実を否定したということは何を意味するのか。それが示唆するところは次の点にあるように思われる。第一に、まさに彼女たちが巡査らの証言を否定することが可能な環境にあるということ。すなわち罪状否認そのことのみにおいては、巡査たちや裁判機構から、処罰や損害を加えられる可能性が低かったと考えられる点がある。第二に、実際に彼女たちの証言が虚偽であったにせよ「屋外に出ていたこと」を証明する第三者が存在しないということ。その背景には、一方では、目撃者や証言者となる近隣の住民たちによって彼女たちの証言を擁護する可能性が高い点、他方では、審問においてもまた巡査たちの証言は絶対的なものとして捉えられていない点、を見出すことができよう。

さらに第三には、彼女たちが一同に行った強い罪状否認の根拠は、自らは罪を犯してはいないという確信にあるのではないかと考えられる。外出禁止というペスト対策は、実際には感染抑止として効果的に機能したとは考えがたく、それにもかかわらず外出を犯罪化する対策に正当性を見出すことは困難であった。捕えられた女性たちは、自らの外出行為が刑事上の責任を問われている点を認識できても、当然ながらそれに社会的、道徳的、宗教的逸脱を見出すことはできなかった。なぜなら、いわゆる下層階級の都市住民の女性たちにとって「屋外に出る」ことは、教区単位の狭いコミュニティーのなかで日々を生き抜くために不可欠な行為であったからである。ところがペスト流行を機に、「女性（と子ども）は弱い」という「外出禁止令」の一方的な論拠によって、外出行為は突如犯罪化された。女性たちは、このことに当惑し、同時にある種の反感を抱かざるを得なかったといえるだろう。

そうした意味では、先に触れた二組の父娘の事例での父親たちの証言内容と、4人の女性たちの事例でのそれにみられる対照的な性質の違いは、この法令の男女間の処遇の相違がもたらした自然の経緯だったともいえるかもしれない。その相違は近隣住民であるという点、複数人数の同時逮捕という点からは説明はつけられなかった。

極言すれば、「公衆の利益」の保護を目的に、外出行為を犯罪化した「女性と子どもに対する外出禁止令」は、当時の一般民衆に理解されず、受容されなかったといえる。その施行下における女性たちの「外出行為」の頻発は、この「公衆の利益」という概念がいまだ一般民衆には受容されなかった点をも示唆している。他方、公示においても違反行為の多発を予期するかのよう、具体的に重い処罰が必要とされたことから伺えよう。

ところで、この外出禁止令の処罰の具体的な内容は、子どもに対しては鞭打ち、メンディカンティ収容所送り、自由裁量の3とおり。女性に対してはその3種に加えて、罰金、入獄、隔離病棟送りの3種が加わり、全6種が提示され

ていた。ところが、実際の裁判記録にみられる施行された処罰の実態はこれよりはるかに多様な形態を呈していた。

A・パストーレによれば、この「外出禁止令」の現行犯で逮捕された女性たちのうち、43人に対して告訴取り消しが行われ、22人に対しては現金での罰金支払いによって釈放、31人には罰金刑か隔離病棟での強制労働のいずれかの選択が迫られた。さらに10人にはメンディカンティ収容所送りが言い渡された<sup>47</sup>。

そのなかで告訴取り消しは、妊婦、寡婦といった被告人の情状酌量によって、あるいは「(証言) 事実の信憑性を鑑みて (*attenta qualitate facti*)」、あるいは「その人物の身分や貧困を鑑みて (*attenta qualitate personae et paupertate*)」取り決められた。罰金支払いの実態については、例の22のうち1件のみに50スクーディ<sup>48</sup>という正規の罰金額の支払いが確認され、そのほかの事例ではこれを著しく下回った。実際の支払額は、正規額の35%に相当する75リラを筆頭に、通常では正規額の12%前後の25~30リラが相場であった。最低では20リラで、これは正規額の9%にしか達しない。つまり、現実には規定罰金額と実際支払額との間に、非常に大きな隔たりがあったことになる<sup>49</sup>。

しかしながらこのことは、正規の罰金額50スクーディを当時の貨幣価値を考慮すれば、当然の帰結でもあった。一例を挙げれば、当時ペスト対策業務を行う各種職員のうち、巡査の月給が16リラ、調理人長が30リラ<sup>50</sup>、「ペスト菌の消毒」業務では、監督者の月給が12.5スクーディ、一般職員が11スク

---

<sup>47</sup> こうした人数はあくまで、パストーレのサーヴェイの範囲内で確認されたもので、1630年の1年間での同法令違反者総数に相当するものではない。

<sup>48</sup> 212リラと10ソルディに相当する。Alessandro Pastore, *Crimine e giustizia in tempo di peste nell'europa moderna*, Roma, 1991, p.98.

<sup>49</sup> *Ibid.*, p.98.

<sup>50</sup> Antonio Brighetti, *op.cit.*, p.285.

ーディ<sup>51</sup>であった。この罰金額は、ペスト対策業務に就いていたこうした職員の月給の最低約7倍から最高20倍ちかくに達する。つまり、ほとんど彼らの年収単位の金額に匹敵している。こうした職種別の賃金例からは、そもそも50スクーディという罰金がいかに法外な金額であったかがわかる。告訴された多くの女性たちの「犯行」に対する必死の全面否定は、過度の経済的負担を科すこうした罰金刑への懸念もひとつの要因となっていたといえるだろう。

#### 4 「女性の弱さ」とトローネ裁判記録にみる女性像

氏名から判断される限り、ペスト流行当時の裁判記録に登場するのは、圧倒的に男性であり、その多くは、言葉や暴力による反目、また武器携帯、感染者の留守宅への窃盗、また違法な通行や遊戯による事例であった。これに対して女性に関連する事例のほとんどは、前節でその一部を吟味したように、外出禁止令に違反して巡査に連行された事例であった。ではそれ以外ではいかなる事例に女性は登場したのか。

1630年8月2日、マッダレーナ・ビアンカという女性の訴えがあった。それは、多くの事例のなかでも稀にしか見られないような長い訴えであった。

我が誉れ高き裁判官殿。私は、(自分の行動の)このようなあまりの不遜についてお詫び申し上げますが、ニコロと申す私の従兄弟が私にくれた幸せと信頼が、次のことを知っていただくべく、私をして敢えてお話申し上げるのに駆り立てたのでございます。誉れ高き裁判官殿、日曜日からこれまで、ある9歳の少女が病気になり、苦しんでいました。それゆえ、彼女の世話をしていたある女性が、教区の役員らにそのことを言い、これに対して彼らは彼女に、医師も、あるいは外科医すらも派遣する措置を講じず、このため、我々のその哀れな少女はこのようになって(死んで)しまったのです。そこで私は、この教区の

---

<sup>51</sup> Luigi da Gatteo, *op.cit.*, p.88.



役員らを非難するためにここに来たのであり、またアパートの階下  
下りて行き、彼らに対して、少女は死にました、もし彼らが彼女の  
ところに医師らをきちんと派遣していたら、あるいは、彼女を連れて行  
く<sup>52</sup>という措置をとっていたら、彼女は死ななかつたであろうと言っ  
たのです。そうしたら、ジョヴァンニ・フィリッポ・グラデッラとい  
う人物が、私の腕を無理やりつかみ、家に引っ張りこみ、(一語判読不  
能)のことを 20 回以上私に言ったのです。(53v.) わたしはこのこと、  
私を捕らえようとする者、そして私が戸口の外に出たことによって告  
発すると彼が言ったこと、その他の多くの暴言、それらに半狂乱にな  
っていました。彼がわたしに言ったことはうそであり、わたしが家  
の中にいたことを証明するには 4 人の女性がいます。そうしたら、彼  
は、わたしの右(?)腕のしたを(一語不明)し、引っ張り、顔に拳  
を食らわそうと手を挙げ、これを他の教区の役員たちは見ていました。

---

<sup>52</sup> 「連れて行く」のは、おそらく隔離病棟か、治療ができる場所ということであろう。

それは（彼らが傍観していたのは）、誰も、彼よりも大胆な行動をとる者がいなかったからです...<sup>53</sup>。

この後彼女の証言は、こうした反目に至るまでの経緯についてさらに5ページにわたって続けられている。ここまでの証言でも明らかにされたように、この件は表面的にはマッダレーナ・ビアンカと教区の役員との反目であった。しかしその原因となっていたのは、適切に公的な措置がとられないまま幼い少女が病死したことに対する彼女の強い憤慨であり、その憤慨を聞いた教区役員の暴力的で理不尽な対応であった。問題の9歳の少女イザベッラは、ペストに感

---

<sup>53</sup> All'Illustrissimo et Reverendissimno signore il signore V.S. Illustrissimo mi suscusar de (一字不明) troppo ardire, ma sforzata dalla Felicità et poi anco la fidanzanza che mi ha dato il mio Cugino Detto Nicholo mi ha fatto pigliare ardire di narrarli l'incontro che s'è intravenuto sappia V.S.Illustrissima si come si è ammalata una ragazza di 9 anni e da Domenica in qua che si ammalò et la donna che l'haveva in governo l'ha detto alli assonti della Parrochia et loro non li hanno mai proveduto di mandarli a Medico ne manco barbieri et cosi' è nostra la povera ragazza, hora sono venuti a battere li detti Assonti et io sono andata a basso et li ho detto che la ragazza è morta se loro li havessero proveduto di mandarli a viso ovvero farla portar in a che non sarai morta, cosi chi si chiama Gio: Filippo Gradella ha havuto ardire di pigliar mi per an braccio et mi ha spinto in Casa et mi ha detto più di 20 volti dell'intervta(一語判読不能) (53v.) perché io m'impertio in questa cosa et chi mi vuol fare castigare et molti altri impertinenze che mi ha detto che mi vuole accusare che io sono uscita fuori della Porta et mi ha la quale è bugia, che vi è 4 donne per testimonie che io ero dentro de la Porta et mi ha n'izzato(一語判読不能) sotto un braccio dare mi ha pigliato e alzata gli pugni per darli in la faccia ma quelli altri assonti l'hanno viduto perche nessuno non ha tanto ardire, come ha colui di più... (ASB, Torrione, 5739, 53r.-v.)

染していた。先の日曜日、すなわちこの証言の日付けが金曜日であるところから逆算すると7月28日の朝に、「衛生部門の教区役員たちは、通常のように家庭訪問を行い、その前の週の土曜日（7月27日）から外出禁止となっている貧しい女性たちへの援助を行っていました。ペストを患っていた少女の面倒を見ていた女性は、この衛生部門の教区役員らに、この家には熱を出し（一語不明・腫瘍か？）のある少女がいることを知らせ、役員達は、このこと全てを聞き、その幼児に何が必要かを判断するために外科医を派遣することを約束した。しかし例の外科医は一度も訪れることなく、先の水曜日にこの幼児は15時間の間、いかなる外科医、あるいは医師も訪れることないまま死亡した」<sup>54</sup>のであった。問題のジョヴァンニ・F・グラデッラと称する教区役員との衝突が生じたのはこのあとである。

マッダレーナ・ビアンカは、少女がなす術もなく死亡したのち、外の通りの様子を見るために窓の方に近づいた。すると、近所に自分と同じようにひとりの女性が窓際にて、外を伺っているのを見つけた。その女性は、マッダレーナに少女はどうなったかと訊ねたのである。「それで、わたしは彼女に少女の

---

<sup>54</sup> (Di quanto V.S. mi domanda io li dico per la verita che Domenica di mattina prossima passata qui in questa casa nell'appartamento di sopra si ammalò una putta chiamata Isabella quale si ammalò di male contagioso et con occasione, )  
che gl'accorsi della Parrochia sopra la sanità vennero detta Domenica mattina a far la solita visita per le Case, et dare il solito sustidio all'povere Donne che erano in Clausura da sabbato prossimo passato in qua quella Donna che haveva in governo la detta putta ammalata fevce sapere al'detti assonti, che qui in Casa si era detta putta ammalata di febre et che haveva la piandola, quali assonti inteso tutto questo promisero di mandarei il barbiero a misstrare la detta putta per provederli di quello fosse stato necessitato(?) ma il detto Barbiero non venne mai, mercordi matina poi prossimo passato detta putta mori a quindici hore senza mai essere stata visitata ne da barbieri ne da medico alcuno... (ASB, Torrione, 5739, 53v.)

世話をしていたエリザベッタから聞いたことを話し、そしてさらに、役員達が教区の病人達に対して、(医師らの)訪問看護を派遣することなく、こんなやり方で非常事態の時に貧しい者たちを死ぬに任せておくという、彼らの振る舞いは悪い、と言っていたところ、5人くらいの役員達がそこを通りかかったのです」。

このことを考慮すると、彼女のとった行動はかなり挑発的なものであったといえよう。そこにちょうど衛生業務を担当するサン・コロンバーノの神父が通りかかったので、彼を戸口に呼び寄せ、例の少女の話を訴え、「役員達は教区の病人に対して、あまりにわずかのことしかしないのだ、もし例の幼児が私の家にいたならば、名前を知らないこの神父に言ったことをすべて枢機卿殿への陳情書にするだろう、と大いに嘆いたのです。そしてこのことは、回廊の下におり(一語意味不明)の下を歩いていた例の教区の役員達も聞いていましたし、またもうひとりバスティアーノ・フォルイーノ(二)殿という役員もまた聞いていました。彼は私とその神父と戸口のなかで話すのを見、また私がこの一連のことについて不平を述べるのを聞き、そして私が言ったことを聞きに戻ってきました。そして、神父は例のバスティアーノ・フォルイーノ殿によい(一語意味

不明)を行ったので、私は家の中に引き上げ、彼らは残って話し合っていました」<sup>55</sup>。

こうした状況を目の当たりにしていたジョヴァンニ・F・グラデッラ以下教区の役員たちは、自らの職務の不履行を上層部に訴え出るかのようなマッダレーナの行動に、おそらく緊張を高めていたに違いない。マッダレーナは「昼食の後、いきなり戸口がたたかれた」が、それはまさに彼らであった。そこから生じたことは、冒頭の彼女の証言のとおりであった。またこのあと幾人かの目撃者の住人の証言があるが、内容は彼女の証言にほぼ一致するものであった。

この事例は、ここに登場する神父や教区役員の証言がないところから、おそらくはマッダレーナをはじめとした住民の証言を記すに留まっているとみられる。ただ、そこから明らかにされるのは、ひとりの少女が、約束された医師の訪問がないままに息を引き取ったことに対する一住民としての怒りの激しさである。神父や上層とみられる教区役員、さらには、複数の役員とその暴力的な行動に直面してもなお、その怒りを顕わにすることを臆したり、屈することがなかった。また、教区役員が「女性と子どもに対する外出禁止令」を悪用し、その違反者としてマッダレーナを逮捕すると脅し、彼女を無理に家から引き出そうと腕を引っ張ったという点については、他の住民らがこれを証言して

---

<sup>55</sup> ...et mi lamentai con lui grandemente che gl'assonti haveano cosi poca cosa dell'infermi della Procchia et che si detta putta fosse stata mia Casa io havessi fatto un memoriale al sig Cardinale tutto questo parlare che io feci con detto Padre che non so come si chiami fu inteso dalli detti assonti che stavano sotto al portico et camminare sotto la salegnata (意味不明) che un'altro assonto chiamato il signore Bastiano (55v) Forini mi vidde parlare in sul'uscio con detto Padre et mi senti lamentare di questo fatto, si avvertò a sentire quello che io dicevo et detto Padre fece una buona ripensione al detto signore Bastiano Forino, et io mi ritirai in Casa coloro cioe detto Padre et detto Assonto restorno a parlare insimeme... (ASB, Torrione, 5739, 54r.-55v.)

彼女を擁護したのであった。女性の「強さ」や強固な地域ネットワークは、「女性と子どもに対する外出禁止令」に関連する事例にもっとも頻繁に見出されるものでもあった（時には反目の道具としても用いられたが）。

ペスト対策に従事する人々と、女性との対立という点では、次のような事例もあった。未亡人のアンジェラ・ゲリンリア（？名字不明瞭）の家に投石があり、窓ガラスが壊されたという事件である。アンジェラの夫は7月18日に起きた諍いで、その際の投石がたまたま胸に当たり、「ビアンキ医師の治療を受けたものの」死亡してしまった。それから、一ヶ月ほどが経過した「先の八月のマドンナの祭日の日に、娘のジュディッタと涼むために回廊の下に出ているら、自宅の前にやってきた」のが、3人の男性であった。ひとりが看守で、あとのふたりは役員（Assonti）<sup>56</sup>であった。アンジェラの証言によると、その看守は役員らの命令によって、「手に刷毛と赤土（terra rossa）<sup>57</sup>を持っており、私の家の戸に十字の印を付けた」のである。これはその家でペストによる病死者が出たことを示す印である。

彼女は「文句を言い始めた。（11v）そして次のように言った。（一語不明）私の夫は悪疫で死んだのでありません。そうではなく（投石の）一撃によって大量に出血して死んだのです。そして最終的には良いようにと（？）サン・ドメニコ教会に埋葬されました。彼が死んでからおよそ一ヶ月ほどがたち、私に

---

<sup>56</sup> この件に関しては、A・パストレーがその著書のなかで半ページほどにわたって言及している（A. Pastore, *op. cit.*, p.86.）。そこでパストレーは、アンジェラのところにやってきた役員（Assonti）を「衛生局の役員（Assonti di Sanità）」としている。しかし、裁判記録には「役員(Assonti)」と記載される。ポローニャの場合、地区を直接巡回して行うようなペスト対策業務は、教区の役員が、衛生局からの業務の命令を受けて行う形をとっており、実際トローネ裁判記録においても、ペスト時の各種の業務を行う者の役職は、一定ではなかった。従って、この役員を衛生局役員とするのは、問題があるように思える。

<sup>57</sup> 顔料となる「赤土」“terra rossa”。

はそうした（一語不明）ませんが、彼らが（その家屋に感染死者がでたことを示す）十字の印を付けたことに大いに不平を述べたのにもかかわらず、そして平の教区役員の看守とジョヴァンニ・ジャコモ神父は、十字の印をつけてその場を立ち去りました。そして、わたしが彼らに（その十字の印を）取り除くよ言うのをやめなかったのも、今度は役員の中のルーチョ・ア（名字判読不能）が悪意をもって、看守の手から刷毛と深鍋(pignata)<sup>58</sup>をとりあげると、腹いせに、(12r)先に看守が戸につけた十字の印よりもはるかに大きな十字をつけ、これでさらによく見えるだろうとわたしに言いながらその場にいたのでした。もうわたしは（先に言った）言葉を繰り返すしかありませんでした。これがマドンナの祭日に起きたことです。そして木曜の日にこのことについてジャコモ・カカート（?名字）殿に不平を言ったので、翌日、昼食時のあと私のところに来て、彼は例の役員らによって悪意で行われたことを知っていたので、

---

<sup>58</sup> “pignata”とはおそらく、顔料が入れてある深鍋 “pignatta”であろう。

彼の判断によって、例の十字を直ちに消しました」<sup>59</sup>。そしてその週の土曜日の夜、突然、彼女の家には投石があったのである。それを行ったのはさきにアンジェラの主張を無視して十字の印をつけたふたりの役員、ルーチョとロレンツォであった。彼らは、先に「十字の印」をめぐってアンジェラに対して行った強引な行動について、彼女が自分たちより上位の者に訴え、しかもその印を消させたことに立腹したのであった。

このアンジェラの件は、先のマッダレーナの件と共通点がみられる。アンジェラは未亡人であったし、事件の際にはマッダレーナにも、家族に成人男性の存在がみられなかった。ふたりともそのことがひとつの引き金になってであろうか、ペストが流行するなかで、的確な対策業務がとられないことや、あたかも貧しい子どもや女性が軽視されたかのような状況に大いに不満を抱いた。ま

---

<sup>59</sup> ...mi cominciai a lamentarne (11r) et dire che me faceva –io che mio Marito non era morto di male contagioso ma se bene della botta sudetta che gl’haveva abbondato – quantita di sangue et che per –glio— final<sup>te</sup> era stato sepolto a s. Domenico et era quasi un mese che era morto et non me si era fatto tal –ntio per nonostante che io mi stessi cosi lamentando di questo fatto loro fece una croce ... ma detto Guardiano d’ordine delli sudetti et di Don Jac.<sup>o</sup> – fatto detta Croce se ne andorno via et perche io non cessavo di dire che me si faceva torto et che – per malevolenza all’hora sudetto Lucio Accer—cio (名字判読不能) levò di mano la pignata et pennello al detto Guardiano et dispetto fece un altra Croce assai (12v) piu grande della porta fatta dal detto Guardiano et se ne stava ci dicendo et dissi questa la fu anco si vedra meglio e te(?) insoma io non dissi altro per a- multiplivar parole che questo fu –di(fastidio?) dalla festa della madonna et giorno di givedi et perche io mi lamentai di questo con sig jacomo Cacato il quale venne da me il giorno seguente doppo pranzo et per suo giudizio fece scancellare detta Croce conoscendo che mi era fatto a tosto avrebbe(?) saputo farsi dalli sudetti Assunti et havendolo havuto per male et pact.<sup>te</sup> – (ASB, Torrione, 5863 11v.-r.,12v.)



た、それが改善されないのをみてより大きな決定権を持つ上位の役職者に抗議した。その結果、彼女たちの抗議は正当なものとして受け入れられた気配があった。しかしそれとは逆に、この行動は住民に直接接して対策業務を行っていた下位の役職者の反感をかった。そして彼女たちは、彼らの暴力的な行為の対象となってしまったのであった。その被害は彼女たちをして、トローネ裁判所に訴え出る直接的なきっかけとなったといえる。またふたりの女性はいずれも、裁判所に訴える以前にすでに、自ら正当性を確信する要求を誰に訴えればよいのかという点を熟知しているように見受けられる。そのさい、彼女たちは女性であることによって、さらには未亡人であったり、配偶者の存在がはっきりと見受けられないというような一層弱い社会的立場に置かれていることによって、上位の役職者に対する直接的な働きかけを躊躇するようには全く見えないのである。ふたりともこれらの役職者に対しては、実際に不愉快な行動を行った下位の役員に対するのと同じように「不平を言った (*lamentare*)」のであった。

これらのほかにも当時の記録には、犯罪の被害者となった女性自身の訴えがあった。そこにもまた女性の「強さ」をかいま見ることができる。7月1日、アンジェラ・(一語不明)・グリバルディは、自分の家の前で「売春婦のカミッラ・モンタナラが男たちと馬鹿騒ぎをしていたので、私には夫がいるのだから、私の(家の)戸口の前で馬鹿騒ぎをしないでほしいと言って彼女に怒鳴ったら、彼女は私に、臆病者 (*poltrona*) というような侮辱的なことを言い始め、激昂して私の顔に、(一語不明) を与え、おそらく彼女はナイフか何かを手を持っており、私の左の頬に傷を負わせ、ご覧のように血が出たのです」<sup>60</sup>。このほかにも、6月27日付け<sup>61</sup>、また8月26日付けで<sup>62</sup>、女性同士の棒での打ち合いがあった。また、8月5日付けでは「わたしに適切かつ神聖な司法の措置が

---

<sup>60</sup> ASB, Torrone, 5740, 108r.

<sup>61</sup> ASB, Torrone, 5752 (ページ数記載忘れ)

<sup>62</sup> ASB, Torrone, 5752, 234r.

講じられることは緊急を要する」として妻が夫を訴えている。「私はこのステファノ・デ・ビアンキの妻となつてすでに3年が経とうとしていますが、その間つねに彼は女性を殴ったりして手荒に扱い、何の理由もなく（一語不明）なこと、そしてとりわけ食べものに関して私に罰を与え、1日にひとつのパン以外に与えようとせず、それは私の必要とするのに足るものではなく、また最近、先の月曜日には私が少しのワインを乞うたら、夫は私を殴り、そして（86v.）私にワインを与えませんでした。…」<sup>63</sup>。この訴えによって、夫が審問された形跡はない。そもそもトローネ裁判所においては、下層の階級の住民による口論や夫婦、親族間、未成年者の揉め事は、軽犯罪とされ、裁判は開廷されなかった<sup>64</sup>。しかしながら、彼女は夫の暴力と虐待に耐えかね、ペスト大流行の渦中にあるなか訴え出たのであった。また、このほかの事例として女性同士の殴り合いなども生じていたのである<sup>65</sup>。

---

<sup>63</sup> Deve sapere che si saranno già tre anni che sono moglie dil sudetto Stefano de Bianchi quale in detto tempo sempre mi ha strapazzato con donne delle bo(u)tte senza occasione alcuna con haver mi fatto punire delle Cose ----- et particolarmente – del mangiare non volendomi dare altro che una circa di pane il giorno, il che non mi basta per il mio bisogno et ultimamente Lunedì prossimo passatoo perche si domandai un poco di vino detto mio marito mi diede delle botte et (86v.) mi fece stare senza vino pero fu istanza che mi si proveda conforme sacre di giustizia... (ASB, Torrone, 5739, 86r.-v.)

<sup>64</sup> Fravia Quadrini, *Primi sondaggi sulla criminalità a Bologna nel 1500*, tesi di laurea discussa nell'Università di Bologna, relatore C.Ginzburg, a.a.1975-76, p.31.

<sup>65</sup> ASB, Torrone, 5745, 7r.-v.

## むすび

1630年のボローニャにおけるペスト流行時の「トローネ」刑事裁判記録には、許可証なしでの武器不法携帯、不法外出、さらにはペスト感染疑惑のかけられた居住区に住む友人の子を一時的に預かったこと、などで告訴された人々が次々に登場する。そうした人々の証言内容にみられる単純さや、一辺倒の罪状否認には、都市住民の生活圏に突如として介入してきたペスト対策諸制度によって、自らの日常行為が犯罪とされることへの大いなる困惑があらわれているようにみえる。

極めて多くの感染者や死亡者が発生していたことを示す数量データや、ペスト流行を題材にした歴史小説から想定されるような、大パニックの様相とは対照的に、当時の裁判記録には驚くばかりの日常性が克明に記されていたりもする。たとえば、ペスト被害が最も苛酷になった1630年の7月と8月においてですら、深夜の屋外でのトランプ遊び、迷いロバの不法所持や飼い犬や鶏に危害が及んだとされる近隣住民同士の諍いなど、解決を急がないような軽犯罪の諸事例が、迅速に起訴、召喚のプロセスを踏んで処理されており、裁判制度は通常と大きく違うことなく執り行われた形跡があった。

他のヨーロッパ諸国と比較しても、イタリアの衛生行政はとりわけ先進的といわれてきた<sup>66</sup>。しかしながら、本論で吟味した「女性と子どもに対する外出禁止令」をめぐっては、その制度的な先進性よりもむしろ、生活意識や日常性の持続を優先する都市住民にうまく受け入れられず、葛藤や混乱を引き起こすさまが浮き彫りにされたといえよう。そこではペスト対策として新たに、予防や治療の観念が加わり、具体的な措置として実行された。しかしながら、当時の疫学、医学的知見は、ペストの猛威を凌駕するには到底及ばなかった。そのような新たな、あるいは特殊な段階としての17世紀初頭のペスト対策行政の限

---

<sup>66</sup> Paul Slack, *The impact of Plague in Tudor and Stuart England*, Routledge & Kegan Paul, London, 1985, pp.45-46.

界が明らかになったといえる。そして、こうしたなかにあって、ペストに対して「危険に陥りやすい」はずの女性たちの「強さ」が際だっていた。

## 第四章 17世紀初頭のポローニャにおける女性と絹産業 —「女性と子どもの外出禁止令」を読み解く鍵として—

### はじめに

隔離病棟建設にあたっての大工や木工師への建設命令を除き、ペスト流行時に唯一、限定された職種の従事者が公示の対象となったのが絹産業である。1630年7月27日「煮繭と座繰の作業（Caldirane）<sup>1</sup>、もしくはこの作業のために働きに出る女性に対する公示」<sup>2</sup>が出された(図8)。これは、前章で吟味した「女性と子どもに対する外出禁止令」が初めて出された7月25日からわずか2日後のことである。これには理由があった。女性の外出を全面的に禁止した7月25日付けの外出禁止令は、「煮繭と座繰の作業（Caldirane）を持続させなければならない時期における絹産業のアルテに対してもまた、その女性労働者の外出をも一様に禁じるものであり、このことは不便と損害をもたらすも

---

<sup>1</sup> この煮繭と座繰の作業（Caldirane）とは、繭から繊維質を巻き取っていく作業である。当時は女性が行う作業であった。通常は、一つの機械にふたりがつき、ひとりは下から火がくべられ、湯が張られた台のなかの繭とその繭から繭糸が巻き取られる部分の管理、もうひとりは、いくつかの繭糸をかせに巻き取るのに、かせをレバーで回転させる作業を行った。繭を湯で煮るのは、それによって繭糸を膠着させているセリシンを溶解させほぐれやすくするためである。（図8）を参照。

<sup>2</sup> Giroramo Donini, *Raccolta di tutti li bandi, ordini e provisioni Fatte per la Città di Bologna in tempo di Contagio Imminente, e presente, Li anni 1628, 1629, 1630, et 1631. Dedicata all'Emin.mo e Rever.mo Sig. Cardinale Spada Nel sudetto Tempo meritissimo Legato di Bologna*. Bologna, 1631, pp.105-107. Bando del 27. luglio 1630.

のとみなされた」<sup>3</sup>からである。この新たな公示は、彼女達が担っていた労働を続けさせ、そのための例外的な外出を認めるためのものであった。

絹産業の女性労働者を対象に出されたこの公示は、ボローニャ市内のペストの犠牲者の 35 パーセントが死亡し、その流行が最も過酷なものとなった7月に出された。すなわち、15 日間の女性の外出の禁止による彼女達の労働の中断は、直前の「女性と子どもに対する外出禁止令」に記されたペストに対する「女性の弱さ」以上に懸念されたということである。では、当時のボローニャの絹産業は、またそこにおける女性は、歴史的、あるいは地域的にみていかなる位置付けにあったのだろうか。

先行研究からは、ボローニャの絹産業における女性の位置付けをめぐり、ふたつの障壁があることがわかる。第一に、これまでのヨーロッパの絹織物業史においては、18 世紀後半までその市場をほぼ独占することを可能にした<sup>4</sup>、ボローニャの撚糸機械技術の重要性がほとんど指摘されてこなかったという点である。その要因として、ボローニャ産絹撚糸が必ずしも正規の輸出入ルートを経ていなかったという点、また、他地域の輸入規制に対して、製品を各地に迂回させて産地を隠滅させようとした点を挙げることができよう。しかし、必ずしもそうした正規の数量データの乏しさという問題だけではない。むしろ、イタリアから絹産業における中核的地位を奪うことになった経緯の方に少なからぬ問題がある。

ボローニャ原産の撚糸技術に対するイギリスのロム兄弟による産業スパイ

---

<sup>3</sup> *Ibid.*, p.105.

<sup>4</sup> Carlo Poni, “Sviluppo, declino e morte dell’antico distretto industriale urbano (secoli XVI – XIX)”, Tega Walter eds., *Storia illustrata di Bologna - volume secondo*, Bologna, 1989, p.321.

的行為のエピソードはよく知られるところである<sup>5</sup>。これについてフランス人の P・マントゥは『産業革命』において、「ジョン・ロムの旅行は、イギリス工場制度の端緒をなすように思われる」<sup>6</sup>と指摘し、技術入手のためにイタリアに赴いた弟のイギリスにおける社会的功績を認めた。これに対してイギリス人の T・S・アシュトン<sup>7</sup>は、「1717年、トマス・ロム（彼の兄弟はイタリアから機械の設計を持って来た）は（中略）本格的な工場を建設し（中略）この工場は多数の同じような工場の先駆になった」<sup>7</sup>という言及にとどめた。W・イングリッシュ<sup>8</sup>にいたっては、ジョン・ロムの「イタリア旅行」には全く言及しないばかりか、「もしもイギリスの燃糸業者がその設備の近代化を遅らせていたというならば、ヨーロッパ大陸の燃糸業者は停止したままであったように思える。くだって 1830年代でも、ピエモンテの人たちはなおロンブ（ロム）が 1718年に模写したのと同じ型の機械を使用していた」<sup>8</sup>と述べた。こうした彼の言及は明らかな事実誤認というよりはもはや、作為的なものといえよう。産業革命期のイギリスにとって、ボローニャ産の燃糸技術にふれることはひとつのタブーであったと考えられる。

次に第二の障壁は、ボローニャに留まらずイタリア全般の労働史において、女性を対象とする研究の蓄積が著しく乏しいという点である。そもそも、中北部の発達した諸都市にあつてすら、家庭外の女性の活動については、十分に明

---

<sup>5</sup> P・マントゥ著、『産業革命』、250-254頁；P・マサイアス著、小松芳喬監訳『最初の工業国家』、日本評論社、1972年、137頁。

<sup>6</sup> P・マントゥ著、前掲書、253頁。

<sup>7</sup> T. S. アシュトン著、中川敬一郎訳『産業革命』岩波書店、1953年、36頁。

<sup>8</sup> シンガー・C・J編著、田辺振太郎編訳『技術の歴史 第7巻』筑摩書房、250頁(原書：Charles Joseph Singer eds., A History of Technology vol. VII, Oxford, 1958)。

らかにされてこなかった<sup>9</sup>。なかでも、自らの職業団体も持たないような女性の個別の労働に関しては、参照可能な史料はほとんど残されていないといってもよい。それゆえボローニャの絹産業に関しては、16世紀末から女性の労働の重要性が次第に高まっていたにもかかわらず、高級厚物織物業の繁栄や、撚糸や織布、水力の機械技術が考察の主要な対象とされてきた。従って、常に「下部的地位」<sup>10</sup>に甘んじていたと言われる女性の労働を考察の対象としているのは、A・グエンツィとM・パラッツィの2本の論文に留まっており、しかも後者は、ナポレオンが入城し、1512年から3世紀近く存続した混合政府（*governo misto*）が終焉した1796年の資料を対象としていた。

以上のような先行研究にみられる史料上の限界を鑑み、本章においては、前章における「女性と子どもに対する外出禁止令」を読み解くひとつの鍵として、当時のボローニャにおける女性の労働に着目したい。具体的には、近世ボローニャの主幹産業であった絹産業における女性労働の位置付けを探ることを通じて、外出禁止令が即座に覆された背景をみていきたい。従って、まず第1節では、近世ボローニャ絹産業の概観をまとめる。次に第2節では「女性と子どもに関する外出禁止令」の直後に出された例外的措置、「煮繭と座繰の作業（*Caldirane*）、もしくはこの作業のために働きに出る女性に対する公示」を吟味する。これに基づき第3節では、当時の絹産業における労働形態と性別分業を考察する。さらに第4節では女性労働者のセイフティーネット、第5節では一連の女性労働の位置付けと深い関わりがある同業組合に関する考察を試みたい。

---

<sup>9</sup> Roberto Greci, “Donne e corporazioni”, in Groppi Angela eds., *Il lavoro delle donne*, Roma, 1996, p.73.

<sup>10</sup> Poni, “Sviluppo, declino e morte”, p.368.



## 1 近世ポローニャにおける絹産業史の概観

### 1-1 ポローニャと「長期の16世紀」

イタリア中北部で1630年といえば、ペスト大流行の年として知られている。では17世紀初頭についてはどうか。イタリアについては先行研究でもさまざまな位置付けがなされているが、それらはおおむね17世紀イタリアに積極的意義を見出すか否かにおいて大きく2分される。そのうち、ある種の積極的意義が見出されるようになったのは、もっぱら20世紀中葉における社会経済史の潮流においてである。それ以前には、多くが消極的立場に立つか、そもそも研究の対象としてとりあげられること自体が限られていた。

I・シェーファーはヨーロッパの17世紀を、「一方でのルネサンスと宗教改革、他方での啓蒙思想と革命にはさまれて、単に「移行期」、「転換期」といった曖昧な言葉しか与えられてこなかった」<sup>11</sup>とした。なかでもイタリアでは「停滞期」、「沈滞期」と言われ、とりわけその中北部における経済、社会的環境の顕著な衰退傾向は、「17世紀の危機」のもっとも「劇的な結末」<sup>12</sup>とすら言われた。さらに、ブローデルのいう「周辺」への移行による「脱中心化」、ウォーラーステインの「中核地域」から「半辺境地」への移行が生じ、断続的に発生す

---

<sup>11</sup> I・ウォーラーステイン著、川北稔訳『近代世界システムⅡ』岩波現代新書、1995(1981)年、3頁。(原書：I.Wallerstein, *The Modern World-System: Capitalist Agriculture and the Origins of the European World-Economy*, New York,1974.)

<sup>12</sup> トレヴァー＝ローパー他著、今井宏編訳『十七世紀危機論争』創文社、1975年、17頁(原著 H.L. Trevor-Roper, *The general crisis of the seventeenth century*)。

る疫病や飢饉<sup>13</sup>がこれに拍車をかけた。E・コックレーンは、16世紀末から18世紀全般を通じての約200年間を、「忘れられた世紀 (forgotten centuries)」<sup>14</sup>と形容したが20世紀中葉以前は、そもそもこの時期を対象とする先行研究の蓄積すら極めて乏しかった。

これに対して、ヨーロッパの17世紀はこのように消極的側面だけではなく、生産活動や経済活動における転換期としての重要性があったとする積極的見解もある。バリバルは16世紀から18世紀中葉までを資本主義への移行期としたし、ブローデルは資本主義的な世界経済の形成期を、15世紀中葉から17世紀中葉までの「長期の16世紀」(第1期:1450~1650年頃、第2期:1620~1640年頃)とし、そこに、市場経済の拡大とともに人々の物質的な生活領域の拡大を見出した<sup>15</sup>。また、「17世紀危機論争」の発端を生んだE・ホブズボウムは、「ヨーロッパ経済が17世紀中にくる全般的危機」を通過したこと、しかもそれが、封建制経済から、資本主義経済への全般的な移行の最後の局面であった<sup>16</sup>と位置付けた。いずれも、17世紀を長期的な転換期もしくは変動期と位置付けている。L・マラゴリは、「17世紀とは、多様な側面が絡む複雑な時代であり、影と薄明かりの双方が、しばしばより多くのそしてより明白な側面について最大

---

<sup>13</sup> 16世紀末から17世紀半ばの中北部平野地での不作は、人口の流入で膨脹しつつあった都市に深刻な食糧難をもたらした Maurizio A. Romani, “Il pane quotidiano: Approvvigionamenti e consumi alimentari nei ducati padani fra cinque e settecento” in *La famiglia e la vita quotidiana in europa dal '400 al '600* (Atti del convegno internazionale Milano 1-4 dicembre 1983), Roma, 1986, p.350.

<sup>14</sup> Eric Cochrane, *Florence in the Forgotten Centuries 1527-1800*, Chicago, 1973.

<sup>15</sup> F・ブローデル著、金塚貞文訳、『歴史入門』太田出版、1995年、63-65頁。(原書: F.Braudel, *La dynamique du capitalisme*, Paris, 1976.)

<sup>16</sup> H・R・トレヴァーローパー他著、前掲書、3頁。

の重要性というものを含むような時代なのである」<sup>17</sup>とした。

チポッラは、その著書『三大革命』において、文字どおり3つの革命、すなわち、11～13世紀の自治都市の革命、17世紀の科学革命、18～19世紀の産業革命を挙げ、「これら3つの革命が、それぞれ前者との、ほとんど不可避的なまでの一貫した方向性をもって、相互に関連しあいながら我々の現代社会を形成してきた」<sup>18</sup>とした。このチポッラの言及に倣えば、ボローニャの17世紀初頭とは、ある意味ではこれら3つの革命が混在している特殊な時代であったといえるかもしれない。すなわち、まず自治都市と教皇支配の共存、次に古典回帰に起因した経験主義の興隆と、その影響を少なからず受けた先駆的な実践的医学や産業技術の定着、さらにその産業技術が生み出した、絹織物業の機械化と産業革命時に比する就労形態という、自治都市、科学、産業の革命が共存していたとみられるのである。

こうしたなかボローニャの17世紀は、「多様な社会構成員間の関係性が再構築されるプロセスが成熟期を迎え」<sup>19</sup>ていた。しかしそれは、これらの革命に支えられた繁栄の時代ではなく、むしろ繁栄から衰退への過渡期、あるいは停滞期として位置付けられていた。15世紀まではボローニャで巨大な富を築くための主要な源泉といわれた「麻、大学、絹、羊毛」も、16世紀初頭のベンティヴォリオ家の寡頭制の終焉と教皇支配のもとで、教皇庁側の利益を考慮するこ

---

<sup>17</sup> Luigi Malagoli, *Seicento Italiano e Modernità*, la Nuova Italia, Firenze, 1970, p.145.

<sup>18</sup> Carlo M. Cipolla, *Le tre rivoluzioni e altri saggi di storia economica e sociale*, Bologna, 1989, p.417.

<sup>19</sup> Giancarlo Angelozzi, “Nobili, mercanti, dottori, cavarieri, artigiani- Stratificazione sociale e ideologia a Bologna nei secoli XVI e XVII”, Tega Walter eds., *Storia illustrata di Bologna- volume secondo*, Bologna, 1989, p.41.

とを余儀なくされた。また、当時の都市人口の増加傾向<sup>20</sup>と都市部への人口の密集は、中、近世を通じて断続的に発生していた飢饉や疫病の被害を拡大させた<sup>21</sup>。これらを総じてボローニャ「17世紀の全般的な危機状況」<sup>22</sup>とみる見解もあった。

## 1-2 絹産業の誕生、繁栄、衰退

ここで、ボローニャ絹産業の起源に遡ろう。少なくともイタリア半島では、絹の製糸工程が水力を動力源に初めて機械化されたのは、ボローニャにおいてであるといわれ、13世紀末に確認されている<sup>23</sup>。これは1272年にルッカの商人ボルゲサーノが、カステリオーネ門の外の水路に隣接して製糸工房を建てたのが起源であると考えられる。その後1341年には、彼の息子が市内に新たな製糸場を建設して紡績と撚糸を行ったが、この際に18世紀に通じるボロー

---

<sup>20</sup> ボローニャ市内の人口に関しては、教区の住民の出生、婚姻、死亡に関する情報が登録された“Stato di Anime”と呼ばれるいわゆる住民記録によって、直接的な都市人口の再構築が可能となる。その起源は14世紀半ばにまでさかのぼるといわれるが、トレント公会議以降、16世紀中葉から教会が人口登録の一部に介入したという見解もあり、実際はこの16世紀中葉以降の資料にならないと一般的な法則化や具体的な人口を論じるのは困難だといわれる（Athos Bellettini, *La popolazione di Bologna dal secolo XV all'unificazione italiana*, Bologna, 1961, pp.3, 21-22）。

<sup>21</sup> Gheza Lia Fabbri, *L'organizzazione del lavoro in una economia urbana - le società d'arti a Bologna nei secoli XVI e XVII*, Bologna, pp.15-16.

<sup>22</sup> Antonio Ferri & Giancarlo Roversi eds., *Storia di Bologna*, Bologna, 1978, p.230.

<sup>23</sup> Paolo Malanima, *La fine del primato - Crisi e riconversione nell'Italia del Seicento*, Milano, 1998, p.178.

ニヤ式撚糸機の原型が発明された<sup>24</sup>。1371年にはこの水車による撚糸機は12基が存在しており、16世紀半ばから17世紀にかけて急増した。16世紀半ばには技術改良の結果、すでに10人程度の工員の管理で、同時に1,000もの撚糸が可能な水準に達していた。またこのころ、リールに紡糸を巻きつける第一段階の巻き取り作業の機械化に成功し、これによって、ひとつの水車を動力源に撚糸業と座繰業の工程を一カ所に集中させ、労働力のドラスティックな削減とコスト削減、品質管理の徹底を可能にした。しかしその一方では、女性の家内手工業における労働機会を奪い、第二段階の巻き取り作業に限定することとなったのも事実である<sup>25</sup>。

ポローニヤにおけるこうした先進的な製糸技術の発明とその導入は、産業革命から数世紀先行して、新たな生産形態や労働形態への転換を早めた。16世紀から18世紀までのポローニヤの絹織物業の中心的生産物は、16世紀当初のタペストリーなどの職人の技巧が凝らされた豪華品の厚物の織物から、17世紀には女性織工が中心となる薄物の織物、その後半には撚糸と移行した。景気の停滞と国際競争の激化のなかで、職人や熟練労働者とともにその高い技術力が流出し、ポローニヤの厚物織物分野は衰退の一途をたどる。これに対してその薄物の絹織物は、ヨーロッパ市場においても16世紀から17世紀半ばまで独占的地位にあった<sup>26</sup>。従って、絹産業全般においては17世紀は必ずしも停滞期ではなく、むしろ、いくつかの危機的状況を経験したものの、安定期にあったとい

---

<sup>24</sup> Lodovico Frati, *La vita privata di Bologna dal secolo XIII al XVII*, Bologna, 1986(1900), pp.215-216.

<sup>25</sup> Carlo Poni, “Tecnologie, organizzazione produttiva e divisione sessuale del lavoro: Il caso dei mulini da seta” in Angela Groppi eds., *Il lavoro delle donne*, Roma, 1996, pp.271-274.

<sup>26</sup> Poni, *Ibid.*, p.270.

える<sup>27</sup>。1600年2月28日付けのボローニャのセナートの覚書 (*memoriale*) は、絹の薄物織物 (*veli*) の生産に「商人だけではなく、民衆 (*popolo*) の大部分が関わっており、この街ではかつてないほどに、商業と流通がもっとも活発であった」と記している<sup>28</sup>。

しかし断続的にその地位を失いながら優位性を保ったものの<sup>29</sup>、17世紀後半にはいるとボローニャ産の薄物織物の不完全な模造品が出回るようになった。これによって都市内部の強固な組織的管理のもとに確立された高品質の「ボローニャ産」銘柄の信用は落ちた。また、18世紀初頭には、イタリア北部のトリノ、ヴェネツィアのみならず、コヴェントリやチューリヒ、ウィーン、リヨン等の技術力の向上と価格競争の煽りを受け、ヨーロッパにおけるその優位性すら失われることとなった<sup>30</sup>。

これに対して17世紀後半のボローニャの撚糸の生産量と輸出量の増加は、撚糸の輸出量自体のみならず、外国産の加工用原材料の輸入量の増加から証明することができる。ボローニャでは、1660年の外国産絹原料の輸入量は6万リッブレであったが、それを加工した撚糸の1670年の輸出量は、17世紀初頭のおよそ2倍の20万リッブレを超えてボローニャ史上最高の水準に達した。ただ、絹撚糸の生産量の増加を支えたヨーロッパ北部における豪華品の需要の高まりは一時的なもので、長くは持続しなかった。1697年には8万5千リッブレにまで減少した<sup>31</sup>。その間、16世紀後半から18世紀半ばまでのイタリア全体の製糸業についてみれば、長期的に一定の安定を保っていた。一例に、1600

---

<sup>27</sup> Poni, “Sviluppo, declino e morte”, pp.326.

<sup>28</sup> *Ibid.*, pp.323-324.

<sup>29</sup> Carlo Poni, *Per una storia del distretto industriale serico di Bologna (secoli XVI – XIX)*”, *Quaderni Storici*, vol.73 (1990), p.94.

<sup>30</sup> Poni, “Sviluppo, declino e morte”, pp.328-329.

<sup>31</sup> Poni, “Per una storia”, pp.124, 347.

年ごろのヨーロッパ全体での絹原料（*materia prima*）の年間生産量が1,200トンを超えないと推計されるなかで、イタリアはおよそ950～1015トンを占めた。こうした傾向は持続し、18世紀末にはヨーロッパ全土の絹燃糸の実に75パーセントがイタリアで生産されていたといわれる<sup>32</sup>。従って、ボローニャは、この間にイタリア半島における優位性をも失っていったことが明らかになるだろう。

ボローニャの絹産業は、商業革命や技術流出の影響を受け、断続的に上昇と下降を経ながら18世紀末にはほぼ完全な衰退に向かっていく<sup>33</sup>。その数世紀にわたる長期の緩やかな衰退過程には、市場と原料の生産、加工地の世界的拡大という潮流に対して、中世以来の都市を基盤とする生産形態と、都市の有力層と教皇勢力の利益を偏重した保護政策をとりつづけたボローニャは、対応不能となっていた点をもととることができるだろう。では、結果的には絹産業を衰退させることとなった「保護政策」とはいかなるものであったか。

### 1-3 絹産業をめぐる政策的決断の錯綜と失敗

16世紀初頭に教皇領の一都市となって以降、ボローニャの中核的産業であった絹産業には、教皇庁側の利害の反映や、搾取の対象となる傾向がみられた。すなわち、これ以前の都市から郊外農村地帯への強力な圧力と支配に加え、教皇領下に置かれて以降の教皇庁から都市政体への圧力が生じ、結果としてこれら二重の政策的な歪みが加えられたといえよう。

ポーニによれば、そのうち前者の政策的ひずみを生じさせた要因は次のとおりである。16世紀に絹産業の職業的ヒエラルキーの頂点にあり、市政においても有力な発言権を持っていたのは、厚物織物業の商人や企業家たちであった。

---

<sup>32</sup> Malanima, *La fine del primato*, pp.171-176.

<sup>33</sup> Poni, “Per una storia ” p.100.

彼らが国際的な市場の動向を考慮せず、都市内部だけの利益保護を目的とした絹織物産業に関する経済政策を推し進めたことが、その絹織物業の長期的衰退の要因となったという指摘である<sup>34</sup>。確かに、ボローニャにおける都市部と周辺農村地域（contado）との関係に着目すれば、都市部への生産工程の集中化と保護を狙った経済政策は、厚物織物業の景気下降時には、国際市場の動向のみならず、ボローニャの都市部と周辺農村部における人口動態と資本投機の対象の大々的な転換にも一致しなかった<sup>35</sup>。そればかりか、安価な労働力を求めて郊外農村地帯に労働市場を移転させることすら禁じるものであった。結局こうした政策は、住居手当の支給義務のような都市部の労働者保護政策の責任が企業家や親方の大きな負担となり<sup>36</sup>、保護政策の擁護者自身の破産や廃業を助長した。また、税制度上においても、(1) ボローニャ市外の周辺農村地帯(コンタード)から市内の絹織物市場に製品を持ちこむ際の営業税（moneta plateale）、(2) 絹織物市場の税（dazio di fiera）、(3) 郊外農村地帯からの繭の輸出に対する関税の3つの課税があり、これらは事実上、都市から郊外農村地帯への圧力によるものであった。

これに対して、後者の教皇庁から都市政体への圧力の筆頭としては、16世紀末から17世紀初頭にかけて教皇庁による断続的なボローニャ産絹撚糸の国外輸出の禁止令や高額な関税を挙げることができる。これは、少数の厚物絹織物商人の利益追求や教会国家の重商主義政策の一環として行なわれたもので、結果的にはすでに「脱中心化」の過程にあったボローニャの厚物絹織物業を保護し、反対にその下部的地位に置かれながらも、17世紀後半には飛躍的に生産量

---

<sup>34</sup> Poni, “Sviluppo, declino e morte”, pp.344-347; Poni, “Per una storia”, pp.128-129.

<sup>35</sup> Fabbri, *op. cit.*, pp.16-17,83, 104-105.

<sup>36</sup> Alberto Guenzi, “La tessitura femminile tra città e campagna. Bologna, secoli XVII-XVIII”, in Simonetta Cavaciocchi eds., *La donna nell'economia secc. XIII-XVIII*, Firenze, 1990, p.251.



を増加させた絹撚糸業を、強度に圧迫するものであった。このため、実際にはこの禁止令は厳格には遵守されなかったともいわれる。とはいうものの、教皇グレゴリオ八世による 1575 年の、さらにシスト五世による 1589 年（翌 1590 年から施行）と 1593 年のボローニャ産絹撚糸の輸出禁止令は、他地域からの絹原料の輸入量を減少させた。失業した工房の親方や工員はボローニャを去り、同時に、16 世紀全般の世界市場の独占を支えてきたボローニャの撚糸技術や厚物絹織物の高い技術力も流出した。その後この輸出禁止令の廃止によって、1606 年までに絹原料の年間輸入量が 10 万リップレを超える勢いをみせ、これは禁止令施行下の時期の実に 2 倍近くに相当した<sup>37</sup>。ところが 1607 年、再びボローニャ産絹撚糸の輸出に 1 リップラあたり 40 ボロニーニという高額の間税がかけられるとともに、外国産高級織物（drappi）に対する厳重な輸入禁止が行われた。しかもこの課税目的は、ボローニャの司教座大聖堂であるサン・ピエトロ寺院の建設資金への充当であり、税収は教皇庁の会計院に納められたのである。こうした教皇庁側の強硬な課税に対し、都市政体の支配的集団であるセナートは、輸出禁止令が解除された 1590 年代後半から急激な伸びを見せていた撚糸業への壊滅的な被害を懸念し、間税額の引き下げやセナートへの税制運用権限の移譲に奔走した<sup>38</sup>。その結果、1617 年にこの間税は廃止されたが、セナートはサン・ピエトロ寺院の司教座聖堂参事会(capitolo)に対して、すでに徴収されていた 5 万スクーディに加え新たに 4 万 2 千スクーディの納付義務を

---

<sup>37</sup> Poni, “Per una storia”, pp.121-122.

<sup>38</sup> 当時ボローニャ大使であったポンペオ・アルドロバンディは、枢機卿に対して「貧民の血をもって（S.Pietro 寺院の）建設を行う義務はなかった」と進言した。また、「通行税の増税によって、市内の絹織物用の水車の（撚糸業の）親方は壊滅的な損害を受け、そのために家族が食べ物にも事欠く危機に陥っている」と言われた（Cfr., Poni, “Per una storia”, p.124）。

負うこととなった<sup>39</sup>。

その後、ボローニャは 1619～22 年の経済的危機を経験する。しかし、絹産業に影響を及ぼしたのはこうした政策や景気の動向だけではなかった。疫病は、17 世紀全般にわたって断続的に発生し、短期間で都市機能全般を麻痺させた。その意味では、ごく一時的ではありながら、産業界への打撃は政策転換や景気変動よりはるかに大きかったともいえる。なかでも、ヨーロッパでも都市と交通網が発達していたイタリア中北部では、疫病対策が先進的かつ大々的にとられた。それは都市の封鎖、交通網や交易網の遮断にはじまり、他地域からの輸入品に対する検疫のための長期的な差し押さえや焼却処分にまで至った<sup>40</sup>。この 1630 年のペスト流行はイタリア中北部一帯に拡大していたという点からも、すでに諸国内外に複雑な流通過程を経て形成されていた絹織物市場にとっては壊滅的な出来事であり、諸都市は、ペストによる人的損害とペスト対策による経済的損害の双方に苦しめられた。このように 17 世紀前半のボローニャの絹産業は、必ずしも停滞期ではなかったにもかかわらず、輸出禁止令や関税課税の施行と解除が断続的に行われるという一貫性に欠いた政策に加え、経済危機や疫病の大流行に遭遇したことによって、断続的な打撃を受け続けたのである。

---

<sup>39</sup> Poni, “Sviluppo, declino e morte”, pp.344-347; Poni, “Per una storia”, pp.121-125.

<sup>40</sup> 宮崎理枝『一六三〇年ボローニャのペスト流行時にみる法令・裁判・民衆行動』（1999 年 3 月京都大学大学院修士論文）19-31 頁；Antonio Brighetti, *Bologna e la peste del 1630*, Bologna, 1968, pp.49-74; C・M・チポッラ著、日野秀逸訳『ペストと都市国家』平凡社、48-73 頁（原著：C.M.Cipolla, *Public health and the medical profession in the Renaissance*, Cambridge, 1976.）。

## 2 「煮繭と座繰の作業 (Caldirane)、もしくはこの作業のために働きに出る女性に対する公示」と女性の労働

本題に入ろう。冒頭で述べたように、前章で吟味した 1630 年 7 月 25 日付け「女性と子どもに対する外出禁止令」からわずか 2 日後に、これに対する例外的措置がとられた。それが、1630 年 7 月 27 日「煮繭と座繰の作業(Caldirane)、もしくはこの作業のために働きに出る女性に対する公示」<sup>41</sup>である。以下がこの公示の全文である。

「煮繭と座繰の作業 (Caldirane)、もしくはこの作業のために働きに出る女性に対する公示」

1630 年 7 月 27 日ボローニャ

ボローニャの教皇特使である高名かつ誉れ高き枢機卿スパーダ殿は、昨日、女性に対して来る 15 日間、家の外に出ることを禁じる公示を出された。これは明日から施行されるが、(この公示は)同時にその間に、煮繭と座繰の作業 (Caldirane) を持続させなければならない時期における絹産業のアルテに対してもまた、その女性労働者の外出を一様に禁じるものであり、このことは不便と損害をもたらすものとみなされた。然るに猥下は、次の条件で、この公示に対して緩和策を適用することを決断された。猥下は高名かつ誉れ高きアンツィアーニ顧問殿、行政長官殿、衛生局員殿らの承認を得て、下記の身分に該当し、かつ下記の命令に従う煮繭と座繰の作業に従事する女性は、例の禁止令 (女性と子どもに対する外出禁止令※筆者) に含まれるものとはしない。

第一、いかなる女性であれ、勤め先の煮繭と座繰の作業を行なう者のもとに働きに出ることを望む者は、健康であり、健全な家、あるいは少なくとも

---

<sup>41</sup> *Raccolta di tutti li bandi*, Bando del 27. luglio 1630, pp.105-107.

悪疫の疑いのない家に 40 日来住んでいる者とする。

第二、勤め先の煮繭と座繰の作業を行う者のもとに働きに行くことを望む者、あるいは実質的にこの公示が公布された時点ですでに働きに出ている者、あるいは数日前、すなわち今月の 20 日からこの仕事に従事し、いまだその職務を終えることの出来ない者、あるいは他の煮繭と座繰の作業を行う者のもとに働きにいつている場合はその雇い主のもとでの仕事が終わっていない者を該当者とする。

第三、自宅から煮繭と座繰の作業を行う者の家に行く場合、そしてその作業を行う者の家から自宅に戻る場合には、より直線距離の通り、あるいはより短距離の通りを通らなければならない。いかなる動機あるいは理由をもっても、通りを外れてはならず、同様に立ち止まったり、いかなる家屋あるいはそれに準じる場所に立ち入ることをも禁じる。

第四、上記のいかなる身分、情状に欠落するところがあっても、あるいは、いかなる上記の命令に背いたにしても、この(例外措置の)布告を享受することはできず、然るに女性に対する全般的な(外出)禁止とこれに伴う刑罰の宣告に服従しなければならない。

第五、上述の事項の確認においては、想定されるいかなる煮繭と座繰の作業を行う者も教区の医師によって署名された、また教区に医師がない場合には適切な医師の証明のある、衛生局の証明書を所持し、これを提示しなければならない。

第六、また、上記のように、健全な家、あるいは少なくとも悪疫の疑いのない家に 40 日間住んでいる者は、教区長、訪問を行なう同教区の職員、地区の検査官である聖コロムバノ教会の司祭、そして上記のように教区で医師が在駐する場合その教区の医師、これらの人物による署名の入った証明書を所持し提示しなければならない。

第七、通常、煮繭と座繰の作業を行う者のもとに働きに出ている者、また本公示が出された時まで、あるいは本月 20 日以降にその作業を行う者のも

とで働いていた者は、上記のように、その雇い主によって署名された所定の証明書を所持し、提示しなければならない。

第八、一連の煮繭と座繰の作業を行う者で、所定の証明書を所持していないことが見つかった場合、この布告を享受することはできず、これは証明書を所持しているかのようにふるまう者についても同様であることを警告する。然るに女性に対する全般的な(外出)禁止とこれに伴う刑罰の宣告に従わなければならない。

第九、これを管轄する者が最大限に難なく、明白に職務を遂行し、その証明書を再点検できるように、この公示の末尾には、証明書の形式を記載する。またこの証明書を必要とする者全てに行き渡るだけの以下の証明書の形式は、本公示に掲示されているものとは別に、印刷される。

1630年7月26日

この公示からいくつかのことを読み取ることができる。まず第1の項からは、先の15日間の外出禁止の公示によって、その間に絹産業の女性労働者の労働が滞ることについて、「不便と損害をもたらすもの」という公式な見解が出されていることがわかる。次に第2の項では、外出がみとめられる労働者の現在の労働状態として、①「働きに行くことを望む者」、②「すでに働いている者」、③「数日前から働き始め、いまだ任務を終えていない者」、④「他の雇い主のもとの任務を終えていない者」の4種類が挙げられていた。このうち③では、女性たちが従事していたこの「煮繭と座繰」の労働が、終身従事するような正規の職業としてではなく、需要に応じて雇用者と契約を結び行われる労働であったという点。また④では、雇用者と労働者の二者に限定された労働関係ではなく、雇用者の側が複数である点が想定され、女性たちは派遣や請負といった形態で労働に従事していた点を読み取ることができる。さらに第三の項では、労働の場に関する言及があるが、そこでは「煮繭と座繰」が行なわれる場所は「家(casa)」であり、決まった労働にのみ用いられる専門的な場所という意

味での「仕事場 (lavoratorio)」や、「工房 (fabbrica)」、「店、工房 (bottega)」といった用語は用いられなかった。すなわち労働の場についてひとつの差別化がみられる。また第四では、絹産業とは直接の関連性はないが、同公示の行政管理者の役職に興味深い特徴がみられ、第五の項では、該当する女性労働者に対して健康証明として義務付けられた「衛生局の証明書」の発行に関して言及された。この健康証明を行う行政担当者として署名を必要とされたのは、教区長、教区の職員、地区の検査官の司祭、教区の医師で、いずれも教区や地区に属する役職者であり、衛生局ではなかった。

この公示が出された 1630 年 7 月は、ボローニャ都市部で 2,715 人、郊外農村地帯を合わせると 4,654 人もの死者を出した。こうした事態に際して出された「女性と子どもに対する外出禁止令」では、「悪疫を根絶する主要な治療方法として」、「交易や人との交流の謹慎の必要」、あるいは「女性と子ども」の「路上の頻繁な往来は(その家族に対しても)非常に危険な行為」が指摘されたばかりであった。

外出禁止令による絹産業従事者の労働の中断が、「不便と損害をもたらすもの」でありうる点は、前節のボローニャ絹産業史の概観からも比較的容易に想定することができる。分業化されていた当時のボローニャ絹産業のなかでも、機械化された撚糸作業がその中核的な役割を担っていたのは、先にも述べたとおりである。一連の分業工程の初段階である繭から糸をよりほぐす繰糸作業が中断すれば、それ以降の撚糸の行程に留まらず、各種の織布の作業においても少なからぬ影響を及ぼすことは想像に難くない。

さらにこの分業化は、単なる工程の別に留まらず、性別によって行われていた。この点が、外出禁止令による女性の労働の中断が、「不便と損害」を理由に覆されるに至った主たる要因といえる。当時のボローニャ絹産業界における明確な性別分業においては、労働形態というよりもむしろ職業形態として、女性と男性が隔てられた。そこに形成された職業階層においては、女性はより周辺的、かつ従属的な地位に置かれていた。絹産業の生産工程における「煮繭と座

織」を女性の作業としたボローニャの事例は、これを象徴しているといえる。そもそもこうした具体的な職業階層のあり方は、職業制度としてのアルテの歴史的なあり方を反映するものであった。

### 3 職種、職業的階層ならびに労働形態

#### 3-1 ボローニャ絹産業における職種とその従事者

17 - 18 世紀全般にわたって、ボローニャの都市人口は6～7万人であり、絹産業の従事者は2～3万人を推移していた<sup>42</sup>。1610年には、ボローニャ市内の278の工房に464機の織機が確認されている<sup>43</sup>。1587年のボローニャの絹織物業組合の記録によれば、絹織物業において生計を立てているものは24,900人に上った<sup>44</sup>。またここで、女性の織工親方(*maestre*)<sup>45</sup>、巻糸女工(*incannatrici*)、

<sup>42</sup> Guenzi, *op. cit.*, p.247.

<sup>43</sup> Poni, “Sviluppo, declino e morte”, p.341.

<sup>44</sup> 1587年の絹織物業で生計を立てている者の職種と人数の内訳は下の通りである。

職種	人数
煮繭+座繰工( <i>caldierani</i> ) (家族らを含む)	1,600
紡績工 (その家族と使用人を含む)	2,600
巻糸女工( <i>incannatrici</i> )	4,000
整経女工 ( <i>orditrici</i> )	300
熟練女工 ( <i>maestre</i> ) (多様な薄地織物の織布を行う)	12,000
縮じゅう工 ( <i>Increspatori</i> )	150
(工房で働く)工員	1,000
厚地織物の織工(使用人を含む)	3,000
染色工(使用人と差配人を含む)	250
合計	24,900

整経女工 (orditrici) の項目だけをとっても総数は 16,300 人に及んだ。1587 年のボローニャの都市人口が 72,000 人で、女性は 37,135 人<sup>46</sup>であることを考慮すれば、絹産業の重要性は明白であり、とりわけ女性についてはその 44 パーセントが上記の 3 つの業種に就いていたことになる。

当時の女性の絹産業における労働時間と労働形態に関する史料は未発掘であり、絹織物業の労働者数に関してもこの絹織物業組合による数値に頼る以外にない。そうした状況のなかで C・ポーニは、この表の数値に次の問題点を見出している。まず、ボローニャの絹織物業組合が都市経済に占めるその産業の重要性を強調する意図から作成しており、その数値には誇張があるとみられる点 (しかし、まさにこの意図によって、実際の数値との大幅な乖離はないと彼は指摘する)。次に、各業種の労働形態によって、家族や使用人 (*garzoni*)<sup>47</sup> の人数の算定をめぐる格差が生じる点である。

こうした格差の要因として、次の点が挙げられる。まず、工房で働く工員を除く全ての男性の職種は、間接的な労働者である家族や使用人を含んでいるのに対して、女性の職種は女性の熟練織工、巻糸女工、整経女工というように単独の労働者として算定されている可能性がある点である。また、ポーニは次の点を指摘した。たとえ 3 人でひとつのチームを組んでいたにせよ、女性人口の

---

(出所 : Poni Carlo, "Per la storia del distretto industriale serico di Bologna (secoli XVI-XIX)", in *Quaderni Storici*, n.73, 1990, p.95.)

<sup>45</sup> "maestre" は、直訳すれば「女親方」である。ここでは、徒弟制における諸権限を擁した親方というよりはむしろ、下男や下女を抱えて多様な薄物織物の織布を行う織工という意味合いの方が強い。

<sup>46</sup> Athos Bellettini, *La popolazione di Bologna dal secolo XV all'unificazione italiana*, Bologna, 1961, p.61.

<sup>47</sup> 使用人 (*garzoni*) は中世、ルネサンス期の定義としては、「馬の世話やその他の雑用に従事する若い下男」を指す。



32 パーセントに匹敵する女性の織工数から算定すれば、16 世紀末に薄物織物業だけで4～5千機の織機が存在したことになり、女性が運用していた織機数としては、過多ではないかという点である<sup>48</sup>。また、こうした指摘がなくとも、第一にマラニマが17世紀初頭のイタリア中北部の織機数の総数を1万5～6千機、全土で2万1～2千機、17世紀末では全土で1万5～6千機としている点<sup>49</sup>、第二に当時のボローニャの女性人口に対して女性織工の割合が高すぎる点、これらから一連の数値を受け入れることに疑念が残される。

ではこのように、絹織物業組合による誇張や織機と織工の数の関係によってのみ女性の労働者数を算定するのではなく、当時の女性の労働形態やボローニャの絹産業の繁栄とそれによる人口動態への影響という観点からこの数値を考慮することはできないだろうか。ボローニャの絹産業では明確な性別分業があり、女性織工は工房や製糸機械の設置されているような場で労働を行わなかった。すなわち、各家庭を主としたインフォーマルな空間において、家事労働と両立させながら労働を行った<sup>50</sup>。またその際、商人から原料を受け取る形で労働力の対価のみを受領していた。こうした労働に就く女性の社会的階層を考慮しても、不安定な労働条件に加えて、世帯構成員の数や経済状況によっては、労働時間や労働形態のあり方が実に多様であったと考えられる。これらを考慮すれば、たとえ徒弟や下女を抱えていたにせよ、ひとつの機を主要な一人の織工が占有するのは非常に非効率であることがわかる。とすれば、ひとつの機が複数の織工によって兼用され、また彼自身が示唆したように絹だけでなく麻や毛にも使用された可能性は高いのである。

結果として、16世紀から18世紀全般におけるボローニャの絹産業は、高級

---

<sup>48</sup> Poni, “Per una storia”, pp.95-96.

<sup>49</sup> Malanima, *op. cit.*, p.181.

<sup>50</sup> Angela Groppi, “Lavoro e proprietà delle donne in età moderna” in Angela Groppi eds., *Il lavoro delle donne*, Roma, 1996, p.155-56.

品から原材料へ、職業組合の管理下でのフォーマルな労働からインフォーマルな労働へ、都市から郊外農村地帯へ、といった前者から後者への移行過程にあったといえる。そしてこれが進むほどに女性の労働の比重とその重要性は高まった。16世紀末に絹織物業に関わる労働者全体に占める、織工、巻糸工、整経工として働いていた女性の割合は65パーセントに上り<sup>51</sup>、織工と巻糸工とに限ってみれば、女性の労働力はその70-80パーセントを占めた<sup>52</sup>。また、16世紀以前の「貴族寡頭制」のなごりに加え、17世紀初頭までのボローニャの政治的、経済的、文化的成熟度の高さとこれらを支えてきた職業組合や教会の活動は、反宗教改革運動の影響とも相まって、かえって女性をインフォーマルな領域のうちに留める方向に作用していった<sup>53</sup>。

### 3-2 明確な性別分業とその根拠

18世紀初頭、「密貿易によって、イギリス市場には、安価な、それもどうして製造されるかと不思議に思われるくらい安価な、絹撚糸が投売りされていた。そのころ、イタリアには生糸撚糸機があるといううわさが流れていたが、誰もこの機械を見ていないし、どのような構造をもつかもわからなかった。(中略) イタリア撚糸は依然として密輸入された」<sup>54</sup>。この「生糸撚糸機」はイタリアの

---

<sup>51</sup> Poni, “Per una storia”, pp.95-96. またフィレンツェの絹織物業については、17世紀後半にその手工業部門の84%、1767-72年の総労働者数の9割を女性が占めた。(Groppi, *op. cit.*, p.124.)

<sup>52</sup> Poni, “Sviluppo, declino e morte”, p.363.

<sup>53</sup> Greci, “Donne e corporazioni”, p.77.

<sup>54</sup> P・マントゥ著、徳増栄太郎、井上幸治、遠藤輝明訳『産業革命』、東洋経済新報社、1972年、250-251頁(原著: P. Mantoux, *La Révolution industrielle au XVIII<sup>e</sup> siècle*, Paris, 1959)。

ボローニャで発明され、導入されたものであった。その機械構造は 16 世紀初頭にはすでにおおむね確立しており、「どうして製造されるかと不思議に思われるくらい安価な絹撚糸」は少なくとも 2 世紀以上にわたり、一方でその機械技術、そして他方では安価な労働力によって支えられていた。

この安価な労働力の多くを担ったのは女性である。ボローニャ絹産業界では中世以来、とりわけ機械化が進んだ 16 世紀からはより一層、明確な性別分業が行われていた。男性は職業的活動のみが行われる工房や作業場を、女性は家庭生活との分離が困難な自宅を、それぞれの労働の場としていたといえる。そのうち製糸業と高級厚物織物業<sup>55</sup>は中世以来、男性の労働領域であった。機械化で高い専門性を要せず、報酬も低い製糸業の工員達に対して、高級厚物織物の職人は、高い専門技術を要し、職業組合の結束や政治的影響力も強い分野であった。しかしこのうち後者の分野は 16 世紀末に大きく衰退し、さらに 18 世紀に入るやいなや、ほぼ完全に消滅する<sup>56</sup>。そうしたなかで、まず、男性の労働領域の衰退とは対照的に、女性の労働領域である薄物織物が存続したこと、そしてさらに 18 世紀初頭の厚物織物業の消滅とともに、従来の性別分業の体系が崩壊し、男性の労働領域に女性が進出するようになったこと、これらが絹産業界における労働の「女性化 (feminilizzazione)」を進めた。ただ、一連の経緯で進んだ女性進出のほとんどは、労働力や生産物に対して雇い主が低い対価を支払う個人契約に留まった。

こうした明確な性別分業もまた、16 世紀から 18 世紀にかけての厚物→薄物→撚糸という主要生産品の長期的な移行傾向の影響を受けた。ボローニャでは、16 世紀末までヨーロッパ市場においても独占的な地位にあったといわれる厚物織物業を、「オペラ・ティンタ *Opera Tinta* (染色品)」と呼び、男性の職業領域とした。これは具体的に工房で行われる奢侈品や宗教儀式用のタペストリ

---

<sup>55</sup> 高級厚物織物とは、いわゆる「オペラ・ティンタ *Opera Tinta*(染色品)」を指す。

<sup>56</sup> Poni, “Per una storia”, p.133.

一など、高級な厚手の織物を中心とした<sup>57</sup>。また、水車を動力源とする撚糸機の工場で行われる作業もまた男性のみが行った。撚糸工場ではひとつの撚糸機につき、男性と子ども<sup>58</sup>の10人程度が工員として作業にあたったといわれる。

他方、ヴェールのような薄地の絹織物の織布を主とした領域は「オペラ・ピアンカ *Opera Bianca* (白色品)」と呼ばれ、厚物織物業とは対照的に女性の家内工業によって行われた。そのほかに女性固有の作業としては、煮繭と座繰、織布、縮じゅうの業種等があった。ヴェールを中心とした薄物織物の織布は都市部で、また養蚕が中心的な業種は周辺農村地帯で主として行われた。

ところで、16世紀後半から17世紀初頭にかけては、ボローニャ産の繭の輸出が断続的に禁止された。これと同時に、ボローニャ産<sup>59</sup>以外の生糸の使用が禁じられ、それは市内の特定の市場<sup>60</sup>でのみ販売が許可された。このため、絹

---

<sup>57</sup>高級厚物織物には、主としてヴェネト、ロマーニャ、マルケ、エミリアから輸入されたボローニャ産ではない生糸のみが使用された。

<sup>58</sup> 中、近世においてこどもあるいは未成年層をさす名詞は多様であり、“*putti, fanciulli, mammoli, bambini, ragazzi*”といった単語は、おおむね14歳前後以下の年齢層を指す。この他17世紀ボローニャでは *tosi* が頻繁に使われた。また、“*putti, fanciulli, mammoli*”は、新生児に対しても用いられることがあり、未成年層のなかでもより幼年に近いといえる。これらに比して、*ragazzi* の年齢層は高くなる (Ottavia Niccoli, *Il seme della violenza*, Bari, 1995, pp.14-19.)。

<sup>59</sup> ボローニャ産とは、すなわち市内と周辺農村地帯双方における生産物を指す。17世紀から18世紀にかけてのボローニャの薄物織物業界の拡大や低コスト労働のニーズから、18世紀には市内で産出された生糸のシェアは全体のわずか10%程度に縮小した。(Poni, “Sviluppo, declino e morte”, p.325.)

<sup>60</sup> この広場はパヴァリオーネ (Pavaglione) と呼ばれ、ボローニャ市の中心のサン・ペトロニオ広場に位置していた。ここで毎年6月から2ヶ月間、蚕の売買が行なわれた (Lodovico Frati, *La vita privata di Bologna*, p.216.)。

原料がひとたび市内に持ち込まれると、薄物織物として完成されるまで市外に出されることはなかったことになる。この薄物織物技術について「ボローニャは、特権的かつ全く随一の財産の恩恵を享受していた」と評され、「その生産方法を模倣したり、体得したりすることがない限りは、他のいかなる地域においても」これを(ボローニャ産のように)生産することはできないと言われた。実際、完成品の大部分はイタリア中部、ポー川地域、ドイツ、フランス、イギリス、さらに東方諸国に輸出され、17世紀半ばまで国際市場においてもほぼ独占的なシェアを保っていた<sup>61</sup>。

18世紀に入ると、女性の職業領域である薄物織物業の発展と、従来男性の領域であった厚物織物業の衰退が同時に進行した。当時、衰退は決定的とみられた男性の職業領域にも女性が進出するようになり、もはや絹産業自体が女性の労働領域となる傾向が強まった。一例に、1610年には女性は織工全体の7.5パーセントを占めるに過ぎなかったが、1726年には62パーセントを占めた<sup>62</sup>。このような18世紀を中心としたボローニャの絹産業界の「女性化」傾向や性別分業の様態は、イタリア半島一体に共通する傾向ではなく、地域によって多様性がみられた。

フィレンツェでは、すでに16世紀に女性の親方が織工や弟子を擁することが認められ、16-17世紀を通じて絹や毛の織物業界の女性進出が大いに進んでいた。これに対して、ジェノヴァでは18世紀末に至るまで織物業は男性の職業領域であった。またシチリアでは、税制度と強大な同業組合の支配が、都市部に留まらず郊外農村地帯にも及んだため、女性の労働力は周辺農村地帯にお

---

<sup>61</sup> Poni, “Sviluppo, declino e morte”, p.328.

<sup>62</sup> Groppi, *op. cit.*, p.125-127.

いて活用されるという程度に留まった<sup>63</sup>。

それではなぜ 16 - 17 世紀のボローニャの絹織物業では、男性は工房や撚糸工場、女性は家庭内という性別分業がおこなわれたのか。これについて A・グエンツィは、厚物織物は各種の職人の装飾技術を必要とする芸術的作品や宗教儀式用のタペストリーを中心とするため、大きさや重量の面で男性の職域であり、これに対して薄物織物は、軽量で単独で扱うことが可能なため、家内での女性の職域となったとして、これらの性別分業の妥当性をみている<sup>64</sup>。また C・ポーニは、機械に関する知識を要する撚糸作業のような「熟練度の高い」労働は男性に、手作業によって行われる巻き取り作業（座繰）のような「熟練度の低い」労働は女性に、それぞれ割り当てられたのではないかと推測している。

これとは対照的に、当時の性別分業は女性の立場を不当に過小評価し、そこに合理的根拠はみられないという見解がある。A・グロッピは労働量や技術的観点では女性の仕事は男性より熟練度が低いとは一概にいえず、職業的、政治的に「フォーマル」な領域を形成し、これを男性の領域とするような社会通念こそが、女性の労働を「未熟練」なものと位置付けたのだと指摘した。またこうした位置付けは、女性の労働に対する対価を、下部的な労働を行う男性のそれよりも無条件に低くし、結果として女性が伝統的に担ってきた労働自体を、失墜させたという<sup>65</sup>。

さらにグロッピと同様の見解として、S・ラウダニは女性の労働をめぐるダブル・バインドの存在を指摘した。それは、一方で労働市場における従属的な

---

<sup>63</sup> Simona Laudani, “Mestieri di donne e mestieri di uomini eri di uomini: le corporazioni in età moderna” in Groppi Angela eds., *Il lavoro delle donne*, Roma, 1996, p.193-195.

<sup>64</sup> Guenzi, *op. cit.*, p.247.

<sup>65</sup> Angela Groppi, “Lavoro e proprietà delle donne in età moderna” in Angela Groppi eds., *Il lavoro delle donne*, Roma, 1996, p.128.

立場とコスト抑制の競争から、男性の労働領域に一層接近していくことを強いられ、他方では女性の象徴性が危機に瀕したとされ、夫婦や家庭内でのステレオタイプな女性像が一層求められるようになったという状況である。またこうしたなかで、女性の職業的階層が男性と同等とはならなかったのは、男性中心の同業組合における専門職のアイデンティティを確立するためであったという<sup>66</sup>。

これらのいずれの見解も妥当といえるが、矛盾点もみられる。たとえば、ポーニのいう男女間「熟練度」の格差についてである。高度な機械技術の構築と運用という側面では、確かに男性の方が明らかに優位であろう。しかし、「子ども」が成年男子とともに労働するような燃糸作業場における労働に、性差が影響する「熟練度」の格差が存在したとはいえ、女性のヴェール織物業が技術的にこれの下部におかれる根拠はみあたらない。女性たちの織布技術は、「その製造方法は他地域には真似のできない」の品質の高さを誇っていたのである。

グロッピとラウダニのいうように、女性の「下部的、従属的地位」は、労働が概して家庭というインフォーマルな場で展開され、同業組合の監視と保護の傘下にはなかったという点において形成されたといえる。さらにこうした地位は、失業や貧困に転落する可能性を高め、何より職業活動において支配的領域にコミットできないという点で決定的なものとなった。しかしこのようなリスクが性別分業によって女性固有のものとされたのか、といえそうではない。そこには十分に留意する必要があるだろう。

たとえ、同業組合に所属していたにせよ、従属的会員という概して下部的な労働者においては、性差を問わず文字どおり従属的かつ不安定な立場に置かれていたといえるのである。これは、17世紀を通じて厚物織物業の商人が大部分の権限を掌握していた絹織物業組合の弱体化が進行し、従来非常に強固であった構成員の保護や雇用確保といった相互扶助的機能も希薄になったことに起

---

<sup>66</sup> Laudani, *op.cit.*, p.188.

困っていた。こうした点を考慮すれば、政治的、経済的な特権を享受できない従属会員にとって、同業組合の傘下にあることに多くの積極的意義は見出せなかっただろう。実際、男性の職人は職能試験、長い見習期間、職場における持続的な監視、職業的なヒエラルキーや相互扶助的關係によって、所属する職業組織に大きく拘束された。

これに比べて女性は、同業組合に所属しない限りはその監視を常時受けることなく、自宅において個人で独立した生産活動を行うことができた<sup>67</sup>。従属的会員に対する年会費の納付の要求にかたくなに抗した女性労働者の存在は、同業組合の圏外で労働することの利点を示唆する事実でもあった。「近世の貧民の多くが、犯罪に手を染めずして、食糧不足や疫病から生き延びるために残された選択は、いずれにせよ労働であり、(収容施設における)隔離か、従属会員であった」<sup>68</sup>ことを考慮すれば、女性の労働領域と環境を一概に男性のそれと比較して消極的なものとして捉えることはできないのではないか。なぜなら、少なくとも「下層労働者」についてみる限り、「貧民」との境界線上にあるような文字どおり従属的(*obbediente*)な立場を強いられる男性とは異なり、女性は私的領域に留まることでこれを回避する可能性を有していたからである。

## 4 絹産業における女性労働者とセイフティーネット

### 4-1 女性労働者をめぐる貧困・犯罪

絹産業における女性の労働は、同業組合の組織的拘束を回避することができた反面、労働の対価は低く、組織的な相互扶助的ネットワークの圏外にあり、景気変動は彼女たちの労働環境を直撃した。このため雇用の間口は広がったが、絹織物業が危機的状況に陥ると、多くの女性が容易に失職し、新たに代替的な働

---

<sup>67</sup> Guenzi, *op. cit.*, p.255.

<sup>68</sup> Fabbri, *op. cit.*, p.105.



き口を得ることは困難であった。絹産業に従事していた女性たちの貧困状態への転落や犯罪への関与は、ボローニャのトローネ刑事裁判所や大司教法廷 (*Foro Arcivescovile*) の裁判記録にしばしば確認される。また、失職した若年女性が売春によって飢えをしのぐ状況については、当時の絹織物業組合の覚書にて危惧されていた<sup>69</sup>。

トローネ刑事裁判所の裁判記録上の証言からは、庶民が強いられた苛酷な生活環境を伺うことができる。1626年の6月に、ボローニャ市の北東にあるバニャローラという村落の麻を浸すための貯水場で、生まれたばかりの赤子の死体が発見された。自分の赤子を窒息死させた容疑で召喚されたサバッティーナ・マシーニは寡婦であり、自らの正確な年齢すら知らず、「16,7年前、まだ私が小さい、小さいときに父親が死んだ」という女性であった。彼女の証言からは年齢は20代前半から半ばと推定され、3人目の妻として迎えられた夫との結婚生活も長く続かず、夫ばかりか2人の子どもとも死別して2年以上が経過していた。母親の元に戻ったサバッティーナは、周辺農村地帯における家事、家畜、農作物に関わるあらゆる労働の需要を求めて近隣を転々とし、日々の寝床と食料の提供と引き換えに働いていた。事件発生までの二週間の生活ぶりに関する彼女の詳細な証言には、各地を転々としながら絶え間なく続く重労働のなかに、蚕の幼虫に桑の葉を与え、養蚕の棚の筵を清掃する「蚕の世話」が含まれていた<sup>70</sup>。

また、1630年1月のある男性の靴修理職人の証言では、自分の職業によって得られる収入はわずかであるものの、妻が洋服のカラーの縫製と糊付け、息子たちは製糸場に、そして娘は小さな絹の薄物織物の織布を行っており、年間収

---

<sup>69</sup> Poni, “Per una storia”, p.96.

<sup>70</sup> Archivio Stato di Bologna(以下 ASB と略), Tribunale del Torrione, Atti processuali, 5472, cc.non num. cit.in Niccoli Ottavia, *Storie di ogni giorno in una città del Seicento*, Roma, 2000, pp.43-51.

入の総額はおよそ 750 リラであった。この複数の「息子たち」の数が最低 2 人だとしても、家族構成員は最低 5 人である。この収入は 1 日あたり約 2 リラで、当時パン 1 キロがおよそ 1 リラであったことを考慮すると、2 キロに相当する金額でしかない。すなわち 1 人あたり 1 日 0.4 キロのパンを配分するだけの金額に留まっている。このように父親と母親、そしていずれも絹産業に従事する最低 3 人と推測される子どもたちの収入を合わせても、日々のパンすら十分に得ることのできない、極めて低い水準に留まっていたことがわかる<sup>71</sup>。

さらに、不景気で本来の職業を失ってしまった男性もいた。1630 年 2 月、夫ジョヴァンニ＝アンドレアに顔面を殴られたフランチェスカは、「私の夫は(絹の)製糸工で、(中略)現在は(製糸工として)働くことがないため、サン・フランチェスコの近くでブラッチャデッレ菓子<sup>72</sup>を売っており、ときどき、あちこちで時計ゲーム<sup>73</sup>に興じている」<sup>74</sup>と証言した。このことは、17 世紀初頭に始まるポローニャの厚物織物業の不振と職人の失業を物語っている。この件では妻が夫の暴力を訴えているのも興味深い。また、1631 年 1 月に告訴された絹製糸場の労働者 7 人はいずれも未成年であった。最年長の 17 歳に続き、16 歳、15 歳

---

<sup>71</sup> ASB, Torrione, 5722, c.40v. cit in Niccoli, *Storie di ogni giorno*, p.60.

この事例から 90 年近く経過した 1717 年のある貧困層の家族は、父親が元靴職人、母親が織工、2 人の息子が製糸工、10 歳の娘は物乞いという構成で生計を立てることができなかったという事例がある (Fabio Giusberti, *Poveri bolognesi, poveri forestieri e poveri inventati. Un progetto di rinchiudimento nel XVIII secolo*, in *Storia Urbana*, (13) 1982, pp.31-54.) 。

<sup>72</sup> 小麦粉でできたリング状のチャンベツラ菓子のような食品。

<sup>73</sup> フランスが起源のカード遊び一種。カードを時計のように円状に並べることに名称の由来がある。

<sup>74</sup> ASB, Torrione, 5728, c.37v. cit in Niccoli, *Storie di ogni giorno*, pp.142-43.

2人、12歳、11歳で、最年少は8歳であり<sup>75</sup>、製糸場における労働に必要とされる熟練性は、非常に年齢の低い「子ども」が可能な程度のものである子を予見させると同時に、低コストの労働力として未成年である彼らの労働力が投入されていた実態が浮かび上がってくる。

さらに、1630年7月15日、年齢は不詳のひとりの少女の訴えがあった。それは次のようにはじまる。「わたしは、父親もなく、母親もいない、哀れな少女であり、絹糸の巻き取り作業をしています」。マッダレーナ・フォスキーニという名のこの少女は、名前も知らぬボローニャ人男性について行き、この男性と他の2人の兵士から性的暴力を受けた。その犯行は具体的に証言され、また外科医による傷口の医学的鑑定の所見も付けられた<sup>76</sup>。ここで合計4ページにわたる証言からは、なぜ彼女が見知らぬ男の家にまでついて行ったのかは記されていない。しかし性的な関係を持つことについては、おそらく期待するものがあったのであろう。彼女のような身寄りのない境遇で、しかもペスト流行の影響が深刻になるなかで、巻き取り作業だけを生業にして生活していくのは厳しかったのかもしれない。そうとはいえ、男性たちの行為はあまりに暴力的で、彼女の意に反するものであった。そうした彼らの行為によって傷を被ったことが、彼女をしてトローネ裁判所の裁判官の前で証言する決意を導いたと考えられる。

また、教会法に対する逸脱者への審問が行われた大司教裁判所の1688年から1696年までの裁判記録には、婚姻外の性的関係によって罪に問われた96人の女性の事例があった。彼女たちの戸籍上の身分は独身44人、離別28人、寡婦16人、既婚8人で、このうち明確な職業が記載されていたのは53人であり、その実に52.8パーセントにあたる28人は何らかの形で絹産業に従事している

---

<sup>75</sup> ASB, Torrione, 5783, c.198v. cit in Niccoli Ottavia, *Il seme della violenza - Putti, fanciuli e mammoli nell'Italia tra Cinque e Seicento*, Roma, 1995, pp.176-77.

<sup>76</sup> ASB, Torrione, 5730, 208r.-209 r.

女性であった。その労働の内容は、煮繭と繰り糸、くず糸の梳きとり、糸の巻き取り、紡績、生糸あるいはくず糸による織布、絹靴下の製造、ヴェールやタフタの織布など多様であった。こうした労働が低収入であったことは、想像に難くない。加えてこれらの働き口は、常時保障されていたわけではなかった。こうした女性たちは、まさに「生き延びるため」に、他のあらゆる「労働」を行っていたことがわかる。実際、これら 96 人の女性のうち既婚者 8 人全員は生活のために売春行為を行っており、その他の 88 人の 3 分の 1 も明らかに、自らのセクシュアリティを労働能力として用いていた。これに対して残りの 3 分の 2 は、いわゆる売春行為によって収入を得ていたわけではなかったが、働き口や住居の確保のために、それらの提供者や雇用主である男性、あるいは収入や身分が確保されているパトロンの男性との性的関係をもっていたとみられる<sup>77</sup>。

以上のように、裁判記録にみられる絹産業従事者らの状況は一様に非常に困窮しており、とりわけ女性の労働形態は非常に不安定である。なかでも、父親や配偶者による経済的保障が受けられない女性は直接、間接を問わず、セクシュアリティを搾取されたり、あるいは自ら用いざるを得ない状況に陥る可能性が高いことがわかる。また、一連の記録からは、成人男性の労働条件の悪さや、幼い子どもの労働の実態も明らかにされるのである。全体としてみれば、当時のボローニャの絹産業における労働環境をめぐって周辺の、下位的立場におかれたのは、必ずしも女性だけでなく、男性の下位的な労働者や、未成年もまたその対象となっていたといえる。

---

<sup>77</sup> Lucia Ferrante, “La sessualità come risorsa. Donne davanti al foro arcivescovile di Bologna (sec. XVII)”, *Mélanges de l'école française de Rome*, tome 99-2, 1987, 989-1016.

#### 4-2 慈善施設と強制労働－社会的救済と労働

ボローニャは、歴史的に慈善施設や相互扶助の活動が活発な都市であったが、14世紀中葉から15世紀中葉に次いで、16世紀末から17-18世紀に活動の興隆がみられた<sup>78</sup>。12世紀に3つの施療院が確認され、施療院、巡礼者のための宿泊施設、孤児院、身寄りのない未成年を対象とした寄宿学校、その他の援助施設(と制度)が1506年には合計21、1796年には42に上った<sup>79</sup>。また修道院の活動も活発で、1570年には修道女が全人口の5.4パーセントを占めており、1796年における修道院施設の敷地は都市面積の実に6分の1を占めた<sup>80</sup>。

一連の活動の実践者となったのは概して宗教団体であったが、経済的支援においては、寄付のような直接的形態であれ、あるいはモンテ・ディ・ピエタのような公営の抵当銀行を通じての間接的形態であれ、有力市民の出資に支えられていた。そのため都市経済と密接な関係を有していた慈善事業への関与は、一種のステータス・シンボルであった<sup>81</sup>。また、そうした資本が投入された貧民や孤児の収容・教育施設では、絹織物労働が行われることもあった。16世紀のサンタ・マリア・デル・バラッカーノ女子寄宿学校では、ボローニャ市の主要な商人との間に一定期間の契約を結び、収容されている少女たちを「絹織物の(織工)

---

<sup>78</sup> Antonio Ferri & Giancarlo Roversi eds., *Storia di Bologna*, Bologna, 1978, p.230.

<sup>79</sup> Mauro Carboni, Massimo Fornasari, Mauro Poli eds., *La città della carità - Guida alle istituzioni assistenziali di Bologna dal XII al XX secolo*, Bologna, 1999, pp.150-156.

<sup>80</sup> Gabriella Zarri, “I monasteri femminili a Bologna tra il XIII e il XVII secolo”, *Atti e Memorie* volume XXIV, Bologna, 1973, pp.144-145.

<sup>81</sup> Thomas Matthew Sneider, “Charity and property. - The wealth of *opera pie* in early modern Bologna” in Vera Zamagni eds., *Poverta e innovazioni istituzionali in Italia : dal Medioevo a oggi*, Bologna, 2001, pp.149-151.

の親方」に委託して労働を行わせていた<sup>82</sup>。また 17 世紀に入ると、施設内で手工業(マニュファクチュア)の絹織物労働が行われるようになる。「メンディカンティ(物乞い)の事業」における「サン・グレゴリオの家」<sup>83</sup>のような慈善施設では、40 基の織機が導入され、収容者は都市商人の注文に応じて生産活動に従事させられた<sup>84</sup>。

こうして 16 世紀後半ごろから、ボローニャでは男女を問わず、物乞いをする者や、「自ら生計を立てる何らの技能、職業、方法をもたずに市内に来て、生活している大人数の家族」に対して厳しい介入が行われるようになっていった。そこでは、男女別に収容されての強制労働、もしくは、施設外において女性は下女として、男性は工員としての就労を強制された。いずれにあっても、彼らの労働の対価は収容所を運営する団体に属するものとされた。また、こうした団体を資金面、あるいは運営面で率いていたのはまさに、慈善活動に積極的な寄付を行っていたボローニャの名家のメンバーであった。収容者による衣服や小間物などの生産物は、そうした富裕市民がこの運営団体から直接買い取り、転売した。そうした行為は、市内の一般市場に悪影響を与えるまでに巨大なセ

---

<sup>82</sup> Angela Groppi, “Lavoro e proprietà delle donne in età moderna” in Groppi Angela eds., *Il lavoro delle donne*, Roma, 1996, p.140.

<sup>83</sup> この *Opera dei mendicanti* は、C・ボッロメオ卿がボローニャの教皇特使であった時期に設立された。設立の目的は、「(貧しくないのに)偽って物乞いをするのではなく、真の貧者」の支援であった。そこでは、教皇ピウス 5 世の 1560 年 11 月付けの小勅書によって市内で配給される全ての施し物のための寄進を集める部署「ポヴェリ・メンディカンティ(貧しき物乞いたち)」が認められた。また、ボローニャの貧民と他地域の浮浪者を区別するために 1563 年からは収容所が設置された。(Gli archivi delle istituzioni di carità e assistenza attive in Bologna nel medioevo e nell'età moderna, Atti delle IV colloquio bologna 20-21 gennaio 1984 vol.1, Bologna, 1984, p.91.)

<sup>84</sup> Poni, “Sviluppo, declino e morte”, p.335.

クターを形成したといわれる。

従属会員とはその名のとおり、上部層に対して従属的な立場におかれ、不利益な待遇を受けることを意味していた。しかしながらいわゆる貧民層の人々にとってみれば、職を失い一連の苛酷な強制労働に従事することと比べれば、決して良い待遇にはない同業組合の従属会員となることを選択するのを余儀なくされた<sup>85</sup>。

## 5 同業組合(アルテ)と絹産業

### 5-1 同業組合における女性

多くの女性が、この「必要悪」としての従属会員の登録すら拒んだのは、前節でみたとおりである。実際、ボローニャ絹産業の女性労働者にとってそれほどまでに利点の小さかった同業組合の歴史に、女性が登場してくることはほとんどなかったとみられる。13 - 15 世紀にかけてのボローニャの毛織物業組合には、徒弟を持つ許可を受けるために、多くの女性織工の登録が確認される<sup>86</sup>。しかし、その後の中世後期から 18 世紀中葉までの職業組合(*corporazioni*)は、現実的、象徴的側面の双方において女性を排する性別分業の上に成立していたといえる<sup>87</sup>。同業組合の規則は職業別に多様であったが、そのなかで女性の立場が比較的強かったのが衣料の小売業であり、これに対して手工業の製造業では弱いという傾向が見られた<sup>88</sup>。

概して、女性は同業組合の上部層の役職に就くことができないばかりか、完全な権限を有する正会員になることすら困難であり、これが許可されるのは親

---

<sup>85</sup> Fabbri, *op. cit.*, pp.99-105.

<sup>86</sup> Greci, “Donne e corporazioni”, pp.84-85.

<sup>87</sup> Laudani, *op.cit.*, p.186.

<sup>88</sup> Greci, “Donne e corporazioni”, pp.78-79.

方の妻、寡婦、娘に限定された。しかも彼女たちですら、集会や議会への参加が禁じられていた。すなわち職業的な運営においても、都市政治においても、公的な権限を擁するようなフォーマルな舞台に出ることはできなかった。これに対して従属的会員の資格は、年会費の支払いで得ることができた<sup>89</sup>。1582年に設立された絹織物業組合では、当初、織工の親方はそのほとんどが男性で占められていたが、そこに徐々に女性の親方の登録がみられるようになってくる。1610年には全278人の親方のうち女性は21人で全体の7.5パーセントを占めたが、1726年には123人中76人で全体の62パーセントに上昇した。ただ、この女性の親方の増加は必ずしも女性の台頭や地位の向上を示すものであるとはいえず、むしろ18世紀初頭の厚物織物業の停滞のなかでは、弱体化した絹織物業組合の建て直しのための女性の取り込みを通じた強化策でしかなかった。すなわち、依然として制度的に絹産業における支配的地位に就くことができない女性にとっては、組合員となることは搾取や従属の対象となる意味合いの方が強かったのであり、18世紀に織工として登記された女性たちのうちの半数以上は、親方の称号を受けることを固辞したのである<sup>90</sup>。では、ボローニャの絹織物業における職業組合は、いかに形成されてきたのか。

## 5-2 絹産業と同業組合

絹織物業に関連するものは、13世紀末には織物業（drappieri）のみ、16-17世紀には、織物商・製造業（drappieri strazzaroli）に加えあらたに絹糸業（setaioli）が、18世紀にはこの2つに加え、絹産業（Arte di Seta）、染物業、絹織物、紡績業、絹撚糸業が加わった<sup>91</sup>。ここで13世紀から存続していた織物

---

<sup>89</sup> Laudani, *op.cit.*, pp.185-194.

<sup>90</sup> Guenzi, “La tessitura femminile”, pp.252-256.

<sup>91</sup> Fabbri, *L'organizzazione del lavoro*, p.28.



業の同業組合とは、織物製品を扱う商人によって構成されており、「ボローニャの大学と織物業の同業組合は、ともにこの街で非常に古い伝統があり、また非常に重要な地位を占める」存在であった。なかでも 16 世紀から 17 世紀にかけての絹の厚物織物業 (*Opera Tinta*) の商人や親方は、その同業組合の組織力を背景に、政治、経済的影響力を行使し、都市における広範な権益に関与した<sup>92</sup>。

16 世紀後半に入ると、各種の同業組合の規約が頻繁に改正され、個別に加入条件や事業規模や形態、年齢による組織の階層化や細分化を進めた。なかでも従属的会員の分化は複雑であった<sup>93</sup>。また、組合員から市場に至るまで厳格な統制や管理体制を敷くようになる。この影響力は組合内に留まらず、およそ 20 の店舗が恒常的に出店されていた市中心部のラヴェニャナ広場での商業活動の監視や整備にも及んだ<sup>94</sup>。しかしながら、このようなボローニャ市内における織物業の同業組合の影響力の拡大が確認されるのと平行して、組合員数に大きな変化が見られた。登録帳簿によると、16 世紀全般を通じて総数で 575 人が登録していたが、1570 年代から登録者数に著しい減少がみられるようになる。1560 年代に 74 人が登録したのを最後に、1570 年代に 26 人と激減したのち 1610 年代と 20 年代にはそれぞれ 5 人にまで落ち込んだ<sup>95</sup>。また、織物業の同業組合(*arte*)の全登録者数に占める親方 (*mastri*) の割合も、16 世紀後半が 46 パーセントであったのに対して 17 世紀全般には 33 パーセントに減少した<sup>96</sup>。またボローニャの同業組合全体においては、1530 年代以降減少したのち、1560

---

<sup>92</sup> Poni, “Sviluppo, declino e morte”, p.343.

<sup>93</sup> Fabbri, *L'organizzazione del lavoro*, pp.88-116.

<sup>94</sup> 織物業の同業組合の圧力は、この広場がその所有地であったことに起因していたが、そのうちの 13 店は女性が野菜やその他の食料品を販売するような店であった。

<sup>95</sup> Fabbri, *L'organizzazione del lavoro*, p.28.

<sup>96</sup> 1623 年のデータを最後に 1704 年まで、職業組合の登録者数に関するいかなる史料も残されていない (*Ibid.*, pp.80-83, 121)。

年代に一時的に増加傾向がみられたものの、1590年代以降再び減少し、とりわけ1630年代は最低となり最盛期の3分の1に留まったのである<sup>97</sup>。

17世紀初頭に顕著であったこうした登録者減少の原因は、景気の低迷にあったといえるが、さらに具体的にみていくと、次のようなファクターが複合的にあるいは断続的に生じた結果だといえる。まず、16世紀前半までの都市内部で完結されていた職人制度に基づくボローニャの厚物織物業のヨーロッパ市場における独占的な優位性が確立され、これに伴ない同業組合の組織的な肥大化が生じている。次に16世紀後半には、ヨーロッパ絹織物市場における優位にも陰りが見え始め、組合組織そのものが収斂する傾向がみられた。これは、ボローニャの織物商人らが市内での利益を独占するための自衛的手段でもあった。しかし17世紀に入ると、ボローニャの織物業の主流は、水車を動力に機械化された絹の撚糸業へと移行していき、そこでの労働に問われる専門性や技術力のみならず、これらを形成していた職人制度や工房のあり方もまた大きく変容した。また労働の場も市内から市外の郊外農村地帯へと拡散していった。こうした状況に加えて、1630年のペスト流行でボローニャがペスト対策のために莫大な負債を抱えた上に、市内の人口の2割以上を失ったという経済的かつ人的損失も、都市を単位に形成されてきた職業組合の弱体化に拍車をかけた。

### 5-3 同業組合の役割

16世紀初頭から1796年のフランス軍侵攻まで、教皇領下にあり都市側と教皇庁側が共存した混合政府 (*il governo misto*) 期のボローニャにおいては、職業組織に関するいかなる問題も、政治権力かあるいは経済力のいずれかに関係していたといわれ、職業団体の市政への関与は、この時代をはるかに遡る。真偽については論議があるものの、「1174年に、複数の職業団体から7人の行政

---

<sup>97</sup> *Ibid.*, p.79.

官が選出され、2年間の任期で都市政体に忠誠を誓った」とされ、これがポローニャ史上最初の同業組合と考えられる<sup>98</sup>。その後13世紀以降に人口と経済の双方で大きな発展を遂げると、13世紀末には23種の同業組合、16-17世紀にかけては27種、18世紀には33種に増加した。そのなかでも、専門の占有とその職業的特権化、高い技術力と通商能力を反映した経済的影響力の強化に成功した、公証人や法学者、医師、商人、有力な親方らは、優れた組織力を背景に市政に対しても多大な影響力を持った。こうした同業組合の発達によってポローニャでは次のような特性が形成された。

第一に、有力市民となれば、特権や貴族などの身分獲得という階層移動が可能であり<sup>99</sup>、こうした上流市民層は厚く都市の男性人口の8パーセントを占めていた点。第二に、彼らのすべてが所領により「自ら何らかの生業につかず、有力な家の運営と子息の教育に従事」<sup>100</sup>していたわけではなく、特定の職業を特権化し、経済力を発揮することで、社会的のみならず政治的影響力を持ち得た点。そして第三は、前述の二点を支える徹底した平和主義と実利主義である。

「最初に富がきて、そのあとに高貴さ、名誉、教養がくる」<sup>101</sup>と揶揄され留ようなポローニャであったが、他方では、「イタリアのなかでも数少ない、というよりはむしろ唯一の、普遍的な平穩のうちに人々が生活する都市であり、たとえ問題や衝突が発生してもこの都市はそれに対処し、容易に平和的な解決を行う。平和は不可侵のものと考えられ、その下では、敵対者を攻撃することを厭わないような、あるいはそれを公言したり目論んだりする者は卑劣な人間だと

---

<sup>98</sup> Frati, *La vita privata di Bologna*, p.202.

<sup>99</sup> Fabbri, *L'organizzazione del lavoro*, p.11.

<sup>100</sup> Giancarlo Angelozzi, "Nobili, mercanti, dottori, cavarieri, artigiani- Stratificazione sociale e ideologia a Bologna nei secoli XVI e XVII", Tega Walter eds., *Storia illustrata di Bologna- volume secondo*, Bologna, 1989, p.51.

<sup>101</sup> Angelozzi, *Ibid.*, p.54.

みなされた。こうした穏健と礼儀正しさは、市民的かつ高貴な身分であればあるほど遵守されていた<sup>102</sup>と賞賛された。これらは、一見すれば陳腐な「郷土的」言及のように見えるが、ボローニャの伝統的なアソシエーション指向と高度な市民性は今日においても実証されており、そこに歴史的連続性をみる見解もある<sup>103</sup>。さらにこの「平和と実利」の尊重が、単なる市民的特質に留まらず、政治的あるいは社会的選択のなかでも尊重され、近世ボローニャを形成した点は看過できないのである<sup>104</sup>。

ところで本来、同業組合には「組合員のなかには同質性はなく、裕福な者や有力者がいれば、単なる職人もいた。(しかし)全組合員は共通して、非常に社会的な要素を有していた。(中略)より貧しい親方も(また組合員に約束された各種の)権限を享受できる」といった理念があったはずである。1556年の規約には入会の際に人格や出身、財産に関する要件が提示されたが、それによれば、とくに特権的な立場にある親方は、貴族の身分の獲得も可能とされると同時に、

---

<sup>102</sup> *Ibid.*, pp.46-48.

<sup>103</sup> パットナムは、現代の行政システムと施行実態の調査から、ボローニャの制度パフォーマンスの傑出した高さを明らかにした。さらに中世まで遡ることのできる伝統的な市民的アソシエーション指向と心性の重要性を指摘した。(パットナム・R・D 著、河田潤一訳『哲学する民主主義』NTT出版、2001年、原書は R.Putnum, *Making democracy work*, Princeton University Press,1993.)。

<sup>104</sup> ボローニャ支配層による平和的対応の具体的一例として、ペスト塗り裁判の経緯を挙げる事ができる。1630年のペスト流行時に、ペストを故意に蔓延させる人々の存在が流言として各地で発生し、容疑者に対する「ペスト塗り」裁判が行われた。この際、ボローニャでは民衆の心理的混乱を警戒し、事態を沈静化させるために、裁判を故意に進展させないという痕跡がみられた。これはミラノの事例とは対照的であった。(宮崎理枝「近世イタリアの「ペスト塗り」— ボローニャとミラノの1630年の事例を中心に —」『西洋史学』第208号(2003年3、24-45頁を参照。)

全組合員に対する、疾病時の経済的保障や死亡時の葬儀費用の負担の義務をも負っていた<sup>105</sup>。すなわち、職業組合の上層部は特権だけでなく下層部に対する保護の義務も有したのである。ただ、こうした親方による徒弟の保護という理想的な同業組合像には誇張があろう。なぜならこの当時、景気に陰りがみえ始めると、同業組合内における階層化や組織化、差別化が進められ、中世以来の職業的団結の結束力も低下し始めていたからである。

そういう意味で、16世紀末の「貧民のコンパニア(Compagnia dei Poveri)」の結成は象徴的な出来事であった。この団体は、同業者ではなくもともと下部的で不安定な日雇い工員という労働形態と職業的階層から構成されたのである。「貧しいが、信心深く... 機械工に従事する者」を対象とし、新たな相互扶助的な組織形成を通じて一種の保険制度によるリスク回避を行った。1580年代のM・バッティラーナの著書では女性にも加入権を認められており、週や月極めで一定額を出資すると、疾病時や出産時の見舞金<sup>106</sup>、診療、薬品の提供が受けられ、その活動は加入者の娘の稼資の出資に至った<sup>107</sup>。これには、職種による職業組織とそのなかでの徒弟を初めとした上下の扶助関係から、機械技術の導入と大量生産によって生じた、いわゆる技能をもたない多くの工員らを中心とした、下層労働者間の相互扶助への移行が見られるのである。

---

<sup>105</sup> Fabbri, *L'organizzazione del lavoro*, pp.76-113.

<sup>106</sup> 毎月、男性は1ソルディ4クアトリーニ、女性は1ソルディの出資に対して、疾病時には週10ソルディ、出産時には40ソルディを受け取ることができた。

<sup>107</sup> Mario Fantì, “Istituzioni di mutuo soccorso in Bologna fra cinquecento e settecento” in Vera Zamagni eds., *Poverta e innovazioni istituzionali in Italia : dal Medioevo a oggi*, Bologna, 2001, pp.225-226.

## むすび

ボローニャの絹織物業界における中心的生産物と労働形態の次のような変動は、中世以降の労働市場の変容とこれに伴う賃労働化を加速させたといえる。それは、都市部の同業組合内部で展開された職人技術を要する高価な厚物絹織物から、同業組合における従属的、もしくはその組織外にある個別の女性織工による薄物絹織物を経て、さらには周辺農村地帯の分益小作制度下の女性労働者による製糸業や養蚕に至る過程である。同時にそれは、都市の工房の内部で強固に保護されてきた、ヨーロッパでも傑出した生産技術と品質、それに基づくボローニャあるいはイタリア製としての付加価値の占有という支配的な立場から、機械技術と低賃金の労働に依存し、景気や流行に大きく左右される外国の豪華品のニーズの影響を受けざるを得ない不安定な立場への移行をも意味していた。17世紀初頭には、職業活動は仕事 (*work*) として、またそれを支える下部的な活動は、労働 (*labour*) として分化する傾向を強め、フォーマルな政治的社会的活動の圏外にあった女性は職業的活動においてもまた、インフォーマルな領域に留まる傾向が強められたといえる。

ボローニャ絹織物業界の明確な性別分業は、当時の高級厚物絹織物業の零落によって、そこに関与していたあらゆる職種の男性達が労働市場の外にはじき出されることを余儀なくしたともいえる。実際に、この時期に多くの技術者が職を求めてボローニャをあとにしたことが、第一次の技術流出ともいえる状況を生み出した。また、失職し新たな働き口を見つけることができずに、躊躇しつつ物乞いを行うような「恥ずかしそうにしている貧民 (*Poveri vergognosi*)」<sup>108</sup>に転落するものも多かった。すなわち、職種や労働環境こそ異なるものの、

---

<sup>108</sup> 従来、“*poveri vergognosi*” は単純に物乞いをするときに恥ずかしそうにするという外見的な要因でのみ定義されていた。それが、1567年のボローニャの慈善事業の史料においては、「本来は貴族、市民、商人、あるいはボローニャ出身あるいは少なくとも20年間ボローニャ在住の身元のはっきりした職人で、貧困や極貧の状態に陥った者を指す」。

16 世紀末から 17 世紀初頭にかけての絹織物業の生産部門の労働市場においては、男女を問わず、雇用の安定や賃金水準は低くもしくは低下したと考えられるのである。

そういう意味では、「従属」や「下部的」といった形容が「女性の労働」というカテゴリーに一様に与えられるのは、必ずしも妥当ではないように思われる。また、政治的であれ社会的であれ、フォーマルな領域への参加が妨げられるという近世のイタリアにおける女性の活動領域の著しい制約は否めないにせよ、たとえば R・アゴが指摘したように、男性間のフォーマルな意思表示や人間関係を敢えて回避する際に女性のインフォーマルな領域における活動は大きな重要性を有していたのであり、このことは過小評価されるべきではない<sup>109</sup>。

イタリアの近世の女性史や家族史研究においてはしばしば、16 世紀から 17 世紀にかけての女性の象徴性なるものが、家族制度のなかでの「よき母」や「よき妻」として強調されていく過程の端緒をトレント公会議に見出している。しかしこうした女性の象徴性はあくまで、聖職者層や知識、支配者層による言説から形成されたものであった。こうした象徴性に託された女性像は、先の第 3 章 4 節「女性の弱さ」とトローネ裁判記録」においてもみたとおり、人口の大部分を占める富裕層ではない人々の現実とはほとんど一致しなかったとみられる。むしろそれゆえに、「女性の象徴性」は強調されるようになったといえるだろう。その根拠として、この「長期の 16 世紀」においては、一方で「女性性の強調」があり、他方で都市を中心とした男性的職業階層社会の解体と、女性の労働力活用の拡大という前近代的な社会生活と経済活動の解体という、双方の長期的転換の時期が一致するという点を挙げることができる。換言すれば、「女性の象徴性」の強調は、経済、社会的活動に裏付けられていた「男性の象徴性」の失墜を前提としているともいえるのである。

---

<sup>109</sup> Renata Ago, “Donne, doni e public relations”, in Cavaciocchi Simonetta eds., *La donna nell'economia secc.XIII-XVIII*, Firenze, 1990, pp.182-183.

16世紀後半から17世紀全般にかけてのボローニャの女性史研究には、非嫡出子の扶養責任として父親の役割が希薄化していく過程を明らかにしたA・ピアンキ<sup>110</sup>、女性の結婚時に必要な嫁資の不足などの原因で未婚女性の行き場となった女性修道院の大きな発展と収容人数が増加していく過程を明らかにしたG・ザッリ<sup>111</sup>、さらに18世紀末の市政調査記録から、親族以外の同居人を持つ世帯や、就労する女性世帯主が高い割合で存在していた点を指摘したM・パラッツィ<sup>112</sup>らの考察がある。彼女たちの研究においては、「男性性の失墜」は直接的に指摘されないものの、これが示唆されているという意味で好例だといえる。

公的な領域圏外におかれる労働やインフォーマルな労働に関しては、検証に耐えうる資料に極めて乏しく、考察対象ともなりにくい。しかしながらいつの時代にあっても、弱体や停滞に向かう社会・経済構造の負の変動期においては、変動は公的かつ制度的領域に先立って、とりわけ私的かつインフォーマルな領域の労働形態に生じるものである。あるいは、公的かつ制度的領域の衰退とは対照的に、私的かつインフォーマルな領域では発展や隆盛がみられることすらある。こうした領域間の較差の要因は多様であるが、近世のボローニャにおける政治制度と職業制度の発達史からみると、両者の関係は次のように集約することができよう。一方で、高度な職能を必要とする職業組合あるいは有力産業の職業組合の上部組織が、婚姻や職業的特権を通じて政治的、法的な「上部構

---

<sup>110</sup> Adanella Bianchi, “La deresponsabilizzazione dei padri” in *Ricerche Storiche*, annoXXVII, n.2, Napoli,1997, 263-286.

<sup>111</sup> Gabriella Zarri, “I monasteri femminili a Bologna tra il XIII e il XVII secolo”, in *Atti e Memorie*, volume XXIV, Bologna, 1973, 133-224.

<sup>112</sup> Maura Palazzi, “Tessitrici, serve, treccole- Donne, lavovro e famiglia a Bologna nel Settecento”, in Cavaciocchi Simonetta eds., *La donna nell'economia secc.XIII-XVIII*, Firenze, 1990, pp.247-259.



造」との人的関係を構築し、同化志向を強めた点。その過程で、同職業組織内部における階層化、従属的会員 (*obbedienti*) とこれを管理する支配的集団の二極化、また特権的権力の集中を狙った組織縮小が進められた点。他方では、前者の組織縮小化における最下部の組織構成員、あるいはその外部に置かれた労働者は、都市を中心とした職業組合の管理や保護の圏外のインフォーマルな領域に位置することでその流動性を一層強め、経済的な「下部構造」の変動に一段と即応するようになった点である。

近世ボローニャにおけるこうした二極化の背後には、政治的には国内外双方における安定期にある一方で、経済的には基幹産業となる絹織物業がグローバル化ともいえる不安定な市場拡大の過渡期に置かれ、その産業構造の変動を余儀なくされていたという対照性がある。そしてまさにこのことによって、職業的組織における上部構造的要素と下部構造的要素との、また労働形態にみられるフォーマルな領域とインフォーマルな領域との二極化は一層進められた。従って、強力な職能団体と高度な産業技術を有した近世ボローニャの絹産業における問題の核心は、その内部構造の長期的変化であり、全体史のなかで検証されるべき産業構造と労働形態の転換であるといえる。具体的には、産業革命期における決定的な衰退に至る過渡期としての、当時の下部的でインフォーマルな労働領域の拡大であり、必ずしもマクロ的、数量的領域に表出しない部分なのである。

インフォーマルな領域に隠れた女性を中心に、これらの両者を解明することはあまりに困難な作業であるし、それ以前に先行研究においてはこうした視点自体が看過されているようにみうけられる。本稿に後続する考察課題としては、まずこの困難な作業への着手、次に「長期の 16 世紀」以降の 18 世紀末から 19 世紀全般における次の 3 点すなわち、従来の性別分業形態の崩壊、ボローニャ絹産業の全般的な収縮、労働市場における女性労働の占める割合が一層の拡大していった経緯を考察することによって、中世以来存続してきた職業組織制度とともに都市の自治的な政治制度の解体と変容過程をみることができると考

える。これらについてはまた新たな場で取り組みたい。

## 第五章 近世イタリアの「ペスト塗り」 —ボローニャとミラノの1630年の事例を中心に—

### はじめに

「ペスト塗り *Untore*」とは、疫病流行時のイタリアにおいてペストの「毒」をひろめるような行為によって、故意に感染を蔓延させたとされる人々を指す。彼らは、ペストを発生させる脂質や粉末状毒物を、建造物や食物などに擦り付けたり撒き散らしたりすることで、個人あるいは集団を対象に無差別の殺戮を行ったとされ、公—私的制裁を受けることもあった。その際、この行為の動機として挙げられたのは次の3点であった。(1) 悪魔、あるいは悪魔信仰に基づくペスト塗りの教唆、(2) 強力な外部勢力（スペイン、フランス、トルコ等）による陰謀、(3) 行為代行をめぐる(1)や(2)の首謀者との契約と報酬の受領、である。「ペスト塗り」を構成するこうした陰謀とその背後にある強大な勢力、人的被害をもたらす毒物の散布といった具体的要素は、ハンセン病患者、魔女、妖術使いに対する迫害史の経緯とおおむね一致する<sup>1</sup>。とはいえ「ペスト

---

<sup>1</sup> ペスト塗りと魔女 - ユダヤ人 - ハンセン病患者に対する「迫害の歴史」の類似性はしばしば指摘される。この二者の共通項として次の3点が挙げられる。(1) 「陰謀」説を要する社会 - 政治的背景（戦乱、疫病、内外の政治 - 宗教的混乱）、(2) 悪魔や毒物に対する民衆（あるいは知識層の）文化、(3) 実行者の社会的アイデンティティの特殊性（外国人、寡婦、疾病者等）。イタリアの事例に関しては以下を参照（Paolo Preto, *Epidemia, paura e politica nell'Italia moderna*, Bari, 1987, p.7, Giovanni Miccoli, *La storia religiosa*, in *Storia d'Italia*, II,1,Torino,1974; Franco Cordero, *La fabbrica della peste*, Bari, 1985, p.15; カルロ・ギンズブルク著、竹山博英訳『闇の歴史』せりか書房、1992年）。

塗り」は、ペスト流行時のみの現象であるため、中世以降とりわけトレント宗  
教会議以後に、恒常的にみられた魔女やユダヤ人迫害の事例とは、研究動向や  
件数の面で比較が困難である。また、当時のペスト病因には、腐敗物から発散  
される空気の汚染、いわゆる瘴気(miasma)説を筆頭に、天罰、彗星や星座の動  
きに起因するというような諸説があった。

そのなかで、17世紀イタリアにおける「故意に病気を蔓延させる」という人  
為的なペスト流行説の浸透度については、研究史のなかでも言及が錯綜してい  
る。F・マンコーニは1995年の著書で、1630年当時、この説は大衆には受け  
入れられたが上層の階層の者にはほとんど受け入れられなかったとした<sup>2</sup>。これ  
に対して、18世紀初めの歴史家L・A・ムラトーリは、「それを、これまで生じ  
たことはないし、生じ得ないと否定する者もいるが、少なからぬ支配層の人々  
はそれを信じている」と述べた。「それ」とは、ペストが「毒、粉末、ペストの  
塗油 (Veleni, Polveri, ed Unzioni pestifere) を通じて」感染する人為的ペス  
ト説である。ただ、そこで例として挙げられたのは外国での事例であったり、  
1630年からはほぼ1世紀を遡る1536年のイタリアのカザーレの事例<sup>3</sup>であっ

---

<sup>2</sup> Francesco Manconi, *Castigo de Dios : La grande peste barocca nella Sardegna di Filippo IV*, Donzelli, Roma, 1994, p.305.

<sup>3</sup> 「カザーレ」における1530年代の「ペスト塗り」出現のエピソードに関しては、次の論  
文に詳しい。Giuseppe Cesare Pola Falletti, “Untori nel Casalese verso 1530” in  
*Rivista di Storia Arte Archeologia*, annate LIII-LIV-LV-LVI, Alessandria, 1947,  
pp.14-39.

この論文では、地名は「カザレーゼ」となっている。また、トリノ国立公文書館のモンテ  
フェッラートの文書 (Carta di Monteferrato) においては、1530年の犯罪領域の史料に、  
「ペスト塗り」裁判に関するものが含まれているとされる (*Ibid.*, pp.14-15.)。

たりした<sup>4</sup>。また C・ポッジは、ミラノから北に僅か 50 キロ足らずの「コモでは、ペスト塗りの形跡がない」<sup>5</sup>とし、ボローニャとミラノの両都市からほぼ等距離にあるヴェローナの 1630 年のペスト流行に関する回顧録を著した同時代人の F・ポーナは、ミラノにおける「人為的ペスト説」を受け入れなかったひとりであった<sup>6</sup>。さらにパルマにおける 1630 年のペスト流行時について E・カーザは次のように述べている。「幸運にもペスト塗りは存在しなかった。ただ、パルマの領地ではある者が徘徊しているという情報が走り、それに対して民衆は警戒した。しかしそれは無用の心配であった。なぜならそのような行為は想像上のものでしかありえなかったからである」<sup>7</sup>。また、島嶼部のサルデニアにおいては、そもそも「人為的ペスト説」という定義自体が、文学的資料はおろか歴史資料においてすら見出されなかったといわれる<sup>8</sup>。

実際に流言、実在のいずれについてであれ、「ペスト塗りに」関連する資料

---

<sup>4</sup> *Il Buon uso della paura : per una introduzione allo studio del trattato muratoriano "del governo della peste"*, L.S. Olschki, Firenze, 1990.

<sup>5</sup> Cencio Poggi, *La peste del 1630 in Como*, Tip. Romeo Longhetti nello Stab. Dell'Orfanotrofio maschile, 1886, p.68.

<sup>6</sup> Gian Paolo Marchi eds., *Il gran contagio di Verona nel Milleseicento e trenta descritto da Francesco Pona - Edizione fotostatica*, Centro per la formazione professionale grafica, Verona, 1972, xxxviii.

<sup>7</sup> Emilio Casa, "La peste bubbonica in Parma nel 1630" in *Archivio Storico per le provincie parmensi*, Parma, 1903, p.126. 当時、「無用の心配」に終わった、パルマに出現したとされる「ペスト塗りの」情報はミラノから伝えられた。「ペストの毒がいっぱい入った箱を持ったある男」は、「40 歳くらいの男で、中背、赤みの皮膚」をもち、ルネジャーナ (Lunegiana) を通過し、ペストを運ぶべく、トスカナに向かう計画であった」 (*Ibid.*, pp.126-7.)。

<sup>8</sup> Manconi, *op.cit.*, p.305.

は、ミラノを除きイタリアではごく一部の地域で断片的な形で発見されているに過ぎない。すなわち当時のペスト大流行に関する回顧録的な著書や書簡の中に見出されるごく断片的な言及がそれであり、しかもそのほとんどが、当時の支配層や知識層による否定的見解を踏まえ、あくまで流言の存在に触れるに留まっている。こうしたことは、近世イタリアの「ペスト塗り」が、魔女裁判や異端審問のように、特定の司法制度の下で行われた組織的な迫害を受けることが極めて稀であったことを示唆するものである。ただ現状においては、「ペスト塗り」がいかなる行政的な領域で、審問や制裁を受けたかという点についての地域間での多様性や格差は完全に明らかにされてはいない。従って、その出現の有無に関して断定的な言及はできないだろう。

コモの事例に関してペスト塗りの形跡を否定した C・ポッジの言及は、彼自身が当時の刑事裁判記録を吟味して出したものであったが、「これに類似するか若しくは消滅してしまった史料のなかに含まれていることもありうる」として他の史料における「ペスト塗り」出現の可能性を否定しなかった<sup>9</sup>。また、裁判記録の中に「ペスト塗り」を確認しようと試みた E・カーザの次の言及は実に象徴的である。それは、もしパルマの「ペスト塗り」が本物であったのなら、「法律家のひどいラテン語と最悪の俗語が混ざった一体何ページあるのかわからないような裁判の冊子において、後世の人々に知らしめるべく、かく云々の赤い髪の子とペストの粉末を撒き散らすふたりの男は(中略)絞首刑に処せられ、八つ裂きにされて罰の見せしめとして市内外にばら撒かれたのが見出されるであろう」<sup>10</sup>というものである。すなわち、裁判記録の種類が多岐にわたり、適切な記録が参照される確証が得られないばかりか、そもそもそうした記録は判読自体が極めて困難だということだ。

ところで、ペストの毒物投与と陰謀説のプロットの起源は、トゥキディデス

---

<sup>9</sup> Poggi, *op.cit.*, p.69.

<sup>10</sup> Manconi, *op.cit.*, p.127.

にある。ペロポネソス戦争時（紀元前 431 - 404 年）のアテネのペスト流行は、ペロポネソス人がピレオの泉に投じた毒物が原因であるという流言に関する逸話は、15 世紀のイタリアの著述に繰り返しとり挙げられ、広く普及した<sup>11</sup>。これと同様に、セネカの用いた「人為的ペスト *pestilentia manufacta*」という表現、リヴィウスによる毒物投与とペスト感染に関する一説は、16 - 17 世紀のペスト発生源に関する議論で有力な一説として頻繁に引用された。ただ、イタリアにおいて「ペスト塗り（人物）*untori, ungitore*、ペスト塗り（行為）*unzione*、ペストの毒 *unto, onto*、ペスト塗りをする *ungere, ongere*」という一連の語彙が用いられるようになるのは、16 世紀後半以降であった<sup>12</sup>。

ここで、「ペスト塗り *untore*」の語源とその歴史的推移を見ていくと、本来、*unto* は「油脂」であり、*untore* とは単純に「油脂を塗る者」という意であった。古典ラテン語においては、*Unctor* は「浴室で四肢に香油を塗る人」という用法がみられた。キリスト教時代に下ると、*unctio* の定義に「聖油」が加わった。それが、1348 年のペスト大流行以降、これまで香油や聖油でもありえた油脂 *unguentum* が、有毒の混合物質へと変移していく。M・ブロックの『王の奇跡』に興味深い件がある。この中世のペストの大流行を経た 14 世紀末、フランスではカルメル会修道僧ジャン・ゴランは、最高権力の伝達としての聖油儀式における聖油に関して、「聖ニコラの堂に聖瓶を奉安する。（中略）その油をもって王が塗油され、聖別される時、聖ニコラの胴体より溢れ出る油を塗られた者の病がたちどころに癒えるのと同じく、この聖瓶を注がれたる王の手に触れる瘰癧の病者はことごとく病癒えて健やかとなるからである。仮に、正統の王にあらざる者、あるいはしかるべき聖別を受けざる者が、この業に手を出

---

<sup>11</sup> Preto, *op.cit.*, p.5.

<sup>12</sup> *Ibid.*, pp.12-13.

すなら、たちどころに聖レミの病に罹る」<sup>13</sup>。聖レミの病とはペストを指す。このように聖なる油は、療癒の治癒と同時にペスト感染も可能にするものとなった。その後 16 世紀にはいと、出版物の普及とともに毒性を持つ物質としての *unto* に焦点が当てられ、「医学的」解釈のなかでの論議が活発に行われるようになった<sup>14</sup>。1530 年のペスト流行時のカザーレにおける裁判記録には、「ペスト塗り」行為 *untioni, ontioni* やペストの毒 *unto, onti* という一連の語彙が、1630 年の大流行時に匹敵するほど頻出していたという指摘もあった<sup>15</sup>。

紀元後直後から 1850 年までのイタリアの疫病史をまとめた『疫病年鑑』の著者 A・コッラディによれば、「病種や流行経路を考慮」して 17 世紀全般に断続的に発生したペスト流行を総合的にみると、それは紀元後最大規模の疫病流行であった。なかでも、1630 年のイタリア中北部を中心とした流行は、諸主要都市が人口の数割を失うという、その疫病史上最も過酷なもののひとつであった<sup>16</sup>。当時、各地で発生した「ペスト塗り」出現の流言と、ミラノにおける大々的な「ペスト塗り」狩りは、「ペスト塗り *Untore*」という語を否定的な意味で定着させる決定的な契機となったとみられる。

## 1 研究史と問題点の所在

先にも触れたが、ヨーロッパ中 - 近世における「ペスト塗り」と、魔女 - ユ

---

<sup>13</sup> マルク・ブロック著、井上泰男、渡邊昌美共訳『王の奇跡：王権の超自然的性格に関する研究－特にフランスとイギリスの場合』、刀水書房、1998 年、234, 239, 543 - 544 頁。

<sup>14</sup> *Ibid.*, p.5.

<sup>15</sup> Pola Falletti-Villafalletto, *op. cit.*, p.15.

<sup>16</sup> Alfonso Corradi, *Biblioteca di storia della medicina-annali delle epidemie occorse in Italia dalle prime memorie fino al 1850*, Bologna, 1865-1880, vol.II, pp.68-136.



ダヤ人 - ハンセン病者を対象にした陰謀説や大々の迫害との間には共通性がみられる。迫害や差別の対象となった社会のこうした「周縁者」に関する研究は、19世紀以降、非政治史的な歴史研究において史料の再発掘がすすめられる傾向があった。しかし、少なくとも当時のイタリアにおける疫病史研究は、その影響を強く受けたようには見えない。その後、1960年から80年代にかけてのヨーロッパ社会史研究の潮流のなかでは、はじめていくつかの動きがみられるようになる。そこでは、近世イタリア都市における「周縁者」というカテゴリーの制度的創出の過程と、その背後にある政治的意図や文化 - 社会的コンテクストを読み解く作業が、司法 - 社会制度や民衆文化 - 表象史研究のなかで行われた<sup>17</sup>。これ以前に「ペスト塗り」が、独立した研究対象としてとりあげられたことはなかった。

イタリアにおける「ペスト塗り」関連の叙述とペスト研究史には、次の5つの流れを汲み取ることができる。(1) 16世紀における「医学的」見地からのペスト解釈と、人為的 - 非人為的なペスト発生に関する論議(A・ブッチ、A・ポルト、L・ヴァイロ、B・コドゥロンキ他)、(2) 1630年前後の、「ペスト塗り」出現をめぐる対策法と裁判に代表される公文書、流行直後の各地の年代記や回顧録にみられる「ペスト塗り」の逸話(J・リパモンティ、B・バルバト、R・カッララ、F・ファブローニ、G・F・フィオケット、L・ギラルデッリ、A・マリアーニ他)、(3) 18世紀後半の、啓蒙主義思潮のなかでの「ペスト塗り」裁判の再考(A・マンゾーニ、P・ヴェッリ)、(4) 19世紀末から20世紀初頭にかけての科学技術や疫学の発達、植民地 - 対外政策の活発化などの影響を色濃く受けた研究(F・アッバ、G・アニエッリ、L・ビアゲッティ、E・カーザ、A・コラッディ、C・ポッジ、P・F・ブッフア他)、(5) 1960 - 80年代を中心とする政治 - 司法制度、表象 - 心性を重視した社会史的アプローチ

---

<sup>17</sup> C. Ginzburg, P. Preto, G. Calvi, R. Canosa, F. Cordero, C. Poni, M. Sbriccoli, C. M.

Cipolla らに代表される。

による研究（G・カルヴィ、R・カノサ、F・コルデロ、A・パストーレ、P・プレート他）である。

上の類型を踏まえて、問題の 1630 年以降の「ペスト塗り」関連の史料の性質と研究動向を、さらに具体的にみていこう。(2) の 1630 年のペスト流行時と直後は、関連資料が数量的に最も豊富な時代であり、その種類はおおむね次のように分類できる。まず流行直後にイタリア中北部の主要都市で相次いで出版された、ペスト流行当時の回顧録が挙げられる。これらは、著述家や専門的職業人、聖職者によって著され、その内容は、主として流行当時の各都市における被害の大きさと混乱、市当局とカトリック諸会派によるペスト対策活動内容、対策活動の従事者の自己犠牲的な貢献への賛美によって占められた。なかに「ペスト塗り」に触れるものもあった。

次に、当時の刊行もしくは未刊行の書簡がある。これは数量的にみれば回顧録や公文書とは比較にならないほど限られているが、「ペスト塗り」の真偽に関する同時代人（知識人、要人、衛生業務関係者）の個人的見解や心理状態、流言を知ることができる。たとえば、1630 年の C・アキリーニと A・マスカルディとの間で交わされた二つの書簡では、ミラノの「ペスト塗り」騒動に関して両者の否定的見解に基づく議論が展開された<sup>18</sup>。また、P・クレヴェッリは、ボローニャ在住のパレルトに宛てた書簡で、同年 10 月末のミラノで発生した「無数の霊の首領」が、ペストを撒き散らして「数百人の市民が犠牲となった」事態をみずから目撃したと述べ、その光景を驚愕をもって記している<sup>19</sup>。これに対して公文書としては、「ペスト塗り」に関連する対策諸法規と、その違反事例に関する裁判記録がある。そこには当時の「ペスト塗り」の定義やその裁判

---

<sup>18</sup> *Due lettere l'una del Mascardi all'Achillini l'altra dell'Achillini al Mascardi sopra le presenti calamità*, Bologna, 1630, pp.21-23.

<sup>19</sup> Ubaldo Mazzini, "Gli untori di Milano nelle novelle del tempo" in *Rassegna Nazionale*, Firenze, n.184, 1912, pp.523-524.

での詳細な証言、「陰謀説」の構成要素を見出すことが可能である。

(3) に該当するのは、啓蒙主義思潮を強く受けた 18 世紀後期の A・マンゾーニと P・ヴェッリ<sup>20</sup>による、1630 年ミラノの「ペスト塗り」裁判の考察にとどまる<sup>21</sup>。数量的には極めて限定されているが、両者が同裁判の事例を独立してとりあげ、裁判史料の綿密な検証を踏まえた批判的研究<sup>22</sup>という点で、20 世紀後半の社会史的視点からの「ペスト塗り」研究にとどまらず、イタリア法制史や犯罪史再考の動向に最も影響を与えたといえるだろう。またマンゾーニの代表的作品『いいなずけ (*I promessi sposi*)』は、近世イタリア都市におけるペスト流行の壮絶さと「ペスト塗り」の悲劇の印象を、その文学的脚色を通して後世に広く定着させた。

その後、(4) 19 世紀末から 20 世紀初頭までのペスト史研究の多くは、当時の社会科学、疫学の発達、あるいは植民地 - 対外政策の強化などの影響を色濃く受けたものである。それらは主として、当時の衛生学的、保健政策学的観点から(1)の資料の再解釈を行なったものであり、「ペスト塗り」に関する考察もまた「非科学的」現象として必然的に限定された。しかしそうしたなかで A・ヴェルガは例外的に、この現象と民衆の特殊な心理状態の関係に注目した。そして彼は当時の精神病理学的解釈から、これを「呼吸が緩慢になり睡眠欲や食欲が失せ、腸の蠕動運動が起こり括約筋が弛緩し身体の機能全般が不調にな

---

<sup>20</sup> 両者は、公私ともにチェーザレ・ベッカーリアと深い関係があったことはよく知られている。

<sup>21</sup> Alessandro Manzoni, *Storia della colonna infame*, Milano, 1840-42, *I promessi sposi*, Milano, 1840-42; P. Verri, *Osservazioni sulla tortura*, a c.di G. Barbarisi, Milano, 1985.

<sup>22</sup> Fausto Nicolini, *Peste e untori nei «Promessi Sposi» e nella realtà storica*, Bari, 1937; Giuseppe Farinelli e Ermanno Paccagnini eds., *Processo agli untori- Milano 1630: cronaca e atti*, Milano, 1988, p.181.

って」引き起こされる「譫妄状態」<sup>23</sup>としている。

(5) 1970 - 80年代には、逸脱行為や社会統制に関する歴史研究が発展し、ペスト流行は政治 - 経済 - 文化史的コンテクストから再考された。それはおおむね二つの研究傾向に分類することができる。前者は、そこでは広範な分野の古文書解読と検証を通して当時の民衆の日常生活や行動様式に接近する試みで、G・カルヴィ、A・パストーレがフィレンツェ、ナポリ、ボローニャの裁判記録や衛生局関連の古文書（報告書、書簡、疫病対策諸法規等）分析を行い、従来のペスト史研究とは対照的に疫病流行下の都市における民衆の日常生活の様相を解明するものであった。そこで発見された「ペスト塗り」像もまた、従来の研究史や叙述にあるそれとは異なる様相を呈していた。

これに対し後者は、ペスト対策行政の実態解明を試みるもので、C・M・チポッラがフィレンツェの事例をとりあげ、感染予防を目的に市民生活や宗教行事に制限を加える対策行政を行った衛生局と市民、教会勢力との間に激しい対立があったことを明らかにした。さらに民衆がパニックに陥り市内が著しく混乱したミラノについては、F・コルデロが政治的 - 心理的観点から、自らが判事でもあったR・カノサは都市側とスペイン側との覇権争いから、「ペスト塗り」現象を分析した。このふたりは従来の先行研究にみられる文化 - 社会的な要素を大幅に排し、当時の同市における政治 - 司法権をめぐる勢力抗争の思惑や勢力誇示の形態に着目したのである。さらに、P・プレートは『近代イタリアにおける疫病、恐怖、政治』（1987）において、「ペスト塗り」現象を「疫病史における逸話」という次元から切り離し、16世紀から20世紀までのイタリア各地における具体事例を収集し、検証した。これは今日に至るまで、「ペスト塗り」事例を単独にとりあげ、総括した唯一の研究である。

(5) の、すなわち 1990年代後半以降に、ペスト史研究で新たな試みが進

---

<sup>23</sup> Andrea Verga, “Delle forme particolari di delirio cui danno origine le grandi pestilenze”, in *Studi anatomici*, vol.III., Milano, 1897.

展した兆候はない。一連の研究史の動向と盛衰をたどっていくと、従来の研究では次の点が軽視ないしは看過されてきたことがわかる。まず、「ペスト塗り」に関する叙述や研究が、当時の政治背景やペスト対策の方針のみならず、関連する史料の性質や保存状態、解読の難易度に大きく左右されるという点。次にこれを踏まえると、「陰謀説」に至らず公的制裁を受けなかった、比較的多くの「ペスト塗り」がいたのではないかと考えられる点である。実際、先行研究によれば、1630年のペスト流行時に「ペスト毒を用いて殺戮を行ったペスト塗り」が確認され、裁判と刑の宣告、執行が行われたのはミラノのみであったと考えられる。これに対して「ペスト塗り」に関する記述の多くは、フィレンツェやナポリ、ボローニャなどの大都市を除き、当時のペスト流行の回顧録や対策法令集で、未確認情報として僅かに触れられるに留まった。

ところで、1630年のピアッツァ・モッラ裁判に代表されるミラノの「ペスト塗り」裁判は、当時から論議をよんでいた。今日に至るまで同地のペスト史研究では、この裁判にふれないものはない。それには、このミラノの「ペスト塗り」現象自体の事件性の高さ以外に、次の3つの要因が考えられる。第一に、当時のミラノの社会・政治情勢が大きく混乱しており、ペスト塗りにまつわるさまざまな事件や逸話が存在する点。第二に、それらが象徴する市内の民衆の一種の錯乱状態と「ペスト塗り」狩り、残虐な拷問や処刑との間に関係性を見出しうる点。第三に、この裁判の審問の口述記録は原本ではないにせよ、検証に値する状態で残されており、容疑者の拷問と長期の勾留を経て、裁判制度と司法関係者自身が「真実」としての「ペスト塗り」を捏造していく過程を克明に記録している点である。加えて、同地では一連のペスト関連の豊富な公文書が、「衛生局」の管轄下に集中していたという点は、史料発掘の容易さという点で非常に重要である。

これとは対照的なのがボローニャの事例であった。ボローニャの当時の衛生局は、通信や情報収集などを管轄するにとどまっていたため、公文書の種類と量は極めて乏しい状態にあった。A・パストーレによって発見された、1630

年のペスト流行時の刑事裁判記録における 10 件に満たない「ペスト塗り」の事例は、同年分として該当するおよそ 10 万ページにおよぶ構成と筆跡の難解な刑事裁判記録解読の結果であった<sup>24</sup>。パストーレの行った膨大な古文書の解読作業とそこで発見された新たな「ペスト塗り」事例という結果はごく例外的なものである。ミラノ以外の地域の「ペスト塗り」現象に関しては、ボローニャの事例と同様の史料不備や、史料発掘に伴う多大な労力とリスクが、新たな古文書発掘を鈍化させているという現状がある。

本章では「ペスト塗り」裁判に焦点を当て、「人為的ペスト」説や陰謀説に基づく「ペスト塗り」解釈傾向の最も強かったミラノの事例と、その傾向がみられなかったボローニャの事例を比較し、双方の裁判の経緯がどのように異なるのか、またその背後にある裁判制度、政治 - 医学的状況にいかなる差異があったかに着目して考察を進めていきたい。

## 2 ミラノのペスト塗りの事例

### 2-1 ペスト塗り対策と政治背景

イタリアの他都市と比較すると、ミラノとこれを含むロンバルディア地方には、1630年のペスト流行時の史料や研究が突出して多く残されている。とくに、ミラノの大々的な「ペスト塗り」狩りと、裁判、冷酷な刑の執行に関しては、当時からこの地方に留まらず、イタリア各地で繰り返しこの事件が取り上げられ、論議の対象となってきた。当時のペスト流行は、ミラノ市内で 1629 年の 10、11 月ごろから 1630 年の 12 月まで、郊外農村地帯では翌 1631 年まで続き、その間に総計 86,000 人が死亡した。この犠牲者数は他の諸都市と比較すると高

---

<sup>24</sup> Archivio Stato di Bologna, Tribunale del Torrione(以下 ASB と略), atti processuali.

く、これに匹敵したのはヴェネツィアの市内で 94,236 人<sup>25</sup>、同共和国全体で 50 万人<sup>26</sup>という事例にほぼ限られるといえる。とはいえ死亡率という観点ではクレモナ、マントヴァ、パルマ、モデナのように、都市人口への壊滅的な打撃がミラノ以上であった中堅都市も少なくなかった。

ミラノ大公国は 16 - 17 世紀を通じてスペイン支配下にあり、最高権力者の総督 *Governatore* の直下に、これに次ぐ軍事担当のカステラーノ *Castellano*、財政担当の大書記官 *Gran Cancelliere* が置かれた。これに対して従来の都市勢力としてはセナートと 70 人議会があったが、スペイン側の介入のひとつであった 1581 年のトマール令によって、都市側の勢力や権限は著しく弱体化した<sup>27</sup>。また、ペスト大流行直前の 1629 年 8 月末まで、ミラノ大公国の軍事と財政の最高権限はスペイン人総督ドン・ゴンザロにあった。しかし彼はモンフェッラートの戦乱に従軍し、またペスト感染を回避するためにミラノを離れた。この戦乱による交戦や行軍の略奪、破壊行為が続いたことで、ロンバルディア地方一帯は著しく荒廃したといわれる<sup>28</sup>。また、外国勢力による支配と軍備維持のための重税は、人々を搾取するものとして、民衆のスペイン人総督に対する不満を募らせた。

当時の市内では、この民衆の不満を象徴する次の 3 つの事件が発生していた。

---

<sup>25</sup> Cfr. Angelo Antonio Frari, *Delle peste e della pubblica amministrazione sanitaria*, Venezia, 1840.

<sup>26</sup> Corradi, *op.cit.*, p.63.

<sup>27</sup> Romano Canosa, *Storia dell'inquisizione in Italia. Dalla metà del cinquecento alla fine del settecento Napoli e Bologna la procedura inquisitoriale*, Vol.V, Sapere 2000, 1990, pp.15-25, 112-113.

<sup>28</sup> Roberto Bergadani, "La peste del 1630-1631 in alcuni villaggi del Piemonte", in *Rivista di storia, arte, archeologia per le provincie di Alessandria e Asti*, LVII-LVIII (1948-49), pp.6-8.

まず、前年の飢饉を発端とする 1628 年の 11 月初頭の民衆の暴動である。これは当局の監視下にあったパン製造の工程で、原料に不正な混ぜ物がされたり小麦が外国に横流しされているのではないかという疑惑の流言が原因であった。次に、この暴動の首謀者に対して刑罰が執行される前日の翌 1629 年 8 月末、ミラノ市を離れようとしていた総督ドン・ゴンザロに対して、民衆の暴言や投石事件が発生した<sup>29</sup>。さらに当時、民衆の間では総督自身が人為的にペストをひろめているという噂も広まっていた<sup>30</sup>。この噂の背景には、周辺地域で戦乱が絶えない当時のミラノの政治情勢、外国人である総督の素性と行動、そしてペストは外国軍の行軍や大国の侵略の陰謀によってもたらされるという当時の有力な社会通念、これらの一致があったとみられる。

ミラノのペスト流行が 1629 年の 10 月から始まることを考慮すると、その直前に総督ドン・ゴンザロがミラノを去ったこと、ペスト流行とともに社会的混乱を悪化させ、外国支配に対する民衆の不満を増幅させたといえる。こうした状況下で、急遽ゴンザロの後任となったスピノラの政治力および都市勢力への影響力の弱さは否めず、そのことはかえって反動化した社会統制となってあらわれた<sup>31</sup>。

衛生局は、本来都市勢力のセナートの配下であり、スペイン側とは競合関係にあったはずだが、その都市勢力が主導する衛生局のペスト対策と、スピノラの反動的な社会統制とは必ずしも相反しなかった<sup>32</sup>。なぜならペストの拡大阻止を目的として市民の行動や私的所有権を制限する政策、およびペストの毒を人為的に撒き散らす「ペスト塗り」の追及には、いずれも強力な権力行使を必

---

<sup>29</sup> Canosa, *op.cit.*, pp.30-34.

<sup>30</sup> Cordero, *op.cit.*, p.7.

<sup>31</sup> *Ibid.*, pp.77-81.

<sup>32</sup> Fausto Nicolini, *Peste e untori nei Promessi Sposi e nella realtà storica*, Bari, 1937, p.71.



要としたからである。このように、飢饉、戦乱、外国支配とペスト流行がもたらした総督に対する民衆の不満や反感、そしてその暴徒化に反映された政治的権威の失墜、こうした状況の打開は、衛生局がペスト対策を進める上で、またスペイン側が失墜した権威を取り戻す上で、両者に共通する重要な課題となっていた。

ところで、ミラノの衛生局 *Tribunale di Sanità*<sup>33</sup>は1534年にセナートによって創設された。局長の任期は一年間で、セナート議員から選出された<sup>34</sup>。1629 - 30年のペスト流行時には、1629年にG・B・アルコナーティ、1630年にM・A・モンティ、同年8月初頭の彼のペスト感染死により、後任にG・ヴィスコンティが局長に任命された。そのなかでアルコナーティとモンティはセナートの一員であり、このこともまた都市勢力側の行政機関としての位置付けを示唆しているといえる。

通常衛生局は、市内の清掃、食料や産業の衛生面からの管理等の基本的な保健業務を行っていた。ペスト流行時には対策行政を全面的に担当し、感染回避のための都市封鎖に伴う街の城門と隔離病棟の管理、街から避難した七十人委員会の委員に対する罰金をはじめ、権限を大幅に拡大した。当然、「ペスト塗り裁判」に代表される対策諸法規への違反者の処罰も、衛生局の裁判所を通じて行われた<sup>35</sup>。

一般的に、ミラノ当局によってとられた「ペスト塗り」をめぐる大量の逮捕者、裁判、処刑という措置は、その实在説が民衆だけでなく、知識 - 支配層に

---

<sup>33</sup> “*Tribunale di Sanità*”は、直訳すれば「衛生裁判所」であるが、その機能から見る限り、権限や活動領域は司法領域に留まらないので、「衛生局」と訳した。

<sup>34</sup> Francesco Novati, “Milano prima e dopo la peste del 1630 secondo nuove testimonianze”, in *Archivio Storico Lombardo*, XVIII, anno XXXIX (1912), p.25.

<sup>35</sup> Canosa, *op.cit.*, pp.112-113.

よっても支持されていたことによると指摘されている<sup>36</sup>。なかでも当時のミラノで有力な知識 - 支配層であった、宮廷歴史家G・リパモンティ、衛生局専属医師A・タディノ、枢機卿F・ボッロメーオらの政治的、文化的影響力の大きさと、彼らが主張した悪徳や悪魔信仰との関わりから説明される陰謀説、それによって広められる「人為的ペスト」説の関係はこれを象徴するものであった。

ミラノにおける最初の「ペスト塗り」騒動は、同地で最初に感染者が確認されてからおよそ半年を経て、1630年の春季に発生した<sup>37</sup>。これについては同年5月21日に衛生局の公文書管理担当者から総督A・スピノラに宛てて、5月17日から18日にかけて深夜に発生した「ペスト塗り」騒動が報告された。これについては、5月21日付けの司教座聖堂参事会員であったF・M・ボッロから、サント・ステファノ地区の衛生局代表者シモーネ神父への書簡でも言及されている。「ペスト塗りの詳細についてですが、それは残念ながら本当の話です。といたしますのも金曜日の晩に、街の十字団の行列がいつものようにドゥオモで儀式をしていたところ、やにわに騒動が起きすべての守衛らが大きなるうそくの火を消して、〈外へ、外へ、外に出て下さい。でなければ全員死んでしまいます、手すり、台、聖水盤には触れないで下さい〉と叫び始めたのです。(中略) こうして教会内の人々はすべて茫然自失、半死の状態に逃げ惑いました。のちに、遠くに逃げ去った十字団やその他の人々は戻ってきたものの、一連の光景がどのようなであったかは、御察しになられるでしょう。」このように当時の混乱を描写している。

---

<sup>36</sup> Nicolini, *Peste e untori nei «Promessi Sposi»* ...,pp.181-215; P. Preto, *op.cit.*, p.15.

<sup>37</sup>ミラノで最初に「ペスト塗り」が出現した日については、ジュセッペ・リパモンティ、アレッサンドロ・タディノがそれぞれ著した当時のペスト流行の代表的な回顧録での二説と、当時の衛生局の報告書の一例の計三説がある。リパモンティは、同年の4月22日、他方、タディノは、6月に生じた事例を最初の事例とした。しかし、後者の二説は、マンゾーニをはじめ、シオリ・レニャーニ、プレートらが誤まった情報として否定した。

この騒動の直後から翌 18 日の終日にかけてドゥオモは閉鎖され、医師、外科医、刑事裁判所書記官らによって現場の取り調べが行われた。その際、「黄褐色」とも「複雑な色をしており、黄、紺碧、黒、白色を帯びていた」ともいわれる物質が発見されたり<sup>38</sup>、「事件当夜にドゥオモの門を閉めた守門は、今夜死亡し」たりした。そこでは、「ペスト塗り」行為の典型的な類型のひとつである、戸口へのペストの毒の塗布と、これに触れた守門の死との関連性が暗示されている<sup>39</sup>。

この事件の翌 22 日に、早速「ミラノ市の門戸、錠前、壁にペスト塗りを行う者に対する法令」が出された。この法令の特徴はふたつある。第一に、ペスト塗り行為の禁止や処罰よりもむしろ、密告や通報の奨励による「ペスト塗り」発見の促進が謳われている点。第二に、いまだ「ペスト塗り」行為によって人為的な流行拡大が引き起こされるという見解は公認されていない点である。このことは、1630 年 5 月時点の公示で「黄色や白色の物質によるペスト塗りは、すでに本国の多くの地域に流行しているペストをさらに拡大させるために行われたのではないかという疑いや、多くの悪影響と公衆の保健に対する有害な支障に対する懸念は、ミラノ市民の心に大きな恐怖と驚愕を引き起こした」<sup>40</sup>と言及されるに留まっていることから明らかである。

同年 6 月 13 日には、先月の「ペスト塗り」対策令が再公布された。また、前掲のボッロの 6 月 28 日付けの新たな書簡では、次のような惨状が記された。「この哀れな我がミラノ市において、事態は日々悪化し、一日に 350 人から 400

---

<sup>38</sup> *Cfr.*, P. Preto, *op.cit.*, p.36.

<sup>39</sup> Emilio Sioli Legnani, “Cinque lettere inedite sulla peste di Milano del 1630” in *Rassegna della letteratura italiana*, Anno 68°, Firenze, 1964, pp.400-403.

<sup>40</sup> Archivio Storico Civico di Milano, *Materie*, 349, Archivio dell’Ospedale Maggiore di Milano, *Archivi speciali. Miscellanea*, v, varia, c.81, cit. in Giuseppe Farinelli e Ermanno Paccagnini eds., *op. cit.*, p.55.

人が死んでいく状況」にある。そして、「(街を取り囲む城壁の) ティチネーゼ門ではペスト塗りが発見され、その首謀者は理髪師 *barbieri*<sup>41</sup>であり、自らペスト塗りを行ったり、月 200 スクーディで他の者にそれを行わせていた」<sup>42</sup>。この「首謀者」こそが、マンゾーニの『名誉剥奪の碑の物語 (*Storia della colonna infame*)』によって、当時の「ペスト塗り」狩りの最も悲惨な裁判事例として広く知られるピアッツァ - モッラ裁判のジャンジャコモ・モッラである。

## 2-2 ペスト塗り裁判と裁判記録

ピアッツァ - モッラ裁判記録は、「ペスト塗り」容疑で逮捕され裁判にかけられた被告人グリエルモ・ピアッツァ、ジャンジャコモ・モッラ、そして証人たちに対する審問の口述記録である。原本は紛失が確認されているが、複製テキストとしてはマニュスクリプトと活版のものに加え、弁護 *Defensiones* の記録の有無、完全版あるいは摘要、複製テキストをさらに複製したものなど全 7 種が現存する。G・ファリネッリによる文献学的調査では、各種の複製テキスト間でページの重複やページ番号の相違、記録部分におけるアルファベット表記などに微妙な違いがあることが指摘されており、原本に最も近く信憑性のある資料は口述記録の原本の摘要のマニュスクリプトと活版による 2 種類の複製テキストであると考えられている<sup>43</sup>。

グリエルモ・ピアッツァはモッラに先立ち、6月 22 日にペスト塗りの容疑で逮捕された。これ以後、両者は拘留されながら衛生局の裁判所で断続的に審問を受け、7月 25 日 (27 日という説もある) に死刑判決、8月 1 日に処刑さ

---

<sup>41</sup> 外科的処置も行う職種であり、当時のペスト対策に関連する作業を担っていたと考えられる。

<sup>42</sup> Sioli Legnani, *op.cit.*, pp.406-407.

<sup>43</sup> Giuseppe Farinelli e Ermanno Paccagnini eds., *op. cit.*, pp.150-157.

れた。事件の発端となるのは、聖アレッサンドロ教会のナザリオ・カステイリオーニ神父が目撃したという、6月21日に発生したペスト塗り騒動に関する報告であった。そこで神父は、現場近隣の住人による騒動と「わらに火をつけて家々の壁を焼いて回る」消毒作業を目撃したと述べた。この証言の記録に携わった書記官と長官 *capitano* は、現場に赴いて事情聴取をおこなったところ、「理髪師ジョヴァンニ・ジャコモ・モッラの家の戸口の周辺が新たなペスト塗りによって汚されているのが発見された」。この時点では、モッラは自宅にペスト塗りを受けた被害者だったことがわかる。2人目の証言者はペスト塗りの被害者の娘で、召喚されて短い証言を行ったが犯人像には触れなかった。しかし3人目のカテリーナ・トロカツァーニの証言で、状況は一転した。彼女は6月21日の朝「8時の鐘がなって間もなく、通りを見下ろす位置にある私の部屋の窓から、四辻のほうを眺めていると、黒いコートを着て黒い帽子を目深にかぶった男が、何か書いてあるような筒状に撒いた紙を手にしてこの脇道にはいってくるのを見たのです。(中略)そして(彼が)壁のいたるところに手を伸ばしているのを見ました。そこで、これはもしかすると先日(家屋や街の城)壁にペスト塗りを行った一味かもしれない、という考えがよぎったのです」。さらに例の男は「引き続き家屋の壁面に手を触れ続けて、ペスト塗りが確認された家の手前までくると、再びもとの道をひきかえし、(中略)通りで出会った他の男に挨拶を交わした」。そこでカテリーナは、「壁の周りでまったく気に食わない行動をとっていた」この男が誰であるかを、彼が挨拶を交わした他の男に尋ねたところ、それがこの地域の衛生局員であること、すなわちグリエルモ・ピアッツァであることがわかったのである<sup>44</sup>。

4人目の証言者の女性は、朝起きると通りに多くの女性が出ていて、壁を汚されたと騒いでいるのを窓から目撃するにとどまった。5人目、その母親であるオッタヴィア・ペルシチも、黒ずくめの身なりの長身の男の怪しげな行動に

---

<sup>44</sup> *Ibid.*, pp.183-185.

ついて証言したものの人物を特定することはなかった。6人目は、「ペスト塗り」の嫌疑で告訴されたピアッツァの義兄弟であったが、常套の単純な質問のみであった。7人目の証人ピエトロ・プリチェッリは、先のカテリーナの証言に登場するピアッツァと通りで挨拶を交わした当人であった。彼は当日の朝7時半ごろ起床してミサに行き、帰りに「長身で痩せてサージ織りの黒い服装、すなわちハンガリー服と、黒い外套、フランス風の帽子をつけた名前は知らない男」と出会ったと証言した。

以上の7人の証言を総合すると、6月21日に発生したペスト塗り騒動は2人の女性による当日朝8時頃の怪しげな男の行動の目撃証言に始まり、午前10時ごろのペスト塗り疑惑による屋外での女性たちの騒動、「昼の2時ごろの、黄色いペスト毒と思われる物質の確認と炎による消毒行為」を経て、少なくとも夕方6時ごろまで続いていたことがわかる。全員の証言内容は断片的で、外国風の外観や壁に手を触れるという行動の怪しさに象徴されるような犯罪者像の描写に終始した。そのなかに「ペスト塗り」の实在に核心に触れるものはない。

しかし、一連の証言の行われた6月22日に、ピアッツァは逮捕された<sup>45</sup>。ピアッツァの目撃者らの受けた「黒服の怪しげな男」という外観の印象は全員に共通していた。なかには「ハンガリー服」、「フランス風の帽子」といった具体的な現実描写があった。外国人、あるいは外国人風であることはいずれも、未知の敵としてのペスト像、ことに外部勢力との癒着と陰謀への加担という「ペスト塗り」像の最も普及したプロトタイプであった。G・カルヴィはこれを、「不明瞭な周縁性が担う否定的な魔術作用」と解釈している<sup>46</sup>。

ピアッツァに対する十数回の審理は、逮捕から死刑執行まで6週間近くに及んだ。長期の拘禁に加え、毎回の審問で加えられる拷問、審問官の誘導尋問、

---

<sup>45</sup> *Ibid.*, pp.183-188.

<sup>46</sup> Giulia Calvi, “L’oro, il fuoco, le forche la peste napoletana del 1656”, *Archivio Storico Italiano*, CXXXIX (1981), pp.423-424.

さらに証言者や他の被告人による放逸な証言の繰り返しによって、ピアッツァの精神、身体的疲労は極限に達していったと考えられる。裁判記録には、審問官の質疑と証言者と被告人の返答以外に、執行された拷問の詳細や被告人の悲鳴までが記録された。6月22日の最初の審問で「真実を言うよう誓いを立て」拷問が行われ、つるし上げられながらの取り調べが行われた。苦痛によってピアッツァの返答は大いに乱れたが、それでも「ペスト塗り」行為への関与に関しては、「自分は何も知らない」と言い続けた。この日の記録は次のような文言で締めくくられた。「しかし、(ピアッツァが)何も知らないと言い続けるので、新たに拷問台に吊り上げて、かなりの時間放置していたが、何も明るみに出なかった。拷問台から下ろすために縄を解き、元に戻した」<sup>47</sup>。

6月25日に行なわれたピアッツァに対する2回目の審問記録の冒頭は、新たな拷問を命じる文言で始まった。一定の形式的な審問の後に審問官は次のような発言をしている。「(加えられる拷問が)たとえ軽いものであったとしても、責め苦にあってもなお真実を言おうとしないのは、信じられないようなことをたくさん行ったからではないのか。真実を得るためには、再び縄に縛り付けてより厳しい責め苦を行うであろう。真実とは間違いなく自ら出てくるもの、告白されるものであり、その他のなにものでもないのだ」。これに対して苦痛のあまり「今、今すぐに私をつるし首にしてくれという以外に何と言えましようか」と叫ぶ。このピアッツァの反抗的な返答によって再び拷問が始められ、以後23回の返答は、ほぼ全部が悲鳴やわめき声で占められた。そしてこの日の記録の末尾にも、前回とほぼ同様に拷問の効果がなかったことが記されて終わる<sup>48</sup>。

翌日、3回目の6月26日の審問でピアッツァの態度は一転した。冒頭で審問官は、「法定の権限外 (estragiudicialmente) (傍線は筆者) で、貴方は判事と書記官の前で、〈ペストの毒を作りそれをもって何度もこの街の門戸や家屋や

---

<sup>47</sup> Giuseppe Farinelli e Ermanno Paccagnini eds., *op. cit.*, p.193.

<sup>48</sup> *Ibid.*, pp.193-198.

掛け金などの金具にペスト塗りを行ったのが誰であるのかを知っている」と証言したことについて」尋ねた。これに対してピアッツァは、「ペストの毒は、理髪師が私に与えました」と答え、この人物の氏名、住所、与えられたペストの毒の形状、彼との交友関係、共謀者、ペスト塗り行為の代償としての金銭の受領、さらには、「ペスト塗り」行為の実行にあたって自らをその毒気から保護するための「水」の存在、その受け取り時の状況などを次々と証言していった。この「法定の権限外」という表現は、少なくとも、ピアッツァの審問においてはこれが初出である。しかし、この日から彼の証言の趣向が一転するところから察する限り、審問時の拷問以外にも、「真実の告白」のために何らかの工作が行われていたことが推測される。

それ以降、死刑が宣告される1ヶ月後の7月27日<sup>49</sup>まで、審問官の誘導尋問に対してピアッツァは、巧妙なペスト塗りの陰謀、何人もの共謀者の存在、ペスト毒の具体的な原料と製造工程を述べていく。当然、そのほとんどが他の人々の証言ばかりでなく、本人の前後の証言とも始終食い違いをみせ、現実にはありえないものと化した。裁判記録からは、「共謀者」各人の証言内容の矛盾に関して、判事がとくに敏感な反応を示さなかったことがわかる。しかしそうしたなかでも、ピアッツァが突如前言を覆し、全面否定に戻る場面が幾度かみられた。この6月26日の審問では、「これまでこれだけひどい責め苦にあわされながら、なぜ真実を言わなかったのか」と問われ、「たとえ100年間吊るし責めにあわされたとしても、私は何もいえなかったでしょう。なぜならそれは話すことができなかったからです。先に、わたしが何か特異なことを尋ねられたときには、心ここにあらぬ状態だったので、答えられなかったのです」と返答する<sup>50</sup>。

---

<sup>49</sup> *Ibid.*, p.165. 裁判記録の原本のマニュスクリプトによる複製テキストでのピアッツァとモッラの死刑宣告の日付は、7月25日である。

<sup>50</sup> *Ibid.*, p.201.



7月1日、セナートからピアッツァとモッラに対して彼らの弁護のための3日間の猶予が言い渡された。3日後の7月4日に、ピアッツァの弁護人に任命されたG・B・チスラゴが裁判記録の閲覧を申し出ている。「弁護記録」は紛失しているのでその実態について明確な言及はできない。しかしその後の審問の経緯に変化がなかったことから、実際に弁護が行われたのかは疑問が残される。というのも、7月2日にはモッラの弁護人に任命されたマウロという人物が、任務の辞退を申し出ているからである。その理由は「以前には刑事裁判所の書記官をしており、弁護を引き受けるのには適していないからです。また、わたしは検察官でも弁護士でもないから」であった。マウロは、「適切な処置を与えるために」モッラと話をした結果、「彼は自分が罪を犯しておらず、証言は責め苦のためであると躊躇なく述べ」、マウロの任務辞退の意向に関してモッラは、「少なくとも裁判長が他の弁護人を手配するのではないか、このまま弁護なしに死んでいくことは受け入れがたい」と述べたことを報告している<sup>51</sup>。ここでモッラによってもまた拷問による偽証が告白されるが事態に変化はなく、このあと新たな弁護人が任命された形跡はなかった。その後、7月27(25)日にモッラとピアッツァに対して死刑判決が下された。両者に対しては右手の切断、八つ裂き、焚刑公開執行に加え、名誉 - 財産剥奪が宣告され、8月1日に執行された<sup>52</sup>。

このように、人々の不確実な証言に基づく逮捕にはじまり、拷問による虚偽

---

<sup>51</sup> *Ibid.*, p.246.

<sup>52</sup> 複製テキストのマニュスクリプト版の裁判記録では、刑の執行日が翌日の8月2日となっているがこれは信憑性が低い (*Ibid.*, p.246.)。しかし、F・ニコリーニはこの説を支持している。(Fausto Nicolini, *La peste del 1629-1632*, in AA.VV., *Storia di Milano*, vol.X, Milano, 1957, p.546.) これに対して、マンゾーニは7月31日とした。(M. Benvenuti, "Come facevasi giustizia nello Stato di Milano dall'anno 1471 al 1763", *Archivio Storico Lombardo*, IX(1882), p.455.

の自白を通じて、ピアッツァは市内を巡回して対策業務を遂行する衛生局員から、ペストを撒き散らしてまわる「ペスト塗り」へと変貌した。当時ピアッツァのような下位の衛生局員は、感染状況の監視や感染者の収容、感染者の家屋封鎖、家財の差し押さえなど、ペストと直接接触する危険に加えて、これらの業務が市民の私的利害を著しく侵すものであったため、しばしば市民の憎悪や暴力の対象となった。ペスト対策に関わった衛生局員や外科医・理髪師が、その職業行為の持つ両義性から「ペスト塗り」告発の対象となる可能性は高かったのである<sup>53</sup>。

8月1日のピアッツァとモッラへの死刑執行や、翌9月初頭に発生した「およそ200人のペスト塗り嫌疑の囚人」の集団脱走事件は、ミラノの「ペスト塗り」狩りの異様な加熱と混乱を象徴するものであった。F・コルデロはこうした状況の一因を拷問が不正に行なわれた点に見出し、次のような指摘を行なった。それはピアッツァに対する審問では、セナートからの1回の拷問執行許可に対して実際には複数回行われ、当時の裁判制度における拷問の容認を考慮す

---

<sup>53</sup> 1630年4月に、衛生局裁判所からミラノ総督に宛てられた書簡では、感染疑惑のある市民の家財道具が大量で、それらの消毒作業が難航していること、ミラノ市民の「ほとんど暴動に近いような中傷、わめき声、威嚇、横暴な言動が、下級の衛生局員らを怯えさせて」いること、さらにこうした衛生局員に対する市民の反抗的態度を厳重に罰する法の発令とそれに伴う諸経費の必要性などが訴えられている。1630年のペスト流行時のフィレンツェでは、衛生局員が対策業務の遂行にあたって、市民から暴力や抵抗を受けたり、「ペスト塗り」として告発されるという事例があった(*Cfr.*, Romano Canosa, *Tempo di peste- Magistrati ed untori nel 1630 a Milano*, Roma, 1985; C. M. Cipolla, *Public Health and medical profession in the Renaissance*, Cambridge, 1975; *Contro nemico invisibile. Epidemie e strutture sanitarie nell'Italia del Rinascimento*, Bologna, 1986, Calvi, *op.cit.*)。

るにせよそれは違反行為だ、というものである<sup>54</sup>。とはいえ、裁判記録上ではこの許可に先行する初日の審問で、すでに拷問執行が確認される<sup>55</sup>。なにより、当時の裁判制度では、判事の自由裁量権や拷問の合法性が認められており、加えて不正が横行していたといわれる施行実態を考慮すれば、コルデロのいうように、拷問のあり方に着目して、裁判が不正に進行したという点にのみ、ミラノの「ペスト塗り」現象の特異さを説明することは困難である。

しかし、ピアッツァとモッラに対する死刑判決が、拷問によってもたらされた（虚偽の）自白に基づくことを考慮すると、裁判の進行過程における拷問の存在はやはり看過できない。ミラノの一連の「ペスト塗り」裁判では、何故過剰ともいえる拷問執行が行われたのか。そこには次の3つの背景があるようにみられる。第一に、トレント会議以降、17世紀全般にかけての教会法は、政治・社会的な側面への介入を強化する傾向にあったこと。第二に、そうしたなかで頻発したのが、被告人の権利を極端に軽視する異端裁判であり、その形態と、「ペスト塗り」裁判のそれとの間に多くの共通点がみられること<sup>56</sup>。第三には、当時の衛生局内の要人の立場がこれを裏付けている点である。これら三つの視点を念頭におくと、ミラノの事例の特殊性はより明確に説明されよう。

---

<sup>54</sup> Cordero, *op.cit.*, p.24.

<sup>55</sup> Farinelli e Paccagnini eds., *op. cit.*, pp.191-193.

<sup>56</sup> 宗教改革運動と教会法、その世俗化、政治家との関係については、プロディの次のような研究がある（*I sovrano pontefice. Un corpo e due anime: la monarchia papale nella prima età moderna, Bologna, 1982; Suggestioni (da H.J.Berman) per lo studio del ruolo del diritto papale tra medioevo ed età moderna, Bologna, 1982.*）。また16-17世紀ボローニャでは、刑事や民事の裁判所における公証人や陪席判事の汚職や、職務怠慢の問題が指摘されていた（Rita Mariani, *Criminalità e controllo sociale nella crevalcore del seicento, tesi di laurea discussa presso all'Università di Bologna, relatore Ottavia Nicoli, a.a.1990-91., p.34.*）。

ピアッツァ - モッラ裁判が行われた際に衛生局長であったM・A・モンティ<sup>57</sup>は、「ひとりで財務、書記、裁判官を兼任」し、「投獄されている犯罪者の取調べを行い、裁判を行うことに昼夜、労力を傾け」ていたとされる<sup>58</sup>。また彼を支える立場にあった衛生局内の2人の専属医師のタディノとセッタラは、「科学的」かつ悪魔信仰の観点から「人為的ペスト説」の強力な支持者であった<sup>59</sup>。たとえばタディノは、「マドリッドから逃亡した4人のフランス人がミラノで「ペスト塗り」行為を行おうとしている」という、ヴェネツィアでは取り合われなかった話を流言としては理解せず、その危険性をミラノ総督に対して警告した人物であった<sup>60</sup>。加えて、彼らの経歴からは、「ペスト塗り」を悪魔信仰や妖術使い、魔女といった「異端」との関連から解釈する傾向が見出される。衛生局長M・モンティ自身は教理聖省 *Sant'Ufficio* における顧問としての職歴をもっていたし<sup>61</sup>、1599年から1621年にかけて当時枢機卿であったF・ボッロメーオは、病と罪の関係性を執拗に主張して、ペストは神の怒りによるものとし、ペスト塗りが行くとされる「悪魔的な」行為への介入の口実を見出した。そして容疑者が罪の自白を行なう場合には、「あらゆる責め苦のなかでももっとも残忍な方法による拷問」を加えることを厭わなかったのである<sup>62</sup>。こうして彼は、妖術使いや魔女の嫌疑をかけられた7人に対する拷問と焚刑の判決を承

---

<sup>57</sup> 彼らは、当時の枢機卿F・ボッロメーオの後任となるマドリッド大使で高位聖職者のチェーザレの兄弟であった。

<sup>58</sup> Canosa, *op.cit.*, p.114.

<sup>59</sup> Nicolini, *op.cit.*, pp.140-141; Corradi, *op.cit.*, p.87.

<sup>60</sup> Corradi, *op.cit.*, p.85.

<sup>61</sup> Cordero, *op.cit.*, p.8.

<sup>62</sup> *IL Buon uso della paura, op.cit.*, p.78.

認した人物でもあった<sup>63</sup>。さらに医師L・セッタラは、1616年のカテリーナ・メディチに対する妖術使い嫌疑の裁判において「医学的」鑑定を行い、彼女が魔術を用いたということ、「経験的、実験的観点から」断定した<sup>64</sup>。加えて、ミラノでは16世紀半ば以降、毎年もしくは数年に1件の割合で、妖術使い、魔女、男色の容疑で断続的に焚刑による処刑者が出ていた。すなわち、「ペスト塗り」裁判を魔女や妖術使いの異端裁判に即して行うことが特殊ではないという素地があったともいえる。

ただ、たとえ彼らが魔術の存在を疑わず、今日では存在しえない嫌疑で人々を処刑台に送った経歴を持っていたにせよ、そうした判断もまた、当時の「科学的」、「医学的」、「実験的」観点から導き出されたものであることには注意しなくてはならない。実際、セッタラはすでに16世紀末から若き教員として、近世イタリアでもっとも医学の進んでいたパヴィア大学に籍を得ていた医師であったし<sup>65</sup>、彼と旧知の仲であったタディノとは、他の医師たちがミラノ市内でのペスト感染を否定したり疑ったりしている時点ですでに、感染の事実を警告していた<sup>66</sup>。また、タディノは同僚のカルカノとともに、感染者の死体を少なくとも3ブラッチャ<sup>67</sup>の深さの穴に石灰を撒いて埋葬することを提示し、郊外の農村地帯に設置された隔離病棟に、大人数が詰め込まれ、強烈な日照りや大雨による水害、劣悪な施設環境に置かれるなかで、死者が続出するような状

---

<sup>63</sup> のちに、この枢機卿F・ボッロメオの後任となったのはモンティの兄弟であった。

Nicolini, *La peste del 1629-1632...*, p.519.

<sup>64</sup> Preto, *op. cit.*, p.15; Cordero, *op.cit.*, pp.339-340.

<sup>65</sup> Giorgio Cosmacini, *Storia della medicina e della sanità in Italia*, Laterza, Roma, 1994, p.112.

<sup>66</sup> Alfonso Corradi, *op.cit.*, p.89.

<sup>67</sup> 「ブラッチャ」は腕の意であり、19世紀まで長さの単位として用いられた。1ブラッチャは約60センチ。

況を非難していた。これは、彼らがペストの原因を「瘴気」にあると考えたからであった。それ故、木材の樹脂を燃やして瘴気の「浄化」を行ったり、この瘴気による家財道具の汚染があるがゆえに感染防止のための外出禁止令は無意味であるとした。

また、彼らが対峙しなければならなかったのは、こうした科学的、医学的な誤認によって対策活動の効果がみられないペストばかりではなかった。フィレンツェやボローニャなど商業都市には概して見られた事態ではあったが、リパモンティが記したように、ミラノでもまた貴族や裕福な商人が、自らの利益に背くペスト予防策については遵守しようとしなかった。そればかりか、予防策を推し進めようとする彼ら2人のような医師こそが、ペスト流行について虚言を吐く祖国の裏切り者であり、敵であるとして民衆を煽動した。タディノとセッタラは衛生裁判所に対して、民衆だけでなくこうした貴族達に疫病対策法を守らせるよう監視の強化を要請した<sup>68</sup>。科学革命の過渡期においては、いかなる医学や科学的知識もペストの猛威の前には無力であったとはいえ、医師である彼らの瘴気説と人為的ペスト説は、このように多くの対立や齟齬を生じさせた。民衆はパニックに陥り、彼らのかたくなな熱意は、次第に、その「人為的ペスト」説を根拠に、「熱意があり、熟練し、果敢で、労を惜しまない」<sup>69</sup>タディノのような医師の関心を「ペスト塗り」に向かわせたと考えられる。さらに1590年に衛生局の再編が行われ、その権限が新たに拡大したことは、彼らの決断と行動を暴走させる一端となったといえよう<sup>70</sup>。

R・カノサは、一方で当時のイタリア西北部一帯（ロンバルディア・ピエモ

---

<sup>68</sup> Giuseppe Ripamonti, *De peste quae fuit anno 1630*, Milano, 1640, trad. It. Di Cusani, F., Pirotta, Milano, 1841, rist. Forni, Bologna, 1977, p.223, 228.

<sup>69</sup> Corradi, *op.cit.*, p.89.

<sup>70</sup> 衛生局の任務は食料の販売から都市の公私の空間の衛生状態の管理、さらには旅人や商人、宿営者、娼婦の監視に至った（*Cfr.*, G.Cosmacini, *op. cit.*, pp.112-13.）。

ンテ・リグリア地方)の戦乱と外国支配の影響、他方でペスト塗り裁判を行った衛生局裁判所機構を通して行われていたとされる都市勢力(セナート)の権力奪回の動き、これら2点に着目して、同市のペスト塗り現象の特異性を説明しようとした。この2つの指摘のうち、スペイン支配下の重税とモンテフェッラートの戦乱の進軍、さらに1627-28年の飢饉による国土の荒廃とペスト流行の拡大、ミラノ市内でのペスト流行、大パニック、「ペスト塗り」発生騒動の拡大といった前者の観点は、従来からの通説であった<sup>71</sup>。これに対してカノサ説の新しさは後者にあるといえよう。つまり、ペスト流行がもたらした「共同体の崩壊危機」に瀕して、これまで司法権を中心に限定的な権限しか持たなかったセナート側の勢力が、ペスト対策、なかでも「ペスト塗り」裁判の執行に積極的に携わることで、一時的に施政に関わる権限を拡大したという節に着目した点である。その上で、セナートの下にあった衛生局の一連の活動が、都市勢力側からの権力掌握誇示の一形態であったと、彼は解釈した<sup>72</sup>。

ミラノの事例だけが例外的な進展をみせたことを考慮すると、カノサの指摘するような政治的脈絡のなかに置かれていた当時のミラノの支配-知識層による人為的ペスト(*la peste manufatta*)説の支持が、同地のペスト塗り狩りの例外的な展開を生む一要因となったことは否定できないといえる。

---

<sup>71</sup> Pietro Verri, *Osservazioni sulla tortura*, Milano, 1997, pp.8-11; F. M. Ferro, *op.cit.*, pp.92-95: 著書の内容はおおむねA・タディノとJ・リパモンティによる1630年ミラノのペスト流行に関する同時代の回顧録からの引用で占められている。

Carlo Rosa, *La peste del 1630 a Bergamo nel racconto inedito di un notaio superstite, Bergomum*, 1930, pp.116-118; Nicolini, *La peste del 1629-1632*, in AA.VV., *Storia di Milano*, vol.X, Milano, 1957, pp.499-500; A. Viglio, “La peste del 1630 a Novara e nel novarese”, in *Bollettino storico per la provincia di Novara*, XXIII (1929), p.295.

<sup>72</sup> Canosa, *op.cit.*, pp.15-28, 111-113.

### 3 ボローニャのペスト塗りの事例

#### 3-1 ペスト塗りと政治背景

前節で論じたミラノの事例と比較して、ボローニャ市の「ペスト塗り」現象の「政治的」解釈を試みるとすれば、その政治体制とペスト対策行政に、次のような構図をみいだすことができる。当時のボローニャは、16世紀初頭の教皇ユリウス2世（在位 1503-13）の侵攻以来、独立都市としての地位を失って教皇領の一都市となり、本来の都市勢力側であるセナートと、教皇庁から派遣されたレガートが共存して政務を執っていた<sup>73</sup>。市政に伴う教皇庁側と都市勢力側の対立が存在しなかったわけではなかったが、その体制が混合政府（*Il governo misto*）と称されることからわかるように、17-18世紀は全般的に現状維持の風潮があり、両勢力の衝突や覇権争奪が明白に繰り広げられることはなかった。

1630年のボローニャのペスト流行当初は、セナート議員が市外に避難したことから都市勢力側の一時的な弱体化がみられた。当時、教皇特使であったバルベリーニ卿は教皇ウルバヌス8世（在位 1623-44、Maffeo Barberini）の甥にあたり、教皇とは近縁にあった。彼が感染を恐れて早々にボローニャをあとにしたのに対し<sup>74</sup>、後任のB・スパダ卿は常に同市に留まり、ペスト対策行

---

<sup>73</sup> T・ディ・ツィオは、混合政府期(1517 - 1798)の、ボローニャ市の刑事裁判所の機能に関して、当時、行政長官の配下であり、コムーネ政体に起源を有する旧体制の法曹界の実権が、教皇特使の下に移行するまでの経緯に着目した。そしてそこに、同市での行政長官と教皇特使との競合と権限争奪の過程が顕著に現れていると指摘した。（Cf. II-36a “Tribunale del Torrione” Registri di atti processuali (1531-1559), comp.Tiziana Di Zio)

<sup>74</sup> Antonio Brighetti, *Bologna e la peste del 1630*, Bologna, 1968, p.21.



政を非常に精力的におこなったと伝えられている<sup>75</sup>。そのことは、内政の大きな混乱を回避しただけでなく、歴史的な教皇と都市勢力との対立関係を緩和し、危機的状況のなかで市内にとどまった全支配層の結束を強め、関係を安定させたとみられる。また外交的にも、教皇領下におかれたことで比較的安定しており、目下の戦乱の懸念はなかった。

ボローニャ市のペスト対策行政の特徴として挙げられるのは、具体的な対策業務が各教区によって行われていた点である<sup>76</sup>。本来、同市の衛生局 *Assunteria di Sanità* はセナートによる都市行政の一部局として、外国との交信、情報収集、全般的なペスト行政方針の取り決めなどを任務としていた。市内での具体的な対策業務は各教区、また隔離病棟の業務は各会派の修道院の管轄で、伝統的な教会組織を中心にペスト対策の実務が行われた。このことは、ペスト流行に伴う「衛生局」機構の再編と拡大による、衛生業務に対する知識や労働意欲をもたない下位の衛生局員の大量雇用がもたらす混乱、衛生局員に対する市民の反抗的態度や憎悪の激化など、ミラノやフィレンツェで見られたような事例を防

---

<sup>75</sup> Cf. Brighetti , *op.cit.*; L. Da Gatteo, *La peste a Bologna nel 1630*, Forlì, 1930; Pietro Moratti, *Racconto de gli ordini e provisioni Fatte ne' Lazzeretti in Bologna e suo contado in tempo del Contagio dell'anno 1630*, Bologna, 1631; *Raccolta di tutti li bandi, ordini e provisioni Fatte per la Città di Bologna in tempo di Contagio Imminente, e presente, Li anni 1628, 1629, 1630, et 1631. Dedicata all'Emin.mo e Rever.mo Sig. Cardinale Spada Nel sudetto Tempo meritissimo Legato di Bologna.* Bologna, 1631.

<sup>76</sup> ボローニャ国立文書館所蔵の目録では、“II-23, Assunteria di Sanità”関連の古文書は、法令、一般公示と特殊公示、書簡、通達、各種証明書、18世紀の隔離病棟の指導要録、雑記類など全14項目に分類される。

ぐ結果となった<sup>77</sup>。また市政に少なからぬ影響力を持ち<sup>78</sup>、セナートとの政治

---

<sup>77</sup> C.M.チポッラ著、日野秀逸訳『ペストと都市国家』平凡社、1988年、60 - 61頁；同著、柴野均訳『シラミとトスカナ公』白水社、1990年、213 - 217頁；1630年のペスト流行時、ミラノ衛生局の医師は、「下町の狭い路地を通りぬけようとしたとき、下品でひどい言葉を浴びせられ、石つぶてまで投げられた」と報告した。また同年トスカナ大公国の一集落モンテルーポでは、公衆衛生の管理者に任命された当地の修道院長からフィレンツェの中央衛生局に向けて次のような書簡が送られた。「．．．（人々は）私と公衆衛生局の代表者たちを馬鹿にして、私が何の権限も持たないと噂を流したり、私に面と向かって教会にいるべきだ（教会外で公衆衛生の仕事などをするべきではない）と言い、．．．もし厳格な措置が守られず、私の出した命令が無視されるのであれば、私はこの任務を辞任するしかない」。そしてその12日後の彼の報告では「彼らはいろいろな委員会や閣下からの手紙は、私がでっち上げたものだという噂を振りまき、命令に背き、無視し、脅迫した」。またフィレンツェの中央衛生局から当地に派遣された外科医コヴェーリは、襲撃される恐れがあるために銃を持たずにはこの集落を訪れなかった。

<sup>78</sup> ボローニャ医師会が市政に影響力を及ぼすようになったのは、そのメンバーが次第に一定の名望家の家系において世代交代的に出されるような硬直性をみせるようになったという点にも原因がある。

的衝突を起こすまでになっていたボローニャ医師会（Collegio di Medicina）<sup>79</sup>がペスト行政に全面的に協力したことも、ペスト時の衛生行政における諸勢力の分裂が回避された、ひとつの要因であったといえる。

ボローニャでも「ペスト塗り」に対する警戒はみられた。はじめに 1630 年 8 月 27 日付けで、浮浪者が「ペスト塗り」行為に関与しているのではないかという疑惑から、市民を対象に 3 日間の外出禁止令が出され<sup>80</sup>、さらに同年 9 月 10 日には具体的な「ペスト塗り」対策法が発令された（参考資料 1 参照）。とはいうものの、前者はこの疑惑解明のための「調査」が目的であり、後者は人為的なペスト伝染という点よりはむしろ、人々の不安と恐怖を扇動する点にその行為の悪質さを強調するものであった。こうした法的措置の背景には、ボ

---

<sup>79</sup>ボローニャ医師会は、ボローニャの医師の職業団体として、すでに 14 世紀からその存在が記録上で認められる。同医師会は 1533 年に、ローマ医師会の管轄外に置かれたことによって、独自の権限で医療業務に関する民事、刑事両方の事件に関する審理と刑罰を含めた判決を行うことのできる独立した裁判所を擁するようになった。さらに同医師会は、都市における上部階層との文化的社会的関係の構築をすすめながら、セナートとの対立が表面化するような強い政治的影響力を有する権力集団へと変化していった。各種の医療業務に関しては、業種別に階層分化を行い、それらに対する監視を行った。（Edoardo Rosa, “*Medicina e salute pubblica a Bologna nel sei e settecento*” in *Quaderni Culturali Bolognesi*, IV (1978), p.10; Gianna Pomata, *Promessa di guarigione - malati e curatori in antico regime*, Roma, 1994. pp.3-5; Edoardo Rosa, *L’Assunteria di Sanità nella difesa della salute pubblica a Bologna durante il XVIII secolo in Famiglie senatorie e istituzioni cittadine a Bologna nel settecento*, Bologna, 1980, p.182.)

<sup>80</sup> この禁止令は、ボローニャ国立古文書館の衛生局法の分類のなかに所蔵されているフォリオ版によるものである。しかし『ペスト対策法令集』には収められていない。また、この法令施行の結果に関する記録も発見されておらず、実際に発令されたか否かの疑問が残される。

ローニャ医師会を筆頭に、セナートと教皇特使も含めた支配層による医学的見地からの「人為的ペスト」流行説に対する否定的見解と、調査を重視する原因究明の姿勢があった。実際、ボローニャ郊外でその事例が報告されたさいにも、大学の教授や医師らはセナートの要請により、人為的なペスト伝播は不可能であるということ、また「ペスト塗り」は存在しないとする宣言を出した<sup>81</sup>。

### 3-2 ペスト塗り裁判と裁判記録

前節のボローニャのペスト対策機構とその政治状況は、ミラノの事例とは対照的であった。とはいうものの、当時のペスト流行はボローニャ市内の人口の20~25%<sup>82</sup>を犠牲にした。すなわち、ペスト流行に対して進められた政治的結束が、感染の大幅な抑止をもたらすことはなかった。なにより当時の医学的水準では、ペスト予防や治療は不可能であり、ボローニャのように人口6万数千人を擁する中 - 大規模のいずれの都市においても、人為的に流行を回避することに成功したような事例はなかったという点は考慮に入れなければならない。

ボローニャの刑事裁判記録における「ペスト塗り」事例の発見には、次のような経緯があった。当時の流行からちょうど300年後の1930年に出版された著書で、ダ・ガッテオは1630年10月末の衛生局へのペスト塗りの発見と刑罰

---

<sup>81</sup> Fabio Martelli, “Bologna e la peste del 1630: un caso di “unzione” a Borgo Tossignano e la cultura politica e medica del XVII secolo nell’Italia Settentrionale” in *Strenna Storica Bolognese*, Bologna, 1991, p.213.

<sup>82</sup> Cfr., Pietro Moratti, *Racconto de gli ordini e provisioni fatte ne lazzaretti in Bologna e suo contado in tempo del contagio dell’anno 1630*, Bologna, 1631, p. 120; Athos Bellettini, *La popolazione di Bologna dal secolo XV all’unificazione italiana*, Bologna, 1961, p.29.; Corradi, *op.cit.*, p.64; Carlo M. Cipolla, *Fighting the plague in seventeenth century Italy*, Wisconsin, 1976, p.100.

の執行に関する報告書に基づいて、同市の刑事裁判記録の検証を行った。しかし、「そうしたペスト塗りと判断された人物は見つからなかった」<sup>83</sup>。ところが、それからさらに半世紀近くを経てA・パストーレによって行われたペスト時の司法と犯罪に関する研究では、同刑事裁判記録の検証の結果市内での5件、市外地域<sup>84</sup>でも数例の「ペスト塗り」疑惑の事例報告が確認され、それらはいずれも8月末から「ペスト塗り」法発令の直前の9月10日までに、告訴や報告が行われていたことが明らかにされた<sup>85</sup>。その後これらのなかで、市外地域の村落間の反目に関する事例を政治的背景に着目して分析したF・マルテッリは、そこで新たな「ペスト塗り」事例を発見している。一連の、ボローニャの「ペスト塗り」像は、ミラノのそれとはまったく異なる様相を呈していた。

ただ、ダ・ガッテオの指摘のように、ボローニャ市内を対象とした裁判記録では、少なくとも人物としての「ペスト塗り」は発見されておらず、またその記録上で「人為的ペスト」説を裏付けるような言及が含まれていないのも事実である。実際、市内については次の2件の「ペスト塗り」の事例がトローネ裁判記録の5758巻に記録されているが、いずれも戸口 - 金輪 - 油脂といった名誉毀損と汚損との関連で発生する「ペスト塗り」に典型的な要素がみられるものの、ごく簡易な告発に終わった。それらはいずれも、サン・プロコロ教区の役員によって8月30日と31日にそれぞれ行われた。前者は、次のようなどおり

---

<sup>83</sup> Da Gatteo, *op.cit.*, p.95. ガッテオのこの指摘が、9月10日のペスト塗り対策法への違反事例に関してであるか、あるいはペスト塗り事例全般に関してであるのかは明言されていない。

<sup>84</sup> この市内と郊外（市外）地域という地理的区分は、ボローニャの刑事裁判記録綴本の分類に基づく。

<sup>85</sup> Alessandro Pastore, *Comportamenti criminali ed epidemie di peste: Ginevra italiane del '500 e '600*, i corso di stampa negli Atti del convegno Città italiane dell'500 tra Riforma e Controriforma, Lucca, 1988, p.32.

である。

「サン・プロコロの教区役員は、昨晚、多くの家の戸口、また加えて、これらの家の戸口のところに掲げられていたキリスト像が汚損されたことを通報する。すなわち、公報に記載された場所の住人であるジョヴァンニ・アントニオ・ピッラ、サヴォネッロの通りのジョゼッフォ・プニャターロ、同上のとおり、ジャコモ・アウレッリの家々についてである。同上のとおりのコップ職人で聖アンブロシオのコンパニアのアロイシオ・ヴェネツィアーノのノック用金輪や錠前が何らかの物質で汚され、そしてヴェルラッコ・ヴェルラッキの（7語意味不明）... 油脂で汚された (*essere unto*) のが見出され、上述の家主らは、（一語不明）の束で火を放つと<sup>86</sup>、それらの油脂状の物質 (*detto unto*) が破裂音を出すのを見ました<sup>87</sup>。それはあたかも塩を火の中に投げ込んだときのような音であり、今となっては誰が犯罪者であったのかわからないというのが、（告発の全てであります）」<sup>88</sup>。

---

<sup>86</sup> 問題の物質に、火を放つ (*dare il fuoco*) という行為は、その物質の確認のためである。

<sup>87</sup> 「破裂音がするのを見た (*hanno veduto*) 」は原文ママ。

<sup>88</sup> *Comp.<sup>e</sup> Il mestrale di S. Procolo et denuntia che questa notte prossima passata sono stati imbrattati una quantità di porte, et anco le figure de Gesù attaccate a dette porte di dette Case , cioè una di Gio: Antonio Pilla habitante nel luogo delle bolette, di Gioseffo Pugnataro nella contrada della savonella di Jacomo Aurelli di detta contrada, unto il martelli et chivadura di Aloisio Venetiano bicchiraro di detta Contrada dalla Compagna d santo Ambrosio, et del s. Verlacho Verlacchi et per quelli si è visto sporcato essere unto et li sudetti Padroni habendoli dato il fuoco con li fassi di sci- hanno veduto, che detto unto schioccava che pareva fosse sale che fosse gettato nel fuoco et per hora non si sa chi siano sati li malfattori ch'è quanto... (ASB, Torrone, 5758, 28r. )*

もうひとつの件はさらに簡潔であった。「サン・プロコロの教区役員は、晩に、アンジェラ・ルカテッリ・(一字判読不能)メランテ夫人の家の戸口の金輪が汚されたこと (*imbrattato*) を通報する。それは、古いバターのようにであったと言われ、誰が犯罪者であったのかはわからないというのが (通報する) 全てであります」<sup>89</sup>。

双方の報告ともに証言者の召喚や犯人の特定のない1ページのみのごく簡素なものであり、その後取調べが行われた形跡もなかった。とりわけ後者の事例は、サン・プロコロ地区において一時的に高まったペスト塗り出現の緊張による連鎖的な反応であったと考えられ、報告は数行にとどまったばかりか、「ペスト塗りを行う (*ungere*)」のではなく「汚損する (*imbrattare*)」という語句が用いられた。

これに対して、「ペスト塗り」の身元が確認された唯一の事例は、給水場で手を洗っていた身分の高いミラノ出身の人物が、人々からその嫌疑によって投石や殴打を受け、彼らに捕えられたというものであった。この人物は、当時わずかに「悪霊によって惑わされ」たことを認め、直ちに釈放された<sup>90</sup>。このような裁判所の措置には、民衆の暴力行為を穏便に鎮め、同時にミラノの上流階級という重要な外交相手にも配慮する姿勢がみられた<sup>91</sup>。

---

<sup>89</sup> Comp. Il mestrale di San Procolo et denuncia che de notte è stato imbrattato l'anello della porta della Signora Angela Lucatelli Cmerante dicono che pareva butiro vecchio et non si sa li malefattori ch'è quanto... (ASB, Torrone, 5758, 79v.)

<sup>90</sup> Pastore, *op. cit.*, p.32.

<sup>91</sup> 1630年4月15日のペスト対策強化の公示では、大使館員や外国の使者といった要人に対してとるべき対応が説明された。そこでは、「たとえ、彼らを本国へ送還したり、隔離病棟に収容しなくてはならない場合でも、最大限の慎重さを持って対応するよう」注意が促された。( *Raccolta di tutti li bandi, ordini* , Bando del 15. aprile 1630, pp.48-56.)

市外地域で発生した数件の事例でも、家屋への汚損に関連するペスト塗り行為と、近隣地域<sup>92</sup>での事例の連鎖的発生という点では、市内の例との類似性が見出された。しかしボローニャの刑事裁判記録に残されたペスト塗り裁判のなかでも最大の進展をみせた事例は、意外な方向に展開していった。その発端はカステル・サン・ピエトロの郊外にある宿屋での、外国人による窃盗に関する報告で、「盗みと、ぶどうに対するペスト塗りを行うことに人々を導いた」数人が逮捕された事件である。審問の結果、この地域への「ペスト塗り」行為の伝播が確認された。しかしこの件に関して当時医師兼哲学教授であったA・マリアーニは、人為的ペストと断定するには、その要件に対する当局側の調査が不十分であるとして、自ら再調査に赴いた。彼は、典型的事例にみられる家屋の戸口や壁などにはではなく、ぶどうに「ペスト塗り」が行われたことに着目し、目撃者たちの集まりに出席して情報を収集し、その行為がペストとは関連性がないと断定した<sup>93</sup>。

その数日後、そこから10キロ弱の地域に隣接するカザルフィウーメと当時アルテンプス家ピエトロの飛び領地であったボルゴ・トッシニャーノにおいて、それぞれ「ペスト塗り」騒動が報告された。カザルフィウーメの行政官による9月8日の最初の告訴で、外国人の一団が戸口の差し金だけでなく、ぶどうやイチジクにもペスト菌を塗っているとまことしやかに言われ、ボルゴ・トッシニャーノの住民は、その不審な外国人たちを援護しているという疑いが示された。この二つの村落は、ペスト流行以前から対立していたが、両村落の境界線 - 領地争いに絡み、ペスト流行時に双方の地域で「ペスト塗り」行為の発生が報告され、証言者は一様に相手の村人による犯行の疑いを示唆したのである。

---

<sup>92</sup> 発端はカステル・サンピエトロで発生したが、その後、隣接するカザルフィウーメネーセとクロアラの反目に波及する。いずれもボローニャから2-30キロの地帯。

<sup>93</sup> Pastore, *Crimine e giustizia in tempo di peste nell'europa moderna*, Roma, 1991, pp.166-167.



この二つの村落での一連の証言は、都市の内部で生じた「ペスト塗り」の事例とはかなり異なるものであった。第一に、その目的は、同地での重要な農産物であるぶどうの汚染と、それによる損害を発生させるためと断定された点。すなわち、対抗集団に対する物的損害を目的とし、またそれが戦略的に行われたという点。第二に、双方の実行者の集団は、「外国語を話し」たり、「ドイツ人や妖術使いの振りをし」ており、いずれも外国人の外観を示していた点。しかし容疑者は突如、消滅あるいは変身して、追跡を逃れたと証言される点。第三には、「ペスト塗り」をめぐる両村落の疑念と対立が高まった結果、両者による数百人の武力対立にまで発展したとされる点である。

一連の証言では、「ペスト塗り、ペスト塗りを行う *onto, uongere*」という語句が用いられたが、それは陰謀の加担者をおもわせる外国 - 貴族風の怪しげな外貌で、「ぶどうに被害を与えた」行為について用いられており、ペストを人為的に広めることとの直接的な関連性はなかった。とはいえ、「妖術使いやペスト塗りであるというのは真実ではなく、単に民衆を驚かせ、混乱させるため」<sup>94</sup>の行為は、その目的を十分に達成したのである。当時、クロアラの 16 歳の少年や同地の行政官の妻は、遠方のぶどう畑に全身赤や黄色の服を着た人物がたっているのを発見し、近づくに牛だけがいたり、その足跡だけが残されたりするような奇怪な体験をした<sup>95</sup>。カザルフィウーメの行政官は、この両者の全面的な武装対立を「偽言」として却下し、レガートは、最初にペスト塗り行為を行ったとされるボルゴ・トッシニャーノの住人に対してボローニャに所有する財産の没収を言い渡し、この件を終結させた<sup>96</sup>。

ボローニャでは、8月末から9月初頭にかけて、市内外で同時期に発生した

---

<sup>94</sup> ASB, Torrione, 5764, 128r. cit in Pastore, *Crimine e Giustizia*, p.167.

<sup>95</sup> Pastore, *Crimine e Giustizia*, pp.169-170.

<sup>96</sup> ASB, Torrione, 5766, 301r-430v.; Pastore, *Comportamenti criminali ed epidemie di peste*, pp.165-171; F. Martelli, *op.cit.*, pp.217-228.

局地的なペスト塗り騒動をきっかけに、「ペスト塗り」対策法が公布されたが、その後「ペスト塗り」裁判は行われなかった。唯一、同年10月後半に郊外地区で発生した事例は、「12 - 13歳の少年」による「驚かし」のための「黒い石鹼によるペスト塗り行為を模倣する悪戯」であった。証言者は一様に「ペスト塗り」に用いられた物質が「黒い石鹼」であったと述べて、少年は釈放された<sup>97</sup>。

このようにボローニャには、ミラノにみられたような、人為的にペスト流行を促し、被害をもたらしたとされる「ペスト塗り」の現象は、存在しなかったとみられる。同市のペスト流行は7、8月全般にわたって最も過酷であり、8月中旬のミラノのペスト裁判の情報が入った直後から、住民の間では「ペスト塗り」に関する流言が飛び交うようになっていた。そうした状況のなかで、当局側の社会混乱を招くことを懸念して慎重な態度をとり、「ペスト塗り」に関して断定的な判断や法的措置を避け、司法制度上の手続きを一定範囲内に留めたことは、ボローニャ支配層による政治的判断であったといえるだろう。

ミラノの事例との違いは、「ペスト塗り」に対する一連の措置が、諸政治勢力のみならず有力な医師や大学教授の合意の下にとられた点、また法的措置についても、ミラノのように衛生局管轄の裁判所ではなく、刑事裁判所に持ち込まれた点にある。そこから明らかになるのは、当時のボローニャ支配層の懸念は、「ペスト塗り」やすでに市内に蔓延していたペストそのものよりもむしろ、流行が最も激しい時期と「ペスト塗り」に関する流言の流布が重なることで、民衆の恐怖や社会混乱が相乗的に高まることにあったとみられる点である。

実際、例の少年の悪戯の件を除き、すべての事例は9月初頭に出された「ペスト塗り」対策法に先立って発生していたし、対策法では「ペスト塗り」を真似る「悪戯」も、「真の」ペスト塗りと同様に有罪とされていたにもかかわらず、こうした事例が発生すると、それが石鹼を利用した少年の遊戯的行為であることが強調され、公的制裁は敢えて回避された。対策法は本来「ペスト塗り」犯

---

<sup>97</sup> ASB, *Torrone*, 5770, 63r-72v.

の逮捕が目的のはずであったが、ボローニャでは一方で司法制度上から、他方で医学的見地から、「ペスト塗り」と断定することを取えて回避する為の方策となった。それによって、この行為のもたらす社会的混乱が公的な場面へと発展することを、意図的に阻止したといえるだろう。

無論、当時のペスト流行時における、ペスト病因説が、必ずしも現代的な「医学的見地」に裏付けられていたわけではなかった。まさに 1630 年のボローニャで著者名なしで出された、『ペスト、チョコレート状出血 *giandusse*、点状出血の治療に関して』においては、ペストは、楽をして不正な利益を得るような歪曲した経済活動に対する「神の怒り」として位置付けられていた<sup>98</sup>。また確固とした医学的見地の不在は、第 1 章でみたように、当時の「汚物」をめぐる公示や触書の内容の吟味からも浮き彫りにされたとおりである。むしろ、ボローニャの「ペスト塗り」対策法の適用や裁判開廷までの過程においては、要人の判断や決定の曖昧さを特徴としているようにも見受けられよう。ボローニャ国立公文書館の衛生局シリーズにおける 1630 年の送付物 (*Recapiti di Sanità*) には、流行が幾分沈静化に向かいつつあったであろう 10 月に、医師が衛生局高官に宛てた送付物があった（全文は参考資料 2 参照）<sup>99</sup>。これは、衛生局や衛生局公認の医師による承認がなく、実体の知れない「粉末や油状の物質」が、市内で薬として売りさばかれており、これが重大な危険をもたらす可能性があるとして報告するものであった。

この報告の後、衛生局がいかなる判断を下したのかは不明である。しかし報告の主旨はあくまで、無認可の治療効果のない物質が薬として売買されていることを警告したものであった点は興味深い。なぜなら、複数の人間によって売

---

<sup>98</sup> Luigi Pucci, Lodovico Antonio Muratori: Dal paradosso della peste a quello della “Pubblica Felicità” in *IL Buon uso della paura ‘per una introduzione allo studio del trattato muratoriano del governo della peste’* Olschki, Firenze, 1990, pp.55-56.

<sup>99</sup> ASB, Assunteria di Sanità, *Recapiti di Sanità* - anno 1630, N.5.

買されていたのは、「粉末や油状の物質 (delle polveri e de gli unghenti)」とされたからである。これは「ペスト塗り」に用いられたとされる物質に対する形容と全く同一であった。ボローニャ中心にあるドゥオモのサン・ペトロニオ教会の正面入り口の階段において、「ペスト塗り」が用いる物質と同一の粉末や油状の物質が、おそらくはペストに対する治療薬 (rimedio) として売られていたこと。しかもこうした物質が効果のある薬となるか「重大な損害」をもたらすかは、物質自体というよりも、これを用いる者の正統性に依拠しているという点は、本章の冒頭で引用した中世のフランスの聖油に関する言及と重ならなくもない。

このように、ペスト塗りの一連の事例にせよ、この「偽治療薬」にせよ、物質そのものの毒性や効能よりもむしろ、行為の主体の外観や素性が、より着目されているということがわかる。そこには、一方で当時のペストに関連する医学的科学的理解の限界が示されているともいえるし、他方では医師の懸念もまた、こうした無認可の行為が都市の中心で行われ、都市住民に悪影響を与える点に向けられたといえよう。

## むすび

イタリア中北部の主要都市におけるペスト対策はおおむね共通しており、ミラノとボローニャにおいても然りであった。また 16 世紀以降の両都市は、いずれもスペイン、ローマ教皇といった強力な勢力の介入と支配があり、それによる都市勢力の弱体化がみられた点でも共通していた。しかし、1630 年のペスト塗り裁判に関連して、両都市のとった対応は大きく異なった。なかでも、社会的な混乱、「ペスト塗り」の「発生」とその規模、そして「ペスト塗り」対策に関して決定権を持つ要人の対応、これらの 3 点については対照的な結果がみられた。

ミラノではいずれも積極的な方向にあったといえる。すなわち、大きな社会

的混乱が生じ、「ペスト塗り」とされて多数の人々が告発、逮捕され、さらにそうした人々に対する要人の側からの対策や制裁も積極的に行われた。他方ボローニャでは、3点のいずれにおいても消極的な傾向がみられた。本章での考察の結果、「ペスト塗り」をめぐる両都市間の対照的な対応は、これに対する支配層の医学 - 文化的な認識、そしてこれを必要とするような政治的 - 社会的状況に、密接な関係を有するものと捉えられた。具体的には、以下のとおりである。

第一に、「ペスト塗り」現象を公的に断定あるいは否定する過程においては、実際に発生したその現象の影響の大きさや、目撃者などの証言の詳細さではなく、「ペスト塗り」自体に対する裁判官の認識の差異に、その決定要因がみられた。それは裁判制度上でみると、最初の段階ではペスト塗り事例の報告や告訴に伴い裁判を開廷するか否か、次の段階では審問に拷問を用いて意図的な証言を求めようとするか否か、という裁判官の裁量次第であった。第二に、上のような裁判官の裁量には、当時の「ペスト塗り」に関する公的な認識の差異と、政治的意図の少なからぬ影響が想定された。いずれの都市においても、対策行政の最上層部の意向が裁判の進展自体を左右していたが、なかでも「ペスト塗り」裁判の領域における彼らの影響力の強さと関与の度合い、また独占的な権限の行使が可能か否かに両都市間の差異がみられた。そして第三には、「人為的にペストをひろめる」人物としての「ペスト塗り」解釈と、それに基づく儀礼的ともいえる公的制裁（裁判と刑の公開執行）を必要とするような社会的混乱の有無である。群集の混乱状態の有無が、「ペスト塗り」裁判へと進展するか否かの分水嶺となっていたとみられる。ボローニャでは、民衆の混乱と恐怖を招くことが懸念され「ペスト塗り」の表面化が抑止されたが、ミラノではすでに民衆の間に数々の混乱が生じていた。またボローニャと比較してミラノ市は

より高い人口密集地であったと考えられ<sup>100</sup>、その封鎖は人々の心理的な極限状態をもたらし、贖罪の山羊の必要性を生んだといえるのである。

しかし現時点においては、「ペスト塗り」裁判をめぐる騒動に関する対照的な展開についての、両都市におけるこれらの3点の要素の相互関係や因果関係は、必ずしも明らかにされたとはいえないだろう<sup>101</sup>。そのなかで、「ペスト塗り」裁判の開廷に発展させるか否かについては、これに決定権を行使できる要人の判断に大きく負うものであったことは明らかであった。また、ミラノとボローニャでは、こうした決定権を持つ要人における、ペストの病因説としての空気汚染(瘴気)と人為的ペスト説への認識が対照的であったことはすでに見てきたとおりである。すなわち、第四の分水嶺としては、「人為的ペスト説」や悪臭と「瘴気」、瘴気と疾病の発生を関連付けるような、要人のペスト病因説に関する見解が、「ペスト塗り」そのものの是非をめぐる見解に直結し、その裁判が開廷されるか否かの初期の段階において明らかな作用を及ぼしたと考えられる。

---

<sup>100</sup> 1629年ミラノでは、地図製作者 Marco Antonio Brattereri が、本章でも度々登場した当時の枢機卿 Cardinale Federico Borromeo に対して、「ミラノ都市図 (Gran città di Milano)」を献上した。これにはほぼ全ての宗教的建造物と主要建造物が256の注釈を付して掲載されている非常に具体的なものである。これによれば、建造物が密集する楕円形の都市中心部は、最長の直径がほぼ、2.2キロ、最短でも1.8キロにすぎない。またこの地図によれば、この楕円形の地帯の外側にあり、都市の城壁に囲まれており、建造物がまばらにしかない変則的な8角形の一辺は、おおむね3.6キロ前後であった。この地理的条件に、当時およそ12万人の人口が密集していた。これに対して、ボローニャはおおむね六角形を形成する城壁に取り囲まれており、最短でも約2.4キロ程度、最長の部分では約2.9キロ程度で、当時の人口は6万数千人であった。

<sup>101</sup> ペスト流行時におけるボローニャの民衆の暴動やパニックなどの社会的混乱については、これに言及している資料がない。このこともが必ずしも同地の社会的安定を示すのに十分ではないことは明らかであろう。

本論では先に、ボローニャにおけるペスト病因説をめぐってごみに関する諸法規や触書の推移を吟味したが、汚物などから発生する異臭と「疾病」との関係については揺らぎがみられた。

冒頭で述べたように、従来、「ペスト塗り」とその裁判は、魔女と異端審問における魔女狩りや悪魔信仰、悪魔祓いというような、反社会 - 反キリスト教的行為とその公的統制と制裁といった構図のなかに組み込まれる傾向があった。むしろ、当時の「ペスト塗り」行為のプロットはそうしたところから派生したともいえるだろう。しかし 17 世紀初頭におけるこの現象は、ペスト対策からの逸脱行為であり、17 世紀から 18 世紀にかけて転換期を迎えていた医学 - 科学領域において解釈される問題でもあった。ミラノとボローニャの事例は、「ペスト塗り」現象がいかなる領域で解釈されるかの違いが、顕著に反映された結果であるともいえる。加えて、そこに関与する知識層と支配層との重複、あるいは相互に密接な関係が保たれる当時の社会構造で、この現象の政治性の強さは否定できない。実際、ミラノとボローニャの事例からは、教理聖省 *Sant'Ufficio* の判断に完全に依存する異端審問とは異なり、「ペスト塗り」行為の有する「反社会性」の度合いが、都市や国家単位での司法制度の状態、政治状況、医学 - 科学認識などによって決定されたという事実が浮かび上がってきたように見える。ただ、本章の考察の焦点はあくまで「ペスト塗り裁判」であった。このため、比較史研究としての基本的、あるいは古典的なプロセス、すなわち「ひとつあるいは若干の相異なる社会状況から、一見してそれらの中に一定の類似性が存在すると思われるふたつあるいはそれ以上の現象を選び出し、選び出された現象のそれぞれの発展の道すじをあとづけ、それらの中の類似点と相違点を確定し、そして可能な限り類似及び相違の生じた理由を説明すること」<sup>102</sup>、このうち「選び出された発展の道すじをあとづける」ことが、とりわけミラノの事例の政治的、制度的側面に関して脆弱であろう。これについ

---

<sup>102</sup> マルク・ブロック著、高橋清徳訳『比較史の方法』創文社、1978年、5－6頁。

での「道すじのあとづけ」は今後の課題としたい。

最後に、「ペスト塗り」は政治的現象であったと同時に、17世紀初頭から20世紀全般にかけてのその研究史自体に、「ペスト」や「ペスト塗り」に対する、ヨーロッパ（イタリア）のイデオロギーや政治背景の顕著な反映がみられたという点を付記したい。なかでも、グロテスクな「ペスト塗り」行為の非科学性とその要素に埋没しがちな「故意にペストを広める人物」としての「ペスト塗り」の存在の真偽に関する論議はその好例である。たしかに、「オリーブ油、月桂樹の油、サルヴィア、ローズマリーの粉末...」<sup>103</sup>の調合物によるペストの人為的な伝播は、医学 - 病理学的にみて明らかに不可能である。また、その裁判記録から察せられるように、ミラノのピアッツァとモッラに対する「ペスト塗り」裁判は冤罪であろう。しかしながら、現時点までの先行研究と史料から、かつてヴェルガが示唆したような、極限状況下の市民の特殊な心理状態と、「ペスト塗り」との関係性を完全に否定することも不可能ではないだろうか。

---

<sup>103</sup> 6月27日の審問におけるペスト塗りの物質の内容に関するジャコモ・モッラの証言。

Giuseppe Farinelli e Ermanno Paccagnini eds., *op. cit.*, p.222.



## 参考資料 1 : ボローニャのペスト塗りに関する公示

(家屋の)ドア、ドアの掛け金、そして市内のその他の場所、かつその郊外にペスト塗りが行われること、またその他のペスト塗りをひろめる行為、かつペストを繁殖させ、人々に恐怖を与える行為を行うものに対する公示

1630年9月10日ボローニャ市公布

誉れ高きボローニャ市の枢機卿ベルナルディーノ・スパダ卿殿には、日増しに、次のような報告が届けられるようになっている。それはまず大いに疑いあるものではあるのだが、こうした悪疫が発生している現在の時機において、ドアや差し金や市内と郊外のその他の場所で、神への畏敬の念と慈愛の熱意を欠く、というよりはむしろ敵対心に満ちている人物によって、ペスト塗りに類する行為が行われているのではないかというものである。彼らは、ペストの毒によって、私人 (*ai privati*) に対してのみならず公衆 (*al pubblico*) に対してもペストをもたらし、ひろめようとする気がありまたそうした考えをもっているという。あるいは、ペストではない物質をもって冗談でペスト塗りのまねをすることで、民衆、市民、そして(すなわち)ボローニャ市内と同様に、その郊外の住人に対しても恐怖と不安を煽るものである。こうしたことは(真のペスト塗りと偽りのそれは)双方とも非常に悪しき、有害な行為であり、いかなる程度の対策措置(*provisione*)、禁止令、刑罰にも該当するものである。

しかるに、猥下はこの重大な犯行を明らかにし、しかるべき刑罰をもって罰することを望まれ、多くの元老院議員殿、行政官殿、正義の旗手 *Gonfaloniero di Giustizia* の方々、そしてボローニャの政府の支配者の方々衛生局の貴下らの同意をもって、この公示によって、命じ、明白に規定するのである。

いかなる地位、階層、高位にあるもの、いかなる境遇、性別、年齢であっても、それがたとえ法令や規約の対象にはならない未成年者であったにせよ、い

かなる例外もなく、たとえ聖職者や修道院関係者であれ、ボローニャ市とその郊外において、いかなる物質、形状であっても有毒なペスト菌を製造し、あるいは製造させること、それを入手したり、他の地域から送り込ませること、もしくはペストや伝染病の災害の導入や強化、伝播を引き起こす行為を実行したり、実行させるために他人からそれを受け取ることは、公私的の被害（*danno pubblico ò privato*）に関わらず、打刑かあるいは四つ裂きの刑をもって死刑に処せられる。こうした(有害なペスト菌の)製造と所持について、前述の目的のためであるとみなされれば、それが完全に無実であることを証明できない限りは、前述の刑罰は同様に実行されることを明示しておく。

また、もしもペスト菌の毒をドアや差し金、その他の場所に付ける(ペスト塗りをする)こと、いかなる形状、方法を用いてであれ、公的あるいは私的な場所にこれを曝すことを実行しようとするのが明らみに出た場合、上の例のように、前述のような意図が推定されれば、たとえその違反者らが、他人を死に追いやったり、有害な現象を起こすことがなかつたりしたとしても、彼らには上に示したような死刑以外に値するものはないのである。また、その刑が実行される前には、彼らは馬車の上に載せられ、街中を引き回され、それにくわえて、犯行現場で、右手を切断されるか、その他の適切と判断されたことが行われる。

そして、この犯罪について、有罪という結果が出された者たちが本国もしくはその行政区の市民であった場合には、上に挙げられた刑罰のほかに、さらに背国者の宣告が下され、その家屋の取り壊し、その死後、その家族、そしてその末裔もなお謀反人とされる。その末裔は、彼ら自身に罪がなく、いかに、名声を持ち、善良で、美点を持ったとしても、決して、ボローニャ市民の権利もしくはその郊外の地域の住人である権利を有し、獲得する手立てはありえないのである。

また、共犯者、(有毒なペスト菌を)故意に受け取った者、同様の非常に悪しき役目の(犯行の)幫助者、支持者、自宅で有毒なペスト菌に比するものを故意に使用、製造、製造させ、所持、受領した者は、それが自らの意に反している

ものだと仮定しても、上述のように無罪を立証することはできない。

この重大かつ忌むべき犯罪においては、それが、何らかの実際の行為には至らない、単なる言葉による陰謀(行為)であったとしても、猥下の自由裁量によって、死刑もその範疇に含め、その人格や行った行為を考慮して罰せられることを明示しておく。

このように、有毒な物質の質の如何によって、(処罰の行使)躊躇されうることはない。猥下は、たとえ、上述の結果を生み出さない行為であったにせよ、先に示されたような目的で、有毒な化合物が存在し、それが綿密に製造され、使用され、あるいは用意された以上、それをあらゆる規定と刑罰を施行することを望まれる。

加えて、枢機卿猥下は、これに類する犯罪について、罪を犯している者を知っている者、また知っていると思われる者に対しても、犯罪行為を行っていないとも絞首刑以下の処罰をもって、直ちに法廷に引き出されねばならないことを命じる。

また、このような犯罪が、隠匿されたままにならないために、本公示の公布後 15 日以内を期限に、これに類する犯罪から手を引いて、共犯者を明らかにした者には、刑罰の免除を承認する。

のみならず、これに類する犯罪の真犯人とその共犯者を明かしたものに対しては、衛生局から 5 百スクーディの報奨金が支払われることを承認する。そして、(その者が)望めば、これを隠匿、内密にする。さらにその犯罪者に対する二つの極刑の宣告と放免を承認する。

また、たとえペスト塗りに類する行為が戯れ事であったにせよ、それは常時危険をもたらし、常により劣悪な結果をもたらしかねない、実に非常識で有害な行為であるがゆえに、家屋のドアや差し金、建物の角、もしくはボローニャ市とその郊外のその他の場所でそうした行為を行おうとし、また、行わせるいかなる者に対しても、たとえそれがペスト菌ではなく、人に害をもたらさない物質であったとしても、猥下は絞首刑以下の刑罰をもってそれらの行為を禁

じる。

この犯罪の場合には、先の事例と同様に、(この犯罪の) 共犯者、実行者、擁護者、犯行について知っている者についてはそれぞれ刑罰が与えられるが、その報告者(密告者)については刑罰が与えられないということを繰り返しておく。

そして、猥下は、他の共犯者を明らかにしたものに対しては刑罰を免除することを了承する。

また、こうした事項に関する真の情報を有するものは誰であっても、それが予測としてとどまらないために、熱心にまた早急に審理に参加することを勧告する。

## 参考資料 2 : ボローニャ衛生局の粉末や油状の物質に関する送付物

誉れ高きなる高官殿

貴官に陳述致しますのは、少なからぬ者が、貴官の名をもって、いかなる許可もないばかりか、話に上ったことも、みたことすらないような、粉末や油状の物質 (delle polveri e de gli unghenti) を売りさばいております。それというのも、その者自身もまた他の者から（粉末や油状の物質を）買い取ったからです。こうしたことが発生しうるということは不適切であり、彼らの行いが貴官の（承認を得た）医師の薬ではなく、またその医師が承諾を与えた処方による薬でもないの、街に大変重大なる被害の原因とならざるとも知れない危険があります。貴官におかれましては、彼らの行為をやめさせるよう願いますとともに、全ては貴官の指示に従います。犯人は、サン・ペトロニオ教会の階段のところにいるマリノ・ヴェネツィアーノという男で、彼にはもうひとりの連れがおります。

1630 年 10 月 2 日<sup>104</sup>

---

<sup>104</sup> ASB, Assunteria di Sanità, Recapiti di Sanità anno 1630, N.5.

## 補論 17 世紀ボローニャの異端審問—「ペスト塗り」を読み解く鍵として—

### はじめに

前章でも述べたように、ミラノの「ペスト塗り」と魔女や妖術使いの創出と制裁に関するプロットはおおむね一致するといえよう。つまり、彼らは通常の範囲を超えて、ひとやものの能力をあやつり、コミュニティーに大きな損失を与える。それゆえそうした動きを阻止し、彼らに公的な制裁を加えるべくして、裁判が行なわれる。審理の過程では、審問官の意に沿うまで拷問と誘導尋問が繰り返される。その結果被告人は、具体的な魔術的行為や多くの共犯者について吐かざるを得ない。一般的にこうしたプロットは超地域的であり、魔女や妖術使いに対する過酷な裁判の歴史はよく知られるところである。こうした裁判においてはとりわけトレント公会議以降のキリスト教思想から、コミュニティーや領国全体に対する「反社会的」な思想として、その異端的要素について審理が行なわれた。このため審問の対象は、単独の個人的な行為よりもむしろ、集団的な「反社会的」思想や行為の共有に、目が向けられ、発展していったといえる。上記のような審問官の意のままに進行するような審理方法がとられた結果、被告人は共犯者の自白を強要され、その連鎖が生じて多くの者が被告人の知人というだけで犯罪者となり、相乗的に共犯者が増加するという事態を招

いた<sup>1</sup>。

しかしながら、こうした条件下で展開される審問では、被告人の側の真意は到底明らかになり得ない。すなわち、犯したとされる犯罪行為の意図や目的のみならず、そもそもある社会が、なぜ彼らが捕らえられなければならなかったのか、なぜ「魔女」や「妖術使い」なる人々を過酷な弾圧や迫害の対象としなければならなかったのか、という点に近づくことはできない。従って、前章でも触れたように、裁く側として、いかなる主体が、いかなる制度の下に、いかなる判断を根拠に「審問」を行ったのかを明らかにすることがこの点の解明には必要であろう。

異端としての魔術や妖術と「ペスト塗り」行為のふたつの要素が巧妙に重ねあわせられ、1630年のペスト流行時に極刑執行に至ったのは、イタリア半島においてもミラノが例外的事例であったとみられる。では、これとは対照的な展開をみせたボローニャでは、このふたつの関係はいかなるものであったか。前章における考察では、「ペスト塗り」裁判の進展を決定するふたつの分岐点すなわち、第一に審理を行なうか否か、第二に審理を行なう事が決定された場合には、それを長期の審問や共犯者の連鎖的な審問へと発展させるか否か、が見出された。これらを踏まえて本章では、まず「ペスト塗り」裁判と高い共通性がみられる異端審問の動向、次に、ふたつの分岐点を左右した、「ペスト塗り」現象に

---

<sup>1</sup> たとえば、G・L・バーによれば、「一人の魔女の口から出た150人を下らぬ共犯者のリスト」があり、また16世紀後半のドイツの地方法廷の記録からは、「37年間の記録では約300人の魔女が約6000人の魔女を告発している。被告一人につき共犯者20人の割となる。魔女裁判は、ひとたび転がり出せばどこまで膨れ上がっていくかわからない雪だるまである。」また、同時代のトレーヴス地方の副司教ピンスフェルトは、このようにして生じた多くの魔女たちについて「100人の魔女のうち、偽って他人を告発したものを私は一人も知らない。」と述べている（森島恒雄著『魔女狩り』岩波新書、1970年、117-118頁）。

対する科学的認識のパラダイムとボローニャ大学について吟味したい。

## 1 ボローニャにおける異端裁判

イタリアにおける異端裁判では、「異端」とされる対象は大きく二つに分けることができる。ひとつは、ローマカトリックに対抗する、アルプス以北の宗教改革運動の系譜をもつ思想に対してであり、この思想は概して知識層、外国との交流をもつ貴族、裕福な商人などの階層に共有された。もうひとつは、民衆の土着的文化に基づく行為、あるいは実際には実在する根拠に乏しい魔術や妖術の「反社会的な」行為に対しであり、前者とは異なり、比較的多様な社会階層に属していた人々がその対象となった<sup>2</sup>。

前章でもみたとおり、そもそも「ペスト塗り」像は多様であり、その一般化は困難である。しかし「ペスト塗り」をめぐる公示や、裁判の審問で言及されたその人物像の表象や行為は、異端のひとつのパターンである魔術や妖術の「反社会的」行為と明らかに共通するものがある。「ペスト塗り」という行為やこれに用いられたとされる毒物の精製法などは、魔術や妖術に用いられたとされる秘薬や毒物のそれとほぼ重複する。また、コミュニティーや社会全体に害悪をもたらそうとする行為を罪状とし、審問の際には「悪魔との結託や契約」の自白が強要された点も共通する。

ところで、イタリアにおける「宗教改革思想」の異端は、いわゆる「ルター派」や「プロテスタント派」であり、16世紀前半のアルプス以北の宗教改革運動が伝播したものであった。G・ダル・オリオは『異端者と異端審問官』<sup>3</sup>で、16世紀全般にわたるボローニャの事例について、極めて緻密な史料分析を行ったが、その対象も思想的「異端」に限定されている。その要因には、教皇庁に

---

<sup>2</sup> Guido Dall'Olio, *Eletici e inquisitori nella Bologna del cinquecento*, Istituto per la storia di Bologna, 1999, pp.418.

<sup>3</sup> Dall'Olio, *op. cit.*



よる禁書のリストの存在し、これを流布するのが印刷物などの史料として検証しうる媒体であること、またそこに関与する人々の属性等も比較的明白に特定される点などが考えられる。

これに対して「反社会的」行為としての「異端」は、魔女や妖術使いとされるものから聖像への破壊や汚損行為まで、対象は多岐にわたった。17世紀に入って、「とりわけ女性に」多くみられたという「占術」も、余暇活動の遊技から派生した可能性が高く、当時の民衆文化のひとつとして定着していたと考えられる。また信仰や崇拝の対象の「偶像損壊」は、必ずしもカトリック信仰の対象を冒瀆する意味で目的的に行われたとはいえず、むしろ遊戯や喧嘩のなかで偶発的に生じるケースも見られた<sup>4</sup>。そもそも、魔女や妖術使いの行為には、異文化圏の儀礼的行為の系譜がみられ<sup>5</sup>、また当時のキリスト教とは無縁の土着的文化の産物として長い歴史をもつものが少なからず存在するのである。

これらを踏まえると、「思想的」異端よりも「反社会的」行為としての異端の弾劾においては、具体的に何を審問や処罰の対象とするか、またそれをいかなる司法制度のもとにおくかについて、それぞれ各地の司法行政、個々の異端審問官、あるいは教皇庁の影響力ごとに、判断が一層多様化する可能性があった。そのことの結果、この後者の領域の「異端」は、その分析に着手する時点で、対象となる史料上の諸問題に直面しなければならなかったと考えられる。ボローニャについては、この領域の「異端」に関する研究としてダル・オリオに匹敵するものがないが、その要因のひとつとして、一連の史料に関する事情を挙げることができるだろう。またもうひとつの要因は、多くの先行研究から明ら

---

<sup>4</sup> こうした「異端審問」の特徴を考慮すれば、裁く側異端の対象となったさまざまな嫌疑のなかでも「偶像損壊」とその行為者の「異端」的性質の関係性は、もっとも不明瞭であるともいえる。

<sup>5</sup> C・ギンズブルク著竹山博英訳『ベナンダンティ―16, 17世紀の悪魔崇拝と農耕儀礼』せりか書房、1986年参照。

かにされているようなヨーロッパ中近世の過酷な異端審問の状況、すなわち、異端審問の記録中にグロテスクに再現される、悪魔や魔女の名のもとに数え切れない無実の人々が、残忍極まりない拷問や刑罰を受けて死んでいったというような光景が、ボローニャの事例からは明確に見受けられない点がある。

## 2-1 「宗教改革思想」としての異端

まず、宗教改革に関連した思想的「異端」と弾圧史の概要についてみていこう。ボローニャ史上で「宗教改革思想」としての異端審問が広まり始めるのは、16世紀後半からであり、とりわけ1570年代以降はもっとも頻繁に異端審問が行われ、処刑者も出た。ちょうど17世紀初頭を境にして、それ以前の100年間はボローニャでも宗教改革運動が広まり、同時にこれに対する反宗教改革運動の興隆があった。主としてこの間に、審問、裁判、極刑を含む刑罰の執行が行なわれたといえる。その後、宗教改革運動に対する「プロテスタント派」や「ルター派」としての異端の告発は、16世紀末までに一応の終息をみた。従って、ボローニャでペストが大流行した1630年当時の「ペスト塗り」裁判には、もはや同地での異端裁判の動向が直接的な影響を及ぼしたとは考えにくい。なかでも、告発や裁判の開廷、処刑の動向を考慮する限り、こうした運動や思想における「異端」と「ペスト塗り」にみられる「異端」的側面には共通点はみられないといえるだろう。

ボローニャにおける「思想的」異端の発端は、1540年代初頭から見受けられる。これは、同地にアルプス以北の福音主義が入ってくるのと時を同じくしている。1530年代末、イタリアの宗教改革運動で中心的役割を果たした人物のひとり、リシア・フィレーノ (Lisia Fileno) がボローニャに滞在し、公職の有力者や哲学者のルドヴィコ・ボッカディフェッロ (Ludovico Boccadiferro)、自然科学者のウリッセ・アルドロヴァンディ (Ulisse Aldrovandi)、文学者のアキレ・ボッキ (Achille Bocchi) といった大学の教授など、ボローニャでもも

つとも有力市民層との接触を図っていた。またこの時期ボローニャには、フィレーノのほかにも、カミッロという偽名で活動していたミラノ出身の修道士ジョルジョ、ピエトロ・マリーネ・ヴェルミリ (Pietro Martine Vermigli)、ジョルジョ・シクーロ (Giorgio Siculo)、レリオ・ソツィーニ (Lelio Sozzini)<sup>6</sup>といったイタリアの改革運動に重要な役割を果たした人々がいた。ボローニャの宗教改革の思想は、このように良家の出身者、聖職者、知識人などが小規模なサークルのなかで宗教的な議論を行なうなかで持ち込まれたものであり、同時にその活動は、有力市民層の知的交流の一環として、アクチュアルな宗教的、哲学的諸問題を議論し、その知識を共有する手段に留まった。これには、ボローニャの知識人らが、宗教的な議論を政治領域に持ち込むことを望まず、教会勢力に対しては、明確な立場の表明<sup>7</sup>を回避する傾向があったといえる<sup>8</sup>。またそれゆえに、とくに外的な圧力を受けることなく活動が行われていたとみられる。

しかしながら 1530 年代末から 40 年代全般にかけては、次第にローマの反宗教改革運動の介入が強まっていった。1530 年代末からは、ボローニャの教会勢力がドメニコ派の教義の有能な神学者を擁して、アゴスティーニ派やフランチェスコ派の追及を行うようになった。さらに 40 年代に入ると、異端者への抑

---

<sup>6</sup> ソツィーニの父親マリアーノは、ボローニャ大学の高名な教授であった。

<sup>7</sup> ボローニャの知識人が思想的立場を明確にしなかったのに対して、モデナの改革派の学者らのとった行動はこれとは対照的であった。彼らは、1542 年に教会勢力の代表者と「綱領 (formulario)」を結び、両者の関係について公式な合意形成を行なった。

<sup>8</sup> Antonio Ferri, Giancarlo Roversi, eds., *Storia di Bologna*, Edizioni Alfa, Bologna, 1978, p.225; Dall'Olio, *op. cit.*, pp.419-421.

圧は、俗権 (braccio secolare)<sup>9</sup>を通じて行なわれるようになっていく<sup>10</sup>。1540年2月には、ボローニャを訪れたナポリの僧侶との激しい対立が生じたことをきっかけに、前出の改革派フィレーノが拘留の危機に瀕するまでになる。幸い、ボローニャの有力者らの働きかけでこれを免れたが、フィレーノのボローニャにおける宗教改革活動は絶たれた<sup>11</sup>。さらに1542年、旧来の宗教・異端裁判所 (Inquisizione) が、教理聖省 (Sant'Ufficio) として新たに再編された。そうしたなか教皇特使のジョヴァンニ・モローネ (Giovanni Morone) は、ボローニャの「反主流派、少数派 (dissidenza)」を名乗る知識人集団に対して調査を行うが、結果は「異端」的な要素はないというものであった。このように、1540年代の一連の改革思想に対する弾圧については、教皇庁の側はむしろ穏当な処遇が求める傾向があり、これに対して、地方の周辺的な階層の聖職者の側から、弾圧への積極的な関与や教皇庁に対する処遇の厳格化を要求する声が上がっていた<sup>12</sup>。

その後1548年にはいと、まず「博学で熱意のある若者」、修道士ジェロラモ・ムツァレツリがボローニャの新しい異端審問官として着任した。その後ルター派に関係する書籍を販売していたとして、書籍商3人が投獄された。このうちの二人の取調べは、宗教会議の書記官 (segretario del Concilio) に委任

---

<sup>9</sup>俗権 (braccio secolare) とは、宗教裁判所の措置に執行力を与えるため、またそれによって科せられた刑罰を実際に執行するために、国家の法律によって規定された手段。とりわけ16、17世紀の異端審問の時代に多用され、近代全般にかけて存続した。カトリック教国では、フランス革命まで施行されていた。イタリアでは、1871年に廃止。

<sup>10</sup> Dall'Olio, *op.cit.*, p.422.

<sup>11</sup> Romano Canosa, *Storia dell'inquisizione in Italia. Dalla metà del cinquecento alla fine del settecento Napoli e Bologna la procedura inquisitoriale Vol.V*, Sapere 2000, 1990, p.145.

<sup>12</sup> Dall'Olio, *op. cit.*, pp.420-422.

されたものの、刑事裁判所であるトローネ裁判所の監獄に投獄され、最終的な決断は裁判所の関与なしに教皇特使によって下された。3人への処遇は、まもなく釈放、幾度かの入出獄、刑の言い渡しと多様であったが、いずれも長期にわたる拘束や、厳重な刑罰を受けた形跡はなかった<sup>13</sup>。

翌1549年以降、異端審問における教理聖省の優勢がみられるようになる。同年夏、先のルター派の書籍に関して投獄された書籍商の保証人となっていたジョヴァンニ・フェッロ、大学の講師のウリッセ・アルドブランディ (aldovrandi)、ボローニャ在住でモデナ出身の靴職人ベルナルド・ブラスカリア (Brascaglia) らが「ルター派」という嫌疑によって投獄された。9月1日、アルドブランディ、ブラスカリアに加え、ジェロラモ・ダル＝ピアノ、学校教師のD・アラmano、D・ジョヴァンニ・バッティスタが、ボローニャの中心にあるS・ペトロニオ教会で、公に自らの信条を放棄する異端誓絶を行った。アルドブランディ、ダル・ピアノ、アラmanoの3人は、4人の異端審問官の枢機卿から直接改悛の秘蹟を受けるためにローマに赴くことが命じられた。これに対して、ブラスカリアには無期、ジョヴァンニ・バッティスタには1年間の自宅への幽閉が宣告された。またブラスカリアは当初、自らの信条の転向を拒否していたが、のちに特別待遇の提案を受け入れて10月に釈放され、それまで拒否してきた改悛を翌年6月によく行なった。

彼らの刑罰の宣告と執行に関しては、教会側の有力者の働きかけが見られた。ブラスカリアに提案された特別待遇は、彼の兄弟が枢機卿のチェルヴィニと親交があったことによるものであった。またアルドブランディについては枢機卿デル・モンテが自ら、枢機卿チェルヴィニに宛てて書簡を送った。そのなかで乞われた温情的措置が実際に受け入れられることはなかったものの、書簡の内容はアルドブランディの境遇に非常に同情的であった。ここでは次のような点が訴えられている。まず、アルドブランディらはすでにボローニャで棄教を行

---

<sup>13</sup> *Ibid.*, p.146.

なうことになっており、ボローニャからローマに赴きボローニャと同様の手続きを踏むことは、労力や経費の非常に大きな負担になること。ついてはボローニャで、全ての行程を完了させることが好ましいと考えられること。また彼には 25 年来寡婦である母親と、既婚の娘たちがいること。さらに現状では喜捨で生計を立て、身を持ち崩した貧民 (*poveri vergognosi*) になりかけており、非常に貧しいということである<sup>14</sup>。このように当時は異端容疑での審判に、被告人の罪状や判決に作用しうる働きかけが行われていた。

1550 年代に入ると、ボローニャで異端裁判が行われた形跡はない。この間の裁判活動の中断は、異端への糾弾が中断したのではなく、教皇庁側の自由裁量が進み、地方の司法制度の公式なルートを介せずしてこれを進めることが可能になった結果とみることができる<sup>15</sup>。教皇ユリウス 3 世 (*Giovanni Maria Ciocchi Del Monte, 1487–1555*) はその在位期間 (1550–55 年) に、法定の権限外で異端派への弾圧を行った。また後任のパオロ 4 世 (*Giampietro Carafa 1476–1559, 在位 1555–59 年*) は、本来地方の異端諮問官の管轄であるべき領域に、教皇庁から係官を直接送り込んで介入させた。この当時、スペイン学院 (*Collegio di spagna*)<sup>16</sup>のメンバーに対してかけられた「ルター派」の嫌疑は、1540 年代と 50 年代にみられた介入傾向を象徴するかのような事件であった。

スペイン学院は創設以来、イベリア半島の出身者で、かつローマ教会のヒエラルキーのなかで高い階層に属するようなスペイン人枢機卿の長老、あるいは重要な教区のひとつである聖サビナの称号を持つ枢機卿の、いずれかの庇護を

---

<sup>14</sup> *Ibid.*, pp.148-150.

<sup>15</sup> *Ibid.*, p.422.

<sup>16</sup> スペイン学院は、スペイン人の枢機卿アルボルノス (*Gil A'lvarez Carillo de Albornoz 1310~67*) の遺志で創設された。彼は 1364 年に遺言を残し、スペイン学院の設立のための基金を遺し、24 人のスペイン人の優秀で貧しい若者をボローニャ大学修了を目的として所属させることを命じた。

受けていた<sup>17</sup>。しかしこの庇護者のひとりである枢機卿に、匿名のイタリア人から告発の手紙が届いたことが、この学院をめぐる異端審問の発端となった。1553年7月、ローマにいたこの枢機卿は、その手紙の内容をボローニャのS・ドメニコの修道院長に伝え、これによってスペイン学院内の施設つき司祭らの報告を中心に、この件に関する情報収集が行われた。その結果、学院内の9人<sup>18</sup>に「ルター派」の嫌疑がかけられた。その対象となったのは、数ヶ月前まで学院の副学長を務めていた法学博士を筆頭に、もうひとりの法学博士、5人の神学博士、そして2人の法学生である。また嫌疑は次の2点であった。第一に、彼ら全員が、四旬節やその摂食が禁じられている日に、脂身を食したという点。第二に、手元にあるいは寝床に、宗教改革思想に関連するエラスムス、メランヒトン、コルネリオ・アグリッパ、マルティン・ブツァーらの禁書を所持していたという点である。これに対して嫌疑をかけられた学院の9人のメンバーは、次のような弁明を行った。まず、断食の日の肉食の理由について、「神学上の理由」と述べたひとりを除き、めまいや耳痛、疥癬といった健康上の理由を挙げた。次に、各種の禁書の所持については全員が否定した。また、彼らは個別にも異端嫌疑がかけられていたが、それについても曖昧な弁明を行う者が少なくなかった。たとえば、三位一体に触れた言及を追及された者は、自分は法学者であり神学者ではないのでうまく表現できなかつたと返答した。また、ル

---

<sup>17</sup> Mauro Carboni, Massimo Fornasari, Mauro Poli eds., *La città della carità - Guida alle istituzioni assistenziali di Bologna dal XII al XX secolo*, Bologna, 1999, pp.105-106: 因みにこのスペイン学院は、今日においても存続している。

<sup>18</sup> 法学博士で元副学院長の Tommaso Garri di Murcia、法学生の Matteo Ribera di Espinar、神学博士の Antonio Blasco、法学生の Ferdinando Rodriguez di Valladolid、神学博士の Pietro Martinez di Membrilla、同じく Giovanni Garzio di Brinas、Michele Martines de la Plaza di Sotes、Giovanni Delgado di Val San Emiliano、そして法学博士の Jacopo Gil di Magallon である。

ター派の擁護やドイツの周遊を望む言及を行ったと疑われた者は、それを全面的に否定しながらも、ルター派のドイツの宗教改革者メランヒトンの教義を賞賛し彼を「よき精神の持ち主」と述べたことを認めた。さらに、過去にイスラム教徒と生活していた事実を追及された者は、ヘブライ文字を習得するためであり、また学院における喧騒から逃れるためと返答していた。

さらにこの9人のメンバーのうち4人については、ジョルジョ・シクーロとの過去の交流関係が具体的に指摘されていた。このシクーロという人物は、2年前に異端の嫌疑で投獄され、フェッラーラにて公式な異端誓絶を行ったにもかかわらず刑死していた。彼らの交流関係は、否定できないほどに具体的に立証されていたこともあり、弁明の趣旨はおおむね交流の時期について述べられた。それは、シクーロがいまだ異端の嫌疑を受けておらず、「最高の、かつもっとも才能のある聖職者」との評価を受けていた時期におけるものであり、異端者とされた後ではないという主張である。またシクーロの著書、煉獄、救霊予定説、免罪符等に関する本人との議論についても、当時はいまだ彼の著書が異端審問官の許可付きでボローニャの書籍店で販売されていた点、またローマ教会の教義に逸脱するような発言はしていないという点が強調された<sup>19</sup>。

このスペイン学院の9人の異端嫌疑に対する弁明は、彼らの真意が表明されているようには見えない。そればかりか、過酷な異端審問に対する恐怖や焦燥、不安が生じている気配もない。また彼らの弁明は、自らにかけられた嫌疑を必ずしも払拭することができていないばかりか、不明瞭かつ嫌疑の一部を認める発言すらみられた。それにもかかわらず、彼らに下された審判は次のようであった。

9名のうち6名は、無罪の宣告を受けて釈放された。そのうち3名には、信仰に関する議論と禁書の読書が禁じられた。これと同様の命令に加えて、15日以内に貧者に対するボローニャ貨で4リラの喜捨を行うことが命じられたのが

---

<sup>19</sup> Canosa, *op.cit.*, pp.150-55.



残る3名のうち1名である。あとの2名は翌年1554年に釈放され、彼らが「真の敬虔なカトリック教徒であることをよく知る人物」の立会いのもとで教会法にのっとりた浄化の宣誓を行うことが命じられた。また、釈放されたものの「信仰上、否定できない嫌疑がある」との判断が下され、15日以内の異端誓絶が言い渡された者はこれを不服として、異端審問の領域では認められていないにもかかわらず上告を行った<sup>20</sup>。さらに、枢機卿コンポステッラが審問を行っていたP・マルティーレ修道僧に対して擁護とともれる書簡を出し、これによって無罪として釈放された者もいた。これに対して最も重い判決を下された者は、公の場での異端誓絶と学院からの免職が命じられ、その結果ボローニャを離れたとみられる<sup>21</sup>。

先にも述べたように、1550年代の異端審問の特徴は、審問の行程がすべてフォーマルな形式で行われたわけではなく、有力者のインフォーマルな介入やそれによる刑罰の相対的な抑制傾向がみられる点にある。このような教皇自らの直接的介入や、教会会議の書記官などによる介入のケースは、被告人が有力者の助力を得られる社会階層に属していたことを示している。スペイン学院のケースでは、異端嫌疑が具体的で、かつ被告人は必ずしも有利な弁明を行わなかったにもかかわらず、無罪も含めて軽い処罰で決着している。また、審問の期間が長期化したり、拷問を伴って誘導的な審問が展開されたりする傾向もみられなかった。一連の特徴は、学院の庇護者でもあったドメニコ派の枢機卿自身の要請で、同じ宗派の司祭に審問が委任されたという点の影響が大きいと考えられる。また1550年代は、教理聖省が創設され、宗教改革運動の影響が強まるようになってからいまだ時を経ておらず、教理聖省の組織体系が調整期間にあったことも影響している<sup>22</sup>。

---

<sup>20</sup> この上告は受け入れられず、結局翌年に異端誓絶を行った。

<sup>21</sup> Canosa, *op.cit.*, pp.156-7.

<sup>22</sup> *Ibid.*, p.158.

しかし当時の「思想的」な異端に対しては、このような有力層が絡んだ穏健な対処ばかりではなかった。ボローニャから南東に 50 キロのファエンツァは、フェッラーラやヴェネツィアなどの主要都市への通過地点で、新しく豊かな情報が集中し、それに知識階級や商人等が誰でもアクセスできるといった特徴があった。このため、プロテスタントの教義が 16 世紀中葉からひろまっており、これに対して教皇庁が極度の強硬姿勢をとるようになったのである。1547 年、教皇パオロ 3 世（在位 1534-49 年）は、ファエンツァの都市とその周辺地域において異端者の搜索と逮捕、ローマへの連行を命じた。これが同地での事実上の異端糾弾のはじまりとなった。1550 年には若いパン職人の F・ファンニーニが再犯の異端者として捕まり、異端誓絶を拒否して処刑されている<sup>23</sup>。

1560 年代以降、異端糾弾の対応は一層硬化した。またこうした厳しい対応はボローニャでも 1560 年代後半からみられるようになる。きっかけは、1566 年に枢機卿ギズレイリが教皇ピウス 5 世（在位 1566-72）として選出されたことにある。彼は枢機卿の時代に、教理聖省の指導的地位にあった人物で、教皇就位後も「異端」と闘う姿勢を表明し、50 年代に着手されて中断していたような異端審問の多くを再開させ、かつての事例に比例のない過酷な判決を言い渡した。たとえば、異端弾劾のターゲットとなったファエンツァでは、この間に 150 人が異端を理由に告発され、そのうち 3 分の 1 だけが無罪か軽度の犯罪、あるいは異端誓絶を認めたことによって釈放された。しかし残りのおよそ 100 人については、幾人かが極刑となったのをはじめ、ガレー船送り、無期、有期での投獄や自宅への幽閉の刑を受けた。他都市と比較して多いとはいえないものの、ボローニャでは、ピウス 5 世のもとでの 1567 年から 69 年のわずか 2 年間に、7 人が異端の廉で処刑された。

---

<sup>23</sup> Loretta Scarazzati, “Eretiche e streghe nel Ravennate del ’500”, Claudia Angelini Bassi, eds., *Donne nella storia - nel territorio di Ravenna, Faenza e Lugo dal Medioevo al XX secolo*, pp.326-8.

ちなみに、これとは対照的なのはボローニャの北西約 20 キロにあるモデナの事例である。モデナはボローニャよりもはるかに「ルター派」が多いと考えられていたが、1567-68 年の間にひとりの処刑者を出すに留まった。また、マントヴァのもっとも重要な異端者のひとりシルヴィオ・ランゾーニに対する審問はボローニャで行われ、死刑判決が下された。マントヴァ現地でなくボローニャであった背景には、当時のモデナやマントヴァではいまだ教皇の政治勢力が優勢ではなかったという事情がある。これに対して当時のボローニャでは、もはやその都市勢力は、教皇勢力が主導する異端審問を抑止する力を持たなかったと考えられる<sup>24</sup>。

ボローニャで異端審問による刑死者数がもっとも多い年となったのが、1567 年である。1 月にブラスカリアが、再び俗権 (*braccio secolare*) に委ねられた。彼はすでに 1549 年に書籍商のフェッロ、大学講師のアルドブランディとともに異端嫌疑で投獄された過去があったため再犯となり、極刑を免れる余地はなかったと考えられる。これと同日に同じ措置がとられたのが、ボローニャ在住の 2 人、ヴェネト出身の画家バルダッサーレ・ディ・ジョヴァンニとフランス出身のスリッパ職人マリーノ・デ・フルノであった。彼らもまた、それぞれ 1543 年と 1561 年に自らの異端の罪に対する悔悛を行っていた。これらの 3 人は、ボローニャのドゥオモである S・ペトロニオで公開の異端誓絶を行ったのち、トローネ裁判所の裁判官に引き渡され、この裁判所の管轄下で極刑の執行が行われたと考えられる。また、同年 3 月には、数年前にすでに異端誓絶を行わされていたミラノあるいはロカルノ出身のマルティーノ・ラサラが、同様に再び異端の嫌疑で告訴され、彼もまた俗権の裁判所に引き渡された。またこれと同日には、他にも 3 人が焚刑執行のために俗権の裁判所に引き渡されたが、このうち 2 人は脱走した。さらに 9 月にはボローニャ出身の画家ペレグリーノ・ピゲッティとボローニャの南東 50 キロ、アドリア海に面したチェルヴィア出身

---

<sup>24</sup> Dall'Olio, *op. cit.*, p.423; Scarazzati, *op.cit.*, pp.328-29; Canosa, *op.cit.*, pp.159.

のピエトロ・アントニオが「ルター派」として極刑に処せられた。

翌1568年以降、前年のように多くの刑死者を出すことは稀になったものの、17世紀に入るまで断続的に続いた。1568年にはマントヴァ公の親族が1人、1569年には「極悪な異端者」が2人、翌1570年には、「ルター派」あるいは男色の嫌疑で1人、1572年にはすでに数年前に起訴されていた画家が「ルター派」として、さらに1579年にはボローニャ人貴族が「50年来の極悪な異端者」として処刑された。また、1580年代に入ると、81年に1人、83年にはS・マモロにある算術の学校の74歳の教師が40年来の甚大な異端の罪にて、87年には「ある「ルター派」の信者1人を自宅にかくまった罪」で1人、翌88年には「ルター派」かつ男色かつ泥棒という廉で1人がいずれも処刑されている。1590年代には93年に、ルター派であることが関係していると考えられる6人の処刑が行われた。

## 2-2 ボローニャの「思想的」異端のふたつの特徴

ここまで、16世紀後半の半世紀間にわたったボローニャの「思想的」異端の動向には、ふたつの特徴があるといわれる。ひとつは、ヨーロッパの他地域と比較したさいの「熱狂的」な異端審問がみられないという点である。確定的な人数は算出できないものの、ボローニャの思想的異端者とされた人数はイタリアの他都市と比較しても大幅に下回るといわれた。たとえば、およそ15万人の人口を擁していたヴェネツィアでは、1547-83年の間に800人が、また人口約2~3万人の都市ルッカでは、1530年代から16世紀全般にかけておよそ400人が異端として告発された。これに対して人口5~6万人のボローニャでは、一連の思想的「異端」弾劾の盛衰が含まれた1543-81年の期間で、150人程度と概算されている<sup>25</sup>。またこれまでにみてきた事例においても、ボローニャで最初の異端による処刑がおこなわれた1567年から、「思想的」異端の審

---

<sup>25</sup> Dall'Olio, *op. cit.*, p.418.

問が一応の終焉をみる 16 世紀末までの 33 年間における処刑者は、15 人を上回らず、それも 1567-68 年 (7 人) と 1593 年 (6 人) に集中したことがわかる。処刑者が少ないことに加え、「思想的」異端の追及が、長期にわたらず、しかもその期間においても上記のような例外的な年を除いては処刑がほとんど行われてこなかったのは注意を引く点である。

このように、他の主要都市と比較して小規模に留まったと考えられる点をボローニャの異端審問の一つの特徴とみると、もうひとつの特徴として挙げられるのは、先にも触れたように、「思想的」異端と有力層との関与が比較的希薄であった点である。ヨーロッパでも有数の絹織物物業やボローニャ大学があり、とりわけアルプス以北の地域との経済的、文化的交流が活発に行われてきたという素地があったにもかかわらず、ボローニャでは他の都市のように、その有力層の多数が「改革派」を名乗ることを避けた。ダルーオリオは、セナートの書簡 (*carteggi del Senato*) において、こうした話題自体がほとんど触れられていないことに着目している<sup>26</sup>。

ボローニャの思想的異端をめぐる以上の二つの特徴は、当時の特殊な政治体制と深い関わりがあると考えられる。同地では、共和制以降、セナートのメンバーを中心とした少数の上層階級の出身者に決定権や利権を集結させる体制が形成されてきた。とりわけ 1401 年のベンティヴォリオ家の領主制以降 2 世紀にわたって存続された体制は、「貴族全体主義 (*signoria senatoria*)」、あるいは「セナート領主制 (*totalitarismo patrizio*)」とも称された<sup>27</sup>。しかしながら、16 世紀初頭に始まる教皇支配は、そうした政治体制のなかで構築されてきた少数の支配層の特権が徐々に教皇側に徐々に奪回されていく過程でもあった。思想的異端の弾劾が繰り広げられた 16 世紀後半は、ボローニャが教皇支配下

---

<sup>26</sup> *Ibid.*, p.419.

<sup>27</sup> Isabella Zanni Rosiello eds., *L'Archivio di Stato di Bologna*, Nardini Editore, Fiesole, 1995, p.127.

におかれて未だ時を経ていなかった。加えて、ボローニャは教皇領国のなかでも格別に、都市側の従来の自治的側面に大きな配慮がなされた。そうしたこともあり、教会勢力と都市勢力の間に極端な勢力の不均衡がない反面、都市の有力層は、「非常に多くの特権をもつことを許したローマと密接な関係を保とうと望むならば、セナートの構成員は異端の問題に関して、教理聖省と教皇庁の最高権力者らの気に触れないようにしなければならなかった」のである。

その結果、彼らは教会勢力に対して明らかな対立姿勢を見せなかったばかりか、時として教会側の動きに迎合し、率先して「異端」弾劾の活動を行ったのである。実際、また、文化的、社会的な権威をもつボローニャ大学関係者もまた同様に、自らの思想的立場を積極的に明らかにしなかった。また、ボローニャでもっとも著名な貴族であるエルコーレ家のニコロに異端嫌疑がかかると、都市勢力側のひとつであった40人議会は彼をあらゆる要職から排除した。

ボローニャのこうした対応とは対照的に、たとえばフェッラーラやヴィチエンツァ、ファエンツァのような近隣の都市の貴族層や有力層の大部分は、ローマ教会の教義に対して改革及び「分離派」的立場をとっていたといわれる。ルッカ共和国にあっては、異端者として記録に残された400人のうち実に330人が、同共和国を支えていた有力な商人らで占められていた。また、モデナでは「改革派」の組織が公式に形成されていた。1542年には「改革派」内の大学関係者らと教会勢力の代表者との間の協議によって、「規約」と呼ばれる合意が締結された<sup>28</sup>。

ボローニャの有力層にみられる一連の判断は、一方では利害を巡る個人の合理的選択とみることもできる。しかし他方では、政治的思惑がはたらいた組織的な自衛手段とみることも可能であろう。都市の有力層は、教皇勢力との表面的な対立を極力回避することで、自らの特権をむやみに危険にさらすきっかけを作らないようにしたとも考えられる。すなわち、「思想的」異端をめぐって

---

<sup>28</sup> Dall'Olio, *op. cit.*, p.420.

彼らが選択した立場は、政治的思惑がはたらいた自衛手段であったともいえる。またこれによって、他都市と比較すると、ボローニャにおいては「思想的」な異端審問が行われた期間が短期化されたと考えることもできるのである。

### 3-1 「反社会的」行為としての異端

ここまでで俗権に引き渡され、極刑に処せられたのは、おおむね「ルター派」であり、「イデオロギー的犯罪」<sup>29</sup>とみなされたことがその事由であった。これに対して1580年代から17世紀初頭にかけて、ボローニャで「異端」嫌疑の主流となったのは、カトリック信仰の典型的対象への冒瀆とみなされた聖像等への破壊や汚損行為という偶像毀損であった。なかでも、17世紀前半の数十年間には、ボローニャのみならずイタリア半島全域で占術のひろまりがみられ、教会側はこれに対して規制の態度を強めた。その後、1635年1月から1660年12月までの期間のおよそ600の訴訟のほとんどの訴因は、占術と流神で占められていたといわれる。これに次ぐ訴因は10件程度が禁書の所持、7件が告解の催促 (*sollecitazione in confessione*)、7件が肉食を禁じた日におけるその摂食、4件が重婚であった<sup>30</sup>。一連の事例の具体的内容は、ローマの教理聖省からボローニャの支部への書簡から推察されるに留まっている<sup>31</sup>。

ではボローニャにおけるこの「偶像毀損」にはいかなるケースがあったのか。1587年、ボローニャでは複数の人物が、聖体を冒瀆したという嫌疑でボローニャの異端裁判所で審判を受けている。また煉獄の存在に留まらず、越権行為の承認、教皇権力、叙階制度、神へのとりなし (*intercessione dei santi*) をも否定したイタリア人が告訴された。これと同様の理由で1610年に告訴された人

---

<sup>29</sup> Canosa, *op.cit.*, p.163.

<sup>30</sup> *Ibid.*, p.190.

<sup>31</sup> *Ibid.*, p.185.

物は、聖体の秘蹟におけるキリストの実体をも否定する発言を行っていた。また 1593 年 3 月には、十字架に架けられた複数のキリスト像の顔が損傷されたが、この事件では異端審問官が犯人に懸賞金をかけたものの発見されず、翌月に懸賞金は 4 倍に引き上げられたが同様であった。その後ローマから派遣された異端審問官によってごく単純な証拠から 2 人が逮捕され、1 人は自白を行ったが、もう 1 人のユダヤ人については何も立証されなかった。それにもかかわらず 1622 年末に 2 人とも俗権に引き渡されている。

ボローニャにおける一連の「偶像毀損」による異端審問については、同時代の R・カンペッジの 1622 年に出版された著書<sup>32</sup>のなかで、その全容が明らかにされている。そこには、当時市内では 3 年にわたって夜間に「聖母像に対する忌まわしい凶行が行われ、それによって多くの場所では慈悲深い聖母マリア様の像が流聖者の手にかかり、不信心にも汚された地上のもっとも不快な汚物をもって汚されたのである」とあり、ボローニャ当局は犯人の特定に至らず、教皇グレゴリウス 15 世（在位 1621-23）が介入し、この件の共犯者が自発的に名乗り出た場合は当人を無罪放免とすることを承認した。その結果、嫌疑をかけられたのは 1616 年に異端誓絶を行った過去があるローマ出身の C・スカルディーノであった。根拠となったのは、彼が聖母像に敬礼を行わず、また宗教儀式が行われているところを笑って通り過ぎたという点のみであった。しかし、彼が投獄されたのちにも 3 年来続いていた毀損の犯罪は治まらず、新たに 7 つの聖母像が悪臭を放つ物質で汚される事件も発生した。これを受けてスカルディーノの息子は、父親が投獄されている間に事件が発生したことを根拠に、親の無罪を主張した。しかしその 4 日後、先の共犯者を自白した者が免罪されるという規定を受けて、一連の事件を自白する者が現れた。この人物は自分の共犯者としてスカルディーノの親子のほかに 2 名の名前を挙げた。こうしてこの 4

---

<sup>32</sup> Ridolfo Campeggi, *Racconto de gli heretici iconomiasti giustiziati in Bologna*,

Mascheroni, Bologna, 1622.



人はローマに送還され、俗権に委ねられた結果 4 ヶ月後に公開処刑されたという。

1580年代から17世紀初頭までの期間にみられるボローニャでの異端弾劾は、一方で具体的な「偶像毀損」行為に重点が置かれる傾向があり、他方で抽象的な「異端」嫌疑を根拠に、外国人や外国と交渉を持つ人物が対象とされる傾向が見られた。1589年にはドイツ人の一旅行者が、「聖人に祈願する必要はない、また煉獄は教皇が金稼ぎのために考え出した」と主張したかどで投獄された。同年には、「執拗で最悪の」ルター派である神聖ローマ帝国の後継者、ドイツのリンブルクの男爵シェンクとその息子のサツソニア公が、ボローニャに到着次第直ちに投獄すべく、厳重に監視するようボローニャの審問官に対して命じられた。このシェンク男爵の逮捕と釈放は、政治的な意図があった。また同様の命令は重ねて出された。1591年には「イギリス王女のスパイと考えられる」グロチェスターの R・ハンスフェルドがボローニャに現れ次第、直ちに逮捕するよう指示された。翌 1592年には、プロテスタント派の嫌疑がかけられたポルトガル人に対して、1594年には異端のかどで英国人貴族に対して、いずれも逮捕が命じられた。

以上のような嫌疑は、ボローニャを一次通過する外国人だけではなく、外国との交渉や往来のあるイタリア人にも向けられた。事実 1604年には、ボローニャでの外国人との通商が禁じられ、何らかの不審な形跡を発見するために、異端審問官に秘密裡に情報提供を行う際にはこの通商禁止の緩和が認められるとされた。1606年には、ボローニャ人商人がローマの教理聖省から異端者とされ、同じ頃ボローニャの異端審問官に対して監視することが命じられたのは、薬用油を取り扱うために通常ドイツやフランスに赴くことのあるボローニャ人商人であった。翌 1607年、ボローニャに長年在住していたドイツ人商人に対して異端思想をもち、それをボローニャ人に教授したかどで、ピアチェンツァ

の異端審問官に引き渡された<sup>33</sup>。ちょうどその頃、ドイツのミュンスター出身の若者が病気のため、滞在先のボローニャのサンタ・マリア・デッラ・モルテ療院で療養したさいに、彼の思想的な「感染」が疑われ、異端審問が行なわれた。翌1616年5月にかれは異端凄絶を行うことと無期懲役を言い渡されたが、これを拒否して1618年末に刑死している<sup>34</sup>。また1622年にローマの教理聖省は、ボローニャ大学の学生であった2人のハンブルク人を、異端思想のプロパガンダを行った嫌疑で召喚し、さらに1624年には、ボローニャ大学の文学教授のスコットランド人について、「悪いうわさのある」彼の身边を秘密裏に監視するよう命じていた。

また1629年には、ボローニャ北西にあるカステル・フランコとフォルテ・ウルバーノに宿営していた数名の兵士に対して、ボローニャにおける審問を行い、彼ら自身と裁判記録をローマに移送するよう、教理聖省からボローニャの異端審問官に対して命令があった。彼らはボローニャ出身者ではなかった。そして1636年にふたたびカステル・フランコの兵士について、1642年にはボルゴニョーニの兵士4人について審問が行なわれた<sup>35</sup>。

ところで、ペスト流行時の1630年の異端審問の詳細については、明らかにされていない。しかしこの前後をみると、ボローニャ出身の教皇グレゴリウス15世が1621年から1623年までの短い任位期間に、占術や魔術などの犯罪に対し、監獄を特別に設置することを命じている。また1634年には、ボローニャの教理聖省の異端審問官であったある神父が占術や魔術の蔓延について、先の教皇の命にもかかわらずいまだ監獄が設置されず、余程のことがなければ極刑や俗権への引渡しにはならず、男性よりも女性の関与が多いと嘆いた。

その後17世紀後半には、異端審問はほとんど行われなくなっていった。先

---

<sup>33</sup> Canosa, *op.cit.*, pp.188-9.

<sup>34</sup> *Ibid.*, p.163-9.

<sup>35</sup> *Ibid.*, p.187.

に17世紀の第一四半世紀に600件に及んだのと比較すると格段に減少し、1656年に3件、翌57年に3件、58年に10件、59年に6件、60年には2件に留まっている。その後17世紀末には、1678年にボローニャからフジニャーノ出身の男性が処女の純潔を否定したかどで、1683年にはある異端思想に感化されているフランス人を給仕に雇っていたかどでマルケ人が取調べを受けた。また1688年には軍隊長と仕立屋が、それぞれ反教皇的な風刺文の所持、反教皇的な禁書を所持していたかどで告訴された<sup>36</sup>。

### 3-2 「反社会的」行為としての異端と「ペスト塗り」

ローマ教皇庁は印刷物の流通管理を通じて、南下するアルプス以北の思想的影響を遮断することに務めたが、1614年に枢機卿 R・ベラルミーノがこうした規制が不可能であることを認め、その権限を地方の責任者に委任した。こうして17世紀初頭には、「ルター派」嫌疑の根拠となるような印刷物の統制は地方単位で行われていく<sup>37</sup>。これに平行してボローニャでは、一方では「ルター派」への嫌疑が減少したものの、他方では「偶像毀損」の件数が増え始めた。また、それと時を同じくして「異端」の対象は、民衆の日常生活に介入するようになった。

裁く側のシステムが確立されていない初期の「ルター派」に対する異端審問では、「ルター派」の定義が明確であるうえに、裁かれる側の社会的地位や知的階層の高さが裁く側との政治的駆け引きを可能にし、むしろ裁く側の誘導的審問を阻止しえた。これに対してそのほとんどは思想的、政治的影響力をもたない民衆を対象に17世紀前後から増加し始める異端的「行為」への異端審問の背景は複雑である。

---

<sup>36</sup> *Ibid.*, p.190-91.

<sup>37</sup> Dall'Olio, *op. cit.*, p.433.

こうした悪魔的なものの教唆や結託に絡んだ「異端行為」の多様化は、これの祓除や処罰の形態においてもみられた。民衆の祓いや祈祷の行為、さらには聖職者による告解が過度に行なわれた。そうした告解の多くは、司祭らが女性の告白者に促がした、性的な実体験や想像の描写であり、またその嫌疑に対して、施療や確認の名目で行われた女性に対する過剰な接触行為であった<sup>38</sup>。一般の司祭のこうした行為が「異端」の対象となった背景には、とりわけ女性が対象となった民衆の「異端」弾劾で、独走し始めた地方の司祭の過剰な関与を統制し、彼らを支配下におこうとするローマ教皇庁の強い意図が含まれていたと考えられる。少なくとも、教皇領下におかれたボローニャでは、ボローニャの教理聖省が、独断的に異端審問を暴走させうる状況にはなかったことを伺わせる。

では、この「反社会的」行為としての異端と「ペスト塗り」には、いかなる共通点が見出せるのか。ボローニャで 16 世紀末からみられるようになる「反社会的」行為としての異端のケースには、1630 年のペスト流行時の「ペスト塗り」と次の二点で共通する要素が見出せる。

第一に、行為者が外国や外国人と関係する点である。そもそも 1631 年の P・モラッティの著書では、ペスト自体を外国からやってくる「見えざる敵」<sup>39</sup>と

---

<sup>38</sup> Cfr. Giovanni Romeo, *Esorcisti, confessori esessualità femminile nell'Italia della Controriforma*, Le lettere, Firenze, 1998. 多くの魔女裁判等の先行研究においても言及されているように、とりわけ地方レベルでの異端審問官や聖職者による女性への「異端」疑惑の解明の一手段として、あるいは治療的行為としての「悪魔」祓いとして、性的な言及や、行為に及ぶ事例は少なからずみられた。一連の行為は必ずしも民衆に対して一方的に行われたわけではなかった。一例として G・ロメオは、モデナ公爵夫人の事例について具体的に言及している (*Ibid.*, pp.49-86.)。

<sup>39</sup> 「見えざる敵 (il nemico invisibile)」という言葉は、ペストに対して警戒態勢を促す当時の公示や私的な書簡のなかにもみられる。

して捉えている。それが刻々とボローニャに接近する様子は次のように述べられている。

1630年（中略）この時期イタリアでは、フランス、神聖ローマ帝国、スペインのあいだでの血なまぐさい戦いがあり、ピエモンテ、マントヴァ、その他の地が戦場となった。そしてこの時期、1628、29年に神はロンバルディア州の多くの地域に疫病を発生させたのである。この疫病の最初の発生地は、西洋のさいはての島アイルランドやスコットランドで、それが、悲惨なことに、フランスやドイツ、フィンランドに至ったのである。（中略）それから翌春にはこの悪疫は、マントヴァ全域、ミラノの溪谷地帯、コマスコ、カザルマッジョーレ、クレマ、ベルガモ、それからその周辺地域に広がり、さらにミラノ、ピアツェンツァ、パルマ、ローディ、ヴェローナ、マントヴァ、モデナ、チェントに広がり続け、最後にはボローニャの領地に到達した...<sup>40</sup>

ペストが外国軍の侵攻と同一視され、外部から侵入して多大な被害を負わせる「敵」とみなされたのは、必ずしも表象に留まるものとはいえない。三十年戦争さなかに外国軍の行軍がイタリア北部の諸都市にもたらした荒廃は、まさに「敵」によるものであった。そうした観点では、「ペスト塗り」と荒廃をもたらす外国勢力との関係もまた、少なからず現実的、实际的であったといえよう。

G・カルヴィは、フィレンツェでの「ペスト塗り」裁判の被告人が全員「外国人」<sup>41</sup>であったという事実を指摘したが、これはペスト流行時に増幅された未知の外国勢力への恐怖が、「ペスト塗り」としての外国人への転化を容易にしていたともいえる。前章でもとりあげた、1630年のペスト流行時のイタリア北

---

<sup>40</sup> Pietro Moratti, *Racconto de gli ordini e provisioni fatte ne lazzaretti in Bologna e suo contado in tempo del contagio dell'anno 1630*, Bologna, 1631, p.3.

<sup>41</sup> ここでは、トスカナ大公国外から到来した人物の意。

部における、「マドリッドから逃亡した4人のフランス人がミラノで「ペスト塗り」行為を行おうとしている」という流言は、ヴェネツィアでは取り合われなかったが、「人為的ペスト説」が支持されたミラノでは高官が警戒を指示した<sup>42</sup>。同様に、ポローニャ郊外のボルゴ・トッシニャーノで発生した「ペスト塗り」事件では、「ペスト塗り」について証言者らは繰り返し、「外国語」を話している、「ペスト塗りを行う妖術使い」、「アルマン人」、「悪魔」、「ぶどうやイチジクを汚しながら国中を行脚しているルター派の人々」と言及し、いずれもまず、外国人であることが示唆され、「ペスト塗り」は異文化的、異教的要素で構成され、それへの恐怖が示された。

そして「反社会的」行為としての異端と「ペスト塗り」との第二の共通点には、両者が「汚す」という行為から派生している点を挙げることができる。ポローニャにおける「ペスト塗り」と汚損、そして中傷、個人的反目との関連性については、A・パストーレの著書の「ペスト塗りと冒瀆的汚損」というタイトルの一節で、器物汚損の数例が簡潔に紹介されている<sup>43</sup>。そこで彼は、「ペスト塗り」騒動にも関連した家屋や日常生活に不可欠な道具の汚損には、中傷の意味合いが強く、「汚す」行為のもつ象徴性について指摘している。また排泄物による汚損の事例と、「ペスト塗り」とされた事例ではいずれも、家屋の戸口(扉)のノック用の金具は、とりわけ「有害物質」が発見される場所(部分)であり、両者のパターンに一致する要素があることを見いだしている。さらに、こうした「汚損」自体を目的とする特殊な事件では、裁判記録上でも通常の「汚損(imbrattare)」という言葉は用いられなかったと述べている。

---

<sup>42</sup> Alfonso Corradi, *Biblioteca di storia della medicina - annali delle epidemie occorse in Italia dalle prime memorie fino al 1850 compilati con varie note e dichiarazione*, vol.II., Bologna, 1973, p.85.

<sup>43</sup> Alessandro Pastore, *Crimine e giustizia in tempo di peste nell'europa moderna*, Roma, 1991, pp.102-109.

こうしてみても、近世における汚損という行為は、第1章の都市美化の公示の考察でみたような、清潔や衛生といった観念からの逸脱行為としてのみ捉えるのは難しくなってくる。とくにその傾向の一面を象徴的に示すのが、16世紀後半のボローニャにおける異端裁判の開廷と告訴手続きに関する注意書きの一節である。その陪席判事は、法律によって明示されている諸犯罪と凶悪犯罪を除き、裁判所職員を裁くことは禁じられており、この職員への起訴が可能となるのは「法律によって明示されている諸犯罪」に限定された。その「諸犯罪」の内訳は「大逆罪、通貨偽造罪、殺人、凶悪放火、婦女暴行、不敬罪、男色、武器携帯、人の顔や、家屋の戸口その他のものに対する汚損等」であった。<sup>44</sup>

ここでの「人の顔や、家屋の戸口その他のものに対する汚損」と、パストレーによって指摘されたもっとも著しく「有害物質」が発見される場所（部分）としての家屋の戸口（扉）の「取っ手」とにみられる一致は、「家屋の戸口」への汚損が殺人や凶悪放火と並置される重度でかつ特殊な犯罪として捉えられていたことを示している。また「人の顔」に対置的な「家屋の戸口」にも、家屋における「戸口」の象徴的な意味を捉えることができる。このように、他の場所と比較した場合の「戸口の取っ手への特殊な有害物質による汚損の頻発」、顔や戸口といった箇所が有する象徴性、そしてそうした箇所への汚損を通じた中傷や名誉毀損の三者の間には、密接な関係が生じているように見える。

このことを踏まえれば、近世のトローネ裁判記録上でもっとも頻発した住民間の暴力沙汰の事件で、その発端となった出来事としてほぼ毎回証言されたのが、相手の中傷する暴言であった点は意味深い。そこには言葉であれ、行為であれ、「汚される」ということ、すなわち中傷や名誉毀損に対する当時の人々の反応が非常に敏感であり、またすぐさま暴力的行為に直結するような直情的な

---

<sup>44</sup> Tiziana Di Zio, *Il tribunale del Torrione* in Atti e Memorie- Deputazione di storia patria per le Province di Romagna, vol.XLIII (anno accademico 1992), Bologna, 1993, p.343.

反応を引き起こすに足る行為であったことも示唆されるのである。またこうした社会通念が、必ずしもいわゆる民衆の社会層だけでなく、公のものとして認識され、「顔や戸口への汚損」が異端裁判を開廷するに値する重度の犯罪とされた点は実に興味深い。

ここまでを総括すると、「ペスト塗り」という犯罪者像と「有害物質」と野関係は、必ずしもペスト流行時に限られるものではないといえる。家屋やその前の道路といったような私的領域に対する「汚す」という行為は、当時頻繁に「冒瀆」や「名誉毀損」という概念に結びつけられて考えられており<sup>45</sup>、ペスト流行時の極度の恐怖や緊張のなかで、汚損行為そのものからその行為者へと関心が移行し、「ペスト塗り」の疑惑にまで発展したとみられるのである。

## 考察

「宗教改革思想」の異端弾劾が 16 世紀後半から衰退傾向にはいり、それと平行して 1600 年前後には外国人に対する異端嫌疑や監視の要求がみられた。さらに、17 世紀に入るとこうした「異端」弾劾の対象は、「偶像毀損」に移行する傾向がみられた。一連の異端審問の推移は次のような特徴が見出された。

第一に、ボローニャの「異端」の対象となった、「宗教改革思想」と「偶像毀損」においては、弾劾の対象のみならず、弾劾を行なう異端審問における裁く側と裁かれる側の関係が、ある種の対照性を成している点がある。「宗教改革思想」については、「異端」裁判の初期の「ルター派」嫌疑の事例に代表されるように、裁かれる側が概して高い社会階層に属しており、同様の階層に属する

---

<sup>45</sup> 当時の名誉とその毀損に関する社会的通念については、Lucia Ferrante, *L'onore*

*ritrovato. Donne nella casa del soccorso di S.Paolo a Bologna(sec. XVI-XVII)*

inQuaderni storici, n. 53,Bologna,1983;Mario Fanti, *Classi sociali e il governo di*

*Bologna*, Bologna, 1960.を参照。



裁く側の有力層に対して強力な働きかけを行なうことが可能で、これによって裁く側の裁量と、判決に介入する傾向がみられた。これとは対照的に「偶像毀損」では、裁かれる側の「犯罪」行為を構成する要素よりもむしろ、裁く側の裁量とそれを決定する諸状況の方が、判決に対してはるかに重要性をもっていることが示唆されている。

第二には、16世紀前半から17世紀前半までの異端裁判の長期のスパンにおいては、ローマの教理聖省の直接的な介入の拡大がみられる点である。「宗教改革思想」に関する事例においては、被告人に対するインフォーマルな働きかけの範囲が徐々に縮小する傾向がみられた。そもそも教皇勢力の介入の拡大に対しては、16世紀後半から従来の都市勢力の有していた権限の保守を目的に、裁判所や大学における地縁や一部の高い社会階層の間で、職権をめぐる閉鎖性や再生産性が高まる傾向がみられた<sup>46</sup>。しかし、皮肉にもこのことが組織の荒廃を生じさせ、「改革」の名の下での教皇側の介入の格好の対象となっていったという経緯も忘れてはならないだろう。また、異端審問のターゲットは、「宗教改革思想」から、「ローマからの指令」によるボローニャ領内を通過する有力な外国人に対して向けられるようになっていった。彼らに対する介入が比較的積極的に行なわれるようになった背景には、外国人有力者に対する弾劾は、ボローニャの都市における政治的配慮がはたらく余地がなく、あくまでローマ教会の異端弾劾の活動の一環として講じられていた点を挙げることができる。

さらに第三には、1600年前後から「異端」嫌疑の対象が、民衆文化や信仰対象の毀損に移行する傾向がみられ、同時代に指摘されるカトリック教会の反宗教改革運動による民衆の文化圏や生活圏への介入が、異端審問の領域にもまた反映されている点である。

---

<sup>46</sup> Andrea Gardi, “Tecnici del diritto e stato moderno nel XVI-XVII secolo attraverso documenti della Rota di Bologna”, *Ricerche Storiche*, anno XIX numero 3, Edizioni Scientifiche Italiane, 1989, 553-584.

ところで、冒頭にも述べたように、今日までに明らかにされている「異端」裁判の事例は、実際に行われた事例のすべてを網羅しているわけではない。史料からの再生の過程でこぼれ落ちる事例は、史料自体の欠落とひとつの事例の複数の冊子にわたる散在等によって生じるだけでなく、担当裁判所が単一でない点も含めて考慮される必要がある。たとえば、1542年には旧来の宗教・異端裁判所が、教理聖省として再編されている。この時点で、裁判史料の作成と保存先の移行が考えられる。さらに、たとえば先にみた1548年と49年の事例は、「異端」の事例を扱う裁判所が教理聖省となったのちの事例であるが、これらは最終的に「トローネ」裁判所に送られている。実際、聖像の毀損に言及している事例は、ペスト対策諸法規の清掃義務と汚損行為の禁止の法令にのっとり、容疑者不在のまま、汚損状況の報告のみがトローネ裁判記録に残されていた。

これらは、「宗教改革」思想に属する「異端」であり、本来刑事裁判所であるべきトローネ裁判所とは関連のない事例であった。しかしながら、「偶像毀損」は、傷害事件のなかで扱われたのと同様に、もしも悪魔祓いが経済的損失を生じさせれば、民事の裁判所の持ち込まれる可能性も十分であろう。また、被告人がローマに送られることになれば、ボローニャ市内で行われていた審問は中断することになる。これらをふまえれば、とりわけ「反社会的行為」としての異端審問の全体像は、ボローニャにおいて明らかにされる可能性は今後も決して高くないといえる。

「ペスト塗り」については、ペスト時の感染と死の恐怖から引き起こされる集団パニックのなかでの一種のスケープゴートであり、その対象となったのはマイノリティや弱者であったというような見解がみられる。これは、「ペスト塗り」の創出が魔女や異端者に倣うところがあるからであろう。しかしながら、17世紀初頭のボローニャの「ペスト塗り」の事例には、そうしたプロットは見出されなかった。むしろボローニャのそれは、私的領域への汚損とそこから連想される中傷や名誉毀損に端緒があったとみられる。また、信仰の対象となる「偶像毀損」のケースは、ちょうど当時のペスト流行と時期を同じくして生じて

いた。これらを鑑みれば、偶像の毀損や汚損といった異端的行為が、「ペスト塗り」に発展する可能性は十分に残されていたといえよう。また、他の地域と比較してボローニャの異端裁判の件数は相対的に少なかったとはいえ、皆無であったわけではない。しかしながら、当時のボローニャの裁判記録には、用いた毒の精製や共犯者の関与にまで証言が発展するような「ペスト塗り」裁判は事実上みられなかったといえるのである。

このように、17世紀初頭のボローニャで異端裁判と「ペスト塗り」裁判が結びつかなかったのは、ペストを医学的領域からみる傾向が強まっていたことを示唆しているといえよう<sup>47</sup>。「人為的ペスト」を根拠とするような「ペスト塗り」による「ペストの毒」には、粉末状のもの(*polveri*)やその油脂状のもの(*unto*)をまき散らすことという行為と、「汚損(*imbrattare*)」の行為との間に共通点する部分が少なからずみられた。ボローニャで売られていたペストの偽薬に関する報告では、その形状がまさに「油脂状や粉状の物質」とされていた<sup>48</sup>。すなわち、17世紀初頭のボローニャの「ペスト塗り」には、妖術的、悪魔的な「人為的ペスト」に加えて、名誉毀損に絡んだ「汚すこと」のもつ強力な象徴性、さらには薬と毒物が混在するような当時の実践的な医学領域の要素が複雑に交錯していたとみられる。また、ペスト流行時の社会的混乱が、必ずしも「ペスト塗り」を生み出す要因とはならなかったこともみえてくるのである。

---

<sup>47</sup> 「混合政府」以降の教皇側の政治的、社会的、文化的介入は、ボローニャ大学における研究領域にも影響を与えた。当地で16世紀後半に解剖学を筆頭とした実験的科学への取り組みに力が注がれ、ヨーロッパのなかでも先進的であったのは、教皇側の介入をかわす狙いがあったといわれる。

<sup>48</sup> 本論第5章、参考資料2を参照。

## おわりに

社会構成員の多数が身体的自立を奪われるようなリスク時の制度的対応とその受容の様態。あるいは「民衆の日常生活の基本的な特徴と、都市の病理がいかなる関連性を持っていたか」ということ。これらの解明を本論文の目的としたことは、冒頭に述べたとおりである。なかでも制度受容の様態、あるいは制度の受容者という立場を重視したいと考えた結果、現地の指導教官や研究者からも再三、研究史料として「難しい」「やめておいた方がいい」と言われつづけたトローネ裁判記録に、取り組むことを決意した。なぜならトローネ裁判記録には、ボローニャの1630年を生き残った人々の、単純ながらもあまりに生き生きとした声が記録されていたからである。

1630年のボローニャにおけるペスト流行時のこの裁判記録を吟味した結果、その「難しさ」は大きく二点あるように思われた。ひとつは、事例の中断や再開の把握の難しさ、欠落、そして難字、またともかくも膨大な冊子とページの量である。これについては本論中でも触れたとおりである。しかしそれを超える難点は、次の二点目にあつたといえる。それは、事実上わずか半年間にペストによって人口の20%以上が失われたという状況下での、人々の生活状況の悲惨さや都市の大混乱がうまく再現されなかつたという点である。そこから想像され、あるいは実際に同時代の著述家の回顧録や先行研究において嘆かれ、語られたような、病人や死者が続出する想像を絶するような光景。また、ペスト対策の施行をめぐる著しい錯綜や犠牲がもたらす都市内部での大混乱。当時のトローネ裁判記録からは、これらを十分に読み取ることができなかつたのである。

無論、その記録からは、ペスト時にしか起こりえないであろう事件も報告されていた。ペストを苦にして自殺した夫婦もあつた。また、極めて稀であるものの、衛生局の業務を担う役員に対する住民の不満と、そこから発展した両者

の反目も見られた。ただこれについては 1630 年分の裁判記録のページ数からすれば、ほとんど例外的な事例ということも忘れてはならない。これに対して市内の記録では、閉鎖された家屋、あるいは住人が隔離病棟に収容され無人となっていた家屋への盗難が頻発し、都市封鎖に伴う市内外への不法な通行の事例が少なからず報告されている。また郊外農村地帯は、住民同士の暴力事件のみで占められたといっても過言ではなかった。確かにそれらはペストが引き起こした犯罪であり、トラブルであった。しかし、他都市に関する先行研究で確認されたような、衛生局や支配者への著しい反感や都市機能の麻痺、暴徒化した民衆といった、非常時に生じうる「都市の病理」とは異質なものであった。

加えて、同年の 7 月と 8 月は、人口 6 万数千人の都市で一月に 4000 人を超える人々がペストで命を奪われていた 2 ヶ月間である。その当時のボローニャでは、身寄りのない少女が自ら訴え出た性的暴力の事例に対して外科医の所見が証言され、迷いロバを無断で連れ帰った人物同士の反目に関する証言が続けられていた。あるいは外出禁止令をめぐる、巡査と逮捕された女性との間の「出た」、「出ていない」の問答が繰り返され、また通常から非常に頻繁に出されていた武器携帯に関する公示<sup>1</sup>への違反者が続出していた。そうした記録の内容に留まらず、第 3 章で吟味した女性の外出禁止令、また第 5 章におけるボローニャの「ペスト塗り」の事例からは、そもそも「都市の病理」なるものがほとんど見えてこなかったという事実がある。むしろ、外出禁止令の違反事例を筆頭に、通行や武器携帯の証書の不所持といった少なからぬ「逸脱行為」は、「民衆」としてカテゴライズされるような都市住民の、自らの「日常生活」を堅持するための行動のようにもみえた。彼らからすれば、不本意なペスト対策や取り締まりによってそれが脅かされることへの反発があり、自らの日常生活の維持として、法の逸脱があったとみることもできなくもない。

---

<sup>1</sup> メルラーニ法令集においては、1601 年から 1796 年までの全 28,215 の諸法規のうちの 22,580 についてみる限り、武器携帯に関連するものは、298 に及ぶ。

「都市の病理」なるものがほとんど見えてこなかったということ。果たして、これはどう捉えられるのか。1630年のトローネ裁判記録の内容に関して、比較可能な先行研究は、1567年の市内のトローネ裁判記録の事例に関するドメニコ・アダンテの卒業論文に留まっている。そこから明らかにされるのは、この一年の市内の事例99件は、1630年の件数とは比較にならないほど少数であるということ。そして、この裁判記録に見出される当時の中傷、窃盗、違法な武器携帯の3種の犯罪件数は、それぞれ3件、0件、1件であり、1630年の事例とは全く比較にならないほど少数であるということである。しかし、これらの件数が、実際に発生した犯罪件数と一致しないであろうことは自明である。また少なくとも、両者の60年以上の年月の隔たりのなかでは、同じトローネ裁判所とはいえ、裁判機構のみならず、教皇側と都市側の勢力関係の変遷自体がその業務の遂行に多大な影響を与えたであろう。またそうした利害に絡んで汚職が生じていたのもすでにみたとおりである。これらを考慮にいれつつ単純な数量比較を行なうことの意義は疑われかねない。あるいは、1630年の前年、1629年の事例を含むトローネ裁判記録の冊子の総数は113冊であった。冊子のページ総数、件数のばらつきはあるにせよ、1630年分を含む106冊よりも冊子数としてはこれを上回ってしまう。

トローネ裁判記録には、件数からすれば、記録が数行で中断、終了するようなケースが圧倒的に多数を占めている。そこでとりあげられた下層の階級の住民による口論や夫婦や親族間、未成年者の揉め事は、軽犯罪とされ、裁判の開廷にすら至らなかったからである<sup>2</sup>。しかし公証人たちは、そうした「軽犯罪」のために現場に直接赴き、少なからぬ人々と接触し、聞き取りを行わなければならなかった。ペスト大流行の最中に、その訴えの真偽も知れない身寄りのない一少女のために、一匹の迷いロバをめぐって、あるいは自分の畑に勝手に溝

---

<sup>2</sup> Fravia Quadrini, *Primi sondaggi sulla criminalità a Bologna nel 1500*, tesi di laurea discussa nell'Università di Bologna, relatore C.Ginzburg, a.a.1975-76, p.31.

が掘られて水が盗まれたことに立腹し、殴り合いを始めるような女性たちのためにである。また、市内外の通行、屋外への外出、武器携帯の制限といった公示を破り、ペストが猛威を振るうなか、通りを歩き回り、諍いを起こすような少なからぬ人々との接触を余儀なくされたのである。

そうした1630年のトローネの記録には、ある意味で異常なほどの「日常性」が記録されつづけた。それらを重ねて目の当たりにするにつれ、同時代人の著述家や宗教家の回顧録や一般的な疫病史の先行研究で言及されてきた、封鎖された都市の極限状況とのあまりに著しい乖離に、大いに戸惑いを覚えることとなった。もう少しページをめくれば、「ペストらしさ」があふれる鉞脈にぶつかるとも思えないと思ひ、作業を続けたものの、唯一、隔離病棟に関する冊子を除き、ついに「ペストらしさ」を掘り当てることなく1630年の冊子が終わってしまった。しかるに当時の戸惑いはいまだ続いており、本論においてもまた、この戸惑いを払拭するには至っていない。

そうした戸惑いが続き、途方にくれていたなかで、ふと脳裏に浮かび上がってきたのが、以前にカルロ・ギンズブルグから頂いた次の言葉であった。「資料はそれ自体では何も語りません。あなたが何か問いかけたことに対して返事をするのです。あなたは「トローネ」の記録に特別なもの、興味深いものがないと言いましたが、それは資料があなたの問いかけに対して”No”と言ったのです。そうであれば、あなたがまた異なる問いを投げかけてみればよいのではないのでしょうか。」

ここに至って、筆者の史料に対する期待や問い自体に問題があるのではないかという点に行き当たった。そもそもペスト流行時の裁判記録に、「ペストらしさ」にあふれる「生き生きとした」法の逸脱者が登場してくると想定し、「疫病流行時の都市の病理」を求めた私の「問い」自体が誤りであり、またこの問い全く答えようとしないこの史料の「沈黙」こそが私の問いに対する一つの回答のように思われたのである。また、これを史料からの回答と捉えることによって、それまで無理に見出そうとしていたこの都市の「病理」なるものの片鱗に

よりはむしろ、全体として浮かび上がってくる、語弊を恐れずあえていえばこのボローニャという都市の「健全」なるものに着目するようになった。

そうした視点に立ってみると、当初、単なる「民衆」の遵法意識の低さや、あるいは日常生活の持続を阻むペスト対策行政への反発の問題であると捉えていた、自らの外出容疑を否定しつつける多くの女性たちの証言はあまりに確信的にみえた。その「強さ」に触れ続けるにつれ、彼女達は法や刑罰の制度を理解しない下層のモップであり、無謀にも公的制裁を恐れないというのではなく、むしろ自らの罪状、すなわち巡査らの証言を否定することで、あるいは加害者の非を訴え出ること、自らの正当性を主張しているのではないかと考えるようになっていった。同様のことは、先の自らに加えられた性的暴力を訴えた少女や、夫の暴力を訴える妻、衛生行政担当者の職務不履行を訴える女性の証言にもまた見出されるところであった。

このように、所属する社会階層、あるいは知的な水準に関係なく、他人の不当性と自らの正当性を躊躇なく訴える女性たちの行動には、たとえ汚職の問題が生じていたにせよ、その訴えを公的に判断する機関としての役割が当時のトローネ裁判所には期待されていたようにみえた。そうした裁判所の機能は、自由裁量、誘導尋問、拷問の悪循環を生み出した異端裁判や、ミラノの衛生局の裁判所で展開された「ペスト塗り」裁判とは対極にあったといえるだろう。むしろ、16、17世紀の「異端裁判記録のなかで見慣れていたのと不思議と似た光景が浮かび上がって」きたのは、1972年に発生した警視殺害事件について1988年に行われた取調べの記録のほうであった。ギンズブルグはその著書『裁判官と歴史家』の冒頭で、そのことに少なからぬ戸惑いをみせている<sup>3</sup>。

これまでみてきたように、当時のボローニャが医学的、あるいは衛生学的にみて傑出したペスト対策行政を行なったわけではない。ペストの発生と「瘴気」

---

<sup>3</sup> カルロ・ギンズブルグ著、上村忠男・堤康德訳『裁判官と歴史家』平凡社、1992年、11-16

頁。( *Il giudice e lo storico- Considerazioni in margine al processo Sofri*, Torino, 1991.)



との関係は、当時の流行前後に長期にわたり、「汚物」に関する公示の中に指摘されつづけた。そもそも、他の主要都市と同様に、ボローニャでも少なからぬ感染犠牲者を出していた。また、十分な吟味が行なわれているとはいえないものの、ボローニャで異端審問が行なわれなかったわけではない。むしろ、「ペスト塗り」と共通性の高い「反社会的」行為としての異端のケースは、ボローニャでも発生していた。すなわち、「ペスト塗り」の事例でみられたミラノのような社会的混乱が生じる素地は、皆無ではなかった。

しかしながら、1630年のボローニャにはペストの大流行による「都市の病理」なるものの表出が非常に見えにくかった。再度繰り返すが、現存する資料にその表出が見られなかったことと実際になかったことは全く一致しない。また資料の性質によっては、ひとつの同一の事象がまったく異なる視点で描かれることは、第2章の隔離病棟の事例でも考察したとおりである。しかしながら、疫病流行下において「都市の病理」が非常に「見えにくい」ということ、それとボローニャという都市であること、これらの間には何らかの関係があるように感じられた。このボローニャという都市とは具体的に、当時のボローニャの都市としての特性、あるいはボローニャ人として社会的・文化的に形成されたアイデンティティ、彼らのメンタリティであり、とりわけ長期の安定期であり停滞期であった「混合政府期」の政体のことである。これらとの間に「関連性」を見出しうる可能性は、少なからずあるように思えた。

その「関連性」の可能性の手掛りとなったのは、近年、政治学や行政学の領域を大いに賑わせている R・パットナムの『哲学する民主主義 *Making Democracy Work- Civic Traditions in Modern Italy*』(1993)である。パットナムは、「民主的な政府がうまくいったり、また逆に失敗したりするのはなぜか」<sup>4</sup>という素朴な疑問を起点に、社会的需要を政策形成とその実施に結びつけるプ

---

<sup>4</sup> R・D・パットナム著、河田潤一訳『哲学する民主主義－伝統と改革の市民的構造』NTT出版、2001年、i頁。

ロセスの「うまさ」あるいは「まずさ」を「制度パフォーマンス」という概念に置いた。そしてまず、これを 1970 年代から 20 年に及ぶイタリア半島における地方制度改革のあり方に関する多角的な調査を基に分析した。さらに彼はこの調査を経て、「歴史が制度パフォーマンスをいかに条件付けているか」が中世のコムーネに遡ることのできるものと主張した。その結果、「制度パフォーマンス」を左右するのは、極言すれば、「信頼」、そして人々がより広く自由に、どちらかといえば水平的に助力を求めることで増えるとされる「社会関係資本 (social capital)」であり、20 世紀後半の調査でこれらが高度な水準にあった地域は、遡れば 19 世紀の協同組合、文化団体、相互扶助協会の豊かさにおいて、さらには 12 世紀の近隣組織、宗教団体、同職組合の発達において抜きん出たと結論付けた。さらに、この調査で終始トップの座に輝き続け「社会的連帯の重複的ネットワークがまれにみる形で集中し、またたぐいまれなほど成熟した公共心に富む人々が集う場所」<sup>5</sup>とされたのが、ボローニャを州都とするエミリア・ロマーニャ州であった。

政治学者であるパットナムの目に余るボローニャ礼賛と歴史的分析にみられる粗雑さには、失笑を禁じえない部分もある。しかし、確かに今日の都市計画や文化的、社会的政策をとってみても、ボローニャの制度パフォーマンス度は高く、国際的にも注目されている。また、1970 年代に州に移管されたイタリアの社会福祉の領域で、ボローニャが常にイタリア国内で先駆的な取り組みを続けてきたのも事実である<sup>6</sup>。他方、16 世紀中庸にこの都市が擁した社会的援

---

<sup>5</sup> 同上、137 頁。

<sup>6</sup> 拙稿「イタリアの高齢者在宅介護の動向—介護手当の現状と問題点—」国立社会保障・人口問題研究所・『海外社会保障研究』第 140 号、72—78 頁、2002 年 9 月；同「福祉改革法（2000 年 11 月 8 日法律 328 号）とイタリア高齢者福祉サービスの可能性と問題点」

助に関する施設や施策、相互扶助的制度の豊かさには、今日のそれすら翳むほどの充実や多様性がみられるということもまた事実である。彼の言う「まれにみる形で集中し」た「社会的連帯の重複的ネットワーク」とは、現代よりもむしろ当時の状況を形容するものとしてはるかに適切であろう。また、緩慢ながら徐々に衰退する傾向をみせていたものの、17世紀初頭のペスト流行時のボローニャには、この社会的援助の豊かさが残されていた。

上を踏まえて、今後の課題としては、改めて、1630年が含まれた、ボローニャの「混合政府期」の現代的意義を問い直す必要があるだろう。パットナムの「歴史的分析」では、12、3世紀の中世コムーネの共和制ののち14世紀から19世紀までが事実上欠落している。彼はこの500年間近くの時間を、「14世紀の派閥抗争と饑餓、黒死病と百年戦争」に始まり、「15世紀から16世紀初めにかけて、スペイン、フランス、その他の発展を遂げたヨーロッパ列強がわがもの顔にイタリアの野に跳梁し、諸王族の血なまぐさい闘争を繰り広げ」、「17世紀までに北・中部イタリアの諸都市は、例外なく共和政体を放棄してしまったか、多くの場合にその自治的な性格を失ってしま」い、それでもなお「18世紀後半に（中略）数世紀に及ぶ外国勢力による略奪、悪疫、国内の争乱が産み落とした社会的・経済的な暗い影にもかかわらず、文明生活という理想は、コムーネ共和制の伝統が根を張る地域で存続したのである」と片づけている<sup>7</sup>。すなわち、コムーネ共和政体、市民性、社会関係資本は500年近く、危機に瀕し衰退してきたが、それでも18世紀後半になってみれば生き残っていたというの

---

財団法人鉄道弘済会・『社会福祉研究』第85号、101-107頁、2002年10月；同「イタリア、エミリア・ロマーニャ州の高齢者在宅介護制度の現状」京都大学大学院人間・環境学研究科編集委員会・『人間・環境学』第11号、113-125頁、2002年12月；同「イタリア、ボローニャ市の高齢者福祉政策の展開」社会政策学会『社会政策学会誌』第9号、244-257頁、2003年3月。

<sup>7</sup> R・D・パットナム、前掲書、159-165頁。

である。事実上、彼はこの「数世紀」を一蹴してしまったかのように見受けられる。

しかしながら、筆者からすれば、500年間を生き延びた中世コムーネの共和制よりもむしろ、その後の16世紀初頭から18世紀末までの長期の衰退過程としての「混合政府期」こそが、ボローニャの「社会的連帯の重複的ネットワーク」や「たぐいまれなほど成熟した公共性」の歴史的形成過程のなかでひとつの重要な鍵となっているように思われる。またこれらは、必ずしもパットナムが考えるほど、信頼にあふれた美しい水平的な相互扶助的活動や、発達した市民性なるものによってのみ形成されてきたわけではないと考える。むしろ、一見平穏で、平和的にみえる都市と教皇の二つの勢力の共存の水面下で展開された両者の利権や権限をめぐる駆け引きこそが、ボローニャの一連のたぐいまれな性質を形成してきたのではないかと考える。無論、そのことは現時点においては筆者の推測に留まっている。ただ、本論の考察からは、「混合政府期」にあった1630年のボローニャでは、ペストの大流行が都市住民の日常性を極端にかき乱さなかったように見受けられた。また、初期の「混合政府期」とは、ヨーロッパでも有数であった、都市としての自治性と文化的、経済的優位性を徐々に失っていく長期的な衰退過程の起点でもあった。とすれば、「たぐいまれなほど成熟した公共性」と「混合政府」という特殊な政体との間には何らかの関係性がみいだされるのではないかと考えることはそれほど完全に想像の域に留まるものでもないように思われる。

いうまでもなく「全体をみる眼」をもつということと、「全体史」として全体をみようとするとは異なる。また、ミクロとマクロというような単純な二分は有効ではないものの、両者を行き来しながら全体をみるという作業は、まったく容易ではなかった。「物語」的で、「ナラティブ」の魅力にとりつかれ、混沌とした世界にあまりに無邪気に足を踏み入れたことは、反省しなければならない。今後、本論で吟味した制度受容者としての都市住民像をより明確にする意味でも必要とされるのは、本論文における限りなく微視的な研究で得られ

たものを踏まえつつ、それとは対照的にマクロな視点から、長期的な社会制度や政治制度の変容過程を捉えること。また、他の地域の様相とそれとを比較することであろう。ただ、その鍵となるであろう当時のボローニャにおける教皇勢力の政治的要職のヒエラルキーに関しては「関連する史料の完全な欠落」が指摘されている<sup>8</sup>。またしても「問い」に対する「回答」を得るには困難が伴いそうであるが、これについては今後の課題としなければならない。このように、ペスト流行時の制度受容に関する考察から、最終的に大きな構想が浮かび上がってきたことは少なからぬ収穫であったが、それは次の課題として持ち越さざるを得なかった。

人が人を助けるということは普遍的な行為である。「助ける」という行為は「必要(need)」の様態が異なるのに応じて、また対象の状態や規模の大きさに準じて、インフォーマルなレベルからフォーマルなレベルへと発展し、多様なシステムをつくりあげてきた。今日、そのような社会的なリスクに対する制度的対応を、たとえば社会保障史において、ある一時期の歴史的な側面、あるいは長期にわたる歴史の変遷をみるとき、これを制度の発展過程として捉える見方が一般的である。たしかに制度自体のみならず、科学技術の発達によって提供される援助自体の質と量を見る限り、これらに発達や発展の軌跡をたどることは困難ではない。事実、少なくとも今日の先進国に限ってみる限り、人が人らしく生きる権利の保障は、もはや貧困や飢餓というような、最低の水準の生存すら脅かすような問題への社会的援助にとどまらない。また、援助に関与する資源の配分はよりシステムティックな機構によって動かされるようになっている。ただ、第二次世界大戦後の「福祉国家」の成立以降、選別主義から普遍主義へとといった側面に大きく焦点が当てられすぎたように思う。そのなかでは

---

<sup>8</sup> Sandra Verardi Ventura, *L'ordinamento bolognese dei secoli 15.-17. : edizione del ms. B.1114 della Biblioteca dell'Archiginnasio: Lo stato, il governo et i magistrati di Bologna, del cavalier Ciro Spontone*, Galeati, Imora, 1982, p.181.

援助の対象に応じてより細分化された制度形成と、そこに投入される財の大きさばかりが取り上げられてきた。また、社会的援助の成立過程を歴史的にたどるさいにも、この「福祉国家」をひとつの到達点、かつ基準点とする視点が定着し、とりあげられる時代や地域はごく一部に固定化されがちであった。乱暴な言い方かもしれないが、その結果として、今日「福祉国家」としての先進諸国が共通に抱える諸問題が深刻化していったようにもみえる。

近年、そうした枠組みは徐々に解体されつつある。アジア人初のノーベル経済学賞受賞者である A・センの「ケイパビリティ」や「福祉(well-being)」、「不平等」に関する新しい概念は、アカデミックな領域にとどまらず、実際のグローバルな福祉政策のあり方に多大な貢献を行った。日本においてもまた、一握りの先進国の制度研究から、少子高齢化の進展や家族の福祉機能を重視する点で高い共通性がみられるイタリアへの多様な関心が高まってきている。また、近年のイタリアの社会史研究においても、中世から現代までの社会的援助への制度的対応に関する非常に分厚い論文集『イタリアにおける貧困と制度的創出中世から今日まで (Vera Zamagni eds., *Poverta e innovazioni istituzionali in Italia : dal Medioevo a oggi*, Bologna, 2001.)』が刊行されたのをはじめとして、近世生活史研究家である R・サルティが、イタリア女性の行ってきた家事労働の「権利」や意義について、近世から今日までの3～4世紀間にわたって同じ視点で眺めようとしている<sup>9</sup>。これらは、かつての社会史でそれなりの興隆をみせた救貧史や女性史の類とは種を異にしている。

そうしたなかで、21世紀初頭の社会と17世紀初頭の社会をひとつの視界において、社会的援助という側面からイタリアや日本の様相を念頭に置きつつ本

---

<sup>9</sup> Raffaella Sarti, *Vita di casa: Abitare, mangiare, vestire nell'Europa moderna*, Edizioni Lterza, Roma, 1999; “Quail diritti per la donna?- servizio domestico e identita' di genere dalla rivoluzione francedse a oggi”, (pubblicato online su: <http://www.uniurb.it/scipol/drs.htm>), copyright Raffaella Sarti 2000.

論文に取り組むことができたのは、幸運だったといえるのかもしれない。最後に、これらをひとつの視界において眺めた時に、17世紀初頭のボローニャの戦略的で狡猾にみえた「社会的援助」のシステムも、またその受け手となる人々の「福祉 (well-being)」も決して色あせては見えないというのが、筆者の印象であった。

## 史料と参考文献

### 史料

#### 《マニユスクリプト》

Archivio di Stato di Bologna, Tribunale del Torrione, atti processuali, 5714-5798

(一覧は別紙添付)

#### 《印刷物》

—活版本およびパンフレット、その他—

Giroramo Donini, *Raccolta di tutti li bandi, ordini e provisioni Fatte per la Città di Bologna in tempo di Contagio Imminente, e presente, Li anni 1628, 1629, 1630, et 1631. Dedicata all'Emin.mo e Rever.mo Sig. Cardinale Spada Nel sudetto Tempo meritissimo Legato di Bologna.* Bologna, 1631.

Pietro Moratti, *Racconto de gli ordini e provisioni Fatte ne' Lazzaretti in Bologna e suo contado in tempo del Contagio dell'anno 1630,* Bologna, 1631.

M.Bartolomeo Traffichetti, *Somma del modo di conservare la sanita in tempo pestilente, Bologna- Tolta dal trattato della Peste di M. Bartolomeo Traffichetti per ordine dell'Illustre Sig. Giulio Cesare Sgni Bolognese Governatore di Rimino, a beneficio del Popolo di detta Città, et di ciasculaltre,* Bologna, 1576.

Due lettere l'una del Mascardi all-Achillini l'altra dell'Achillini al Mascardi sopra le presenti calamità, Bologna, 1630.

A.P.Masini, *Bologna perlustrata,* Bologna 1666, I.

#### —法令および通達類—

Biblioteca comunale dell'Archiginnasio, La raccolta dei Bandi Merlani

IV/2 177, VII 257, VIII 85, VIII 105, VIII 139, VIII 211, 217, 309, IX 120, IX 117, IX/26, IX/2 27, XII 21, IX/2 151, IX/26, XIII 138, XI 167, XIII 102, XIII 125, XIII/2 421, XI 93, XIII 104, XIII 218, XIII/2 297, XIII/2 313, XII/2 364, XIII/2 293, XIII/2 297, RM, XIII/2 313, XIII/2 378, XIV 108, XIII/2 378, XIV 108, XIII 236, XIII/2 291, XIII/2 297, XIII/2 313.



ASB, Assunteria di Sanità, *3. Lettere diverse in materia di sanità (14-1630-32)*.  
 ASB, Assunteria di Sanità, *6. Recapiti di Sanità*.  
 ASB, Assunteria di Sanità, *14. Miscellanea di Sanità*  
 ASB, Assunteria di Torrone, *Bandi editti notificazionidiversi (sec.XVI-XVII)*,  
 ASB, Archivi del Legato (II/1A-1B), *Bandi Speciali*.  
 ASB, Assunteria d'Ornato, *Bandi e notificazioni (vol.6. 1601-1652)*.

## 参考文献

### 《欧文献》

- Ago, R., "Donne, doni e public relations", in Cavaciocchi Simonetta eds., *La donna nell'economia secc.XIII-XVIII*, Firenze, 1990, pp.182-183.
- Angelozzi, G., "Nobili, mercanti, dottori, cavarieri, artigiani- Stratificazione sociale e ideologia a Bologna nei secoli XVI e XVII", Tega Walter eds., *Storia illustrata di Bologna- volume secondo*, Bologna, 1989.
- Archivio di Stato di Bologna, II-36a Tribunale del Torrone, Registri di atti procesuali (1531-1559)
- Archivio di Stato di Bologna, II-36b Tribunale del Torrone, Registri di atti procesuali (1560-1602)
- Bellettini, A., *La popolazione di Bologna dal secolo XV all'unificazione italiana*, Bologna, 1961.
- Benvenuti, M., "Come facevasi giustizia nello Stato di Milano dall'anno 1471 al 1763", *Archivio Storico Lombardo*, IX(1882).
- Bergadani, R. , "La peste del 1630-1631 in alcuni villaggi del Piemonte", in *Rivista di storia, arte, archeologia per le provincie di Alessandria e Asti*, LVII-LVIII (1948-49).
- Betri, M. L. & Pastore, A. eds., *Avvocati Medici Ingegneri Alle origini delle professioni moderne*, Clueb, Bologna, 1997.
- Bianchi, A., "La deresponsabilizzazione dei padri" in *Ricerche Storiche*, annoXXVII, n.2, Napoli, 1997.
- Bianchi, A., 《L'elemosina di un bambino》. Pratica e controllo dell'abbandon all'ospedale dei Bastardini(secc.XVI-XVIII), *Sanità Scienza e Storia*, Sommario n.2,1989, 35-54.
- Brighetti, A., *Bologna e la peste nel 1630*, Aulo Gaggi Editore, Bologna, 1968.
- Calvi, C. & Chabot, I., eds., *Le ricchezze delle donne : diritti patrimoniali e poteri familiari in Italia : 13.-19. secc.*, Torino, Rosenberg & Sellier, 1998.
- Calvi, C., "Loro, il fuoco, le forche : la peste napoletana del 1656" in *Archivio Storico Italiano*

IV (1981).

- Calvi, C., "Matrimoni del tempo di peste. Torino nel 1630." in *Quaderni Storici*, n.55. (1984).
- Calvi, C., "Una metafora degli scambi sociali : la peste fiorentina del 1630" in *Quaderni Storici*, n.55. (1984).
- Calvi, C., *Histories of a Plague Year*, Berkley, 1989.
- Calvi, C., *Il contratto morale : madri e figli nella Toscana moderna*, Roma, Laterza, 1994.
- Calvi, C.eds., *Barocco al femminile*, Roma, Laterza, 1992.
- Campeggi, R., *Racconto de gli heretici iconomiasti giustiziati in Bologna*, Mascheroni, Bologna, 1622.
- Canosa, R., *Storia dell'inquisizione in Italia. Dalla metà del cinquecento alla fine del settecento Napoli e Bologna la procedura inquisitoriale*, Vol.V, Sapere 2000, 1990.
- Canosa, R., *Tempo di peste- Magistrati ed untori nel 1630 a Milano*, Roma, 1985.
- Carboni, M., Fornasari, M. Poli, M., eds., *La città della carità - Guida alle istituzioni assistenziali di Bologna dal XII al XX secolo*, Bologna, 1999.
- Casa, E., "La peste bubbonica in Parma nel 1630" in *Archivio Storico per le provincie parmensi*, Parma, 1903.
- Cipolla, C. M., *Contro nemico invisibile. Epidemie e strutture sanitarie nell'Italia del Rinascimento*, Bologna, 1986.
- Cipolla, C. M., *Fighting the plague in seventeenth century Italy*, Wisconsin, 1976.
- Cipolla, C. M., *Public Health and medical profession in the Renaissance*, Cambridge, 1975.
- Cipolla, C. M., *Storia economia dell'Europa pre- industriale*, Bologna, 1974.
- Cipolla, C.M., *Miasmas and Disease*, Essex, 1992.
- Cipolla, C. M., *Le tre rivoluzioni e altri saggi di storia economica e sociale*, Bologna, 1989.
- Cochrane, E., *Florence in the Forgotten Centuries 1527-1800*, Chicago, 1973.
- Corradi, A., *Biblioteca di storia della medicina- annali delle epidemie occorse in Italia dalle prime memorie fino al 1850 compilati con varie note e dichiarazione*, vol.II., Bologna, 1973.
- Cosmacini, G., *Storia della medicina edella sanità in Italia*, Laterza, Roma, 1994.
- Da Gatteo, L., *La peste a Bologna nel 1630*, Forlì, 1930.
- Dall'Olio, G., *Eletici e inquisitori nella Bologna del cinquecento*, Istituto per la storia di Bologna, 1999.
- De Benedictis, A., "Gli organi del governo cittadino, gli apparati statali e la vita cittadina dal XVI al XVIII secolo" in Walter Tega eds., *Storia illustrata di Bologna*, Bologna, Nuova editoriale AIEP, 1989.
- De Benedictis, A., *Repubblica per contratto : Bologna: una città europea nello Stato della Chiesa*, Bologna, Il mulino, 1995.

- De Benedictis, A., & Mattozzi, I., *Giustizia, potere e corpo sociale nella prima età moderna : argomenti nella letteratura giuridico-politica*, Bologna, CLUEB, 1994.
- De Benedictis, A., “Dalla signoria Bentivolesca al sovrano pontefice” in Walter Tega eds., *Storia illustrata di Bologna*, Bologna, Nuova editoriale AIEP, 1989.
- De Benedictis, A., *L'applicazione degli statuti bolognesi del 1454 nella pratica giudiziario-amministrativa del'600 '700*, Bologna, Lo scarabeo, 1989.
- De Benedictis, A.eds., *Diritti in memoria, carità di patria : tribuni della plebe e governo popolare a Bologna (14.-18. secolo)*, Bologna, CLUEB, 1999.
- Del Panta, L., *Le epidemie nella storia demografica italiana*, Torino, 1986.
- Di Zio, T., Il tribunale del Torrione in Atti e Memorie- Deputazione di storia patria per le Province di Romagna, vol.XLIII (anno accademico 1992), Bologna, 1993.
- Fabbri, G. L., *L'organizzazione del lavoro in una economia urbana- le società d'arti a Bologna nei secoli XVI e XVII*, Bologna.
- Fanti, M., *Classi sociali e il governo di Bologna*, Bologna, 1960.
- Fanti, M., *Le vie di Bologna : saggio di toponomastica storica e di storia della toponomastica urbana*, Istituto per la storia di Bologna, Bologna.
- Ferrante L., “La sessualità come risorsa. Donne davanti al foro arcivescovile di Bologna (sec. XVII)”, in *Mêlanges de l'ècole française de Rome*, tome99-2, 1987.
- Ferrante, L., ‘<Malmaritate> tra assistenza e punizione (Bologna secc.XVI-XVII)’ Forme e Sogetti dell'intervento assistenziale in una città di antico regime, Bologna, 1986.
- Ferrante, L., L'onore ritrovato. Donne nella casa del soccorso di S.Paolo a Bologna (sec. XVI-XVII) in *Quaderni storici*, n. 53, Bologna, 1983.
- Ferri A. & Roversi G., eds., *Storia di Bologna*, Bologna, 1978.
- Ferri, G., Roversi, F. eds., *Storia di Bologna*, Edizioni Alfa, Bologna, 1978.
- Frari, A. A., *Delle peste e della pubblica amministrazione sanitaria*, Venezia, 1840.
- Fрати, L., *La vita privata di Bologna dal secolo XIII al XVII*, Bologna, 1986(1900).
- Gardi, A., “Tecnici del diritto e stato moderno nel XVI-XVII secolo attraverso documenti della Rota di Bologna”, *Ricerche Storiche*, anno XIX numero 3, Edizioni Scientifiche Italiane, 1989.
- Gardi, A., “Il Cardinale Legato come rettore provinciale Enrico Caetani a Bologna(1586-87)” in *società e storia*, n.27.(1985).
- Garofalo, F., “La difesa di Roma e dello stato pontificio contro la peste – dal 1629-1632” in *Humana Studia – Bollettino bimestrale dell'Istituto di Storia della medicina dell'Università di Roma*, 1949.
- Giancarlo, A., “Nobili, mercati, dottori, cavalieri, artigiani – Stratificazione sociale e

- ideologia a Bologna nei secoli XVI e XVIII” in Walter Tega eds., *Storia illustrata di Bologna*, Bologna, Nuova editoriale AIEP, 1989.
- Ginzburg, C., *I benandanti : Stregoneria e culti agrari tra Cinquecento e Seicento*, Torino, 1966 (1972).
- Ginzburg, C., *Miti, emblemi, spie : morfologia e storia*, Torino, 1992.
- Ginzburg, C., *Occhiacci di legno : nove riflessioni sulla distanza*, Milano, 1998.
- Ginzburg, C., *Storia notturna : una decifrazione del sabba*, Torino, 1998.
- Ginzburg, C., *Il formaggio e i vermi : il cosmo di un mugnaio del '500*, Torino, 1986.
- Ginzburg, C., *Il giudice e lo storico : considerazioni in margine al processo Sofri*, Torino, 1991.
- Giusberti, F., Poveri bolognesi, poveri forestieri e poveri inventati. Un progetto di rinchiudimento nel XVIII secolo, in *Storia Urbana*, (13) 1982.
- Gli archivi delle istituzioni di carità e assistenza attive in Bologna nel medioevo e nell'età moderna, Atti delle IV colloquio bologna 20-21 gennaio 1984 vol.1, Bologna, 1984.
- Greci R., “Donne e corporazioni”, in Groppi Angela eds., *Il lavoro delle donne*, Roma, 1996.
- Groppi, A., “Lavoro e proprietà delle donne in età moderna” in Groppi Angela eds., *Il lavoro delle donne*, Roma, 1996.
- Guenzi, A., “La tessitura femminile tra città e campagna. Bologna, secoli XVII-XVIII”, in Cavaciocchi S., eds., *La donna nell'economia secc. XIII-XVIII*, Firenze, 1990.
- I sovrano pontefice. Un corpo e due anime: la monarchia papale nella prima età moderna, Bologna, 1982; Suggestioni (da H.J.Berman) per lo studio del ruolo del diritto papale tra medioevo ed età moderna, Bologna, 1982.
- Il Buon uso della paura : per una introduzione allo studio del trattato muratoriano "del governo della peste"*, L.S. Olschki, Firenze, 1990.
- Klapisch-Zuber, C., *Women, Family, and Ritual in Renaissance Italy*, Chicago, 1985 (trad. Lydia G. Cochrane).
- Laudani, S., “Mestieri di donne e mestieri di uomini eri di uomini: le corporazioni in età moderna” in Groppi Angela eds., *Il lavoro delle donne*, Roma, 1996.
- Malagoli, L., *Seicento Italiano e Modernità*, la Nuova Italia, Firenze, 1970.
- Malanima, M., *La fine del primato- Crisi e riconversione nell'Italia del Seicento*, Milano, 1998.
- Mancini, D., “Giustizia in piazza - appunti sulle esecuzioni capitali in Piazza Maggiore a Bologna durante l'età moderna”, in *IL CARROBBIO*, 1985.
- Manconi, F., *Castigo de Dios : La grande peste barocca nella Sardegna di Filippo IV*, Donzelli, Roma, 1994.
- Manzoni, A., *I promessi sposi*, Milano, 1840-42.

- Manzoni, A., *Storia della colonna infame, Milano, 1840-42*,
- Marchi, G. P. eds., *Il gran contagio di Verona nel Milleseicento e trenta descritto da Francesco Pona* - Edizione fotostatica, Centro per la formazione professionale grafica, Verona, 1972.
- Mariani, R., *Criminalità e controllo sociale nella crevalcore del seicento*, tesi di laurea discussa presso all'Università di Bologna, relatore Ottavia Nicoli, a.a.1990-91.
- Martelli, F., "Bologna e la peste del 1630: un caso di "unzione" a Borgo Tossignano e la cultura politica e medica del XVII secolo nell'Italia Settentrionale" in *Strenna Storica Bolognese*, Bologna, 1991.
- Masini, A.P., *Bologna perlustrata*, Bologna, 1666.
- Mazzini, U., "Gli untori di Milano nelle novelle del tempo" in *Rassegna Nazionale*, Firenze, n.184, 1912.
- Miscellanea Storico-Patria Bolognese tratta dai manoscritti di Giuseppe Guidicini, Bologna, 1872.
- Niccoli O., *Il seme della violenza- Putti, fanciuli e mammoli nell'Italia tra Cinque e Seicento*, Roma,1995.
- Niccoli,O., *Storie di ogni giorno in una città del Seicento*, Roma, 2000.
- Nicolini, F., La peste del 1629-1632, in AA.VV., *Storia di Milano*, vol.X, Milano, 1957.
- Nicolini, F., Peste e untori nei «Promessi Sposi» e nella realtà storica, Bari,1937.
- Farinelli, G., & Paccagnini, E.,eds., *Processo agli untori- Milano 1630: cronaca e atti*, Milano, 1988.
- Novati, F., "Milano prima e dopo la peste del 1630 secondo nuove testimonianze", in *Archivio Storico Lombardo*, XVIII , anno XXXIX (1912).
- P. Preto, *Epidemia, paura e politica nell'Italia moderna*, Bari, 1987.
- Palazzi, M., "Tessitrici, serve, treccole- Donne, lavovro e famiglia a Bologna nel Settecento", in Cavaciocchi Simonetta eds.,*La donna nell'economia secc.XIII-XVIII*, Firenze, 1990.
- Pastore, A., "Testamenti in tempo di Peste : La pratica notarile a Bologna nel 1630", in *Società e Storia*, n.16.(1982).
- Pastore, A., "Lascio agli poveri biognosi : Disposizioni testamentary in favore dei poveri a Bologna nel seicento", *Forme e Sogetti dell'intervento assistenziale in una città di antico regime*, Bologna, 1986.
- Pastore, A., *Comportamenti criminali ed epidemie di peste: Ginevra italiane del '500 e '600, i corso di stampa negli Atti del convegno Città italiane dell'500 tra Riforma e Controriforma*, Lucca, 1988.
- Pastore, A. , *Crimine e giustizia in tempo di peste nell'europa moderna*, Roma, 1991.
- Pastore, A., *Il medico in tribunale -La perizia medica nella procedura penale d'antico regime*

- (secoli XVI-XVIII), Edizioni Casagrande, Bellinzona, 1998.
- Pastore, A., *Marcantonio Flaminio : fortune e sfortune di un chierico nell'Italia del Cinquecento*, Milano, 1981.
- Pastore, A.eds, *Avvocati, medici, ingegneri : alle origini delle professioni moderne, secoli 16.-19.*, Bologna, 1997.
- Pastore, A.eds., *Emarginazione, criminalità e devianza in Italia fra '600 e '900 : problemi e indicazioni di ricerca*, Milano, 1990.
- Pietrasanta, M., “La peste del 1630-’31 a Castelnuovo e Rivalta Bormida” in *Rivista di Storia arte archeologia per le province di Alessandria e Asti*, Annata LXXV(anno 1966).
- Poggi, C., La peste del 1630 in Como, Tip. Romeo Longhetti nello Stab. Dell’Orfanotrofio maschile, 1886.
- Pola Falletti, G.C., “Untori nel Casalese verso 1530” in *Rivista di Storia Arte Archeologia*, annate LIII-LIV-LV-LVI, Alessandria, 1947, 14-39.
- Pola Falletti-Villafalletto, G.C., Untori nel casalese verso il 1530, in *Rivista di storia, arte archeologia di Alessandria*, LIII-LVI(1947).
- Pomata, G., *Promessa di guarigione - malati e curatori in antico regime*, Roma, 1994.
- Poni, C., “Sviluppo, declino e morte dell’antico distretto industriale urbano (secoli XVI – XIX)”, Tega Walter eds., *Storia illustrata di Bologna- volume secondo*, Bologna, 1989.
- Poni C., “Per una storia del distretto industriale serico di Bologna (secoli XVI – XIX )” , Quaderni Storici, vol.73 (1990).
- Poni, C., ” “Tecnologie, organizzazione produttiva e divisione sessuale del lavoro: Il caso dei mulini da seta” in Groppi Angela eds., *Il lavoro delle donne*, Roma,1996.
- Pucci, L., L.A.Muratori: Dal paradosso della peste a quello della “Pubblica Felicità” in IL Buon uso della paura ‘per una introduzione allo studio del trattato muratoriano del governo della peste”, Olschki, Firenze, 1990.
- Quadrini, F., *Primi sondaggi sulla criminalità a Bologna nel 1500*, tesi di laurea discussa nell’Università di Bologna, relatore C.Ginzburg, a.a.1975-76.
- Ripamonti, G., *De peste quae fuit anno 1630*, Milano, 1640, trad. It. Di Cusani, F., Pirotta, Milano, 1841, rist. Forni, Bologna, 1977.
- Romani, M. A., “Il pane quotidiano: Approvvigionamenti e consumi alimentari nei ducati padani fra cinque e settecento” in *La famiglia e la vita quotidiano in europa dal '400 al '600* (Atti del convegno internazionale Milano 1-4 dicembre 1983), Roma, 1986.
- Romeo G., *Esorcisti, confessori esessualità femminile nell’Italia della Controriforma, Le lettere*, Firenze, 1998.

- Rosa, C., La peste del 1630 a Bergamo nel racconto inedito di un notaio superstite, in *Bergomum*, no.VIII, 1930.
- Rosa, E., L'Assunteria di Sanità nella difesa della salute pubblica a Bologna durante il XVIII secolo in Famiglie senatorie e istituzioni cittadine a Bologna nel settecento, Bologna, 1980.
- Rosa, E., Medicina e salute pubblica a Bologna nel sei e settecento in «Quaderni Culturali Bolognesi», VIII (1978).
- Sarti, R., *Vita di Casa –Abitare, mangiare, vestire, nell'Europa moderna*, Roma, Laterza, 1999.
- Scarazzati, L., “Eretiche e streghe nel Ravennate del '500”, Bassi Angelini, C., eds., *Donne nella storia- nel territorio di Ravenna, Faenza e Lugo dal Medioevo al XX secolo*,
- Schneider, T. M., “Charity and property.- The wealth of opera pie in early modern Bologna” in Vera Zamagni eds., *Poverta e innovazioni istituzionali in Italia : dal Medioevo a oggi*, Bologna, 2001.
- Serra, G., *La peste dell'anno 1630 nel ducato di Modena*, Societa' tipografica editrice modenese, Modena, 1959.
- Sioli Legnani, E., “Cinque lettere inedite sulla peste di Milano del 1630” in *Rassegna della letteratura italiana*, Anno 68°, Firenze, 1964.
- Slack, P., *The impact of Plague in Tudor and Stuart England*, Routledge & Kegan Paul, London, 1985.
- Toniolo, A., “Gli esposti in collegio. Progetto e realizzazione di un istituto per illegittimi di talento(secc.XVII-XVIII), *Sanità Scienza e Storia*, Sommario n.2,1989, 99-126.
- Traffichetti, B. M., *Somma del modo di conservare la sanita in tempo pestilente, Bologna- Tolta dal trattato della Peste di M. Bartolomeo Traffichetti per ordine dell'Illustre Sig. Giulio Cesare Sgni Bolognese Governatore di Rimino, a beneficio del Popolo di detta Città, et di ciascun'altre.*, Bologna , 1576.
- Verardi S. V., L'ordinamento bolognese dei secoli 15.-17. : edizione del ms. B.1114 della Biblioteca dell'Archiginnasio: Lo stato, il governo et i magistrati di Bologna, del cavalier Ciro Spontone, Galeati, Imora, 1982.
- Verga, A., “Delle forme particolari di delirio cui danno origine le grandi pestilenze”, in *Studi anatomici*, vol.III., Milano, 1897.
- Verri, P. , Osservazioni sulla tortura, a c.di G. Barbarisi, Milano, 1985.
- Verri, P., *Osservazioni sulla tortura*, Milano, 1997.
- Viglio, A., “La peste del 1630 a Novara e nel novarese”, in Bollettino storico per la provincia di Novara, XXIII (1929).
- Zamagni, V., eds., *Poverta e innovazioni istituzionali in Italia : dal Medioevo a oggi*,

Bologna, 2001.

Zanni R. I., eds., *L'Archivio di Stato di Bologna*, Nardini Editore, Fiesole, 1995.

Zanni, M., *Lo "stato" di Bologna identità storica del governo metropolitano*, Provincia di Bologna, 1991, Bologna.

Zarri, G., "I monasteri femminili a Bologna tra il XIII e il XVII secolo", *Atti e Memorie*, volume XXIV, Bologna, 1973.

### 《邦文文献》

C・M・チポッラ著、柴野均訳『シラミとトスカナ大公』、白水社、1990年。

C・M・チポッラ著、日野秀逸訳『ペストと都市国家』、平凡社、1988年 (Carlo M. Cipolla, *Fighting the plague in seventeenth century Italy*, Wisconsin, 1976.)

C・ギンズブルク著、上村忠男訳『神話・レトリック・立証』みすず書房、2001年

C・ギンズブルク著、竹山博英訳『ベナンダンティ』せりか書房、1986年

C・ギンズブルク著、竹山博英訳『ベナンダンティー16, 17世紀の悪魔崇拜と農耕儀礼』せりか書房、1986年

F・ブローデル著、金塚貞文訳、『歴史入門』太田出版、1995年

(原著 F.Braudel, *La dynamique du capitalisme*, Paris, 1976.)

H・R・トレヴァー＝ローパー他著、今井宏編訳『十七世紀危機論争』創文社、1975年、  
(原著 Trevor-Roper, H.L., *The general crisis of the seventeenth century* )

I・ウォーラステイン著、川北稔訳『近代世界システムⅡ』岩波現代新書、1995(1981)年  
(原著 I.Wallerstein, *The Modern World-System: Capitalist Agriculture and the Origins of the European World-Economy*, New York, 1974.)

P・マサイアス著、小松芳喬監訳『最初の工業国家』、日本評論社、1972年

(原著 Mantoux, P., *La Révolution industrielle au XVIII<sup>e</sup> siècle*, Paris, 1959)

T. S. アシュトン著、中川敬一郎訳『産業革命』岩波書店、1953年

クラウス・ベルクドルト (宮原啓子・渡邊芳子訳)『ヨーロッパの黒死病ー大ペストと中世ヨーロッパの終焉』国文社 1997

ジャック・リュフィエ、ジャン＝シャルル・スールニア著、仲澤紀雄訳『ペストからエイズまで』国文社、1996年

シンガー・C・J 編著、田辺振太郎編訳『技術の歴史 第7巻』筑摩書房、250頁

(原著 Singer, Charles Joseph eds., *A History of Technology vol. VII*, Oxford, 1958)

パットナム・R・D 著、河田潤一訳『哲学する民主主義』NTT出版、2001年

(原著 R.Putnum, *Making democracy work*, Princeton University Press, 1993.)

マルク・ブロック著、井上泰男、渡邊昌美共訳『王の奇跡：王権の超自然的性格に関する研究ー特にフランスとイギリスの場合』、刀水書房、1998年



- マルク・ブロック著、高橋清徳訳『比較史の方法』創文社、1978年
- モニク・リュスネ（宮崎揚弘・工藤則光訳）『ペストのフランス史』同文館 1998
- ロジェ・シャルチエ「今日の歴史学—疑問・挑戦・提案」（藤田門久訳）『思想』843号、岩波書店、1996年
- ソール・フリードランダー編著、上村忠男、小沢弘明、岩崎稔訳『アウシュヴィッツと表象の限界』未来社、1994年
- ピーター・バーク編著谷川稔、谷口健治、川島昭夫、太田和子他訳『ニュー・ヒストリーの現在：歴史叙述の新しい展望』人文書院、1996年
- 上村忠男・大貫隆・月本明男・二宮宏之・山本ひろ子編『歴史を問う—4 歴史はいかに書かれるか』岩波書店、2004年
- 上村忠男・大貫隆・月本明男・二宮宏之・山本ひろ子編『歴史を問う—5 歴史が書きかえられるとき』岩波書店、2004年
- 上村忠男・大貫隆・月本明男・二宮宏之・山本ひろ子編『歴史を問う—6 歴史の解体と再生』岩波書店、2004年
- 上村忠男著『歴史家と母たち—カルロ・ギンズブルグ論』未来社、1994年
- 大黒俊二「逆なで、ほころび、テキストとしての社会」森明子編『歴史叙述の現在：歴史学と人類学の対話』人文書院、2002年
- 大黒俊二「ベルナルディーノとモンテ・ディ・ピエタ設立運動—パヴィアを中心に」『イタリア学会誌』第51号（2002年3月）、76-98
- 大黒俊二「西欧における地域史と自治体史—イタリアを中心に」『歴史科学』第164号（2001年4月）、34-40
- 大黒俊二「説教の「声」と「聞き手」—15世紀トスカーナの俗人筆録説教」『歴史学研究』第729号（1999年10月）、199-205
- 岡田温司『スタンツェ：西洋文化における言葉とイメージ』ありな書房、1998年
- 岡田温司『マグダラのマリア：エロスとアガペーの聖女』中央公論出版社、2005年
- 岡田温司『ミメシスを超えて：美術史の無意識を問う』勁草書房、2000年
- 亀長洋子『中世ジェノヴァ商人の「家」：アルベルゴ・都市・商業活動』刀水書房、2001年
- 亀長洋子「管理・制限されていく女たち—中世ジェノヴァの事例から」『日伊文化研究』第39号、2001年、2-9
- 喜安朗「コレラの恐怖・医療・そしてパリ民衆—一八三二年パリのコレラ流行をめぐって」『思想』691号（1982.01）
- 斎藤晃「歴史・テキスト・プリコラージュ—17,18世紀のイエズス会宣教師の記録を読む—」森明子編『歴史叙述の現在：歴史学と人類学の対話』人文書院、2002年
- 森島恒雄著『魔女狩り』岩波新書、1970年
- 蔵持不三也『ペストの文化誌—ヨーロッパの民衆文化と疫病』朝日選書、1995年

- 中村賢二郎編『都市の社会史』ミネルヴァ書房、1983年
- 長谷川貴彦「修正主義と構築主義の間で—イギリス社会史研究の現在」『社会経済史学会』  
第70巻、2号、2004年
- 見市雅俊『青い恐怖白い街：コレラ流行と近代ヨーロッパ』平凡社、1990年
- 見市雅俊『コレラの世界史』晶文社、1994年
- 宮崎理枝「ペスト流行時の女性と子供に対する外出禁止令をめぐる一考察」『日伊文化研究』  
第38号、2000年3月、80-91
- 宮崎理枝「近世イタリアの「ペスト塗り」—ボローニャとミラノの1630年の事例を中心に—」『西洋史学』第208号（2003年3月）、24-45
- 宮崎理枝「イタリアの高齢者在宅介護の動向—介護手当の現状と問題点—」『海外社会保障  
研究』第140号（2002年9月）、72-78
- 宮崎理枝「福祉改革法（2000年11月8日法律328号）にみるイタリア高齢者福祉サービスの可能性と問題点」『社会福祉研究』第85号（2002年10月）、101-107
- 宮崎理枝「イタリア、エミリア・ロマーニャ州の高齢者在宅介護制度の現状」『人間・環境  
学』第11号（2002年12月）、113-125
- 宮崎理枝「イタリア、ボローニャ市の高齢者福祉政策の展開」『社会政策学会誌』第9号（2003  
年3月）、244-257
- 宮崎理枝『一六三〇年ボローニャのペスト流行時にみる法令・裁判・民衆行動』（1999年3  
月京都大学大学院修士論文）

国立ボローニャ古文書館 トローネ裁判所 裁判記録 1630 年分 巻号一覧

	ANNI	NOTE
5683	1629 mag. – 1630 gen.	
5714	1629 nov. – 1630 nov	
5715	1629 nov. – 1630 nov.	Città
5716	1629 nov. – 1630 apr.	
5717	1629ott. – 1630 apr.	
5718	1630 feb. – ago.	salvatorBurnaccinus Contà
5719	1629 ott. 1630 mar.	id. Città
5720	1628 gen. – 1630 apr.	Bernardus de Bernardis Comitatus
5721	1629 dic. – 1630 apr.	id. Civitatis
5722	1630 gen. – mag.	Ioannes Bonafides Città
5723	1629 dic. – 1630 mar.	id. Contà
5724	1627dic. – 1630 apr.	Bernardus de Bernardis Comitatus
5725	1629 mag. – 1630 lug.	id. Civitatis
5726	1630 gen. – feb.	Sanctes Martinus id.
5727	1629 nov. – 1630 mag.	id. Comitatis
5728	1629 ott. – 1630 lug.	Comitatus
5729	1630 gen. – set.	Comitatus contiene anche fascioli del 1641,43,44
5730	1630 feb. – ago.	
5731	1629 nov. – 1630 giu	città
5732	1629 dic. – 1630 mag.	comitatus
5733	Manca	contà
5734	1630 mar. – ago.	civitatis
5735	mar. – ago.	comtatis
5736/1 5736/2	gen. – mag.	civitatis
5737	1629 set. – 1630 lug.	comitatis
5738	1630 mar. – nov.	comitatis
5739	apr. – dic.	città
5740	apr. – set.	civitatis
5741	feb. – ott.	civitatis

5742	apr. – giu.	comitatis
5743	1628 ott. – 1630 ago.	civitatis
5744	1629 mag. – 1630 ago.	civitatis
5745	1629 mag. – 1631 giu.	città
5746	1629 ott. – 1631 ott.	contado
5747-1 ,5747-2	1630 giu. – lug.	città
5748	1629 nov. – 1630 ago.	conta
5749	1626 lug. – 1630 ago.	bianco
5750	1628 ott. – 1630 ago.	civitatis
5751	1630 lug. – nov	id.
5752	mag. – ago.	comitatus
5753	giu. – set.	bianco
5754	1629 apr. – 1631 nov.	contado
5755	1630 apr. – set.	comitatus
5756	lug. – ott.	civitatis
5757	lug. – nov.	città
5758	1629 ott. – 1630 dic.	città
5759	1630 lug. – dic.	Città
5760	ago. – nov.	civitatis
5761	lug. – ott.	Comitatis
5762		Comitatis
5763	1629 ago. – 1630 dic.	Civitatis
5764	1630 gen. – set.	comitatus
5765	1630 ago. – set.	comimtatus
5766	ago. – dic.	contà
5767	mag. – ott.	comitatus
5768	1630 ott. – 1631 lug.	civitatis
5769	1630 giu. – dic.	Città
5770	1630 mar. – 1631 gen.	comitatus
5771 cheks	1630 giu. – dic.	civitatis
5772	1630 ago. – 1631 apr.	comitatis
5773	1630 ago. – 1631 feb.	comitatis
5774	1630 ago. – 1631 feb.	Città
5775	1630 nov. – 1631 mar.	civitatis

5776	1630 nov. – 1631 apr.	id.
5777	1630 set. – 1631 mar.	civitatis
5778	1630 ott. – 1631 mag.	comitatis
5779	1630 apr. – 1631 gen.	Città
5780	1630 ott. – 1631 gen.	id.
5781	1630 set. – 1631 feb.	comitatus
5782-1	1630 gen. – 1631 feb.	civitatis comitatis
5783	1630 ott. – 1631 apr.	civitatis, id.
5784	1630 dic. – 1631 mar.	id.
5785	1630 dic. – 1631 mar.	id.
5786	1631 feb. – mag.	Città
5787	1630 nov. – 1631 mar.	conta
5788	1630 dic. – 1632 gen.	comitatus
5789	1629 set. – 1632 gen	Città
5790	1631 gen. – mag.	conta
5791	mar. – mag.	civitatis
5792	1630 mag. – 1631 mag.	comitatis
5793	1631 apr. – giu.	bianco
5794	1630 set. – 1631 lug.	civitatis
5795	1630 ott. – 1631 lug.	conta
5796	1631 mar. – mag.	civitatis et comitatus
5797	1630 dic. – 1631 lug.	Città
5798	1630 ott. – 1631 mag.	Città
5799	1631 gen. – mag.	id.
5800	mar. – lug.	civitatis
5801	feb. – mag.	comitatis
5802	mar. – mag.	Città
5803	feb. – mag.	civitatis
5804	1631 apr. – giu.	Città
5805	1631 mag. – 1632 apr.	conta
5806	1631 apr. – 1632 apr.	civitatis
5807		comitatus
5808	1631 mar. – lug.	civitatis
5809	mar. – giu.	comitatus

5810	id.	Città
5811	mar. – dic.	comitatus
5812	mag. – ago.	comitatis
5813	mag. – set.	civitatis
5814	ago. – set.	comitatus
5815	gen. – nov.	Città
5816	mar. – ott.	id.
5817	1631 lug. – 1632 feb.	città
5818	1631 lug. – ott.	Città
5819	1631 mag. – set.	Città
5820	1631 feb. – 1632 ago.	comitatus

## 図版

- (図1) - ピエトロ・モラッティ著『1630年、疫病流行時におけるボローニャ市とその郊外の隔離病棟での命令や措置に関する記録 (Pietro Moratti, *Racconto de gli ordini e provisioni fatte ne lazzeretti in Bologna e suo contado in tempo del contagio dell'anno 1630*)』の中表紙 (ボローニャ国立古文書館、ボローニャ市立アルキジナジオ図書館所蔵、1631年ボローニャにて出版)
- (図2) - ジロラモ・ドニーニ編纂『1628、29、30、31年、疫病流行時およびその直前時に発布された公示、法令、予防策全集 (*Raccolta di tutti li bandi, ordini e provisioni Fatte per la Città di Bologna in tempo di Contagio Imminente, e presente, Li anni 1628, 1629, 1630, et 1631.*)』の中表紙 (1631年ボローニャにて出版。ボローニャ国立古文書館、ボローニャ市立アルキジナジオ図書館所蔵、)
- (図3) - メルラーニ法令集、1629年11月8日の公示、(マイクロフィルム化されている。インターネット (<http://badigit.comune.bologna.it/bandi/index.html>) から閲覧・ダウンロード可能 ボローニャ市立アルキジナジオ図書館所蔵)
- (図4) - サンティッシマ・アヌンツィアータ隔離病棟見取り図 (ヴァチカン機密文書館所蔵、fondo Legazione di Bologna, Vol.283, f.41r. ; Antonio Brighetti, *Bologna e la peste del 1630*, Bologna,1968, p.81.)
- (図5-1~2) - サンタ・マリア・デッリ・アンジェリ隔離病棟見取り図 (ボローニャ国立古文書館所蔵、fondo Collegio Montalto,103-7324)
- (図6) - 「カーゼ・マッテ」隔離病棟建設予定図 (Pietro Moratti, *Racconto de gli ordini e provisioni fatte ne lazzeretti ...*内に収録、ボローニャ国立文書館所蔵)
- (図7) - 「カーゼ・マッテ」隔離病棟建設予定図 (ボローニャ市立アルキジナジオ図書館雑録集に収録、アルキジナジオ図書館所蔵)
- (図8) - 18世紀北イタリアにおける煮繭と座繰の作業 (Caldirane) の図  
(Agostino Bignardi “Pelustrando 《Bologna perlustrata》: la vita economica bolognese del ‘600 ” in *Carrobbio- Rivista di studi bolognesi*, annoIII, 1997, Parma-Bologna)
- (図9) - 17世紀ボローニャ市街絵地図 (コスタンティーノ・アレトゥーシオ作、1636年、59.5cm×88cm、ビュラン技法、ボローニャ市立アルキジナジオ図書館所蔵)
- (図10) - ボローニャ市地図 市街中心部一部抜粋、縮尺 1 : 13,000、1984年版権取得 (Piante di Città-Bologna, Studio F.M.B.Bologna)
- (図11-1~2) - 「トローネ」裁判記録 5747-1 番、冊子冒頭の被告人氏名のアルファベット順別一覧、一部抜粋 (ボローニャ国立古文書館所蔵)
- (図12-1~3) - 「トローネ」裁判記録 5763 番、一部抜粋 (ボローニャ国立文書館所蔵)
- (図13-1~2) - 「トローネ」裁判記録、5747-2 番、一部抜粋 (ボローニャ国立文書館所蔵)

# RACCONTO DE GLI ORDINI E PROVISIONI

Fattene' Lazaretti in Bologna, e suo Contado  
in tempo del Contagio dell' Anno 1630.

DI PIETRO MORATTI.

Dedicato al molto Reuer. P.

D. SISTO TODESCHI DA BOLOGNA  
Abbate meritifs. nella Religione Oliucana.



IN BOLOGNA, Presso Clemente Ferroni M. D. C. XXXI.  
*Con licenza de' Superiori.*

Ad istanza di Bartolomco Cavalieri, & Cesare Ingegneri.

1  
2



# RACCOLTA

DI TUTTI LIBANDI, ORDINI, E PROVISIONI

Fatte per la Città di Bologna in tempo di Contagio  
Imminente, e Presente,

Li Anni 1628. 1629. 1630. & 1631.

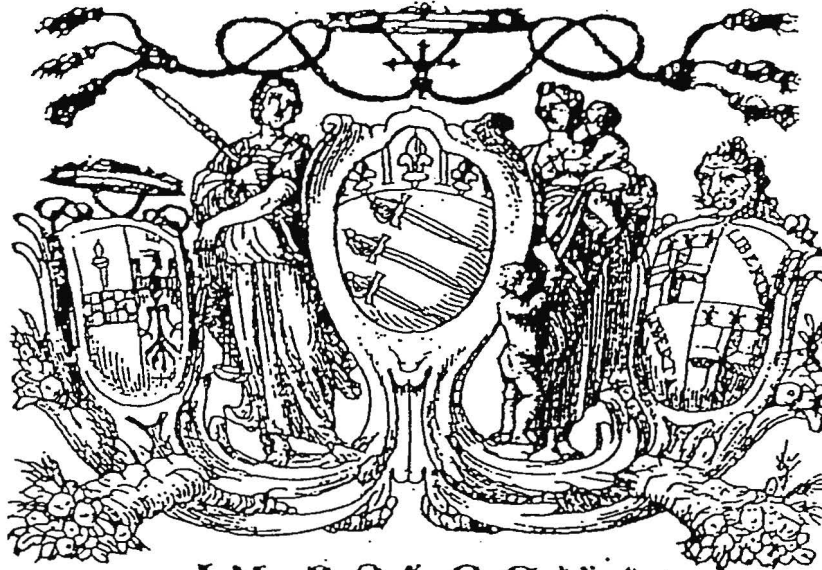
Dedicata

ALL'EMIN.<sup>mo</sup> E REVER.<sup>mo</sup> SIG.

CARDINALE SPADA

Nel sudetto Tempo

MERITISSIMO LEGATO DI BOLOGNA.



IN BOLOGNA

Per Girolamo Donini Stampatore Camerale.

M. DC. XXXI

# B A N D O,

Che si nettino le Strade dalli fanghi, & altre immonditie, & che s'accomodi le Bufe.

Publicato in Bologna adì 9. Novembre 1629.



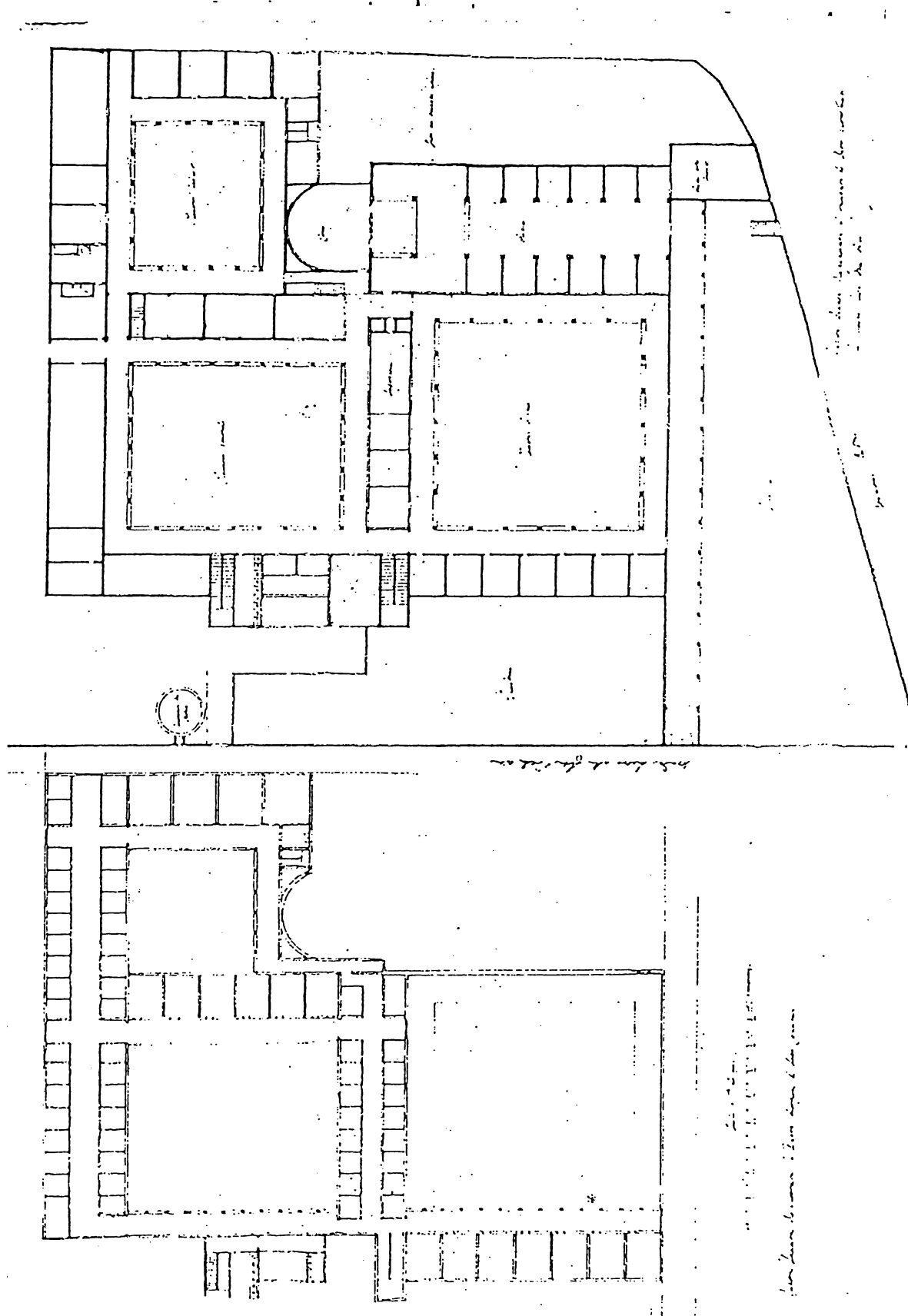
**N**rendendoli, che per le Strade di Bologna sono molte brutture, & immonditie, & bufe doue si fermano li fanghi, & potendo ciò causare infermia, & corruzione d'aere, particolarmente in questi tempi di qualche sospetto; Però l'Illustriss. & Reuerendiss. Sig. Bernadino Cardinale Spada de Latere Legato meritiissimo di questa Città, col consenso delli Illustri Signori Consalonico, & Assenti dell'Ornato; in virtù del presente commanda a qualunque persona, sia di che grado si voglia, che fra termine di quattro giorni prossimi dalla publicatione del presente, debbano auanti le loro Case nelle Strade raccogliere, & fare raccogliere ogni qualità, & quantità di fanghi, & immonditie, & farle leuare, & condurre fuori della Città, & accomodare, & falegare le bufe, acciò non vi si possi fermare l'immonditie; nè gettare brutture, nè acque sporche giù dalle finestre, o in strada, acciò che non habbiano collettore a causare qualche mal effetto; & ciò sotto pena di Lire dieci d'applicarsi a Luoghi Pij; Notificando a tutti, che passato il termine si userà essatta diligenza; & oltre la pena sudetta si farà leuare, & accomodare il tutto à spese di chi non haue a obedire. In quorum fidei, &c.

Dat. Bonon. die 8. Mensis Nouembris 1629.

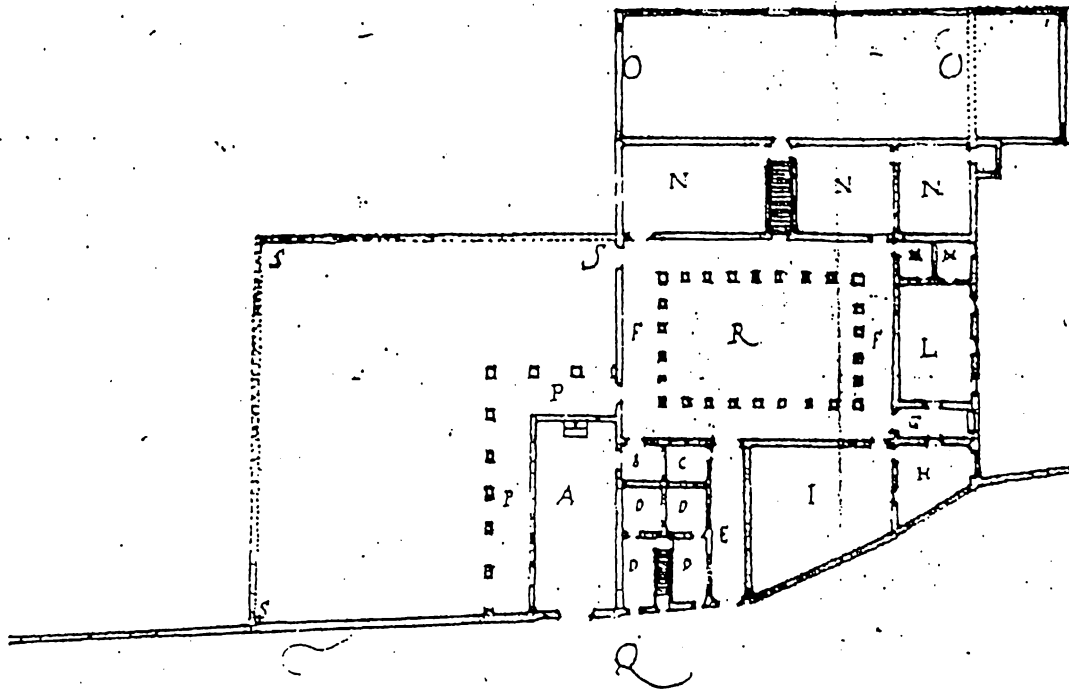
B. Card. Spada Leg.  
Camillus Paleottus Vex. Iur.  
Philippus Caldennus Assumptus.  
Federicus Elephant. Assumptus.  
Hercules Bonifolus Assumptus.  
M. Antonius Luparus Assumptus.  
Bartholomzus Lambertinus Assumptus.

Io. Maria Spontonus Ornati. Not.

In Bologna, Pergli Heredi del Benacci, Stampatori Camerali.



(图4)



- A Chiesa
- B Sacrestia
- C Stanza dei Portinai
- D Stanze che si possono affittare con li mezzanini di sopra
- E Entrata
- F Claustro
- G Escara del refettorio e lauamano
- H Cucina. et anche un orto il se più alto
- I Cortile
- L Refettorio
- M Dispensa e Cancua del Refettorio et il cucina comune
- N Stanze da basso et il simile di sopra
- O luogo dove si fatto il recinto delle mura glie quale ha ancora una cura conforme al legato di giallo
- P luogo che resterebbe per li officinari
- Q Strada Publica
- R Cortile del Claustro
- S luogo dove andrebbe fatto altro recinto di mura glie ma si è猶豫ato pensando che quello che si è fatto di mura glie non si è tanto certamente il basso et di sopra che sia barcolla et ancora sarebbe di più spesse

Il colorico di giallo è quello che ha fatto di nuovo

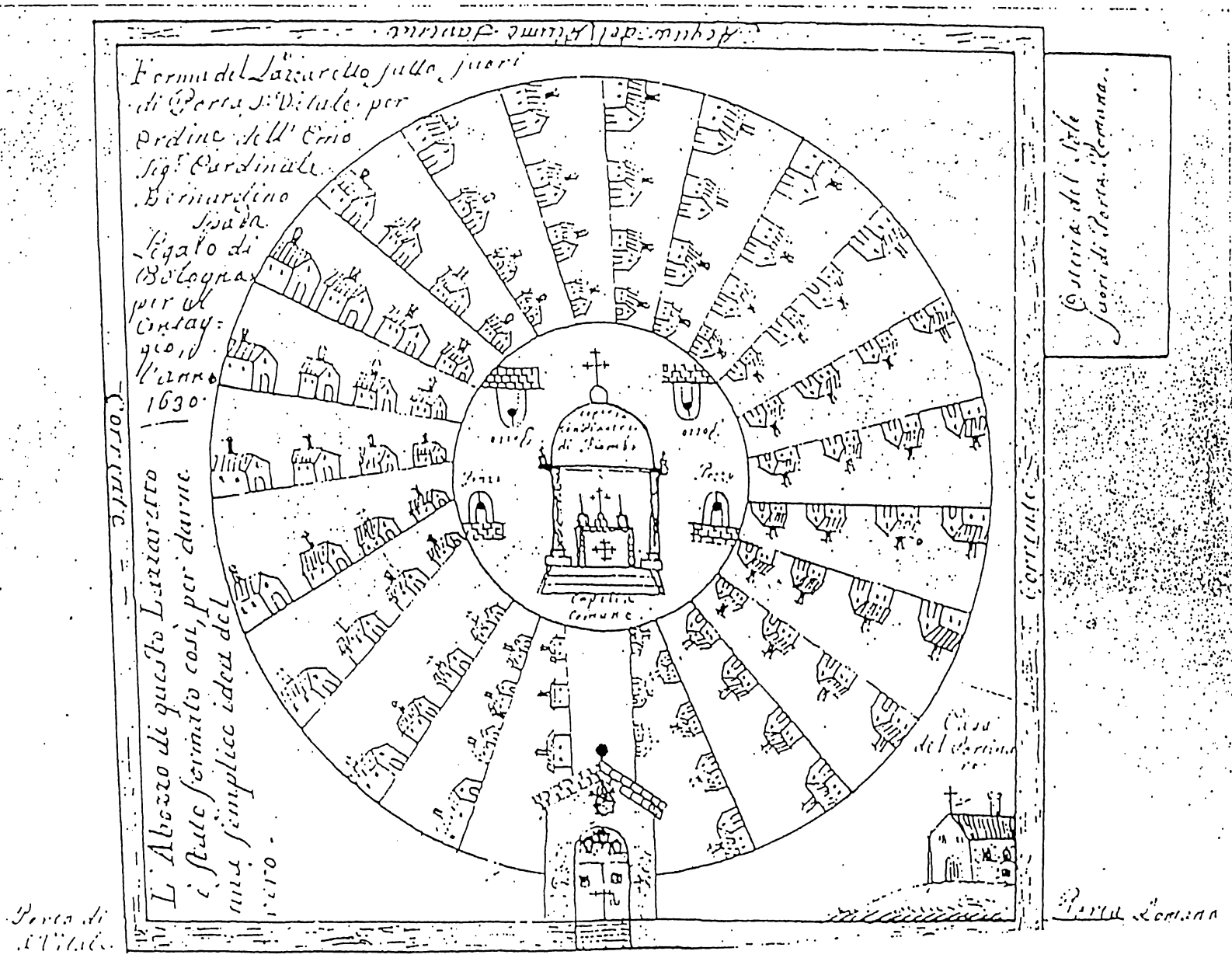
Scala de canne dieci romane

サンタ・マリア・デッリ・アンジェリ隔離病棟

- A— 教会
- B— 聖物納室
- C— 門衛の部屋
- D— 上記の門衛に貸している中二階の部屋
- E— 入口
- F— 僧院
- G— 食堂と洗面所への入口
- H— 台所
- I— 庭
- L— 食堂
- M— 食堂のための食料とワインの貯蔵室
- N— 地下にある同上記の貯蔵室
- O— “conforme al di giallo” 拡大のために確保されている敷地
- P— 借地人のために残されている場所
- Q— 公道
- R— 僧院の中庭
- S— 共同住宅の予定地だったが現在は放置されている敷地

(図5-2)

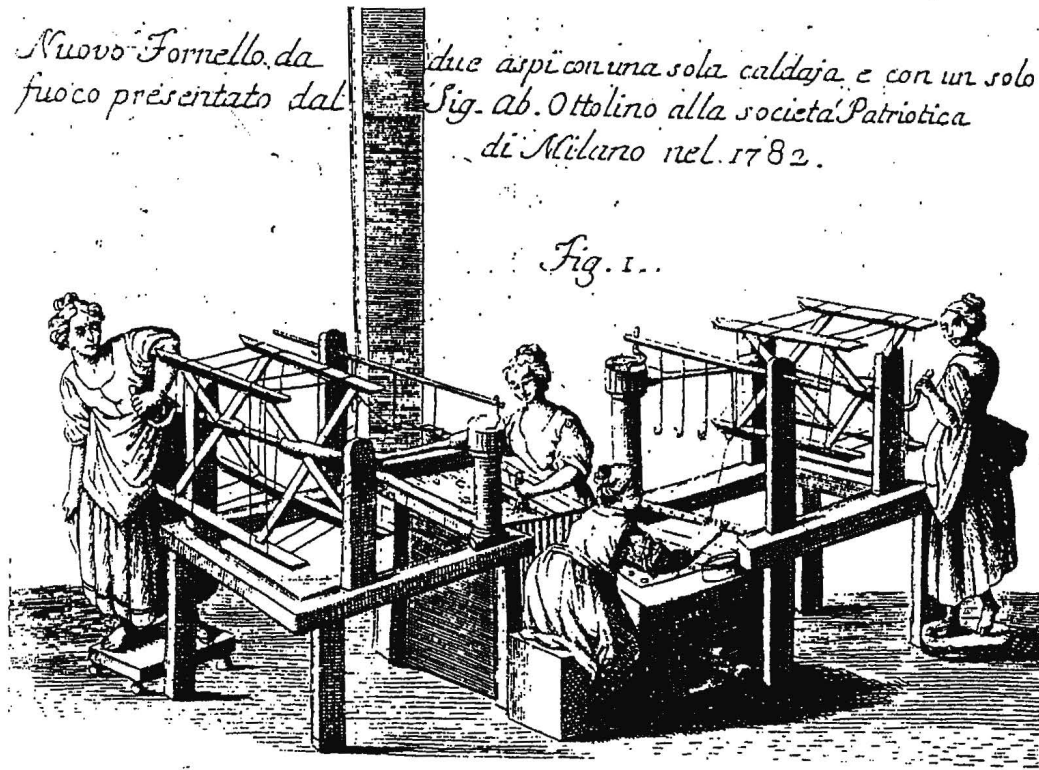




(图 7)

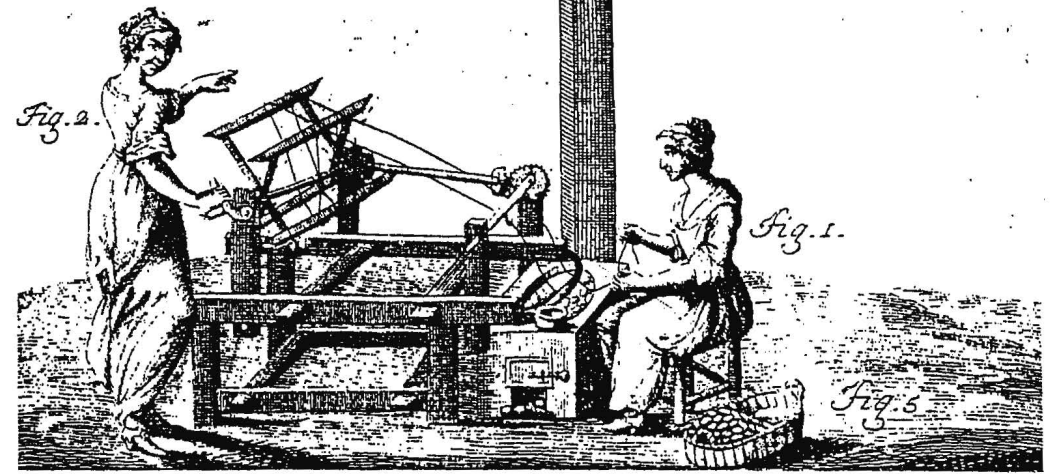
*Nuovo Fornello da due aspi con una sola caldaia e con un solo fuoco presentato dal Sig. ab. Ottolino alla società Patriotica di Milano nel 1782.*

*Fig. 1.*



*Fornello da due aspi.*

*Trattura della Seta al Fornello con giuochi e cavalletti alla Piemontese*



*Fig. 2.*

*Fig. 1.*

*Fig. 5.*

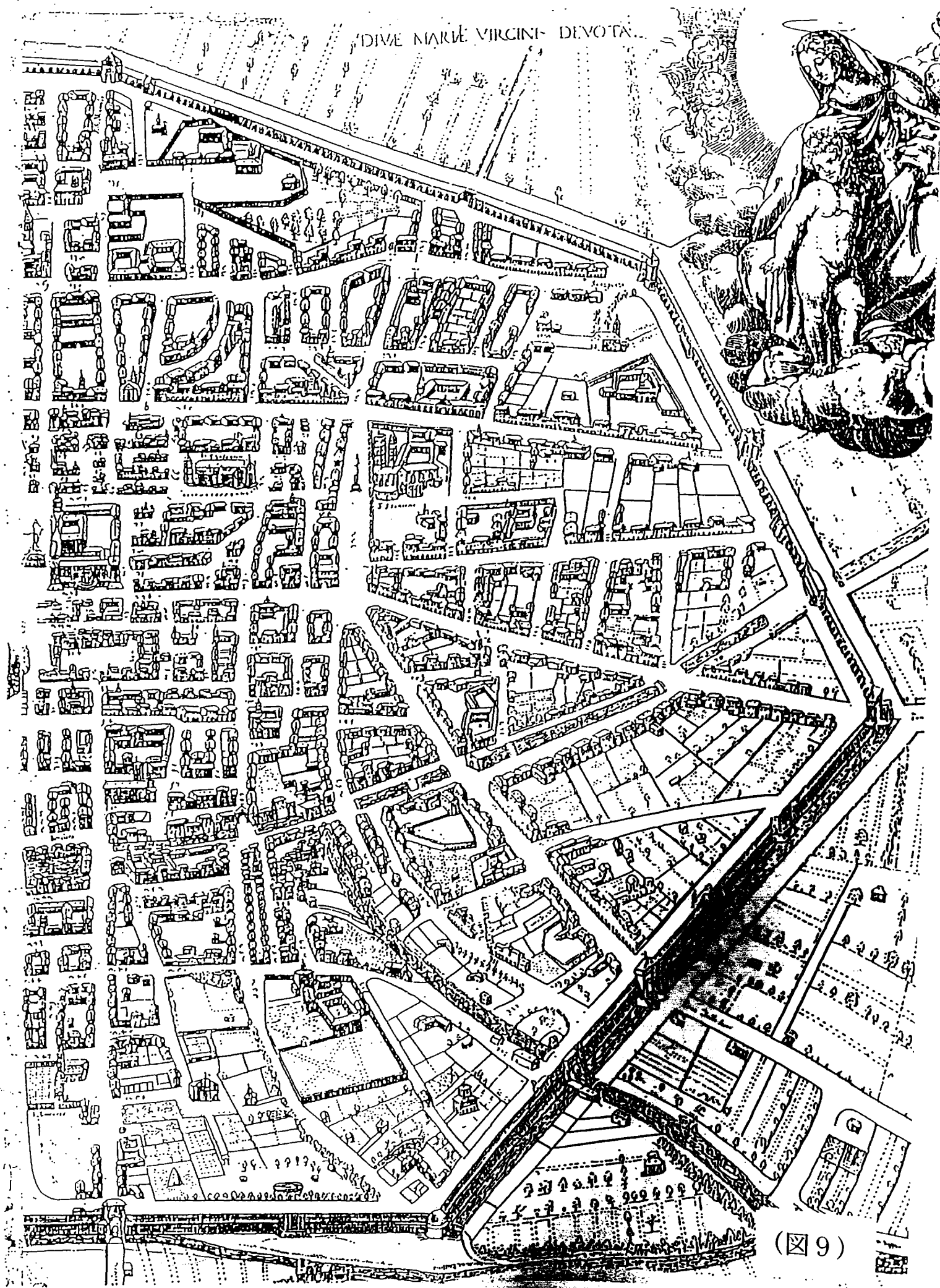
*Trattura della seta «alla piemontese».  
(Da Francesco Grisellini - Il setificio, voll. 2, Verona, 1783-1788).*

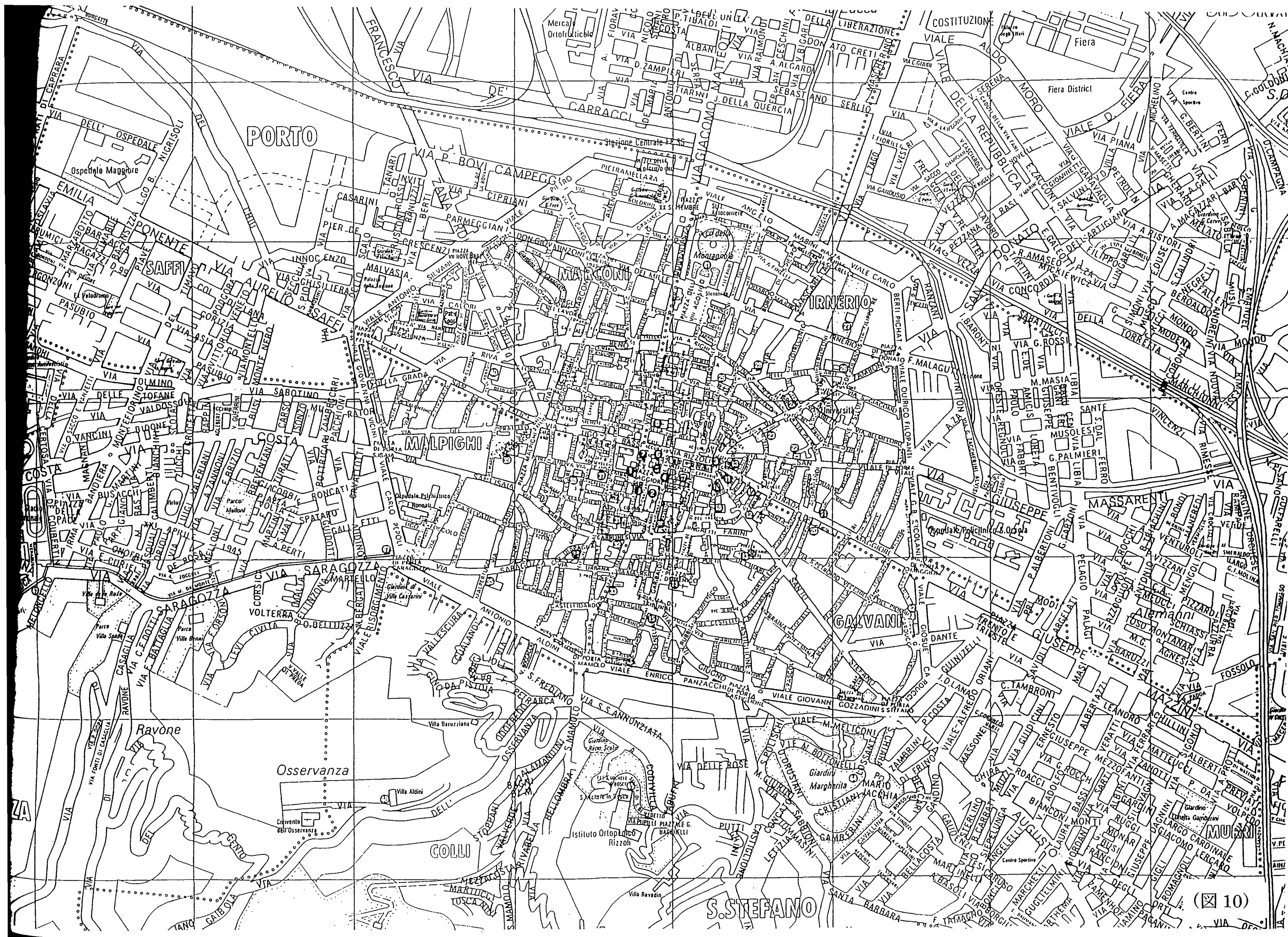


NONIA DOCET MATER STUDIOIVM



DIVE MARIE VIRGINI DEVOTA





Antonio Fran. Bombi	7
Antonio Guill Martin	33
Angela d. Gabriel	37
Antonio Garzi	42
Anna Magnato	77
Blas. d. Girard	109
Anna Reali	141
Angela Santolpi	171
Antonio Tommaso	177
Anna Maria del nage	232
Maria Tacconi	244
Agostino Fionni	258

Carlo Cianora	73, 17
Catrina d. Poggi	111
Catrina Galandri	150
Catrina Cornicina	215
Catrina Forlani	259

Barbina Birro	15
Barbara Gaud	15
Badassio Corra	88
Bernardo Manfredi	127
Bernardina Roth	127
Bernardo d'Altilio	197
Basso Galusani	235
Basso Tommaso Galusani d'Altilio	238

Doni Maria	7
Doni Carlo	39
Donna Louisa	iii
Doni Ernesto	255
Doni Guido	277
Doni Guido	289

Ferdinando	57
Ferdinando	60
Ferdinando	116
Ferdinando	208
Ferdinando	127
Ferdinando	228
Ferdinando	260

Gi. Carlo	7
Gi. Carlo	7
Gi. Carlo	15
Gi. Carlo	77
Gi. Carlo	56
Giuliano	90
Giuliano	106
Giuliano	111
Giuliano	108
Giuliano	171
Giuliano	177
Giuliano	209
Giuliano	222
Giuliano	135
Giuliano	228
Giuliano	268
Giuliano	277
Giuliano	289

Luca	135
Luca	195
Luca	197
Luca	277
Luca	286

Die Johann Peter von Barmuthi Herrsch. Kriegsd.  
in der preuss. Armee

Ich bin durch Ihre Gnade in die Niederlande gekommen

bei der Flotte zu den Schiffen der Kaiserlichen Armee

zu dienen und habe die Ehre zu sein bei dem Herrn

Generalen von ...

... zu sein

... zu sein

... zu sein

...

... zu sein

1. Johann ...

2. ...

3. ...

... zu sein

1821

Procurator

Commissarius

Quod si...

Ind. ubi...

Quod...

ubi...

Quod...

ubi...

Procurator

Commissarius

Quod...

ubi...

Quod...

Dion Augusti 1890

189

Com. per iorano (Roma) in Engim de Pombi C. S. e. C. S.  
demonstrare per infra etc.

Quoniam sapere tenor. C. S. P. d. Sauer ingrandis de m. g. p. s. s.  
buona re per buona emendat. di uno olam de l. p. p.

g. p. s. s. in uno la C. S. d. C. S. P. d. Sauer d. C.

C. S. d. m. g. p. s. s. d. Sauer d. m. g. p. s. s.

m. g. p. s. s. in uno alla f. d. p. s. s. e. in p. s. s.

m. g. p. s. s. d. C. S. d. Sauer d. m. g. p. s. s.

d. Sauer d. Sauer d. Sauer d. Sauer d. Sauer d.

du m. g. p. s. s. e. in p. s. s. d. Sauer d. Sauer d.

Sauer d. Sauer d. Sauer d. Sauer d. Sauer d.

d. Sauer d. Sauer d. Sauer d. Sauer d. Sauer d.

d. Sauer d. Sauer d. Sauer d. Sauer d. Sauer d.

d. Sauer d. Sauer d. Sauer d. Sauer d. Sauer d.

d. Sauer d. Sauer d. Sauer d. Sauer d. Sauer d.

d. Sauer d. Sauer d. Sauer d. Sauer d. Sauer d.

Die Jui no. Junij 1620.

Coram Senat. et Cong. S. Pauli Torbol. (12 3/4 19 auditors)

missi fuerunt  
die Italor.

et querelantes exposuit et infra  
fig. vs. Cu. laue sapere come questa notte prov. passata il s.

Piovanni Dottore facult. medic. ordinario, et  
prouinc. de aues non huius status il suo nome ma i un arts che stava  
in Procy. dal Torbol. di Sora Castiglione di eta d' circa ab  
anni di huiusmodi, et Mostachini se no loro di nar:  
costo fugiti che alcuni non se i accorto a dalia pace  
dove li cauesse la vita p. li morti et huiusmodi erano in  
Casa et huiusmodi non at lo coesio p. vita, et non gli  
trouo, et xeno dubbo sono fuisse. Et se fuisse in  
Casa gli huiusmodi trouat. Et d. Me.  
die huiusmodi questa fuga iuenit. Et d. Me.  
con aie detestabil di fuggire in l' aiua del d. prouinc.  
hauendo l' uno cooptato alla fuga dell' altro et al.  
pnte non habbano Medico et gli infermi misero di  
necessita p non essere curati et fuisse iuenit. Et d. Me.  
si prouiduto di un alio, et huiusmodi pte ha fatta la iust.

6/6 1907 1211

Cui et vita et iud. mandauit fieri p. iud. superz  
Remarros et non de capient con ea decreuit et obtu.  
lic se pro. iud. f. ac et m. capi oei, et quascamq. Inform. d.

Et fuit pro tunc i. iud. p. me p. de m. f. ad bancus me. f.  
Jacobus q. Ruffe de Arrens unus ex deputatis ad portand. Infirmit.  
cuius me. f. de las. iud. de veritate dicit. Et in pagina  
eisd. a longe obliua ceteris. iud. f. fuit p. me. f.

Et in quo loco ipse dormiebat nocte p. c. n. t.  
Et in questa notte prov. passata ho dormito dentro l' hospite  
delli stocci.

Int. an. d. Hospiti erit aliqui medicus, et quoy  
Et si. n. de huiusmodi iud. in medico: ma huiusmodi non e piu  
e i chiamauo il d. Dottore Piovanni fuisse, ma questa  
notte e fuggis in del d. Hospite, et in dies h. h. h. h.



